金 融 庁 の １ 年

（平成 26 事務年度版）

平成 27 年 11 月

金　　融　　庁

本冊子の記載内容について

１．　本冊子は、平成 26 年７月１日から 27 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本 編 ・ 目 次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
　第１章　金融庁の組織
　　第１節　金融庁の組織
　　　Ⅰ　概要 ……２
　　　Ⅱ　特命担当大臣 ……２
　　　Ⅲ　所掌事務 ……２
　　　Ⅳ　組織編成の特徴 ……２
　　第２節　体制整備の取組み
　　　Ⅰ　金融国際審議官の設置 ……３
　　　Ⅱ　平成27年度の体制整備 ……３

　第２章　金融庁の行政運営
　　第１節　財務局との連携 ……４
　　第２節　職員の任用等
　　　Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成 ……５
　　　Ⅱ　服務規律の確保 ……７
　　　Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付 ……８
　　第３節　研究
　　　Ⅰ　金融庁における研究 ……９
　　　Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施 ……９
　　　Ⅲ　産・官・学の連携強化 ……９
　　第４節　研修
　　　Ⅰ　金融庁における研修 ……11
　　　Ⅱ　研修の実績 ……11
　　第５節　行政情報化の推進
　　　Ⅰ　概要 ……13
　　　Ⅱ　取組み実績 ……13
　　第６節　報道・広報
　　　Ⅰ　報道対応 ……16
　　　Ⅱ　広報活動 ……16
　　第７節　情報公開等
　　　Ⅰ　開示請求の動向 ……17
　　　Ⅱ　文書管理等の状況 ……19
　　第８節　金融機関等との意見交換 ……20
　　第９節　パブリック・コメント手続の実績 ……21
　　第10節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要 ……22
Ⅱ　平成26事務年度における取組み ……22
第11節　金融サービス利用者相談室
Ⅰ　概要 ……23
Ⅱ　相談等の受付状況 ……23
第12節　政策評価への取組み ……25
第13節　金融庁業務継続計画の策定 ……28
第14節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み
Ⅰ　経緯 ……29
Ⅱ　取組み ……29
Ⅲ　実績 ……29

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）
Ⅰ　経緯 ……31
Ⅱ　概要 ……31
第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資信託及び投資法人に関する規制）
Ⅰ　経緯 ……33
Ⅱ　概要 ……33
第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に関する規制）
Ⅰ　経緯 ……35
Ⅱ　概要 ……35
第４節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）
Ⅰ　経緯 ……38
Ⅱ　概要 ……38
Ⅲ　その他 ……39
第５節　ディスクロージャー制度の充実・運用
Ⅰ　開示諸制度の整備 ……41
Ⅱ　開示諸制度の運用 ……43
Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等 ……44
Ⅳ　公認会計士・監査法人等に対する監督 ……44
Ⅴ　公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する取組み ……46
第６節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備 ……47

Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き　……48
Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き　……48
Ⅳ　会計基準・監査における国際的動向への対応　……50
Ⅴ　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催　……53

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要　……54
Ⅱ　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定　……54
Ⅲ　預保納付金を用いた事業の実施について　……55
第２節　保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備（保険募集等に関する規制）
Ⅰ　経緯　……56
Ⅱ　概要　……56

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
Ⅰ　金融審議会の構成　……59
Ⅱ　平成26事務年度の開催実績　……59
第２節　官民ラウンドテーブル
Ⅰ　経緯　……61
Ⅱ　議論の状況　……61
第３節　自動車損害賠償責任保険審議会
Ⅰ　設置　……62
Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織　……62
Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況　……62
第４節　企業会計審議会
Ⅰ　企業会計審議会の構成　……63
Ⅱ　平成26事務年度の審議状況　……63
第５節　金融トラブル連絡調整協議会
Ⅰ　経緯　……64
Ⅱ　議論の状況　……64

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み
Ⅰ　経緯等　……65
Ⅱ　金融分野の主な施策　……65
第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み

Ⅰ　「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年６月30日閣議決定）　……67
Ⅱ　コーポレートガバナンスの強化について　……69
Ⅲ　地方創生関係　……71
第３節　金融・資本市場活性化有識者会合
Ⅰ　経緯等　……75
Ⅱ　「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」（平成27年６月30日公表）…75
第４節　金融に関する税制
Ⅰ　平成27年度税制改正について　……77
Ⅱ　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて…78
第５節　規制・制度改革等に関する取組み
Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み　……80
Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応　……81
Ⅲ　地域再生に関する取組み　……82
第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援
Ⅰ　背景　……83
Ⅱ　主な取組み　……83
第７節　東日本大震災への対応
Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策　……85
Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況　……86
Ⅲ　その他　……86
第８節　消費者行政に関する取組み
Ⅰ　経緯等　……87
Ⅱ　工程表の作成等　……87
Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策　……87
第９節　金融経済教育の取組み
Ⅰ　概要　……89
Ⅱ　金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況　……89

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り　……92

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング
Ⅰ　金融検査・監督（モニタリング）の意義　……93
Ⅱ　平成26事務年度金融モニタリング基本方針の策定　……93
Ⅲ　新しい検査・監督（モニタリング）手法及び組織体制　……93
第２節　業態横断的な金融モニタリング
Ⅰ　マクロプルーデンス　……95
Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング　……95
第３節　早期是正措置・早期警戒制度について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用 ……98
Ⅱ　早期警戒制度について ……100
第４節　金融上の行政処分について
Ⅰ　行政処分の趣旨 ……102
Ⅱ　行政処分の業態別発動状況 ……102
第５節　反社会的勢力への対応について
Ⅰ　経緯 ……103
Ⅱ　これまでの対応 ……103
第６節　指定紛争解決機関 ……105

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針等
Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等 ……106
Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 ……107
第２節　預金取扱金融機関の概況
Ⅰ　主要行等の平成26年度決算概況 ……109
Ⅱ　地域銀行の平成26年度決算概況 ……109
Ⅲ　再編等の状況 ……109
Ⅳ　不良債権処理等の推移 ……110
Ⅴ　預金保険料率の変更 ……112
第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング
Ⅰ　主要行等に対する金融モニタリング ……113
Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング ……113
Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング ……114
Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング ……114
第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について
Ⅰ　銀行 ……117
Ⅱ　協同組織金融機関 ……117
Ⅲ　日本振興銀行の破綻処理について ……117
第５節　自己資本比率規制等への対応 ……120
第６節　資本増強制度の運用状況
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法 ……122
Ⅱ　金融機能強化法 ……122
第７節　地域密着型金融の推進
Ⅰ　経緯 ……124
Ⅱ　地域密着型金融の推進に係る取組み ……124
第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
Ⅰ　対応 ……126
Ⅱ　現状 ……128
第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況 ……129
Ⅱ　金融機関における対応状況 ……129
第10節　口座不正利用対策
Ⅰ　金融庁における取組状況 ……130
Ⅱ　金融機関における取組状況 ……130
第11節　振り込め詐欺等への対応 ……131

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針 ……132
第２節　信託会社等の新規参入 ……133
第３節　信託会社等に対する金融モニタリング ……134
第４節　信託会社等に対する行政処分 ……135
第５節　類似商号への対応 ……136

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針等 ……137
第２節　保険会社の概況
Ⅰ　平成27年３月期決算状況 ……139
Ⅱ　再編等の状況 ……139
第３節　保険会社に対する金融モニタリング ……141
第４節　保険会社に対する行政処分 ……142
第５節　統合的リスク管理態勢の整備・高度化について ……143
第６節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて ……144
第７節　保険商品審査態勢について ……145
第８節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　少額短期保険業者の概況 ……146
Ⅱ　少額短期保険業者に対する行政処分 ……146
第９節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　認可特定保険業者の概況 ……147
Ⅱ　認可特定保険業者に対する行政処分 ……147

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ……148
第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング ……150
第３節　第一種金融商品取引業
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況 ……152
Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分 ……154
Ⅲ　投資者保護基金について ……154
第４節　第二種金融商品取引業
Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況 ……155

Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分　……155
第５節　投資助言・代理業
Ⅰ　投資助言・代理業者の概況　……156
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分　……156
第６節　投資運用業
Ⅰ　投資運用業者の概況　……157
Ⅱ　投資運用業者に対する行政処分　……157
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者
Ⅰ　登録金融機関の概況　……158
Ⅱ　取引所取引許可業者の概況　……158
Ⅲ　金融商品仲介業者の概況　……158
第８節　信用格付業者
Ⅰ　信用格付業者の概況　……159
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人　……159
第９節　適格機関投資家等特例業務届出者
Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況　……160
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について　……160
第10節　認定投資者保護団体　……161
第11節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について
Ⅰ　相談件数の状況等　……162
Ⅱ　対応　……162

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　事務ガイドライン第三分冊　……164
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針　……165
Ⅱ　貸金業者の数の推移　……165
Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング　……165
Ⅳ　貸金業者に対する行政処分　……165
Ⅴ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況　……165
Ⅵ　貸金業務取扱主任者の登録状況　……165
Ⅶ　登録講習機関の講習実施状況　……165
Ⅷ　指定信用情報機関の概況　……166
第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況　……167
Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング　……167
Ⅲ　前払式支払手段発行者に対する行政処分　……167
Ⅳ　前払式支払手段の払戻手続　……168
Ⅴ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続　……168
Ⅵ　資金移動業者の概況　……168

Ⅶ　資金移動業者に対する金融モニタリング　……169
Ⅷ　資金移動業者に対する行政処分　……169
第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き
Ⅰ　ＳＰＣ等の概況　……170
Ⅱ　ＳＰＣ等に対する行政処分　……170
Ⅲ　資産の流動化の状況　……170
第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き　……172
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き　……173
第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き　……174
第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き　……175
第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング　……176
Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング　……176

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
Ⅰ　本制度導入の経緯　……177
Ⅱ　回答実績　……177
Ⅲ　利用上の留意点　……177

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
Ⅰ　本照会手続導入の経緯　……178
Ⅱ　回答実績　……178
Ⅲ　利用上の留意点　……178

第16章　疑わしい取引の届出制度
Ⅰ　疑わしい取引の届出制度　……179
Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況　……179

第17章　課徴金納付命令
Ⅰ　課徴金制度について　……180
Ⅱ　課徴金納付命令等の状況　……181

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第１節　金融モニタリングレポート　……183
第２節　金融検査結果事例集　……184
第３節　検査モニター制度　……185
第４節　意見申出制度　……186
第５節　金融モニタリング情報の収集について
Ⅰ　概要　……187
Ⅱ　情報の収集状況　……187

第４部　国際関係の動き
第19章　金融危機再発防止に向けた国際的な取組み
第１節　首脳・閣僚級の国際会議（G20、Ｇ７）
Ⅰ　概要 ……188
Ⅱ　活動状況 ……188
Ⅲ　当庁の対応 ……189
第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）
Ⅰ　概要 ……191
Ⅱ　活動状況 ……192

第20章　金融監督国際機構
第１節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）
Ⅰ　概要 ……195
Ⅱ　活動状況 ……196
第２節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）
Ⅰ　概要 ……199
Ⅱ　活動状況 ……201
Ⅲ　その他 ……203
第３節　店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み
Ⅰ　概要 ……205
Ⅱ　活動状況 ……205
第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
Ⅰ　概要 ……207
Ⅱ　活動状況 ……208
第５節　ジョイント・フォーラム
Ⅰ　概要 ……210
Ⅱ　活動状況 ……210
第６節　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ） ……211

第21章　金融に関するその他の国際的フォーラム
第１節　国際通貨基金（ＩＭＦ）
Ⅰ　概要 ……212
Ⅱ　活動状況 ……212
第２節　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）
Ⅰ　概要 ……214
Ⅱ　活動状況 ……214
第３節　世界貿易機関（ＷＴＯ）
Ⅰ　概要 ……216
Ⅱ　活動状況（金融サービス分野） ……216

第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）
Ⅰ　概要 ……218
Ⅱ　活動状況 ……218
第５節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）
Ⅰ　概要 ……220
Ⅱ　活動状況 ……221

第22章　海外の金融当局との関係
第１節　金融監督者間の二国間連携強化
Ⅰ　二国間協議等 ……223
Ⅱ　米国の店頭デリバティブ規制 ……223
Ⅲ　欧州の店頭デリバティブ規制 ……224
第２節　アジア等の新興市場国への取組み
Ⅰ　アジア金融インフラ整備支援 ……225
Ⅱ　アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ） ……227

資料編・目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
　第１章　金融庁の組織
　　第１節　金融庁の組織
　　資料１－１－１　金融庁の組織（平成26年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
　　資料１－１－２　内閣府設置法（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
　　資料１－１－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度）　・・・・・・・・・・・・・・232
　　第２節　体制整備の取組み
　　資料１－２－１　金融国際審議官の設置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・233
　　資料１－２－２　金融庁の組織（平成27年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・234
　　資料１－２－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成27年度）　・・・・・・・・・・・・・・235

　第２章　金融庁の行政運営
　　第３節　研究
　　資料２－３－１　金融研究センター　研究員・特別研究員　・・・・・・・・・・・・・・・・236
　　資料２－３－２　平成26事務年度に公表したディスカッションペーパー　・・・・237
　　資料２－３－３　金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催
　　シンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融の
　　あり方」　・・238
　　ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本 ハイレベル・グローバル・
　　シンポジウム －金融教育を通じたより良いライフプラン
　　ニングの促進－　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
　　資料２－３－４　平成26事務年度　金曜ランチョン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・243
　　第４節　研修
　　資料２－４－１　平成26年度　金融庁研修体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・245
　　資料２－４－２　平成26事務年度（平成26年７月～27年６月）研修実施状況・・246
　　第６節　報道・広報
　　資料２－６－１　記者会見等の実施回数等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
　　資料２－６－２　金融庁ウェブサイトの特設ページについて　・・・・・・・・・・・・・・250
　　資料２－６－３　平成26事務年度政府広報実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・251
　　第９節　パブリック・コメント手続の実績
　　資料２－９－１　意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧
　　平成26事務年度（平成26年７月～平成27年６月）　・・・・・・・・252
　　第11節　金融サービス利用者相談室
　　資料２－11－１　金融サービス利用者相談室パンフレット等　・・・・・・・・・・・・・・255
　　資料２－11－２　金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
　　（平成26年４月１日～27年３月31日）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・257

第12節　政策評価への取組み
資料２－12－１　実績評価における基本政策・施策等一覧　……259
資料２－12－２　金融庁における政策評価への取組み　……260
資料２－12－３　金融庁における平成26年度政策評価・27年度実施計画（概要）　……268
第13節　金融庁業務継続計画の策定
資料２－13－１　金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）の概要　……269
資料２－13－２　金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）の概要　……275
第14節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み
資料２－14－１　英語によるＯｎｅ　Ｓｔｏｐでの行政対応　……278

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）
資料３－１－１　「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について　……280
資料３－１－２　「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対するパブリックコメントの結果等について　……282
第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資信託及び投資法人に関する規制）
資料３－２－１　平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について　……283
第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に関する規制）
資料３－３－１　平成26年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について　……285
資料３－３－２　平成26年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について　……287
第４節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）
資料３－４－１　「金融商品取引法の一部を改正する法律」（平成27年法律

第32号）に係る説明資料 ……289
第５節　ディスクロージャー制度の充実・運用
資料３－５－１　平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について ……298
資料３－５－２　平成26年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について ……299
資料３－５－３　有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について（平成27年３月期版） ……300
資料３－５－４　有価証券報告書レビューの実施について（平成27年３月期以降） ……301
資料３－５－５　有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について（警告書の発出を行った発行会社等）……302
資料３－５－６　公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会　当面のアクションプランの改訂について……303
第６節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
資料３－６－１　ＩＦＲＳ適用レポート（本編） ……304
資料３－６－２　「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について ……321
資料３－６－３　日本におけるＩＦＲＳ適用状況 ……324
資料３－６－４　外国監査法人等に対する検査監督の考え方 ……325
資料３－６－５　諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス ……328
資料３－６－６　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催について（地域の資本市場をめぐる地元経済界・資本市場関係者等による意見交換会） ……332

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料４－１－１　振り込め詐欺救済法の制度概要（27年３月末時点） ……334

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
資料５－１－１　金融審議会の構成 ……335
資料５－１－２　金融審議会委員名簿 ……336
資料５－１－３　「投資運用等に関する検討」及び「決済業務等の高度化に関する検討」に係る審議会への諮問 ……337
資料５－１－４　「投資運用等に関するワーキング･グループ」メンバー名簿 ……338
資料５－１－５　適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」）について ……339

資料５－１－６　プロ向けファンドに関連する問題　……340
資料５－１－７　金融審議会 投資運用等に関するワーキング･グループ報告
（平成27年１月28日）の概要　……341
資料５－１－８　「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」
メンバー名簿　……342
資料５－１－９　金融審議会 決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ
「中間整理」（平成27年４月28日公表）の概要　……343
資料５－１－10　「金融グループを巡る制度のあり方に関する検討」に係る
審議会への諮問　……344
資料５－１－11　「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・
グループ」メンバー名簿　……345
資料５－１－12　金融グループを巡る制度のあり方について　……346
第３節　自動車損害賠償責任保険審議会
資料５－３－１　自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿　……347
第４節　企業会計審議会
資料５－４－１　企業会計審議会の組織図　……348
第５節　金融トラブル連絡調整協議会
資料５－５－１　金融トラブル連絡調整協議会委員名簿　……349
資料５－５－２　金融トラブル連絡調整協議会の開催状況　……350
資料５－５－３　指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等
（平成26年４月１日～平成26年９月30日）　……353
資料５－５－４　指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等
（平成26年４月１日～平成27年３月31日）　……356

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み
資料６－２－１　「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年６月30日閣議決定）
における金融庁関連の主要施策　……359
資料６－２－２　「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシッ
プ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促す
ために～　……362
資料６－２－３　「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシッ
プ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促す
ために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表
（第５回）について　……377
資料６－２－４　機関投資家等の皆さまへ　……379
資料６－２－５　コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な
成長と中長期的な企業価値の向上のために～　……381
資料６－２－６　産業・金融一体となった総合支援体制の整備
－金融等による「地域企業応援パッケージ」－　……411

第３節　金融・資本市場活性化有識者会合
資料６－３－１　金融・資本市場活性化有識者会合意見書の概要　……416
第４節　金融に関する税制
資料６－４－１　平成27年度税制改正について
－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－　……417
資料６－４－２　ＮＩＳＡ口座の開設・利用状況調査　……431
第５節　規制・制度改革等に関する取組み
資料６－５－１　地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）　……433
第７節　東日本大震災への対応
資料６－７－１　二重債務問題への対応方針　……434
資料６－７－２　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
（平成23年７月15日策定）の概要　……435
資料６－７－３　個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続の流れ
（概要）　……438
資料６－７－４　個人版私的整理ガイドライン運営委員会について　……439
資料６－７－５　個人債務者の私的整理に関するガイドライン（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）　……440
資料６－７－６　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成23年10月26日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　……451
資料６－７－７　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成24年１月25日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　……452
資料６－７－８　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項～震災後に購入した不動産の取扱いについて～（平成24年12月19日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）　……453
資料６－７－９　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について　……454
第８節　消費者行政に関する取組み
資料６－８－１　消費者基本計画(抄)　……456
第９節　金融経済教育の取組み
資料６－９－１　金融庁における金融経済教育への取組み　……467
資料６－９－２　大学における金融経済教育　……471
資料６－９－３　各種ガイドブック　……472
資料６－９－４　2014年度金融知識普及功績者一覧　……475
資料６－９－５　金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況　……477

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング
資料８－１－１　金融モニタリング基本方針の概要（平成26事務年度）　‥‥479
第３節　早期是正措置・早期警戒制度について
資料８－３－１　早期是正措置の概念図　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥492
資料８－３－２　早期警戒制度について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥493
資料８－３－３　早期警戒制度の導入について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥494
第４節　金融上の行政処分について
資料８－４－１　金融上の行政処分について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥495
資料８－４－２　行政処分の件数（平成14年４月～平成26事務年度）　‥‥‥‥‥‥499

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き
第２節　預金取扱金融機関の概況
資料９－２－１　主要行等の平成27年３月期決算の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥500
資料９－２－２　主要行等の平成27年３月期決算状況【連結】
＜速報ベース＞　‥‥501
資料９－２－３　地域銀行の平成27年３月期決算の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥502
資料９－２－４　銀行持株会社の設立認可について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥503
資料９－２－５　リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の
違い　‥‥504
資料９－２－６　リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係　‥‥505
資料９－２－７　自己査定における債権分類基準　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥506
資料９－２－８　平成27年３月期における金融再生法開示債権の状況等
（ポイント）　‥‥507
資料９－２－９　金融再生法開示債権等の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥509
資料９－２－10　全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥512
資料９－２－11　金融再生法開示債権の保全状況の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥513
資料９－２－12　担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（アンケートによる全数調査）　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥516
資料９－２－13　不良債権処分損等の推移（全国銀行）　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥517
資料９－２－14　リスク管理債権額等の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥521
資料９－２－15　自己査定による債務者区分の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥524
資料９－２－16　金融再生プログラム
－主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生－　‥‥‥‥‥‥‥‥525
資料９－２－17　不良債権比率の推移（主要行）　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥526
第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング
資料９－３－１　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況‥‥527
第５節　自己資本比率規制等への対応
資料９－５－１　バーゼル２（自己資本比率規制）について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥534

資料９－５－２　バーゼル３の全体像　……537
資料９－５－３　新たな自己資本比率規制の概要　……541
資料９－５－４　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先（平成26事務年度）　……544
資料９－５－５　レバレッジ比率　……545
資料９－５－６　流動性規制の導入　……546
第６節　資本増強制度の運用状況
資料９－６―１　経営健全化計画履行状況報告（平成26年12月）　……547
資料９－６－２　経営健全化計画履行状況報告（平成27年６月）　……555
資料９－６－３　金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要　……559
資料９－６－４　金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要　……560
資料９－６－５　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成26年３月期）」の概要　……561
資料９－６－６　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成26年９月期）」の概要　……570
第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
資料９－８－１　「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について　……579
資料９－８－２　年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について　……580
資料９－８－３　「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」への新たな事例の追加について　……582
資料９－８－４　金融機関における貸付条件の変更等の状況　……586
資料９－８－５　日銀短観Ｄ．Ｉ．の推移　……587
資料９－８－６　中小企業の業況等に関するアンケート調査結果　……588
資料９－８－７　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表　……590
資料９－８－８　不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達　……591
第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
資料９－９－１　偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について……592
資料９－９－２　偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成27年３月末）について　……602

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　信託会社等の新規参入
資料10－２－１　信託会社等の新規参入状況　……606

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第２節　保険会社の概況
資料11－２－１　生命保険会社の平成27年３月期決算の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥607
資料11－２－２　損害保険会社の平成27年３月期決算（速報）の概要　‥‥‥‥608
資料11－２－３　生命保険会社一覧表　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥609
資料11－２－４　損害保険会社一覧表　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥610
資料11－２－５　保険持株会社一覧表　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥611
資料11－２－６　生命保険会社の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥612
資料11－２－７　損害保険会社の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥613
第３節　保険会社に対する金融モニタリング
資料11－３－１　保険会社に対する金融モニタリングの実施状況　‥‥‥‥‥‥614
第６節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて
資料11－６－１　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥616
第８節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－８－１　少額短期保険業者登録一覧　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥618
第９節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－９－１　認可特定保険業者一覧　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥621

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第３節　第一種金融商品取引業
資料12－３－１　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移　‥‥622
資料12－３－２　国内証券会社の平成26年度決算概況　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥623
資料12－３－３　株式市況と証券会社の損益の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥624
資料12－３－４　投資者保護基金の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥625
第４節　第二種金融商品取引業
資料12－４－１　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移　‥‥626
第５節　投資助言・代理業
資料12－５－１　金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移　‥‥‥‥‥627
第６節　投資運用業
資料12－６－１　金融商品取引業者（投資運用業）数の推移　‥‥‥‥‥‥‥628
資料12－６－２　投資法人の新規上場について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥629
資料12－６－３　投資信託の純資産総額の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥630
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者
資料12－７－１　登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移　‥‥‥631
資料12－７－２　取引所取引許可業者一覧　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥632
第８節　信用格付業者
資料12－８－１　信用格付業者登録一覧　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥633

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

資料13－２－１　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況　‥‥‥‥‥‥‥‥‥634
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き
資料13－６－１　確定拠出年金運営管理機関登録数の推移　‥‥‥‥‥‥‥‥‥635
第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング
資料13－９－２　政策金融機関等に対する金融モニタリングの実施状況‥‥‥636

第16章　疑わしい取引の届出制度
資料16－１　疑わしい取引の届出制度の概念図　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥637

第17章　課徴金納付命令
資料17－１　調査から課徴金納付命令までの流れ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥638
課徴金制度に係る手続等の流れ　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥639
資料17－２　課徴金納付命令の実績　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥640

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第１節　金融モニタリングレポート
資料18－１－１　金融モニタリングレポートの概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥644
第３節　検査モニター制度
資料18－３－１　「オフサイト検査モニター」の集計結果について　‥‥‥‥660
第４節　意見申出制度
資料18－４－１　意見申出実績　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥666
第５節　金融モニタリング情報の収集について
資料18－５－１　金融モニタリング情報収集窓口　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥668

第４部　国際関係の動き
第20章　金融監督国際機構
第１節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）
資料20－１－１　バーゼル銀行監督委員会機構図　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥670
第２節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）
資料20－２－１　証券監督者国際機構組織図　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥671
第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
資料20－４－１　保険監督者国際機構組織図　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥672

第21章　金融に関するその他の国際的フォーラム
第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）
資料21－４－１　経済連携協定（ＥＰＡ）締結・交渉状況　‥‥‥‥‥‥‥‥673

巻末資料１　この１年の主な出来事 ……675
巻末資料２　最近の主な金融関連立法 ……706
巻末資料３　この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
（平成26事務年度） ……707
金融庁の所在地等 ……712

本　編

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織（資料１－１－１～３参照）

Ⅰ　概要

金融庁は、平成 12 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、26 年度末現在、全体で一般職 1,556 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

Ⅳ　組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第２節　体制整備の取組み（資料１－２－１～３参照）

Ⅰ　金融国際審議官の設置

金融危機以降、世界的に金融規制を巡る議論が進展しており、金融庁ではこれまで、局長級の「国際政策統括官」を中心に国際的な交渉に当たってきたが、金融規制を議論する国際機関の主要会合においては、各国からは主に、金融当局の長官・次官級や中央銀行の総裁が出席している。

こうした中で、日本の国益に資するよう国際金融規制改革を進めるため、年度途中の機構要求・査定を経て、26 年８月に、国際交渉を主担とする次官級の「金融国際審議官」を金融庁に設置している。

Ⅱ　平成 27 年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、22 名（グロス）の増員（10 名の純増）並びに審議官（官房担当）及び参事官（国際金融センター担当）の設置等の体制整備を図った。

１．金融グローバル化の進展への対応〔５人〕
- 東京の国際金融センターとしての地位確立
- 国際的な要請に対応するための監督体制の整備　等

２．魅力ある金融・資本市場の確立〔８人〕
- 金融商品取引所に対する監督体制の一元化
- 投資型クラウドファンディング業者に対する検査・監督体制の整備　等

３．検査・監督の質の向上等　等〔５人〕
- リスク・カテゴリー別専門チーム体制の強化　等

４．国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進〔４人〕

【定員の推移】

定員の推移	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
増　員 (A)	51	32	33	25	22
定員合理化減等 (B)	▲22	▲21	▲34	▲16	▲12
純　増 (A-B)	29	11	▲１	9	10
年度末定員	1,537	1,548	1,547	1,556	1,566

第２章　金融庁の行政運営

第１節　財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

１．財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年４回（平成 26 事務年度は７、10、１、４月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

２．理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年２回（26 事務年度は 11、３月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

３．地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年１回（26 事務年度は９～10 月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

26 事務年度は、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」の概要や「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集等について説明を行ったほか、企業経営者や経済団体役員、経営支援の担い手等との間で、地域経済の現状・課題や地域金融機関に対する評価・期待等について意見交換を行った。

第２節　職員の任用等

Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みについて、これまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性等に基づき、着実に取組みを行った。また、国家公務員法の一部を改正する法律により26年８月から施行された幹部候補育成課程について、当庁における運用を開始した。

１．組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくＰＤＣＡサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。また、26事務年度は一層の業務効率化を進めるため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行った。

さらに、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（26年10月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）を踏まえ、育児中の職員と幹部職員等により構成する「家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場の環境づくり推進会議」での議論も行った上で、27年１月に「金融庁女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表した。

２．金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

（１）各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

（２）民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】　（単位：人）

	26年３月１日現在	27年３月１日現在
弁　護　士	40	34
公認会計士	57	59
不動産鑑定士	８	６
アクチュアリー	６	７
研　究　者	１	０
情報処理技術者	28	30
金融実務経験者	224	235
計	364	371

（３）官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】　（単位：人）

	26年3月1日現在	27年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	23	25
民間企業等	８	13
地方自治体	２	２
大学教授	２	２
計	35	42

（新規派遣先）国際通貨基金（IMF）（派遣増員）、ＵＫＰＲＡ（英国）、三菱商事㈱、新日鐵住金㈱、㈱ＮＴＴデータ、㈱日立製作所、日東電工㈱

（４）職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であること

から、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね５年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁１年目～５年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを引き続き実施した。

（５）大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、引き続き海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】　（単位：人）

	25 年度	26 年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	13	８
海外大学・大学院（法科、MBA 等）	13（１）	19（１）
計	26（１）	27（１）

※（　）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。

３．幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、27 年３月までに幹部候補育成課程の対象者を選定した。

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

（１）非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（26 年 12 月、27 年６月）。

（２）全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（27 年１月）。

（３）全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全 21 回）。

（26 事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
０件	１０件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15 年６月 13 日に法律の専門家４名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行（18 年４月１日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

〇法令等遵守調査室のメンバー（27 年６月１日現在）

室長	田中　豊	（総務企画局参事・弁護士）
	大井　修平	（監督局証券課・弁護士）
	大村　由紀子	（監督局保険課・弁護士）
	小川　惠輔	（総務企画局企業開示課・判事）
	金澤　浩志	（監督局総務課・弁護士）
	君島　直之	（審判官・判事）
	久保庭　幸之介	（検査局総務課・検事）
	杉野　聡	（検査局総務課・弁護士）
	船越　涼介	（総務企画局市場課・弁護士）
顧問	久保利　英明	（総務企画局参事・弁護士）

第３節　研究

Ⅰ　金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成 13 年７月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22 年９月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Services Agency Institute(略称：ＦＳＡ Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

27 年６月末現在における研究官・特別研究員については、資料２－３－１参照。

26 事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「高頻度取引（ＨＦＴ）に関する実証研究、取引高速化とプレオープニングの発注行動分析」、「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」等がある。前者については、ＴＯＰＩＸ銘柄を対象に、高速取引環境がプレオープニングにおける投資家の発注行動に与える影響を検証した。後者では、自己資本比率規制とレバレッジ比率規制が同時に銀行に課された場合の具体的な影響を、理論モデルを用いて考察した。

26 事務年度の調査研究の成果は、計 11 本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「ＤＰ」という。）として公表した。なお、各ＤＰの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。

26 事務年度に取りまとめたＤＰについては、資料２－３－２参照。

Ⅲ　産・官・学の連携強化

１．シンポジウムの開催（資料２－３－３参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。23 年度から、開催頻度を年

２回とした。

26 年度は、26 年 10 月に、大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、神戸大学大学院経営学研究科及びアジア開発銀行研究所（ＡＤＢＩ）との共催により、「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」を開催し、地域の中小企業金融の現状とあり方や行動経済学的アプローチからの家計の借入行動、アジアの金融資本市場の諸課題やアジアの中小企業金融について、報告・議論を行った。

また、27 年１月には、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）、ＡＤＢＩ及び日本銀行との共催により、「ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム －金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進－」を開催し、各国から政府関係者、研究者等を招き、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について、報告・議論を行った。

上記シンポジウムでは、学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされた（26 年 10 月開催の「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」には 101 名、27 年１月開催の「ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム －金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進－」には 145 名参加）。

２．研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催した。

（１）企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催している。26 事務年度は合計１回開催した。

（２）主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。26 事務年度は合計８回開催した。

上記の研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定した。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化された。

３．昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料２－３－４参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師をお招きし、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。26 事務年度は合計 25 回開催した。

第４節　研修

Ⅰ　金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグランドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ　研修の実績

１．概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の３区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

２．平成 26 年度の研修方針及び研修計画（資料２－４－１参照）

（１）26 年度の研修については、ベター･レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

（２）26 年度の研修計画については、計 78 コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

３．26 事務年度の研修実施状況（資料２－４－２参照）

（１）概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

（２）研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を

目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているかを理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政研修」などを実施した。

イ．実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

また、ファイナンシャル・プランニング技能検定２級及び１級レベル相当の知識の付与を目的とした、「ライフプランニング研修（中級コース及び上級コース）」を新たに実施したほか、国会業務に関する知識の付与及び国会作業の効率化策の周知を目的とした「国会業務に関する研修」を新たに実施した。

ウ．通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査コース」などを実施した。

（３）検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み

検査局では、所属する職員に対して、資料２－４－２に記載した金融検査課程研修の機会を活用し、金融モニタリング等の実施に際し必要な知識・スキルの習得に関する研修を実施したほか、統計的分析能力の向上や、最新の金融動向、関係法令の改正等に関する研修を実施した。また、各モニタリングチームでは、各チーム主催による専門研修を実施したほか、外部団体が主催する研修会等へ職員を派遣した。

ア．各モニタリングチーム主催による専門研修

各モニタリングチームでは、各モニタリングチームの業務内容に見合った専門人材の継続的育成を図るため、チーム内で必要な研修メニューを企画・立案し、研修会や勉強会等を実施した。

イ．外部団体が主催する研修会等への職員の派遣

各モニタリングチームでは、ベストプラクティスや業態毎のベンチマーク等についての知見を蓄積・充実させるため、外部団体が主催する研修会等へ職員を派遣した。

第５節　行政情報化の推進

Ⅰ　概要

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成 26 年６月 24 日閣議決定）において、「より便利で利用者負担の少ない行政サービスを、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する。」こととされている。金融庁においても、情報化統括責任者（ＣＩＯ：Chief Information Officer)、専門的な知識を有するＣＩＯ補佐官等を構成員とする金融庁ＰＭＯの統括のもと、以下の取組みを行っている。

① ＩＴ化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み
② 情報セキュリティ対策の推進
③ オンライン手続の利用促進
④ ＩＴ人材育成の推進

Ⅱ　取組み実績

１．ＩＴ化に対応した業務の最適化、コスト削減への取組み

（１）「業務・システム最適化計画」による減量・効率化等の取組み

効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。

No.	最適化計画	効果測定時期
１	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27 年度
２	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	26 年度
３	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	26 年度

各最適化計画の 26 事務年度の実施状況については、次のとおりである。

① No.１に関しては、見直し後のスケジュールに基づき、開発作業を予定どおり実施し、27 年３月よりシステムの全面稼動を開始した。
② No.２に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。
③ No.３に関しては、システムの安定運用を行い、最適化による効果が得られた。

（２）情報システム調達の適正化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証

することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）である総括審議官、各局総務課長及びＣＩＯ補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、①システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、②ＳＥ単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適切なものとなっているかを審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

（３）コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

２．情報セキュリティ対策の推進

最近の政府機関等を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、26 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

（１）職員の情報セキュリティ対策水準の向上

全職員に対して、情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を実施したほか、情報セキュリティ対策の実施状況について点検を実施した。

（２）技術的情報セキュリティ対策の強化

金融庁の情報システムを対象に、高度サイバー攻撃対処のためのシステムリスク評価及び情報セキュリティ監査を行い、監査結果を踏まえた対策を実施した。また、金融庁の情報及び情報システムを保護するための更なる技術的対策を実施した。

（３）金融庁情報セキュリティポリシー等の改定

26 年５月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」(平成 26 年３月 19 日情報セキュリティ対策推進会議決定)が制定されたことに伴い、「金融庁情報セキュリティポリシー」（27 年１月 21 日改定）及び関連規則等を改定した。

（４）緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化するため、金融庁ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incidents Response Team：情報セキュリティ事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊）のメンバー及びＣＹＭＡＴ（Cyber Incident Mobile Assistant Team：情報セキュリティ緊急支援チーム）のメンバーが、サイバー攻撃への対策に関する訓練や情報セキュリティに関する研修に参加した。

３．オンライン手続の利用促進

（１）オンライン手続の利便性向上に向けた改善

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき、改善促進手続（公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出の２手続）の利便性向上に向け、「改善取組計画」を策定した。

（２）オンライン申請・届出等の利用状況

金融庁における近年のオンラインによる申請・届出等手続件数は下表のとおり。

（参考　オンラインによる申請・届出等手続件数）　（単位：件）

	23 年度	24 年度	25 年度
オンライン申請・届出等手続件数	1,240,868	1,315,200	1,450,665
ＥＤＩＮＥＴの利用による提出件数	89,522	89,566	94,297

※26 年度の申請・届出等手続件数は、27 年度中に公表予定。

４．ＩＴ人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでＩＴ知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「ＩＴ基礎知識研修」を開催した。ＩＴパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、受講者に当該試験の受験を勧奨した。

また、ＩＴ知識の習得のため、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨した。

さらには、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、21 年度から毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、26 年度も職員１名を派遣した。

第６節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

１．報道発表及び記者会見等の実施（資料２－６－１参照）

閣議後（毎週２回）に実施している大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計 22 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。

Ⅱ　広報活動

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料２－６－２参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、従前より、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置、政府広報を活用した施策周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成 26 事務年度は、具体的には、26 年１月より開始されたＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着を目的として特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。また、詐欺的な投資勧誘等による被害の拡大防止・未然防止を図るため、政府広報や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行った。このほか、26 年７月、27 年１月及び６月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

２．海外に対する情報発信の強化

26 年４月より、庁内に英語対応チームを設置し、海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始しており、海外の事業者、投資家等からの照会に対して迅速かつ適切に対応を行った。

また、英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツ充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週１回発行するとともに、コーポレートガバナンス・コードなどの海外からも関心が高い施策については、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。

３．政府広報の活用（資料２－６－３参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料２－６－３のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第７節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．情報公開

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号、13 年４月１日施行）に基づく、26 年度の開示請求の受付件数は 176 件となっている。

（２）主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

① 個別の金融機関等の業務報告書等

② 行政処分に関連した報告等

③ 法令や内部規則に関する文書等

開示請求の受付及び処理状況（26 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	3	49	1	17	18	18	6	2
検　査　局	0	9	0	7	7	2	0	0
監　督　局	9	110	9	91	100	13	0	6
小　　計	12	168	10	115	125	33	6	8
証券取引等監視委員会	1	7	2	2	4	4	0	0
公認会計士・監査審査会	0	1	0	0	0	0	1	0
合　　計	13	176	12	117	129	37	7	8

（注１）本表は、26 年４月から 27 年３月末までの計数を取りまとめたものである。

（注２）「翌年度繰越」８件については、27 年６月末までに全て開示決定等済。

（注３）27 年度における６月末までの開示請求の受付件数は 41 件である。

※　うち 11 件は６月末までに開示決定等済。

（３）不服申立等

26 年度における不服申立受理件数は６件となっている。そのうち４件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

26 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は７件（全て前年度以前からの繰越事案）。うち、６件については、同年度中に裁決・決定を行っている。残りの１件も 27 年６月 30 日までに裁決・決定を行っている。

２．個人情報

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年４月１日施行）に基づく、26 年度の開示請求の受付件数は 866 件となっている。

（２）主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案

② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（26 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	4	2	6	0	6	0	0	0
検査局	0	0	0	0	0	0	0	0
監督局	0	23	13	9	22	0	0	1
小　計	4	25	19	9	28	0	0	1
証券取引等監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・監査審査会	7	841	847	0	847	0	0	1
合　計	11	866	866	9	875	0	0	2

（注１）本表は、26 年４月から 27 年３月末までの計数を取りまとめたものである。
（注２）「翌年度繰越」２件については、26 年６月末までに全て開示決定等済。
（注３）27 年度における６月末の開示請求の受付件数は 32 件である。
※うち 26 件は６月末までに開示決定等済。

（３）不服申立等

26 年度における不服申立受理件数は５件となっている。全件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

26 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は３件であり、全件について 27 年６月 30 日までに裁決・決定を行っている。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計 15 回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、26 年 10 月～11 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、27 年１月～２月にかけて監査を実施。
さらに、27 年４月～５月にかけてフォローアップ監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、26 事務年度（26 年７月～27 年６月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 11 件発生した（メール誤送信、郵便物の誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいており、誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも２次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① 庁内の文書監査の結果を踏まえたルールの見直し
② 庁外のメールアドレスについて注意喚起する機能の導入
③ 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を行う機能の導入（27 年度中に導入予定）
④ 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。
⑤ 各局の文書管理担当者を招集した会議の開催
⇒ あらかじめ点検・監査でのチェックポイントを伝える、担当ラインごとに文書管理整理週間の設定を促す等により、平常時からの適切な文書管理を促す。

第８節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成 26 年７月～27 年６月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10 回	11 回	11 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	３回	５回	５回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
４回	１回	１回	１回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	取引所
４回	１回	２回	１回

第９節　パブリック・コメント手続の実績（資料２－９－１参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低 30 日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、26 年７月から 27 年６月末までの１年間に、上記行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続 44 件のほか、任意の意見公募手続２件、計 46 件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第10節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画･立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に５名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考１）金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局５名、合計55名。内訳は次のとおり。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）　：15名
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等　：18名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等　：５名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等：17名

（参考２）金融行政アドバイザリーの選定基準

① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ　平成26事務年度における取組み

１．金融行政に関する意見等を報告

26年７月～27年６月、財務（支）局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査･監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

２．金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第11節　金融サービス利用者相談室

Ⅰ　概要（資料２－11－１参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

１．金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。

２．「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。

３．金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

４．相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

５．相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

Ⅱ　相談等の受付状況（資料２－11－２参照）

平成26年４月１日から27年３月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

１．総受付件数は39,218件となっている。１日当たりの平均受付件数は161件となっており25年度（167件）に比べてやや減少している。そのうち、事前相談の受付件数（開設日である26年５月23日から27年３月31日までの間）は2,027件となっている。

２．分野別では、預金・融資等が11,574件（30%）、保険商品等が12,178件（31%）、

投資商品等が10,209件（26%）、貸金等が3,654件（９%）、金融行政一般・その他が1,603件（４%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が120件（６%）、保険商品等が16件（１%）、投資商品等が1,631件（80%）、貸金等が254件（13%）、金融行政一般・その他が６件となっている。

３．各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等については、行政に対する要望等が減少したことなどから、受付件数は25年度（12,829件）に比べてやや減少している。

（２）保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は25年度（10,532件）に比べて増加している。

（３）投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は25年度（12,004件）に比べて減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は3,172件あり、そのうち1,240件が何らかの被害があったものである。

（４）貸金等については、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は25年度（2,999件）に比べて増加している。

４．寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

26年４月１日～６月30日・・・26年７月31日公表（第36回）

26年７月１日～９月30日・・・26年10月31日公表（第37回）

26年10月１日～12月31日・・・ 27年１月30日公表（第38回）

27年１月１日～３月31日・・・27年４月30日公表（第39回）

第12節　政策評価への取組み（資料２－12－１～３参照）

金融庁においては、平成14年４月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：５ヵ年）

② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４月～翌年３月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年４月から29年３月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※　金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24 年度までは、３～５月頃に新年度の実施計画を定め、８月頃に前年度の評価を実施していたが、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、５～６月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25 年度実績評価から、従来３段階の区分で評価していたものを、各府省共通の５段階区分で評価を実施することとした。

（参考１）　「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

１．今回、平成24年４月から５年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の３つの基本政策を定めることとした。

Ⅰ．経済成長の礎となる金融システムの安定
Ⅱ．利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
Ⅲ．公正・透明で活力ある市場の構築

２．金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、

○　顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
○　顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供

され、
○　顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、
を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。

3．それぞれの基本政策の下に位置付づられる施策の策定・実施に際しては、
○「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
○「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
○「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
の要請を両立させることを目指していく。

4．具体的な施策の実施に際しては、
○　金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
○　中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
○　質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。

5．これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

（参考２）　評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	－	－	－		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	６件	－	－		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	５件	－	－		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	７件	－	１件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	４件	５件	－		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	３件	３件	－	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	１件	６件	１件	23 件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	１件	４件	―	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	―	３件	―	19 件	７件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	15 件	７件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	１件	２件	―	６件	９件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	31 件	９件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	―	―	―	６件	８件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	―	―

（注）27 年度については、平成 27 年４月１日から同年６月 30 日までの間に実施したものを記載。

（備考）

〇実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

〇事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

〇総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

〇規制の事前評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第 13 節　金融庁業務継続計画の策定

１．金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年９月策定、22 年１月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20 年６月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、必要に応じた見直しを行っているところである。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を 22 年８月に策定している。

２．業務継続体制の更なる充実・強化

（１）金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）（資料２－13－１参照）

「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」の策定などを踏まえ、26 年７月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定を行った。また、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行った。

（２）金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）（資料２－13－２参照）

「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定などを踏まえ、26 年７月に「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行った。

３．災害等発生時に備えた訓練

（１）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（２）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第14節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

Ⅰ　経緯

「日本再興戦略」（25年６月14日閣議決定）等を踏まえ、金融庁・財務省が共同で開催する「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）において、アジアNO.1の国際金融センターとしての地位を確立するため、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われている。

26年においても、「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年６月12日公表）及び、「『日本再興戦略』改訂2014」（26年６月24日閣議決定）において、金融関連法令・ガイドライン等の英語版の公表や、英語によるワンストップでの行政対応に取組むこととされている。

Ⅱ　取組み

上記提言を受け、26年４月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の強化に向けた取組みを実施している。

（１）庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表

（２）英語による法令等に関する照会に対するワンストップでの対応の実施

（３）法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の計画的な作成・公表

（４）金融庁の英語発信力向上の方策・取組方針等を定期的に議論する場として、各局審議官による「英語発信力強化アドバイザリー・ボード」を定期的に開催

Ⅲ　実績

（１）FSA Weekly Review

26年４月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行なった。

（２）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）（資料２－14－１参照）

ワンストップ窓口の設置以降、26事務年度末までに、468件の照会が寄せられ、そのうち150件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が209件、行政手続に関する照会が13件、法令・制度等に関する照会が82件、その他の照会が164件寄せられた。

（３）法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

26 事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、諸外国との間で締結した覚書、「『日本再興戦略』改訂 2014」における金融庁関連施策、金融モニタリングレポートの概要等の英語版の作成・公表を行った。また、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議の議事録・資料の英語版を会議と並行して公表するとともに、コーポレートガバナンス・コード原案に対するパブリックコメントを和英両文で実施し、英文でのコメントも多数受け付けた。

【英語版を作成した主な法令・ガイドライン等】

・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
・金融商品取引法（平成二十二年法律第三十二号による改正まで反映）
・金融商品取引法施行令（平成二十三年政令第九十六号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
・資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
・資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）
・預金保険法（平成二十年法律第六十五号による改正まで反映）
・預金保険法施行令（平成二十二年政令第十九号による改正まで反映）
・金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）（平成 26 年６月一部改正まで反映）
・平成 26 事務年度　金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）
・主要行等向けの総合的な監督指針
・保険会社向けの総合的な監督指針

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（店頭デリバティブ取引等に関する規制）

Ⅰ　経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成 24 年９月６日に成立し、同月 12 日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後３年以内に施行することとされている事項（店頭デリバティブ規制の整備）について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

また、改正法のうちいわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る諸規定については、26 年３月 11 日に施行されたところ、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

Ⅱ　概要

１．公布後３年以内施行（店頭デリバティブ規制の整備）関係政令・内閣府令等の整備（26 年 11 月 19 日公布、27 年９月１日施行予定（政令の附則第２項及び第３項については公布日から施行））（資料３－１－１参照）

（１）改正法では、以下の制度整備を行った。

ア．金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付けた。

イ．外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備した。

（２）これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。

ア．金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等（最低資本金、資本金額又は出資の総額の計算等）について規定。

イ．電子情報処理組織使用義務の対象取引及び対象者、電子情報処理組織の提供を行う者の要件等について規定した。

２．商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制の整備（26 年８月６日公布、同年９月１日施行）（資料３－１－２参照）

改正法のうちいわゆる総合取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る諸規定については、26 年３月 11 日に施行されたところ、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制について、関係政令・内閣府令の整備を行い、以下の措置を講じた。

ア．商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象に追加した。

イ．商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止した。

ウ．商品関連市場デリバティブ取引について、両建て勧誘の禁止、両建てに類する取引の受託の禁止、向かい玉の禁止、差玉向かいの説明義務を規定した。

第２節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資信託及び投資法人に関する規制）

Ⅰ　経緯

先般の金融危機に関わる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、②ＡＩＪ事案を踏まえた資産運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本性資金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成 25 年６月 12 日に成立し、同年６月 19 日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後１年半以内に施行することとされている事項（投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等）について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

Ⅱ　概要

○　公布後１年半以内施行に係る関係政府令等の整備（資料３－２－１参照）

投資信託及び投資法人に関する規制の見直しに係る政府令について以下のような規定の整備を行った（26 年７月２日公布、同年 12 月１日施行）。

（１）投資信託

ア．約款変更・投信併合に伴う書面決議を要する範囲の見直し

法改正により、投信の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合には、書面決議を要しないこととした。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）において、軽微基準（併合の前後で商品としての基本的な性格に相違がないこと等）を規定した。

イ．運用報告書の見直し

法改正により、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載した交付書面の作成・交付を義務付けるとともに、運用報告書については、電子交付を可能とした。これに伴い、投信法施行規則及び投資信託財産の計算に関する規則において、必要な規定（当該書面の記載項目、運用報告書の電子交付の方法等）を整備した。

ウ．ＭＲＦにおける損失補填の容認

法改正により、証券決済の用に供される投資信託の元本に生じた損失を、投信委託会社が補填することを容認した。これに伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令において、対象となる投資信託（ＭＲＦ）を規定した。

エ．信用リスク規制の導入

運用財産に関し、信用リスクを適正に管理する方法として各投資信託委託会社があらかじめ定めた合理的な方法に反することとなる運用を行うことを禁止した。

オ．みなし有価証券報告書制度に係る整備

法改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出書とみなす制度を導入した。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の規定を整備した。

カ．投信併合に伴う振替手続の整備

法改正により､投資信託の併合に係る要件が緩和された｡これに伴い、投資信託の併合の増加が見込まれることを受け、社債、株式等の振替に関する法律施行令等において、当該併合に係る記録手続等に関する所要の規定を整備した。

（２）投資法人

ア．資金調達手段の多様化

法改正により、新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を行った。これに伴い、会計処理のための規定その他必要な規定を整備した。

イ．海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し

法改正により、投資法人には禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認した。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等において、過半取得が認められる場合（外国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により不動産取引を行うことができない場合）その他必要な規定を整備した。

ウ．利害関係人等との取引に対する役員会事前同意の導入等

法改正により、投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で不動産等に係る取引を行う場合、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものを除き、事前に投資法人の役員会において同意を得なければならないこととした。これに伴い、投信法施行規則において、軽微基準（取得又は譲渡する不動産等の価額が、投資法人の直前の営業期間の末日の固定資産の帳簿価額の 10%未満であること等）を規定した。

エ．新投資口予約権の新設

法改正により、新たな権利として新投資口予約権を新設した。これに伴い、社債、株式等の振替に関する法律施行令等において、当該権利の振替手続等に関する所要の規定を整備した。

第３節　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に関する規制）

Ⅰ　経緯

日本経済の再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を始めとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速・強化していくことが重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、①新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等、②新規上場の促進や資金調達の円滑化等、③市場の信頼性確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成 26 年５月 23 日に成立し、同年５月 30 日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後６月以内、１年以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

Ⅱ　概要

１．公布後６月以内施行に係る関係政府令等の整備（資料３－３－１参照）

（１）金商業者の事業年度規制の見直し

法改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとした。これに伴い、政令・内閣府令等において、当該事業年度に関する所要の規定を整備した（26 年 11 月 27 日公布、同年 11 月 29 日施行）。

（２）電子化された株券等の没収手続の整備

法改正により、不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補塡により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備した。これに伴い、長期信用銀行法施行令において、当該没収手続に関する所要の規定を整備した（26 年 11 月 27 日公布、同年 11 月 29 日施行）。

２．公布後１年以内施行に係る関係政府令等の整備（資料３－３－２参照）

投資型クラウドファンディング等に係る制度整備、新規上場の促進や資金調達の円滑化等及び金融指標に係る規制の導入等に係る政令・内閣府令等について以下のような規定の整備を行った（27 年５月

15 日公布、同年５月 29 日施行)。

（１）投資型クラウドファンディング等に係る制度整備

ア．少額の有価証券の募集等の要件及び最低資本金等

法改正により、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和した。

これに伴い金融商品取引法施行令において、第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における少額の募集の取扱い等の要件は、発行価額の総額の合計額が１億円未満、有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円以下と規定した。

また、同令において、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金は、第一種少額電子募集取扱業者は 1,000 万円、第二種少額電子募集取扱業者は 500 万円と規定した。

その他、同令において、第一種金融商品取引業者である第一種少額電子募集取扱業者については、投資者保護基金への加入義務を課さないこととした。

イ．電子募集取扱業務等に係る規制等の整備

法改正により、金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないこととした。

これに伴い金融商品取引業等に関する内閣府令において、電子募集取扱業務等に係る規制等の整備として、金融商品取引業者の業務管理体制の整備義務に関して、その業務内容に応じた業務管理体制の具体的内容を規定した。

また、同府令において、電子募集取扱業務を行う際の重要情報提供義務に関して、契約締結前交付書面に追加的に記載する事項並びに情報通信の技術を利用する方法で公表しなければならない事項及び公表の方法を規定した。

（２）新規上場の促進や資金調達の円滑化等

ア．大量保有報告制度における短期大量譲渡の基準

法改正により、短期大量譲渡報告における記載事項から、僅

少な株券等の譲渡先に関する事項を除外した。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、当該譲渡先の具体的内容を定めた。

また、株券等の譲渡以外の事由により「株券等保有割合」が減少した場合を、短期大量譲渡報告の適用基準から、除外した。

イ．内部統制監査の免除に係る規定の整備

法改正により、一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後３年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととした。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、３年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等を定めた。

また、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令において、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金 100 億円以上又は負債総額 1,000 億円以上と定めた。

（３）金融指標に係る規制の導入

法改正により、特定金融指標の算出者として指定された特定金融指標算出者について、特定金融指標算出業務に係る業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可を受けた後は、当該業務規程の定めるところによりその業務を行わなければならないこととした。

これに伴い金融商品取引法施行令において、特定金融指標算出者が業務規程の認可を受ける期限等を規定した。

また、特定金融指標算出者に関する内閣府令を新設し、特定金融指標算出者が策定すべき業務規程の記載事項等について規定した。

（注）その他、本政令・内閣府令等の改正では、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告書」（25 年 12 月 25 日公表）等を踏まえた対応として、大量保有報告制度に係るプライバシー情報の非開示化等を行った。

第４節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）（いわゆるプロ向けファンドに関する規制）

Ⅰ　経緯

適格機関投資家等特例業務、いわゆるプロ向けファンドをめぐる昨今の状況を踏まえ、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給しつつ、投資者の保護を図るため、総合的な対応を行うことが喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①適格機関投資家等特例業務を行う届出者の要件や届出書の内容の拡充・公表、②届出者に対する行為規制、③問題業者への行政対応や罰則の強化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」が平成 27 年５月 27 日に成立し、同年６月３日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料３－４－１参照）

１．金融商品取引業者に係る登録拒否事由の追加

適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から５年を経過しない者等を金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとする。

２．業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の方法の見直し

金融商品取引業者等に係る業務及び財産の状況に関する説明書類等について、インターネットを利用する方法により公表することもできることとする。

３．適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し

（１）適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外することとする。

（２）適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から５年を経過しない者等を定めることとする。

（３）特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものを行う場合に、当該適格機関投資家等特

例業務に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出することとする。

（４）特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用することとする。

（５）特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこととする。

（６）内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

（７）内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができることとする。

（８）裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加することとする。

（９）適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこととする。

４．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅲ　その他

１．施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

２．経過措置等

①　所要の経過措置等を定めることとする。

②　金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第５節　ディスクロージャー制度の充実・運用

Ⅰ　開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

１．新規上場の促進や資金調達の円滑化等のための開示制度の整備

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 25 年 12 月 25 日公表）の提言等を踏まえ、以下の改正を行った。

（１）新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を過去５事業年度分から２事業年度分に短縮した（26 年８月 20 日公布・施行）。

（２）「勧誘」に該当しない行為の明確化

有価証券の募集・売出しに係る届出等の前においては、有価証券の取得・売付けに係る「勧誘」は禁止されているところ、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、禁止する必要がないと考えられる次の行為は「勧誘」に該当しない旨を明確化した（26 年８月 27 日公表・適用）。

①募集等に係る有価証券の需要の見込みに関する調査（プレヒアリング）
②有価証券届出書提出の１か月以上前における情報発信
③法令又は取引所規則に基づく開示
④定期的な企業情報の発信
⑤新製品又は新サービスの発表
⑥投資者等の自発的な問合せに対する回答
⑦アナリスト・レポートの公表

（３）「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等を改正し、「特に周知性の高い企業」（時価総額及び年間売買代金が 1,000 億円以上であるなどの要件を満たす企業）が行う希薄化率が 20%以下の株式、新株予約権等の募集について、有価証券の募集に係る届出の効力発

生までの待機期間を撤廃した（26 年８月 27 日公表・適用）。

（４）金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行等に伴い、以下の政令・内閣府令等の改正を行った（27 年５月 15 日公布、同月 29 日施行）。

ア．内部統制監査の免除に係る規定の整備

金融商品取引法の改正により、一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後３年間は内部統制報告書の監査証明を要しないこととした。

これに伴い、金融商品取引法施行令において、３年間の起算日として、上場有価証券の発行者に初めて該当することとなった日等を定めた。

また、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」において、当該規定を利用できない新規上場企業の資本の額その他の経営の規模として、資本金 100 億円以上又は負債総額 1,000 億円以上と定めた。

イ．訂正目論見書の交付要件緩和

発行価格等の一定の条件を記載しないで有価証券届出書を提出した場合において、インターネットを用いて発行価格等を公表し、かつ、投資者が当該公表情報を取得したことを確認した場合には、訂正目論見書の交付を要しないものとされていた。

この方法について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、従来の「情報の取得に関する確認」を改め、売付け等の際に「発行（売出）価格又は利率及び払込金額を通知」することを条件とした。

ウ．発行登録書の様式に係る見直し

金融商品取引法の改正により、あらかじめ発行登録書に有価証券報告書等の提出期限を記載した場合であって、当該提出期限までに有価証券報告書等を提出した場合は、訂正発行登録書の提出を要しないこととした。

これに伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、発行登録書の様式に有価証券報告書等の提出期限を記載できることとした。

２．有価証券報告書等における役員の男女別人数及び女性比率の記載義務付け

「『日本再興戦略』改訂 2014　－未来への挑戦－」（26 年６月 24 日閣議決定）における「女性の更なる活躍促進」についての提言を踏まえ、「企業内容等の開示

に関する内閣府令」を改正し、有価証券報告書等において、各企業の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けた（26 年 10 月 23 日公布、27 年３月 31 日施行）。

３．会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）等の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）において、株式等売渡請求制度が導入されたことに伴い、「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、臨時報告書の提出事由及び有価証券報告書提出義務の免除に係る株主数の算定基準時を追加する等の改正を行った（政令については 27 年１月 28 日、内閣府令については同年４月 28 日公布、いずれも同年５月１日施行）。

Ⅱ　開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で、適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

１．有価証券報告書等の審査

（１）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項（退職給付、企業結合及び事業分離等、固定資産の減損）に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行い、実施結果を公表した。（資料３－５－１及び資料３－５－２参照）

また、実施中の有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点（27 年３月期版）及び 27 年３月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表した。（資料３－５－３及び資料３－５－４参照）

（２）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届

出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適切性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

２．課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

26 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	４件

３．無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると認められる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

26 事務年度には３件の警告書を発出した。（資料３－５－５参照）

Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等

ＥＤＩＮＥＴについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、ＸＢＲＬ（※）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたＸＢＲＬの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25 年９月より現行システムを稼働している。

なお、26 年度のＥＤＩＮＥＴの稼働率は 100%であり、アクセス（検索）件数は２億６千万件を超えるなど、ＥＤＩＮＥＴにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※　ＸＢＲＬ（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

Ⅳ　公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。この

ため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めてきた。

26 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
26 年７月	清和監査法人	新規業務停止１年、業務改善命令	著しく不当な業務運営
26 年９月	公認会計士１名	業務停止２月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年９月	公認会計士１名	業務停止４月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26 年 10 月	九段監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
27 年１月	公認会計士１名	業務停止３月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年５月	公認会計士１名	業務停止１月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年５月	公認会計士１名	業務停止２月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
27 年６月	有限責任クロスティア監査法人	清算業務除く業務停止１年	著しく不当な業務運営
27 年６月	才和有限責任監査法人	新規業務停止１年、業務改善命令	著しく不当な業務運営
27 年６月	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士１名 公認会計士２名	戒告 業務停止３月 業務停止１月	過失による虚偽証明
27 年６月	公認会計士 25 名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行（注）

（注）日本公認会計士協会からの継続的専門研修（ＣＰＥ）の履修義務違反者に係る行政処分措置の請求を受け、調査を行った結果、公認会計士 25 名に対して処分を行ったもの。

（参考）

	23年 ６月末	24年 ６月末	25年 ６月末	26年 ６月末	27年 ６月末
公認会計士の登録数（人）	21,351	23,132	24,965	26,274	27,348
監査法人の数（法人）	212	215	216	220	218

Ⅴ　公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融４団体による意見交換会を開催しているところ、26事務年度においては、27年１月に本意見交換会を開催した。会合では、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。（資料３－５－６参照）

会合後は、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に資するための取組みを行った。

第６節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備

１．インフラファンド市場創設に係る所要の措置

投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設に向けて、特定資産（投資法人・投資信託が主として投資対象とすることができる資産）へのインフラ資産（再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権）の追加等、所要の規定の整備を行う投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正を行った。（平成 26 年９月３日公布、同日施行）。なお、インフラファンド市場は、27 年４月 30 日に東京証券取引所において開設された。

２．私設取引システム（ＰＴＳ）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うＰＴＳ業務の認可を受けた金融商品取引業者（ＰＴＳ業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、ＰＴＳ業者による個別銘柄のリアルタイム報告（５分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注１）（26 年７月 14 日公布、28 年９月５日施行予定）。

（注１）　本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、ＰＴＳ業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（５分以内）を行う等の改正が行われた。同規則の施行後においては取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

３．インサイダー取引規制の見直し（未公布）

金融審議会金融分科会報告「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」（平成 25 年２月 27 日）における提言を踏まえ、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外について、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正案を取りまとめ、27 年６月 18 日に公表した。

具体的には、これまで適用除外とされてきた類型に当てはまらない取引であっても、インサイダー取引規制上問題のない取引については、これを円滑に行うことができるよう、次の①～③を要件とするより包

括的な適用除外規定を設ける改正を行うこととした。

① 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の存在

② 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容が、あらかじめ特定されている、又は定められた計算式等で機械的に決定されること

③ 契約・計画に従って売買等が執行されること

Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き

１．ＪＰＸ日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって魅力の高い会社」で構成される株価指数「ＪＰＸ日経インデックス 400」を 26 年１月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したＥＴＦの上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に５商品のＥＴＦが上場し、30 以上の公募投信が運用されている。海外でも、26 年９月にロンドン証券取引所等にＥＴＦが上場され、27 年６月末では５カ国でＥＴＦが上場されている。また、26 年 11 月からは、大阪取引所において本インデックスの先物取引が開始されている。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

１．経緯

先般の世界的な金融危機を受け、Ｇ20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（注）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について」を 22 年１月に公表した。

「金融・資本市場に係る制度整備について」には、証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引等の証券決済・清算態勢の強化が盛り込まれた。

その後、22 年５月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込むとともに、24 年５月に関係政令を、同年７月に内閣府令等を公布した。

（注） 21 年９月のＧ20 ピッツバーグ・サミットでは、「標準化され

たすべての店頭（ＯＴＣ）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

２．概要

（１）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

23 年 12 月 26 日公表の「「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ」（以下「検討会取りまとめ」という。）等を踏まえ、取引情報保存・報告制度について、内閣府令を改正し、以下の措置を講じた（26 年 11 月 19 日公布、27 年４月１日施行）。

① 登録金融機関である保険会社を取引規模の届出及び取引情報の保存・報告の義務対象に追加

② 取引規模の届出について、信託財産に属するものとして経理される取引に係る届出を追加

また、検討会取りまとめにおいて、制度の施行後２年程度を目途に、清算集中義務の対象者及び対象商品について、更なる拡大を行うとの方向性が示されていることを踏まえ、円金利スワップ取引について対象者及び対象商品を拡大するために、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令等を改正し、以下の措置を講じた。(26 年６月 20 日公布)

① 対象者については、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が 3,000 億円以上（26 年 12 月１日から 27 年 11 月 30 日までの間については、１兆円以上）の金融商品取引業者等とする等（26 年 12 月１日施行）

② 対象商品については、ユーロ円ＴＩＢＯＲ３か月物（年限５年以内)、ユーロ円ＴＩＢＯＲ６か月物（年限 10 年以内）を追加する等（26 年７月１日施行）

その後、清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大のために、内閣府令を改正し、以下の措置を講じた(26 年 11 月 19 日公布、28 年 12 月１日施行予定)。

① 清算集中義務の対象者に保険会社を追加

② 信託財産に属するものとして経理される取引のうち、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が 3,000 億円以上である信託財産に係るものを、清算集中の対象となる取引に追加

さらに、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務

付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（24年９月）したことを受け、第１節Ⅱ．１に記載したとおり、関係政令・内閣府令の整備を行った。

（２）国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年６月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、更なる国債取引の決済期間の短縮化（Ｔ＋１）の実現に向けた課題等について議論し、グランドデザインをとりまとめた（26年11月）。

また、株式等についても、市場関係者において、我が国における株式等の決済期間短縮化の実現に向けて想定される課題等について検討し、報告書をとりまとめた（27年３月）。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、半年毎に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（26年12月、27年６月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ　会計基準・監査における国際的動向への対応

１．会計基準における我が国の対応と国際的動向

（１）ＩＦＲＳ任意適用の拡大促進に向けた取組み

ア．企業会計審議会会計部会の設置・開催

26年10月に企業会計審議会が開催され、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定された。

これを受けて、26年12月に会計部会の第１回会合が開催され、ＩＦＲＳの任意適用の拡大促進や我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われた。また、27年４月に会計部会の第２回会合が開催され、ＩＦＲＳ適用レポートや日本基準の収益認識基準の開発に向けた検討を行うことについて報告が行われた。

イ．ＩＦＲＳ適用レポートの公表

26年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進」が明記され、そのための施策の一つとして、「ＩＦＲＳの任意適用企業がＩＦＲＳ移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、ＩＦＲＳへの移行を検討している企業の参考とするため、「『ＩＦＲＳ適用レポート』として公表するなどの

対応を進める」こととされた。

これを受けて、27年２月末までにＩＦＲＳを任意適用した企業（適用予定企業を含む。）を対象に、実態調査・ヒアリングを行い、同年４月15日に「ＩＦＲＳ適用レポート」として公表した（資料３－６－１参照）。

ウ．あるべきＩＦＲＳについての意見発信

あるべきＩＦＲＳの内容について我が国として積極的に意見発信を行うことが重要との観点から、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、25年７月よりＩＦＲＳの個々の基準について我が国で受け入れ可能か否かの検討が行われ、27年６月30日に、「のれんの償却」と「その他の包括利益のリサイクリング」の２項目をＩＦＲＳから修正した修正国際基準（ＪＭＩＳ）が公表された。

これを受けて、ＪＭＩＳの適用が制度上、可能となるよう、同日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表し、パブリックコメントの手続を実施した（資料３－６－２参照）。

ＩＦＲＳの任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、27年６月末時点で91社となっている。このうち、上場企業である88社の時価総額は全上場企業の時価総額の約19%となっている。（資料３－６－３参照）

（２）国際的な会計基準設定プロセスへの関与

ＩＦＲＳは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるＩＦＲＳ財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）、ＩＦＲＳ財団評議員会等で構成されている。ＩＡＳＢは、ＩＦＲＳを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、16名の構成メンバーのうち１名が日本人となっている。一方、ＩＦＲＳ財団評議員会は、ＩＡＳＢの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち２名が日本人となっている。さらに、ＩＡＳＢと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ＡＳＡＦ）には、当初より日本から企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）がメンバーとして参加しており、ＡＳＢＪは、海外当局と共同でＡＳＡＦ会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、ＩＦＲＳ財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるＩＦＲＳ財団モニタリング・ボード（ＭＢ）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参

加している。ＭＢでは、24 年２月に公表されたＩＦＲＳ財団のガバナンス改革に関する報告書に掲げられた提言に基づき、ＭＢの更なる機能強化のためメンバー枠の拡大に向けた審査が実施されたほか、ＩＦＲＳ財団の安定的な資金確保に関する今後の課題や対応策について議論が行われた。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

（注）金融庁の河野金融国際審議官が 22 年 10 月から暫定議長、25 年２月からは議長を務め、任期が到来した 27 年２月には、議長再任が決定された。

２．監査における我が国の対応と国際的動向

（１）国際監査基準（ＩＳＡ）への対応

27 年１月、ＩＳＡを策定する国際監査・保証基準審議会（ＩＡＡＳＢ）は、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項である「監査上の主要な事項（ＫＡＭ：Key Audit Matters)」等を監査報告書に記載させるため、改訂されたＩＳＡを公表した。

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、ＫＡＭの議論を含む監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）を通じて、ＩＡＡＳＢの基準設定プロセスに参画している。

（２）外国監査法人等の届出制度

我が国では、公認会計士法の改正により、20 年４月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21 年９月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方において、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料３－６－４参照）

これを受け、海外の監査監督当局との間で情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡を交換している(注1)。

さらに、諸外国の監査監督制度の同等性評価を行う必要があるところ、評価に関する考え方を「ガイダンス」の形で取りまとめ、24 年７月に公表した(注2)。（資料３－６－５参照）

25 年までに上記①及び②の要件を満たす協力関係を構築したオラ

ンダ金融市場庁（ＡＦＭ）との間では、26 年６月には、さらに上記③の要件（相互主義の担保）を確保し、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について相互に依拠することを確認する内容の書簡を交換した（監査監督に関する相互依拠をすることになった第１号案件）。

（注１） 監査監督上の協力に関する書簡を交換した先は以下の通り、
・23 年 10 月６日：米国公開会社会計監督委員会（ＰＣＡＯＢ）
・24 年３月 23 日：カナダ公共会計責任委員会（ＣＰＡＢ）
・同年 10 月３日：マレーシア監査監督委員会（ＡＯＢ）
・25 年３月 26 日：オランダＡＦＭ
・同年８月２日：ルクセンブルク金融監督委員会（ＣＳＳＦ）
・26 年５月 23 日：イギリス財務報告評議会（ＦＲＣ）

（注２） 25 年７月 11 日には、当該ガイダンスを踏まえ、オランダ及びルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を公表した。

Ⅴ 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、最近上場した地元企業や、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、取引所、証券会社、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、27 年６月 23 日に福岡、６月 26 日に大阪で開催した。（資料３－６－６参照）

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第１節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成 20 年６月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の２段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料４－１－１参照）

Ⅱ　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定

１．預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業決定までの経緯

預保納付金の具体的使途については、22 年 10 月以降、金融庁、内閣府、財務省の３政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」という。）を計４回開催し、議論を行ってきた。その結果、23 年８月 26 日に公表されたＰＴの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与（以下「奨学金貸与」という。）」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成（以下「団体助成」という。）」の両事業に活用することとし、24 年３月 21 日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支

出について定める命令」が公布された（24 年４月１日より全面施行）。

２．預保納付金を用いた事業の担い手について

預保納付金を用いた事業の担い手については、23 年７月にＰＴの中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際にあわせて、自らが担い手になることについて関心のある団体の公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々の意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々よりヒアリング・審査等を通じた協力を得て、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、ＰＴにおいて、「公益財団法人　日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定した。

Ⅲ　預保納付金を用いた事業の実施について

担い手が決定した後、24 年度中の事業開始に向け、預金保険機構、日本財団、内閣府、財務省、警察庁等の関係省庁とともに詳細な制度設計を進め、24 年 12 月 18 日から支援事業（奨学金事業、団体助成事業）を開始した（注）。

26 年度の支援事業については、奨学金事業は 25 年 10 月１日に、団体助成事業は同年 11 月１日に募集を開始し、同年 11 月 30 日に申請の受け付けを締め切った。日本財団において、外部有識者の意見を踏まえつつ審査を行い、両事業の支援先を決定し、26 年４月１日から支援を開始したところ。

また、犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与の募集期間については、26 年６月２日から、年間を通じて申し込むことが可能となった。

（注）支援事業の概要

- 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与
  - ・無利子貸与、返済期間は 30 年以内。
  - ・貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10 万円／月、大学生：８万円／月、高校生：私立５万円／月、国立・公立３万円／月。
- 犯罪被害者等支援団体に対する助成

第２節　保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 45 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備（保険募集等に関する規制）

Ⅰ　経緯

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26 年５月 23 日に成立し、同年５月 30 日に公布された。

これを受け、改正法公布後、３ヶ月以内、６ヶ月以内、２年以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

Ⅱ　概要

１.公布後３ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備(26 年８月 20 日公布、26 年８月 29 日施行)

法改正により、保険仲立人が長期の保険契約の締結の媒介を行おうとする場合における内閣総理大臣の認可制を廃止し、保険仲立人の機能が適切に発揮されるよう、規制緩和を行った。これに伴い、関係政令・内閣府令において、保険仲立人に義務付ける保証金の最低額の引下げ（４千万円から２千万円）等を規定した。

２．公布後６ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備（26 年 11 月 27 日公布、26 年 11 月 28 日施行）

（１）運用報告書の電磁的交付方法の多様化

法改正により、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとした。これに伴い、内閣府令において、顧客専用ウェブページの閲覧等の新たな交付方法を規定した。

（２）共同保険における契約移転手続に係る特例の導入

法改正により、保険契約の移転に当たり、契約者保護上問題がないと認められる一定の場合に、移転対象契約者に対する個別の「通知」を「公告」で代替できる特例を設けた。これに伴い、内閣府令において、契約者保護上問題がない場合として、共同保険契約の移転に係る引受割合の低い（10 分の１以下）非幹事会社による契約移転を規定した。

（３）保険会社の海外展開に係る規制緩和

法改正により、保険会社が海外の金融機関等を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間（５年）保有を認めた。これに伴い、内閣府令において、所要の規定を整備した。

（４）その他

上記のほか、内閣府令において、①保険会社の子会社の業務に「保育所の運営業務」及び「古物競りあっせん業」の追加、②保険会社のベンチャーキャピタル子会社がベンチャー企業に出資する場合の要件の緩和、等の措置を講じた。

３．公布後２年以内施行に係る関係政府令の整備（27 年５月 27 日公布、28 年５月 29 日施行）

（１）情報提供義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、保険募集の際に、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことを義務付けた。これに伴い、内閣府令において、以下の規定の整備を行う等、所要の規定の整備を行った。

ア．保険募集に際し、顧客に情報提供すべき事項として、商品情報等、顧客が保険加入の適否を判断するに当たって必要な事項を規定した。

イ．複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合、上記に加え、「比較可能な商品の概要」、「特定の商品の比較推奨を行う理由」について、情報提供すべき旨を規定した。

（２）意向把握義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、保険募集人に、保険募集に際しての一連の「意向把握」（顧客の意向把握、意向に沿った保険契約の提案、契約内容の説明、意向と契約内容が合致していることを確認する機会の提供）を義務付けた。これに伴い、内閣府令において、上記の「意向把握」を義務付けない場合として、強制加入保険等を規定した。

（３）保険募集人等に対する体制整備義務の導入に伴う規定の整備

法改正により、従来の所属保険会社による管理・指導に加え、保険募集人自身に、自らの業務を適切に行うための体制整備を義務付けた。これに伴い、内閣府令において、保険募集人に以下の措置を求める等、所要の規定の整備を行った。

ア．保険募集人に求める一般的な体制整備として、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理その他健全かつ適正な業務運営を確保するための措置。

イ．比較推奨販売を行う場合には、上記ア．に加え、特定の商品を提示する場合の提案理由の説明や比較する場合の誤認防止など、適切な比較・推奨を行うために必要な措置。

ウ．フランチャイズ展開を行う場合には、上記ア．に加え、フランチャイザーによる、フランチャイジーである保険募集人に対する指導を行うための実施方針の策定と、当該方針に基づき適切な指導を行うための措置、更には、フランチャイジーの募集業務の実施状況の検証と必要に応じた改善策を講じるための措置。

エ．大規模乗合代理店に対し、上記ア．に加え、事業報告書の提出や帳簿書類の作成・保存等。

第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会

Ⅰ　金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第６条、第７条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料５－１－１～２参照）

Ⅱ　平成 26 事務年度の開催実績

１．第 33 回総会・第 21 回金融分科会合同会合（平成 26 年９月 26 日開催）

審議会に対して、「投資運用等に関する検討」及び「決済業務等の高度化に関する検討」に関する諮問が行われた。（資料５－１－３参照）

その後、最近の金融行政の動向として、「企業のガバナンス向上等に向けた取組み」、「金融モニタリングレポート」、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」及び「アジアの金融インフラ整備支援」について事務局より説明がなされた。

２．「投資運用等に関するワーキング・グループ」

26 年９月の諮問を受けて、「投資運用等に関するワーキング・グループ」が設置された。同年 10 月以降、６回にわたり、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方等の課題について、検討及び審議を重ね、27 年１月 28 日、報告書がとりまとめられた。（資料５－１－４～７参照）

３．「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」

26 年９月の諮問を受けて、「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」が設置された。同年 10 月以降、12 回にわたり、決済に関する国内外の動向や各国の取組みに関する実態把握等を行うとともに、決済高度化に向けた基本的論点や方向性について、審議を重ね、27 年 4 月 28 日、「中間整理」がとりまとめられた。（資料５－１－８～９参照）

４．第 34 回総会・第 22 回金融分科会合同会合（27 年３月３日開催）

審議会に対して、「金融グループを巡る制度のあり方に関する検討」に関する諮問が行われた。（資料５－１－10 参照）

また、26 年９月の諮問事項に関し、「投資運用等に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされ、「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」の検討状況等についても事務局より報告がなされた。

なお、「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」はワーキング・グループに改組することとされた。

５．「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」

27 年３月の諮問を受けて、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。同年５月以降、４回にわたり、有識者からのヒアリング等を行った。（資料５－１－11～12 参照）

第２節　官民ラウンドテーブル

Ⅰ　経緯

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と、官民ラウンドテーブル（第１回：平成 24 年９月 25 日、第２回：25 年５月 13 日、第３回：26 年３月 27 日）を開催した。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものである。

Ⅱ　議論の状況

〇作業部会の開催及び報告書のとりまとめ

第３回官民ラウンドテーブルにおいて設置された「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働体制の強化」作業部会を、それぞれ、５回及び３回開催した。

また、「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、その検討を踏まえ、報告書をとりまとめ、27 年６月 29 日に公表した。

第３節　自動車損害賠償責任保険審議会

Ⅰ　設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第 31 条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令　　等

Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料５－３－１参照）

自賠審は委員 13 人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（７名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（３名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（３名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）である。

Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成 27 年１月 28 日に、第 134 回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた基準料率の改定の必要性等について審議が行われた。

審議においては、損害保険料率算出機構から 26 年度の自賠責保険の基準料率の検証結果が報告されたが、その内容は、26 年度の予定損害率 100.2%、27 年度の予定損害率 100.2%というものであり、25 年４月の基準料率改定時における予定損害率 100.2%との乖離がなかったことから、基準料率の改定は必要ないものとされた。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、ＪＡ共済それぞれにおける 26 年度の自賠責保険運用益の使途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第４節　企業会計審議会

Ⅰ　企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義　専修大学大学院教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料５－４－１参照）

（注）会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成 13 年７月に設立された企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において行われている。

Ⅱ　26 事務年度の審議状況

○企業会計審議会（26 年 10 月 28 日開催）

国際会計基準をめぐる最近の対応について、事務局及びＡＳＢＪから報告した。

また、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会の下に新たに会計部会を設置することが決定された。

○第１回・会計部会（26 年 12 月 15 日開催）

国際会計基準をめぐる最近の対応について、事務局、日本取引所グループ及びＡＳＢＪから報告し、「ＩＦＲＳの任意適用の積上げ」や「我が国としての対外的な意見発信」等について審議が行われた。

○第２回・会計部会（27 年４月 15 日開催）

ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進のための施策の一つとして「『日本再興戦略』改訂2014」（26年６月閣議決定）に盛り込まれた「ＩＦＲＳ適用レポート」（同日公表）について、事務局から報告した。また、ＡＳＢＪから今後、我が国における収益認識基準の開発に向けた検討を行うことについて報告された。

第５節　金融トラブル連絡調整協議会

Ⅰ　経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成 12 年６月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年９月に設置されたものである。（資料５－５－１参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

① 個別紛争処理における機関間連携の強化
② 苦情・紛争処理手続の透明化
③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

の各点である。

Ⅱ　議論の状況

12 年９月７日の第１回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで 49 回の協議会を開催してきた。（資料５－５－２参照）

１．第 48 回金融トラブル連絡調整協議会

26 年 12 月４日、第 48 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（26 年度上半期）及び「指定紛争解決機関における相談業務の状況等」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－５－３参照）

２．第 49 回金融トラブル連絡調整協議会

27 年６月 15 日、第 49 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（26 年度）及び「「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－５－４参照）

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み

第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み

Ⅰ　経緯等

経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるための経済対策パッケージの一つとして、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「経済対策」という。）が策定された。

「経済対策」では、①地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化すること、の三つに資する施策が重点的に盛り込まれている。

Ⅱ　金融分野の主な施策

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進

○　地域経済圏をベースとした企業・産業の活性化のためには、金融機関が様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で、それを踏まえて解決策を検討・提案し、必要な支援等を行なっていくことが重要である。このため、金融モニタリング基本方針に基づく監督・検査により、金融機関による企業の事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の積極的な発揮を促進する。

（２）地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）を活用したファンドの設立・資金供給の促進（※　内閣府）

○　地域の活性化に向けた積極的な資金供給を行うため、本年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014」及び「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」に盛り込まれた、①地域ヘルスケア産業支援ファンド、②観光を対象とした地域活性化ファンド、③地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンド、④被災地域の復興・成長を支援するファンド、の４類型のファンドに対して、ＲＥＶＩＣが出資を行うことにより、民間資金の呼び水となって、ファンドの設立及び当該ファンドを通じた地域企業への資金供給の促進を図っていく。

（３）機密性の高い情報保全のための情報セキュリティ対策

○　金融庁における情報システムに情報漏洩防止対策を導入することにより、高

度なサイバー攻撃による外部への情報漏洩の防止を図るほか、管理者権限の悪用防止等のさらなる強化を図るための技術的対策を導入する。

第２節　政府の成長戦略における金融庁の取組み

Ⅰ　「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年６月 30 日閣議決定。以下「再興戦略改訂 2015」という。）

１．経緯等

25 年６月、アベノミクスの３本の矢（①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略）の「３番目の矢」として、産業競争力会議での議論を経て、「日本再興戦略」（25 年６月 14 日閣議決定）が取りまとめられた。また、26 年６月にはその改訂版「『日本再興戦略』改訂 2014」（26 年６月 24 日閣議決定）。以下「再興戦略改訂 2014」という。）が策定され、コーポレートガバナンス・コードの策定を含む新たな施策が盛り込まれた。

そして、27 年６月、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築する「再興戦略改訂 2015」が策定され、アベノミクスは、デフレ脱却を目指して専ら需要不足の解消に重きを置いてきた「第一ステージ」から、人口減少下における供給制約を乗り越えるための対策を講ずる新たな「第二ステージ」に入った。鍵となる施策として、「未来投資による生産性革命」、「ローカルアベノミクスの推進」、「『改革 2020』/成長戦略を加速する官民プロジェクトの実行」等が掲げられている。

２．金融庁関連の施策（資料６－２－１参照）

「再興戦略改訂 2015」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）「産業の新陳代謝の促進」関連部分

○　コーポレートガバナンスの強化

・　「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」が車の両輪となって企業の持続的な成長が促されるよう、その普及・定着を図るとともに、上場企業と株主との間の対話がコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神にかなった形で円滑に行われていくよう、取引所と連携して全般的な状況を把握・公表する。

○　企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

・　金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きを引き続き注視する。

・　グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

○　持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

・　投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業の情報開示のあり方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

○　多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

・　投資型クラウドファンディングにかかる制度を活用するとともに、各種ク

ラウドファンディング利用を促進する。

・ 地域に根差した企業等の資金供給に応える制度として、「株式コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援する。

・ 地域金融機関等と地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が連携し、「地域活性化・事業再生ファンド」を活用、地域への資金供給を促す。

○ 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

・ 金融機関における企業の事業性を評価する融資の取組みやコンサルティング機能の強化、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用等の促進を図る。

・ 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営情報を的確に把握することによって、運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資の取り扱いについて明確化した金融検査マニュアルについて、周知・徹底を図る。

・ 私的整理手続きにおける事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。

（２）「金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等」関連部分

○ 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

・ グローバルに活動する日本企業の成長力強化等の観点から、決済高度化に向けたアクションプランの策定等を行う。

・ 金融グループにおける経営・リスク管理機能、業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について検討を行う。

○ 金融資本市場の利便性向上と活性化

・ 金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組みを積極的に進める。

－ インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの普及啓発

－ 総合取引所の実現

－ 債券市場の活性化、振替・清算機関の機能強化

－ 国債や株式等の決済期間の短縮

○ 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援

・ 日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充等を図る。

○ ＩＦＲＳ任意適用企業の更なる拡大促進

・ 引き続きＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進を図るべく、ＩＦＲＳに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うとともに、上場企業が決算短信で開示しているＩＦＲＳの適用に関する検討状況を東京証券取引所と連携して分析しＩＦＲＳの適用状況の周知を図る。

○ 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びＮＩＳＡの利用拡大

・ 家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割（フィデューシャリー・デューティー）を果たすよう促すとともに、来年から導入されるジュニアＮＩＳＡ（年間投資上限額 80 万円）を含めＮＩＳＡの更なる利用拡大に向けた施策を推進する。

Ⅱ　コーポレートガバナンスの強化について

１．日本版スチュワードシップ・コード

（１）経緯等

25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を適切に果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」ことが盛り込まれたことを踏まえ、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が、26 年２月に「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、この項目において「コード」という。）を策定・公表した。（資料６－２－２参照）

（２）コードの概要

コードは、機関投資家が、資金の最終的な出し手（委託者）である個人・年金受給者・保険契約者等からの負託を受け、企業との建設的な対話を通じて企業の持続的成長を促すための諸原則を定めたものである。

具体的には、「スチュワードシップ責任を果たすための方針の策定・公表」など７つの原則を柱としている。

（３）コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表

同コードにおいては、機関投資家によるコードの受入れは任意ではあるが、受入れ表明を行った機関投資家については金融庁がリスト化して公表し、３ヶ月毎に更新することとしている。

26 事務年度は、26 年９月、12 月、27 年３月、６月に、それぞれ前月末までに受入れ表明を行った機関投資家のリストを和英両文にて公表した。

コードの受入れを表明した機関投資家数は、第１回の 127（26 年５月末時点）から始まり、第２回に 160（同年８月末時点）、第３回に 175（同年 11 月末時点）、第４回に 184（27 年２月末時点）、第５回に 191（同年５月末時点）と推移しており、数多くの機関投資家が受入れを表明している。

なお、27 年５月末時点でコードの受入れを表明した機関投資家（計 191）について、業態別に分類した結果は、以下のとおりであり、我が国における主だった機関投資家は、ほぼ含まれている。（資料６－２－３参照）

- 信託銀行等　：７
- 投信・投資顧問会社等　：133

・ 生命保険会社　：17
・ 損害保険会社　：４
・ 年金基金等　：23
・ その他(議決権行使助言会社他)　：７

（４）コードの普及・定着に向けた情報発信・周知活動等

26 年９月２日、コードに対する一層の理解を促すことを目的として、第２回リストの公表にあわせ、「機関投資家等の皆さまへ」と題するメッセージを和英両文にて公表した。（資料６－２－４参照）

その他、国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施した。

２．コーポレートガバナンス・コード

（１）経緯等

26 年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014」において、施策の一つとして「コーポレートガバナンスの強化」が取り上げられ、上場会社に適用される「コーポレートガバナンス・コード」を策定することとされた。これを受けて、同年８月、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置された。

有識者会議は、同年８月から計９回にわたり議論を重ね、和英両文でのパブリックコメント（同年 12 月～27 年１月）を経て、同年３月５日、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（以下「コード原案」という。）を取りまとめた。（資料６－２－５参照）

有識者会議がコード原案を取りまとめたことを受け、東証において、本コード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」（以下、この項目において「コード」という。）が制定されると共に、関連する上場規則等が改正された。これらは、同年５月 13 日に公表されており、６月１日より適用が開始されている。

（２）コードの概要

ア．コードの目的

コードにおける「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

コーポレートガバナンスというと、これまで国内では会社における不祥事の再発防止といった側面に議論が集中しがちであった。しかし、コード原案においては、成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような「攻めのガバナンス」の確保を目指すことが基本的な考え方として示されている。

イ．コードの枠組み

コードは、それぞれの上場会社が、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、自らのガバナンス上の課題を検討し、その改善のために自律的な取組みを進めていくことが重要であるとの考え方に立脚し、そうした自律的な取組みが可能となるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）という枠組みを採用している。これらの枠組みの下、コードの適用を受ける各会社は、①コードの各原則（プリンシプル）について、その形式的な記載・文言ではなく、その趣旨・精神に照らして、自らの活動が当該原則に則しているか否かを判断することが求められる一方、②自らの個別事情に照らして実施（コンプライ）することが適当でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部の原則を実施（コンプライ）しないことも許容されることとなる。

ウ．コードの原則の構成

コードでは、「OECD コーポレートガバナンス原則」も踏まえ、コーポレートガバナンスを巡る５つの分野にわたる諸原則が体系的に整理されており、それらは全体で５つの基本原則、30 の原則、38 の補充原則から成っている。

５つの分野は以下のとおりである。

①株主の権利・平等性の確保
②株主以外のステークホルダーとの適切な協働
③適切な情報開示と透明性の確保
④取締役会等の責務
⑤株主との対話

３．株主との建設的な対話に向けて

以上の取組みを通じ、「スチュワードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」とがいわば「車の両輪」となり、上場会社と投資家との間で、二つのコードに基づく建設的な対話が促進されることが期待される。

Ⅲ　地方創生関係

１．経緯等

人口減少と地域経済縮小の克服及び、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のために、27 年度を初年度とする今後５か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（26 年 12 月 27 日閣議決定。以下、「創生総合戦略」という。）が策定された。

「創生総合戦略」では、今後の政策の基本目標として、①地方における安定した雇用を創出すること、②地方への新しいひとの流れをつくること、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを

守るとともに、地域と地域を連携することの４つが掲げられている。

さらに、「創生総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージ・個別施策について、今後の方向性を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針」（27 年６月 30 日閣議決定。以下「創生基本方針」という。）が策定された。

２．「創生総合戦略」における金融庁関連の施策（資料６－２－６参照）

「創生総合戦略」においては、以下の施策において、金融機関の関与が明示されている（以下政策パッケージ内の項目名）。

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

○　地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

・　地域の産学官金労が連携した総合戦略推進組織の整備

・　地域を支えるサービス事業主体のあり方の検討

○　地方への人材還流、地方での人材育成

・　プロフェッショナル人材の地方還流

○　地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

・　包括的創業支援（創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進）

・　地域を担う中核企業支援

・　産業・金融一体となった総合支援体制の整備

・　事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

○　地域産業の競争力強化（分野別取組）

・　サービス産業の活性化・付加価値向上（ヘルスケア産業の創出支援）

・　農林水産業の成長産業化（生産現場強化、バリューチェーン構築、需要フロンティア拡大）

・　観光地域づくり・ローカルクールジャパンの推進（「広域観光周遊ルートの形成・発信」、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援、「地域ブランド」の確立等付加価値の向上等」）

・　地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

（２）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○　中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

・　「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

○　地方都市における経済・生活圏の形成

・　都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成

○　人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

・　公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

・　空家対策の推進

３．「創生基本方針」における金融庁関連の施策

「創生基本方針」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている（以下「創生基本方針」内の項目名）。

○　サービス産業の生産性向上

・　よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成する。さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

○　「プロフェッショナル人材」の地方還流

・　「プロフェッショナル人材戦略拠点」（以下、「人材戦略拠点」という。）を整備・稼働し、経営（サポート）人材のマッチングを行うＲＥＶＩＣの子会社や地域金融機関等との連携を促す。人材供給側の企業について、従業員等の幅広いニーズの喚起やセカンドキャリア支援制度と連携を図る。

○　ローカルベンチマーク等の整備

・　地域企業の経営体制の改善等の観点から、ローカルベンチマークを整備し、地域企業に対する産業・金融の支援策において活用を図る。

○　リスク性資金の充実

・　地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、ＲＥＶＩＣや独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンド、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域の中核を担う企業等に対する長期性資金や株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用等を促す。

・　地域金融機関等設立のファンドや株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務等を含め、地方向けエクイティファンドの活用を促す。

○　地域企業・産業の成長戦略策定促進

・　人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

○　民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

・　創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関との具体的な協働案件の発掘、組成を通じたノウハウシェアなどの連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。

○　事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

・　事業承継の機会をとらえて、地域企業が、新たな事業展開や必要な経営改善等に取り組むことを促進する観点から、事業引継ぎ支援センターの拡充や地域金融機関との連携強化等を図る。

○ 円滑な事業整理のための支援

・　円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、ＲＥＶＩＣの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促

進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金融資、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により廃業しやすい環境の整備を行う。

・ 地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促す。

第３節　金融・資本市場活性化有識者会合

Ⅰ　経緯等

「金融・資本市場活性化有識者会合」は、「日本再興戦略」（平成 25 年６月 14 日閣議決定。）及び「成長戦略の当面の実行方針」（25 年 10 月１日日本経済再生本部決定。）を踏まえ、日本の金融・資本市場を活性化し、国際競争力を強化するため、25 年 11 月に、金融庁と財務省が共同して立ち上げたもの。

本会合では、民需主導の力強い経済の好循環の実現に向けて、日本経済の基盤をなす「ものづくり」を、金融面からも支えていくことが重要であり、そのためには、金融機能の強化を通じて、金融と実体経済が「車の両輪」として相互に付加価値を生むようにしていく必要があるとの認識のもと、金融業界、事業会社、学者などの各界の有識者により、大所高所からの自由闊達な意見交換が行われ、25 年 12 月、2020 年までに国際金融センターとして、アジア・ナンバーワンの地位を占めることを目指すとの目標を掲げた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。

26 年には「提言」に盛り込まれた施策の実施状況をフォローアップするとともに、「提言」の深掘りや新たな論点について議論が行われ、26 年６月、フォローアップの状況が公表されるとともに、新たな提言として「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」が取りまとめられた。そして、27 年６月、進捗状況の評価及び新たな課題を含む、「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」が取りまとめられた。

Ⅱ　「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」（27 年６月 30 日公表）（資料６－３－１参照）

我が国実体経済の成長を促し、我が国における資産運用の高度化を進め、2020 年に向けて東京市場をアジアでトップクラスの国際金融センターとして発展させるべく、25 年 12 月に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が、26 年６月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」がそれぞれ取りまとめられた。 金融・資本市場の活性化に向けての中長期的な方向性と重点的に取り組むべき施策についてのこれらの提言を踏まえ、本意見書では金融・資本市場の諸分野における施策の進捗を評価し、2020 年に向けての方針について改めて整理している。その上で、我が国における金融資本市場の活性化のために特に重要であると考えられる新たな課題を含め、一層の取組みを要する課題について取りまとめた。特に重要であるとされたものは以下のとおり。

- コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを更に促し、その成果を対外的に情報発信すること。
- 我が国の資産運用業の抜本的強化に取り組むこと。また投資信託については、顧客のニーズと利益に最適なものとなるよう促すこと。
- 顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟

な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制のあり方について検討を進めること。

第４節　金融に関する税制

Ⅰ　平成 27 年度税制改正について

平成27年度税制改正要望にあたり、
- 家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大
- 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備
- 法人税率引下げに伴う検討関係

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

本要望の結果、平成 27 年度税制改正大綱（27 年１月 14 日閣議決定）において様々な措置が認められた（資料６－４－１参照）。主要な措置は以下のとおり。

１．ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

ＮＩＳＡについては、制度の普及・定着を図る観点から、以下の措置が認められた。

① ジュニアＮＩＳＡの創設（平成28年１月～）。

ジュニアＮＩＳＡを創設し、０歳から19歳の未成年者専用のＮＩＳＡ口座の開設を可能とする（年間投資上限額：80万円）。

② ＮＩＳＡの年間投資上限額の引き上げ（平成28年１月～）

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる。

③ ＮＩＳＡの利便性向上

・ＮＩＳＡ口座開設手続の迅速化

税務当局におけるＮＩＳＡ口座開設手続の迅速化に向けた所用の措置（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する。）を講ずる。

その他、平成27年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。

「個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う。」

２．金融所得課税の一体化

金融商品については、28年１月から、商品間の損益通算の範囲を、現行の株式等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大することとされている。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成27年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

３．教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・恒久化

世代間の資産移転を促すとともに、子育て世代における教育費負担に対し税制面での支援を行う観点から、以下の措置が認められた。

・　平成27年12月末とされている期限を、平成31年３月末まで３年３月延長する。
・　教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
・　少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする（平成28年１月～）。

４．投資法人（Ｊリート）における「税会不一致」問題の解消

会計と税務の処理の差異（税会不一致）により、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても税務上の配当等の額として扱われず課税が発生し、投資法人の合併等に支障が生じる問題（「税会不一致」問題）を解消する観点から、以下の措置が認められた。

・　会計上の利益を超える金銭の分配の額のうち一次差異等調整引当額の増加額に相当する金額を、税務上の配当等の額として扱う等、「税会不一致」問題解消のための所要の措置を講じる。

５．デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置

本邦金融機関の国際競争力を確保する観点から、以下の措置が認められた。

・　外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成 30 年３月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。

６．協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

一般事業会社への法人税率引下げを行う場合、協同組合の特性等に十分に配慮し、法人税の基本税率との税率差を維持するため、協同組合に対する軽減税率についても引下げを行うよう要望し、平成 27 年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

Ⅱ　ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

ＮＩＳＡは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年 100 万円を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長５年間、非課税とする制度であり、26 年１月より導入された。

27 年３月末時点では、口座開設数が約 879 万口座、投資総額が約４兆 4000 億円となっている。金融庁としては、投資家のすそ野拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのＮＩＳＡの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこ

ととしている。
26 事務年度は、特に以下の取組みを行った。

・　職場積立ＮＩＳＡの普及に向けた活動の支援

職場積立ＮＩＳＡは、企業が、従業員の資産形成を支援する福利厚生の一環として、給与振込みに際してＮＩＳＡ掛け金の天引き等を行うものであり、ＮＩＳＡの普及・定着を一層促進するための有効な手段の一つとして、今後の活用が期待されている。

また、職場積立ＮＩＳＡの普及に向け、26 年 12 月、金融業界において、投資教育や商品提供等に関する事項を盛り込んだガイドラインが作成された。

・　周知・広報活動の実施

制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨などについて政府広報オンラインや金融庁ウェブサイトに公表するとともに、「ＮＩＳＡの日」シンポジウム（27 年２月 13 日）の実施、リーフレットの作成、ツイッターを通じた情報発信を行った。

また、広報の機会として、以下の対応を行った。

- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- その他、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応

・　利用状況等の調査

ＮＩＳＡの普及促進に向けた施策の検討に資するため、現状のＮＩＳＡの利用状況等について継続的に把握し、投資家や金融機関が抱える課題を分析する必要がある。

このため、全金融機関を対象としたＮＩＳＡ口座の開設・利用状況等調査（資料６－４－２参照）を行ったほか、若年層を中心とした個人による投資の現状とＮＩＳＡの利用促進に向けた課題に関する委託調査を実施した。

第５節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み

１．概要

「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、平成 25 年１月設置）やその下に設置された５つのＷＧにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、これを踏まえた政府の方針が、「規制改革実施計画」として毎年とりまとめられている。

26 事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
26 年９月	▽昨年より引き続き、健康・医療ＷＧ、雇用ＷＧ、農業ＷＧを開催。
	▽「地域活性化ＷＧ」を設置（30 日第１回開催）
10 月	▽「投資促進等ＷＧ」を設置（９日第１回開催）
27 年２月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（12 日）
３月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（12 日）
６月	▽規制改革会議において「第３次答申」を公表（17 日）
	・規制改革会議において、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討した結果を取りまとめたもの。
	▽「規制改革実施計画のフォローアップの結果について」を公表（19 日）
	▽「規制改革実施計画」を閣議決定（30 日）
	・「第３次答申」を踏まえ、政府として、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。

（注）この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25 年３月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

２．25 年６月、26 年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

（１）「規制改革実施計画」（25 年６月 14 日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

・ インターネット等を通じた資本調達（クラウドファンディング）の枠組みの整備について、関係政府令の整備を行った（27 年５月 15 日公布、５月 29 日施行）。

・「総合取引所の実現に向けた取組の促進」について、商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制に関する政令・内閣府令の整備を行った（26 年９月１日施行）。

・ 一定規模以下の新規上場企業は、新規上場後３年間、内部統制報告書の監査証明を要しないこととする制度について、関係政府令の整備を行った（５月 15 日公布、５月 29 日施行）。

（２）「規制改革実施計画」（26 年６月 24 日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

・ 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大について、保険業法施行規則を改正した（26 年 11 月 27 日公布、同月 28 日施行）。

（３）「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

・ 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案を踏まえて、「保険会社が海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大」や「複数の保険会社による共同保険における契約移転手続に係る特例の導入」等を盛り込んだ保険業法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、関係政府令の整備を行った（26 年 11 月 27 日公布、同月 28 日施行）。

３．27 年６月 30 日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「第３次答申」として公表された（27 年６月 17 日）。それを踏まえて、「健康・医療」、「雇用」、「投資促進等」、「農業」及び「地域活性化」の５つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（27 年６月 30 日）。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管に関する主な施策としては、次の施策が盛り込まれている。

【投資促進等分野】

・ デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化
・ 銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和
・ 投資専門子会社（特定子会社）の業務範囲の拡大
・ 銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．本制度の概要

「日本再興戦略」（25 年６月 14 日閣議決定）に盛り込まれた、我が国の産業競争力の強化に関連する施策の実施を推進するため、産業競争力強化法が国会に提出され、25 年 12 月４日に成立し、同年 12 月 11 日に公布された（26 年１月 21 日施行）。

同法では、「日本再興戦略」の実行体制の確立、規制改革推進のための制度の構築、産業の新陳代謝の促進を図るための制度創設等が盛り込まれている。

その中で、規制改革推進のための制度として、「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」が創設された。「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度であり、「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認すること

ができる制度である。

いずれの制度においても、新しく事業活動を実施しようとする事業者は、当該事業を所管する省庁に要望・照会を行い、これを受け付けた省庁は、規制所管省庁とともに調整・検討を行った上で、原則１月以内に回答を行わなければならないとされている。

２．本制度の実績

26 事務年度においては、金融庁に対して、グレーゾーン解消制度に基づく照会が、事業所管官庁として３件、規制所管官庁として４件（うち１件は事業所管官庁兼規制所管官庁）あり、全照会に対して回答を各事業者に送付した。また、企業実証特例制度に基づく要望は２件であり、全照会に対して回答を各事業者に送付した。

Ⅲ　地域再生に関する取組み

１．概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第４条第１項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（17 年４月 22 日閣議決定。最終変更：26 年 12 月 27 日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進室が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料６－５－１参照）

２．地域再生計画の認定

26 事務年度において、内閣府地方創生推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 29 回＜26 年９月４日～９月 17 日＞、第 30 回＜26 年 12 月 22 日～27 年１月 13 日＞、第 31 回＜27 年１月 16 日～１月 29 日＞、第 32 回＜27 年４月 20 日～５月１日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援

Ⅰ　背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年 12 月成立・施行。以下「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25 年３月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等、を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

Ⅱ　主な取組み

１．金融モニタリング基本方針等に基づく検査・監督

26 年９月に公表した金融モニタリング基本方針において、金融機関は、様々なライフステージにある企業の事業の内容等を適切に評価（「事業性評価」）した上で、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していくことが重要である旨を明記し、金融機関に対し、そうした取組みを促した。その際、金融機関が取引先企業の経営課題等を具体的にどのように把握しているか、また、取引先企業に対し、財務面だけでなく、売上げ増加や事業承継等の様々な経営課題についても適切なコンサルティング機能を発揮するため、本業支援ができる外部の専門人材の活用を含め、具体的にどのような取組みを行っているかなどを確認した。

２．認定支援機関による経営支援

24 年８月末に施行された中小企業経営力強化支援法（中小企業庁と共管）に基づき、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

なお、27 年６月 30 日現在、23,827 件の認定支援機関を認定している（うち金融機関 485 件）。

また、認定支援機関の情報について更なる充実を図るため、金融庁ウェブサイトにおいて掲載している、事務所の所在地等一覧を刷新した。

３．地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）の積極的な活用

26 年９月に公表したモニタリング基本方針に基づき、地域金融機関に対しては、取

引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、ＲＥＶＩＣが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

４．中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第３部第９章第８節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第７節　東日本大震災への対応

Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策

１．個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年６月 17 日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年７月 15 日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた（資料６－７－１～５参照）。同年８月１日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月 22 日よりガイドラインの適用が開始された。同年 10 月 26 日、24 年１月 25 日、同年 12 月 19 日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料６－７－６～８参照）

26 事務年度においては、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、仮設住宅等の入居者を対象に、より効果的な周知広報策を検討するための調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、新たに金融機関等を通じてガイドラインの利用勧奨のご案内を一斉送付したほか、ケーブルテレビにて制度内容を詳細に説明する番組を放映する等、周知広報を拡充した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（27 年６月 26 日時点）

- 個別の相談件数：5,555 件
- 債務整理に向けて準備中：111 件
- 成立件数：1,256 件

２．東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、26 年９月 11 日に公表した「平成 26 事務年度　金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」において、東日本大震災からの復興を加速し、被災地域において持続可能な経済・産業を再構築する観点から、金融機関に対して、被災地域の

状況やニーズをきめ細かく把握・分析した上で、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、的確な金融仲介機能を発揮すること等を促した。

(参考)　(27年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設　立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	101先	130先	41先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設　立	24年2月22日
支援決定	602先

Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、26年3月期（12金融機関）については、同年8月8日に、同年9月期（12金融機関）については、27年2月10日に報告内容を公表した。

Ⅲ　その他

○　金融上の措置の周知等

26年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6－7－9参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、26年8月7日に麻生金融担当大臣が福島県を訪問し、地元金融機関等との意見交換を行った。

第８節　消費者行政に関する取組み

Ⅰ　経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成 27 年３月 24 日、27 年度から 31 年度までの５年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、５年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

Ⅱ　工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したＫＰＩ（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。

Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料６－８－１参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

３　適正な取引の実現

⑵　商品・サービスに応じた取引の適正化

③　詐欺的な事案に対する対応

④　投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

⑤　金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

⑷　詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

①　特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

④　偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

⑵　消費者教育の推進

⑥　学校における消費者教育の推進

⑦　地域における消費者教育の推進

⑪　金融経済教育の推進

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

⑴　被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤　金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営

⑧　「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

⑨　多重債務問題改善プログラムの実施

６　国や地方の消費者行政の体制整備

⑴　国の組織体制の充実・強化

⑦　消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第９節　金融経済教育の取組み

Ⅰ　概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成 19 年４月 20 日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（19 年 12 月 21 日、金融庁）に「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」が、金融経済教育研究会報告書（25 年４月 30 日、金融庁）に「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」、「金融経済教育推進に係る諸課題」が、金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日、金融庁・財務省）に「家計がライフサイクル等に応じた資産形成を行える環境の整備として、金融経済教育推進の取組み」が、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年６月 12 日、金融庁・財務省）に「大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ」、「有能な実務家教員の活用と、トップクラスの教員を集積する大学（院）の選別」が、更に、消費者基本計画（27 年３月 24 日、閣議決定）に「消費者教育の推進」が盛り込まれているとおり、政府全体としてその重要性が認識されているところである。

当該報告書及び提言等を踏まえ、銀行、証券、保険、資産運用など、業界横断的に、金融経済教育の推進に引き続き取り組んでいく必要がある。（資料６－９－１参照）

Ⅱ　金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

１．金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25 年６月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、26 事務年度は２回開催された。

第４回推進会議（26 年 12 月２日開催）では、「金融リテラシー・マップ」（注）（高校生以下の部分）の改訂案や 26 年度における大学連携講義に対する評価と今後に向けた取組み方針等について議論が行われた。また、第５回推進会議（27 年６月１日開催）では、「金融リテラシー・マップ」（大学生以上の部分）の改訂案や 26 年度における関係団体等の取組実績について議論された。

（注）金融経済教育研究会報告書において公表された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの（「金融リテラシー・マップ」は 27 年６月 29 日に改訂・公表）。

２．大学における金融経済教育

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要性があるため、教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行った。

27年４月からは、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、オムニバス形式の授業を４大学において実施している（東京家政学院大学「生活設計論」、青山学院大学「金融と生活設計」、金沢星稜大学「生活設計論」、県立広島大学「パーソナル・ファイナンス論」）。（資料６－９－２参照）

３．事前相談業務の開始

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年５月より、金融庁金融サービス利用者相談室において、事前相談（予防的なガイド）を開始しており、26事務年度は2,016件の相談を受け付けた。

４．ガイドブック等の作成・配布

金融経済教育研究会報告書において提示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」を分かりやすくまとめたリーフレットおよび金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ、また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説したガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。（資料６－９－３参照）

５．シンポジウムの開催

ＯＥＣＤ、アジア開発銀行研究所（ＡＤＢＩ）及び日本銀行との共催により、「ＡＤＢＩ･ＯＥＣＤ・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム　- 金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進 - 」を開催した。シンポジウムでは、ＯＥＣＤによる調査報告、各国における金融教育、金融包摂、金融規制等について報告や議論が行われ、国内外の研究者、政府関係者、教育関係者、金融機関関係者など、140 名を超える参加を得た。（資料２－３－３参照）

また、地域住民を対象に、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を身に付けることをテーマとしたシンポジウムを関係団体と連携して札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市の計５箇所で開催した。

６．金融知識普及功績者表彰等

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2014年度　19件）。（資料６－９－４参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

７．後援・共催名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援・共催」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（26 事務年度　後援 17 件、共催１件）。（資料６－９－５参照）

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有を Tier１以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成 14 年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18 年９月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20 年９月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（21 年３月９日公布、同年３月 10 日施行）

18 年９月末までとされていた機構による株式買取期限を 24 年３月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「２兆円」から「20 兆円」に拡大した（20 年度第２次補正予算で手当て、21 年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（21 年７月３日公布、同年７月６日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（24 年３月 31 日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29 年３月末まで５年間延長した。

これらの措置を受け、26 事務年度（26 年７月～27 年６月末）において、機構は、441 億円（買取再開後の累計 10,283 億円）の株式等の買取りを行っている。

第３部　金融検査・監督等

第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節　オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

Ⅰ　金融検査・監督（モニタリング）の意義

金融庁は、銀行法等に基づき、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保を目的として、検査・監督を行っている。こうした金融行政の目的を達成するため、平成 19 事務年度より「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取組みを進めてきた。この一環として、25 事務年度からは金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握のため、オンサイト（立入検査）とオフサイト（ヒアリングや資料徴求）の運用の一体化を進めている。

26 事務年度は、こうした検査・監督の連携をより緊密にするとともに、

① 金融機関がデフレ脱却に向けた動きや経済成長に必要なリスクマネーの供給に貢献し、経済成長等に寄与することが、ひいては、金融機関自身の安定的な収益につながっていくような好循環の実現を図ること、

② 金融システムを取り巻く環境の変化に対し、金融システム及び金融機関の健全性が維持されるよう適切に対応すること、

を基本的考え方として、モニタリングに取り組んだ。

Ⅱ　平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針の策定（資料８－１－１参照）

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組み姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

25 事務年度においては、オンサイト・オフサイトの運用の一体化を図るため、主に検査の在り方を見直し、従来の「検査基本方針」を「金融モニタリング基本方針」として公表した。

さらに、26 事務年度は、検査局・監督局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、金融モニタリング基本方針と監督方針を統合し、共通の方針として「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した（26 年９月 11 日）。

Ⅲ　新しい検査・監督（モニタリング）手法及び組織体制

１．新しいモニタリング手法等への取組み

25 事務年度から実施している以下の取組みについて、26 事務年度は検査局・監督局が緊密に連携・役割分担をして行い、新たな金融モニタリング手法として更なる

浸透を図った。

① 金融機関・金融市場で何が起こっているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応

② 重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）

③ 法令等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）の遵守だけではなく、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施

また、こうした金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題について、各金融機関のベスト・プラクティスや金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待して、「金融モニタリングレポート」として取りまとめ、公表した（27年７月３日）。

２．組織体制

25事務年度から実施した金融モニタリングを踏まえ、26事務年度から検査局内のモニタリング体制を業態別・リスクカテゴリー別のチームに編成し、業態別チームにおいては、検査班毎に担当の金融機関を明確化し、立入検査時に限られないモニタリングを可能とする体制としている。

第２節　業態横断的な金融モニタリング

Ⅰ　マクロプルーデンス

平成26事務年度金融モニタリング基本方針に基づき、マクロプルーデンスの観点から、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用した分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に取り組んだ。

集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図った。また、当該分析の成果の一部は、金融モニタリングレポートの作成においても活用した。

（注）27年７月に同レポートを公表した（資料18－１－１参照）。

Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

業態横断的な検証が必要な金融行政上の重要テーマについては、統一的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

１．経営管理に関する金融モニタリング

金融機関の経営管理（ガバナンス）を取り巻く状況をみると、社外取締役の機能の積極的な活用等を内容とする改正会社法の施行や、上場会社に対する「コーポレートガバナンス・コード」の適用開始等、この一年でも大きな変化が認められる。

こうした状況の中、金融機関においては、特にグローバルに事業を展開している金融機関や上場している金融機関を中心に、ステークホルダーの期待・要請に応える経営管理上の取組みが求められている。

26事務年度においては、３メガバンクグループ、大手生保４グループ、大手損保３グループ及び地域銀行を対象に、社外取締役を含む取締役会の機能発揮状況について重点的に検証を行うとともに、監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査のいわゆる三様監査についての機能発揮状況及び連携状況の検証を行った。

検証に当たっては、必要に応じて、各金融機関の社外取締役、監査役・監査委員、内部監査部門及び外部監査人と面談し意見交換を行うとともに、経営管理の範となるようなプラクティスの知見を高める観点から一般事業会社等に対するヒアリングを実施し、モニタリングに活用した。

また、監督当局と外部監査人が双方向に意見を交換することで、両者の効果的な関係を促進する観点から、金融モニタリングにおける外部監査人との連携の在り方について、日本公認会計士協会と意見交換を行った。

２．統合的リスク管理等に関する金融モニタリング

金融機関の健全性の検証については、これまで立入検査（オンサイト・モニタリング）の中で資産査定を行うことを中心に実施してきた。しかしながら、金融機関が直面するリスクの多様化・複雑化を踏まえると、金融機関の健全性を持続的に確保していくためには、貸出資産の健全性のみならず、統合的リスク管理態勢の検証に基づき、各金融機関の業務や財務状況全体からみて、特に重要なリスクが何かを把握し、管理態勢の脆弱性を分析することがますます重要となってきている。

26 事務年度においては、一部の地域銀行を対象に、統合的リスク管理態勢の整備状況について、そのビジネスの中核である貸出業務との関連で、与信集中リスク管理態勢、引当等の管理態勢等とあわせ実態把握を行った。

また、貸出金ポートフォリオに占める比率等からみて住宅ローンの重要性が高い銀行を対象（主要行等、地域銀行、その他の銀行から抽出）に、住宅ローン業務に係るリスク管理の状況等についても、実態把握を行った。

３．市場業務等に関する金融モニタリング

家計や年金、機関投資家が保有する豊富な金融資産については、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。そのためには、商品開発、販売、資産運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、その役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たし、資産運用能力の向上に努める必要がある。

26 事務年度においては、まず、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供するという観点から、投資運用業者におけるガバナンスの構築状況、商品開発プロセス、運用の専門人材の育成・確保に向けた取組み状況について検証するとともに、投資信託の販売会社（銀行、証券会社等）における経営目標や業績評価の在り方、営業推進態勢、販売手数料体系について検証を行った。

また、金融機関自身による有価証券運用についても、健全性確保の観点から、有価証券や仕組商品などに内包するリスク特性を踏まえたリスク分析・管理状況や、ストレス事象の発生に備えたアクションプランの策定状況について検証を行った。

４．法令等遵守に関する金融モニタリング

暴力団を始めとする反社会的勢力は、依然として、違法で多種多様な資金獲得活動を行っている。反社会的勢力を金融取引から排除することは、公共性を有する金融機関の社会的責任である。

また、国際的にテロが頻発しているなど、マネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与（以下、マネー・ローンダリングとテロ資金供与を併せ「マネロン等」という。）対策は、本邦のみならず国際的な重要課題である。

このような反社会的勢力・マネロン等への対応の重要性に照らし、反社会的勢力・マネロン等管理態勢について、業態横断的な水平的レビューを実施した。

反社会的勢力管理態勢については、2014 年６月の監督指針等の改正を踏まえ、取

引開始時（入口段階）、取引開始後（中間管理段階）、取引解消時（出口段階）の各段階における反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の適切性を検証するため、全業態に対し、アンケートやヒアリングなどのオフサイト・モニタリングを行った。

また、マネロン等管理態勢については、３メガバンクグループや地域金融機関等を対象に、疑わしい取引の届出態勢を中心としたヒアリング等によるオフサイト・モニタリングを実施した。

５．システムに関する金融モニタリング

金融機関において、経営戦略上重要な領域に適時・適切なシステム投資を行い、導入したシステムを効率的・安定的に運用すること、また、これらを適正に統制し、組織的に取り組むためのマネジメント態勢を構築することは、顧客利便性を高め、顧客ニーズに則した商品・サービスを適時に展開するために重要である。

このような問題意識から、26 事務年度においては、サイバーセキュリティ管理態勢、基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況、ビジネスモデルの特徴に応じたＩＴガバナンスをテーマに、モニタリングを実施した。

第３節　早期是正措置・早期警戒制度について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨（資料８－３－１参照）

平成 10 年４月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

２．発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第 26 条第１項等）の１形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第２項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{（注）自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

３．措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第１から第３までの３段階であったが、10 年 10 月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は４段階となっている。

また、同年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を３年から１年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24 年８月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して 25 年３月 31 日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル３）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等 Tier１比率」及び「Tier１比率」を追加した（同年３月 31 日施行）。

	自己資本比率		措　置　の　内　容
	国際統一基準行	国内基準行	
第１区分	【普通株式等Tier1比率】 ：4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 ：６%未満３%以上 【総自己資本比率】 ：８%未満４%以上	４%未満 ２%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	【普通株式等Tier1比率】 ：2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 ：３%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 ：４%未満２%以上	２%未満 １%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	【普通株式等Tier1比率】 ：1.13%未満０%以上 【Tier1比率】 ：1.5%未満０%以上 【総自己資本比率】 ：２%未満０%以上	１%未満 ０%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	【普通株式等Tier1比率】 ：０%未満 【Tier1比率】 ：０%未満 【総自己資本比率】 ：０%未満	０%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）普通株式等 Tier1 比率及び Tier1 比率については 25 年３月 31 日より段階的に適

用し、27 年３月 31 日より完全実施。

４．発動実績

26 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※　早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	０件
信用組合	69 件
系統金融機関	３件

(注)労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

Ⅱ　早期警戒制度について

１．趣旨（資料８－３－２参照）

14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

２．概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の３つの措置に加え、15 年３月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年６月末から新たに「信

用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年３月末から実施されたバーゼル２の第２の柱への対応として、18 年３月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19 年４月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15 年８月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20 年４月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料８－３－３参照）

第４節　金融上の行政処分について

Ⅰ　行政処分の趣旨（資料８－４－１参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注１）を行っているところである。

平成19年３月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年４月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ　行政処分の業態別発動状況（資料８－４－２参照）

26事務年度における行政処分の業態別発動件数（注２）は、以下の通り。

①	銀行等	:	３件【２件】
②	協同組織金融機関	:	０件【０件】
③	金融商品取引業者等	:	16件【６件】
④	保険会社等	:	２件【０件】
⑤	貸金業者	:	０件【０件】
⑥	特定目的会社	:	０件【０件】
⑦	前払式支払手段発行者	:	１件【０件】
⑧	資金移動業者	:	０件【０件】

（注１）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注２）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言･代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注３）【　】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第５節　反社会的勢力への対応について

Ⅰ　経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18 年７月 21 日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20 年 12 月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25 年 12 月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ　これまでの対応

１．暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18 年６月 20 日、第７回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年７月 21 日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19 年７月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

２．企業活動からの暴力団排除

（１）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。同年６月 19 日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年７月３日、第９回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（２）金融庁では、同年７月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20 年３月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25 年 12 月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26 年６月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（３）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定

した（融資取引：20 年 11 月、普通預金規定等：21 年９月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23 年６月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22 年４月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25 年 11 月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

（４）金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21 年３月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22 年５月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年４月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年５月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25 年１月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年２月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

（５）生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23 年６月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24 年１月に公表した。また、25 年 11 月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年４月、７月に策定・公表した。また、同年 11 月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第６節　指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ＡＤＲ制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ＡＤＲ制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成 25 年８月２日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

27 年６月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

（27 年６月 30 日現在）

指定日 （業務開始日）	機関名	業務の種別
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人全国銀行協会	・　銀行業務 ・　農林中央金庫業務
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人信託協会	・　手続対象信託業務 ・　特定兼営業務
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人生命保険協会	・　生命保険業務 ・　外国生命保険業務
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人日本損害保険協会	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人保険オンブズマン	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務 ・　保険仲立人保険募集
22．９．15 （22.10．１）	一般社団法人日本少額短期保険協会	・　少額短期保険業務
22．９．15 （22.10．１）	日本貸金業協会	・　貸金業務
23．２．15 （23．４．１）	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・　特定第一種金融商品取引業務

第９章　預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　監督指針等

Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正（26年７月４日）

自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する銀行法施行規則等の改正に伴い、改正を行ったもの。（26年７月31日より適用）

（２）大口信用供与等規制に係る改正（26年10月17日）

25年６月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により銀行法等が改正され、大口信用供与等規制が強化されたことに伴い、改正を行ったもの。（26年12月１日より適用）

（３）レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正（27年３月12日）

バーゼル３においてレバレッジ比率の開示が国際統一基準行等に求められるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、開示に当たっての着眼点を示すため、改正を行ったもの。（27年３月31日より適用）

（４）流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正（27年３月26日）

バーゼル３において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの。（27年３月31日（一部６月30日）より適用）

（５）銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正（27年４月１日）

銀行本体によるイスラム金融の取扱いについて、容認される形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化するため、改正を行ったもの。（27年４月１日より適用）

（６）システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正（27年４月21日）

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年１月９日）、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行ったもの。（27年４月22日より適用）

（７）証券化リスク・リテンション規制に係る改正（27 年４月 30 日）

24 年 11 月に証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に関する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの。（27 年４月 30 日より適用）

（８）レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正（27 年６月 26 日）

バーゼル３に係るレバレッジ比率に関する告示が一部改正されたことに伴い、改正を行ったもの。（27 年６月 30 日より適用）

（注）上記のうち、（４）及び（６）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16 年５月 31 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正（26 年７月４日）

自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する銀行法施行規則等の改正に伴い、改正を行ったもの。（26 年７月 31 日より適用）

（２）大口信用供与等規制に係る改正（26 年 10 月 17 日）

25 年６月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により銀行法等が改正され、大口信用供与等規制が強化されたことに伴い、改正を行ったもの。（26 年 12 月１日より適用）

（３）レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正（27 年３月 12 日）

バーゼル３においてレバレッジ比率の開示が国際統一基準行等に求められるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、開示に当たっての着眼点を示すため、改正を行ったもの。（27 年３月 31 日より適用）

（４）流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正（27 年３月 26 日）

バーゼル３において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの。（27 年３月 31 日（一部６月 30 日）より適用）

（５）銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正（27 年４月１日）

銀行本体によるイスラム金融の取扱いについて、容認される形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化するため、改正を行ったもの。(27 年４月１日より適用)

（６）システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正（27 年４月 21 日）

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27 年１月９日)、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行ったもの。(27 年４月 22 日より適用)

（７）証券化リスク・リテンション規制に係る改正（27 年４月 30 日）

24 年 11 月に証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に対する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの。(27 年４月 30 日より適用)

（８）レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正（27 年６月 26 日）

バーゼル３に係るレバレッジ比率に関する告示が一部改正されたことに伴い、改正を行ったもの。(27 年６月 30 日より適用)

(注）上記のうち、（４）及び（６）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第２節　預金取扱金融機関の概況

Ⅰ　主要行等の平成 26 年度決算概況（資料９－２－１、２参照）

主要行等の 26 年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．　当期純利益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、海外業務関連経費や与信関係費用が増加したことなどにより、前期に比べ686億円減少の28,820億円となった。
２．　不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.5兆円減少の3.5兆円、不良債権比率は前期に比べ0.23%ポイント低下の1.10%となった。
３．　国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.45%ポイント上昇の15.63%、Tier１比率は前期に比べ0.35%ポイント上昇の12.33%、普通株式等Tier１比率は前期に比べ0.37%ポイント上昇の10.70%となった。
　国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、前期に比べ0.32%ポイント低下の13.95%となった。

Ⅱ　地域銀行の平成 26 年度決算概況（資料９－２－３参照）

地域銀行の 26 年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．　実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、資金利益の減少等により、前期に比べ 446 億円減少の 16,190 億円となった。
２．　当期純利益は、与信関係費用が引き続き減少したこと等により、前期とほぼ同水準の 10,629 億円となった。
３．　不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ 0.6 兆円減少の 5.6 兆円、不良債権比率は前期に比べ 0.34%ポイント低下の 2.38%となった。
４．　国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ 0.36%ポイント上昇の 14.64%、Tier1 比率は前期に比べ 0.37%ポイント上昇の 13.00%、普通株式等 Tier1 比率は前期に比べ 0.37%ポイント上昇の 12.96%となった。
　国内基準行の自己資本比率は、貸出金の増加を主因とするリスクアセットの増加等により、前期に比べ 0.54%ポイント低下の 10.50%となった。

Ⅲ　再編等の状況

１．主要行等の再編等
　26 年７月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

２．地域銀行の再編等（資料９－２－４参照）

26 年７月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行

（内容）26 年 10 月１日に持株会社による経営統合

持株会社名：株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ

３．外国銀行の参入

26 年７月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない（27 年６月末現在、免許を付与され、営業を行っている外国銀行は 54 行）。

４．外国銀行の退出

26 年７月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日
ポーティゴン・アーゲー（独）東京支店	26 年８月 26 日	26 年９月 29 日

Ⅳ　不良債権処理等の推移

１．不良債権の概念（資料９－２－５～７参照）

（１）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の４つの区分に分けて開示するものである（主要行については 11 年３月期より、地域銀行については 11 年９月期より、協同組織金融機関については 12 年３月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の３つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

（２）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）と同様の基準に基づくものであり、10 年３月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11 年３月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

２．金融再生法開示債権等の現状（資料９－２－８～15 参照）

（１）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位:%、兆円）

	14 年 3月期	21 年 3月期	22 年 3月期	23 年 3月期	24 年 3月期	25 年 3月期	26 年 3月期	26 年 9月期	27 年 3月期
不良債権比率	8.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.7	1.6
総与信	512.1	498.7	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	539.8	556.7
金融再生法開示債権	43.2	12.0	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.4	9.1
破産更生債権	7.4	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.3	1.2
危険債権	19.3	6.4	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.9	5.5
要管理債権	16.5	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.2	2.4
正常債権	468.9	486.8	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	530.4	547.6

（２）リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位:兆円）

21 年 3月期	22 年 3月期	23 年 3月期	24 年 3月期	25 年 3月期	26 年 3月期	26 年 9月期	27 年 3月期
11.6	11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.3	9.0

３．不良債権問題への取組み（資料９－２－16、17 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年４月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「２年・３年ルール」「５割・８割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注１）さらに、14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を 16 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約

２年半の間、強力に推進してきた結果、17 年３月期には主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注２）なお、17 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「２年・３年ルール」、「５割・８割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

Ⅴ　預金保険料率の変更

預金保険料率のあり方等について中長期的な観点を踏まえて検討するため、26 年７月４日、預金保険機構内に「預金保険料率に関する検討会」が設置された。同検討会は、７回にわたる審議を行い、27 年１月 30 日、報告書（中長期的な預金保険料率のあり方等について）を取りまとめ、公表した。同報告書においては、平成 33 年度末に責任準備金が５兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標とし、預金保険料率についてはこの目標を確実に達成できる水準として 0.04%から 0.05%の間で設定することが適当とされた。

これを踏まえ、預金保険機構より、実効料率 0.042%を前提として、27 年４月１日以降の預金保険料率を、一般預金等 0.041%、決済用預金 0.054%に変更する認可申請がなされ、27 年３月 30 日、預金保険法の規定に基づき、これを認可した。

第３節　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

Ⅰ　主要行等に対する金融モニタリング

３メガバンクグループは、メインバンクとして本邦主要企業に金融サービスを提供するとともに、国際市場においてＧ－ＳＩＦＩｓと競合している。このため、３メガバンクグループは、グローバルな金融機関と比べても遜色ない質の高い金融サービスの提供や、世界基準でのより優れた業務運営（グローバル・ベスト・プラクティス）を念頭に置いた管理態勢を整備し、積極的な金融仲介機能の発揮と健全性の維持との両立を図ることが求められている。

平成26事務年度においては、３メガバンクグループの共通する経営課題として、海外業務、グループ経営管理（グループガバナンス、グループコンプライアンス、グループリスク管理）等を主な検証項目とし、25事務年度に引き続き、統一目線でベスト・プラクティスや業界共通の実態・課題の把握などに重点を置く水平的レビューを実施した。

その他の主要行等については、監督局・検査局の一体的な運営の下、各金融機関のビジネスモデルの多様性にかんがみ、オフサイト・モニタリングやターゲット検査など、各金融機関のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施した。

Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング

26事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、まず、検査局において、銀行の規模等に応じた３つのモニタリングチームを組成し、これらのチームが中心となって、監督局・財務局と緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイトでのモニタリングを実施した。

また、こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイトで実態を確認する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。

さらに、金融モニタリング基本方針に掲げる以下の重点施策を中心的なテーマとして、検査局・監督局が一体となって、ケース・スタディやシミュレーション等の手法を用い、オフサイトを中心に各行の実態把握に努めたほか、業務・リスクカテゴリー別の共通テーマに関するモニタリングも実施した。

① ビジネスモデルの中長期的な持続可能性
② 取引先企業の事業性評価
③ リスク管理態勢等の充実

Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点は、その規模やビジネスモデルが様々であり、母国を含めた国際的な経済・規制動向、ビジネス環境の影響を強く受けるという特性がある。また、本部・本店やアジア地域本部の決定により、その経営方針や業務内容が急に変更される場合もある。

こうした特性を踏まえ、25 事務年度からオフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化し、そこで把握された重要な分野に力点を置いてオンサイト・モニタリングを行うなど、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

26 事務年度においては、昨事務年度のモニタリング結果を基に国内外の情報収集を行い、個別行のリスク評価を実施、年間オンサイト・モニタリング計画の策定及び水平的レビュー項目の選定を行い、モニタリングを実施した。

その後も、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部やアジア地域本部等との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性の変化を、必要に応じてリスク評価に反映した。

Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング

１．信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、26 事務年度においては、より早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを本格的に開始することとした。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の重要な経営課題やリスク等を整理したデータベースを新たに作成するなど、オフサイト・モニタリングを充実するとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルやガバナンスなど、検証項目を絞り込んだ、効果的・効率的なオンサイト・モニタリングの実施に努めている。

（１）信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。26 事務年度は、56 金庫に対して検査を実施している。

（２）信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、

財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。26 事務年度は、33 組合に対して検査を実施している。

２．労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、１の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。26 事務年度は、５金庫に対して検査を実施している。

別図９－３－２　労働金庫の検査を行う行政庁

地区／種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

３．信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。26 事務年度は、11 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会７連合会、信用漁業協同組合連合会４連合会）に対して検査を実施している。

４．農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要

があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年６月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年５月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の３者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

26 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、21 組合に対して検査を実施している。

別図９－３－３　信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地区／種類	都道府県の区域を超える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農業協同組合	主務大臣	都道府県知事 （注２）	都道府県知事 （注２）
漁業協同組合	主務大臣	都道府県知事 （注２）	都道府県知事 （注２）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について

Ⅰ　銀行

・國民銀行在日支店（平成 26 年８月 28 日）

当庁の立入検査等の結果、当行在日支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第 47 条第２項及び第４項並びに第 26 条第１項の規定に基づき一部業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

・ウリィ銀行東京支店（27 年６月 10 日）

当庁の立入検査等の結果、当行東京支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第 47 条第２項及び第４項並びに第 26 条第１項の規定に基づき一部業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

・中小企業銀行東京支店（27 年６月 10 日）

当庁の立入検査等の結果、当行東京支店の信用リスク管理態勢、法令等遵守態勢及び経営管理態勢などに問題が認められたことから、銀行法第 47 条第２項及び第４項並びに第 26 条第１項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

Ⅱ　協同組織金融機関

26 事務年度における、協同組織金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅲ　日本振興銀行の破綻処理について

１．これまでの経緯

（１）日本振興銀行については、22 年９月 10 日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第 74 条第１項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。

（２）一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13 日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。

（３）日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成さ

れる再生計画に従って弁済が行われることとなった。

（４）23 年４月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への 1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への 656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から 529 億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年 10 月７日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する 581 億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額 460 億円）及び日本振興銀行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額 751 億円）が行われた）。

（５）同年８月 23 日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社ＳＦＣＧの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役７名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。

（６）預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年９月 30 日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。

（７）同年 11 月 15 日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年 12 月 14 日）。

（８）同年 11 月 28 日及び 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円）。また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は 429 千円）。

（９）同年 12 月 26 日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。

(10) 24 年３月 23 日から同年４月２日までの間、再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者への第１回弁済が実施され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

(11) 同年７月 23 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63 百万円）。

(12) 同年８月 21 日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役４名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

(13) 同年９月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第１項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第 75 条第１項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

２．再生計画に基づく中間弁済（第２回弁済）について

26 年９月 30 日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率 19%）が実施された。第１回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となる。

３．再生手続の終結について

26 年 12 月 15 日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

第５節　自己資本比率規制等への対応

１．バーゼル２（資料９－５－１参照）

平成16年６月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル２）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年３月末よりバーゼル２が実施された。バーゼル２は、「最低所要自己資本比率」（第１の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）及び「市場規律」（第３の柱）の３つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル１）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

２．バーゼル３（資料９－５－２参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル３」）を受け、24年３月に、国際統一基準行を対象とした、自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年３月期決算より、段階的な適用が開始されている。

３．新国内基準（資料９－５－３参照）

25年３月、バーゼル３（国際統一基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（４％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年３月期決算より、段階的な適用が開始されている。

４．要承認手法の承認実績（26事務年度）（資料９－５－４参照）

・信用リスク（先進的内部格付手法）…１持株会社及び１行
・オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…４行

５．レバレッジ比率（資料９－５－５参照）

26年1月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」を受け、27年３月及び６月に、国際統一基準行を対象とした、レバレッジ比率の開示に係る告示改正及びレバレッジ比率の計算方法に係る告示の策定を行った。レバレッジ比率については、国際合意上、29年までにレバレッジ比率の定義および水準についての最終調整を実施、30年からは第１の柱として運用することを予定している。

６．流動性規制（資料９－５－６参照）

19年に始まった世界的な金融危機において、十分な資本を持ちながらも資金流動性に問題が生じた金融機関が存在したことを踏まえ、バーゼル銀行監督委員会は、22年12月、バーゼル３の見直しの一つとして、資金流動性に係る二つの最低基準（流動性カバレッジ比率（ＬＣＲ）及び安定調達比率（ＮＳＦＲ））を導入することについて合意した。ＬＣＲは銀行の流動性リスクプロファイルの短期的強靭性を高めることを目的

とし、長期的強靭性を高めることを目的とするＮＳＦＲと相まって流動性ストレス時の資金流動性を高めることを目指している。我が国では、ＬＣＲ計算告示の新設やＱ＆Ａの策定等を行い、27 年３月末より、国際統一基準行（連結・単体）に対してＬＣＲの段階的な適用が開始されている。また、同年６月末よりＬＣＲの開示規制も導入されている。なお、ＮＳＦＲは 30 年より適用を開始する予定である。

第６節　資本増強制度の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成 26 年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年 12 月 26 日に、27 年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年６月 30 日に報告内容の公表が行われた。（資料９－６－１～２参照）

２．経営健全化計画の見直し

経営健全化計画は、原則として４ヶ年計画であり、２年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている。26 事務年度が見直し時期に当たるりそなホールディングスについては、27 年２月 27 日に、あおぞら銀行については、同年３月 27 日に、新生銀行については、同年３月 31 日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。

３．公的資金の返済状況

26 事務年度においては、公的資本増強行のうち、りそなホールディングス及びあおぞら銀行から、合計で 5,268 億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約 12.3 兆円）に対して、27 年６月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約 0.2 兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約 12.1 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加の決定

26 事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。（資料９－６－３～４参照）

26 年 12 月実施：釧路信用組合（80 億円）、滋賀県信用組合（90 億円）

２．資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、26 年３月期（25 金融機関）については、同年８月８日に、同年９月期（25 金融機関）については、27 年２月 10 日に報告内容を公表した。（資料９－６－５～６参照）

３．公的資金の返済状況

26 事務年度においては、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、七十七銀行から、200 億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,625 億円）に対して、27 年６月末時点で残額は 4,820 億円となっている。

第７節　地域密着型金融の推進

Ⅰ　経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成 19 年８月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23 年５月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

Ⅱ　地域密着型金融の推進に係る取組み

１．基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

２．当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、各地域金融機関は、地域の経済・産業活動を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが求められていることから、各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む）において、地域金融機

関の課題や役割等について問題提起できる有識者や専門家による講演や、有識者等を交えた、地元の企業経営者など地域の関係者によるパネルディスカッションを内容とする、「地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）」を開催（27 年２月から３月）した。

第８節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

Ⅰ　対応

中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示している。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

１．中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（１）中小企業等へのヒアリング・アンケート調査

平成 26 年９月～10 月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、26 年８月、11 月、27 年２月、５月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

（２）「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

２．金融機関に対する要請

（１）　金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、26 年 11 月 25 日及び 27 年３月２日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

（２）　文書による要請

26 年 10 月 14 日、26 年 11 月 25 日及び 27 年３月２日に、金融関係団体に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層に努めるよう要請する文書を発出した。

３．経営者保証に関するガイドラインの活用促進

ガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

① ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのＱ＆Ａの一部を改定（26 年 10 月）

② 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務を開始（26 年 10 月）。27 年６月末までに、６件の支援を実施。

③ ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（26 年 12 月）（資料９－８－１参照）

④ 金融機関に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用を図ること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むよう要請（27 年３月）（資料９－８－２参照）

⑤ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（27 年３月）

４．目利き力発揮のための短期継続融資の活用

金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営状況を的確に把握することによって、中小零細企業のニーズを踏まえた運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資（書替えが継続している手形貸付等）の取扱いについて、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例（事例 20）を追加し、以下の趣旨を明確化した。（資料９－８－３参照）

① 正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ない。

② 「短期継続融資」は、無担保・無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得る。

③ 正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」とされているが、業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要である。

また、関係者を集めた説明会を開催するなどにより、当該新たな事例の趣旨について周知・徹底を図った。

５．地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第３部第９章第７節「地域密着型金融の推進」を参照。

Ⅱ　現状

１．貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月４日）から 27 年３月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、９割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に行われていると考えている。（資料９－８－４参照）

２．金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断Ｄ．Ｉ．」（Ｄ．Ｉ．＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、27 年６月期では＋16（対前年同月比＋５）となっている。（資料９－８－５参照）

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」（27 年５月調査）をみると、中小企業の業況の「現状Ｄ．Ｉ．」は▲24（対前年同月比▲２）、資金繰りの「現状Ｄ．Ｉ．」は▲18（対前年同月比▲３）となっている。（資料９－８－６参照）

３．融資残高等

27 年６月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比 3.2%の増加、中堅・大企業向けが同 2.0%の増加となっている。（資料９－８－７参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、動産・債権譲渡担保融資、ＡＢＬ等を推進している。（資料９－８－８参照）

第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況（資料９－９－１参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年３月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、24年度は905件、25年度は308件、26年度は253件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、96.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。

② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、24年度は3,892件、25年度は3,473件、26年度は2,848件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、37.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

③ 盗難通帳による被害発生件数は、24年度は144件、25年度は126件、26年度は88件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、68.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。

④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、24年度は148件、25年度は1,955件、26年度は1,372件となっている。26年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、83.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。

Ⅱ　金融機関における対応状況（資料９－９－２参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年２月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。26年度は、各預金取扱金融機関の27年３月末時点でのＡＴＭ及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（27年８月28日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表（26年７月）したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（27年４月、施行）。

第10節　口座不正利用対策

Ⅰ　金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年９月以降27年３月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は42,399件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

Ⅱ　金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15 年９月以降 27 年３月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った42,399件のうち、金融機関において、23,156件の利用停止、15,081件の強制解約等を行っている。

第11節　振り込め詐欺等への対応

平成26年９月11日に策定・公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策について主な重点施策及び監督・検査上の着眼点の一つと位置付け、以下の取り組み等行った。

関係省庁と連携して、振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるための政府広報を実施した（26年９月）ほか、全国銀行協会が主催する金融犯罪防止啓発イベント（26年11月）及び同協会の金融犯罪防止啓発ビデオ作成（27年１月）への協力を行った。さらに、業界団体との意見交換会において、防犯対策の推進を要請した。

このほか、日本年金機構の個人情報流出に関連して、金融機関に対し、本事案に関連する不正の防止や情報収集等の的確な対応を要請するとともに、当庁ウェブサイトにおいて広く注意喚起を実施した（27年６月）。

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

なお、26事務年度においては、本監督指針の改正は行われていない。

第２節　信託会社等の新規参入（資料 10－２－１参照）

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、27 年６月 30 日現在、運用型信託会社７社、管理型信託会社 11 社及び特定信託業者７社（24 件）、自己信託１社、信託契約代理店 156 社（注）が参入している。26 年７月１日から 27 年６月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

①　運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は３社、廃業等による登録抹消は行っていない。

②　信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業の登録は３社、廃業等による登録抹消は２社となっている。

（注）信託契約代理店 156 社のうち 131 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第３節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成 26 事務年度は、３社に対して検査を実施している。

第４節　信託会社等に対する行政処分

平成 26 事務年度における、信託会社等に対する行政処分の実績はない。

第５節　類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第 14 条第２項）、違反者には 30 万円以下の罰金が課せられる（信託業法第 97 条第３号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。

② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第 11 章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社向けの総合的な監督指針等

本監督指針については、平成 17 年８月 12 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

１．保険募集態勢・システムリスク管理態勢・少額短期保険業者関係に関する改正（26 年９月 16 日）

①保険募集態勢における規定の整備、②システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントに係る着眼点の拡充、③少額短期保険業者向け監督指針に係る改正（第 11 章　第８節　Ⅰ　少額短期保険業者の概況参照）を行ったもの（26 年９月 16 日より適用）

２．保険業法及び保険業法施行規則改正に伴う改正及び「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえた改正（26 年 11 月 28 日）

①海外Ｍ＆Ａに係る子会社の業務範囲規制の緩和、②不祥事件等届出の届出対象事項の拡大、③子会社業務範囲の整備に係る改正を行ったもの（26年11月28日より適用）

３．情報セキュリティ管理及びサイバーセキュリティ管理に関する改正（27 年４月 21 日）

外部委託先社員等による不正出金事案等の発生や、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27 年１月９日）、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、①情報セキュリティ管理、②サイバーセキュリティ管理に係る着眼点の明確化等について改正を行ったもの（27 年４月 22 日より適用）

４．証券化リスク・リテンション規制、証券化に係るリスク管理に関する改正（27 年４月 30 日）

24 年 11 月に証券監督者国際組織（ＩＯＳＣＯ）より、最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ改正を行ったもの（27 年４月 30 日より適用）

５．平成 26 年改正保険業法（２年以内施行）に係る改正（保険会社向け）（27 年５月 27 日）

26 年５月 23 日に、保険募集の基本的ルールの創設などを目的とする「改正保険業法」が成立したことを踏まえ、①情報提供義務、②意向把握・確認義務及び③保険募集人の体制整備義務の導入等に伴う規定の整備に係る改正を行ったもの（28 年５月 29 日より適用予定（ただし、一部は 27 年５月 27 日より適用））

（注）上記のうち、１．及び３．について、保険検査マニュアル等の改定を行った。

第２節　保険会社の概況

Ⅰ　平成 27 年３月期決算状況

１．生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料 11－２－１参照）

（１）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、利息及び配当金等収入が増加したことなどから、３兆 3,081 億円（前年は３兆 631 億円）と増加した。

上記に加え、有価証券売却損益の改善を主因にキャピタル損益が改善したことなどから、当期純利益（純剰余）は１兆 4,509 億円（前年は１兆 3,710 億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、34 兆 6,389 億円（前年は 19 兆 9,313 億円）と増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均 974.0%（前年比＋103.1%ポイント））。

２．損害保険会社（資料 11－２－２参照）

（１）損益の状況

損害保険会社の本業における収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が増加したことや自然災害の減少などにより、1,411 億円（前年は▲1,367 億円）と黒字に転じた。

上記に加え、利息及び配当金収入の増加や有価証券売却損益の増加により、資産運用粗利益が 6,254 億円（前年は 5,983 億円）と増加したことなどから、当期純利益は 3,739 億円（前年は 2,111 億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、６兆 5,665 億円（前年は４兆 5,835 億円）と増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均 709.0%（前年比＋47.7%ポイント））。

Ⅱ　再編等の状況（資料 11－２－３～７参照）

１．概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、27 年６月末現在における会社数は、生命保険会社 39 社、外国生命保険会社３社、損害保険会社 30 社、外国損害保険会社 21 社、免許特定法人１社、保険持株会社９社である。

２．主要会社の再編等

26 年７月以降、以下のような合併が行われた。

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
・東京海上日動あんしん ・東京海上日動フィナンシャル	・東京海上日動あんしん	26 年 10 月１日
・アクサジャパンホールディング ・アクサ	・アクサ	26 年 10 月１日
・損害保険ジャパン ・日本興亜損害保険	・損害保険ジャパン日本興亜	26 年９月１日

※アクサジャパンホールディングは、当該合併に先立ち、26 年９月 29 日付で、生命保険業免許を取得。

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第３節　保険会社に対する金融モニタリング（資料11－３－１参照）

平成26事務年度においては、代理店チャネルでの販売増加、保険業法の改正等を踏まえ、生命保険乗合代理店における保険募集管理態勢に着目し、大規模な乗合代理店10社及び代理店を主な販売チャネルとする生命保険会社10社に対して水平的レビューを実施した。また、保険代理店の使用人要件の明確化（26年３月18日付け監督指針改正）を踏まえた、保険会社等及び保険代理店における対応状況等を確認した。

また、大規模自然災害の多発等を踏まえ、損害保険会社の保険引受リスク管理態勢に着目し、大手損害保険会社４社及び中堅総合型の損害保険会社８社に対して水平的レビューを実施した。

このほか、大手生命保険会社４社及び大手損害保険会社３グループについては、経営管理態勢、システムリスク管理態勢等について業態横断的な水平的レビューを実施した。

また、生命保険会社１社及び損害保険会社４社について、それぞれのリスク特性に応じたターゲット検査を実施した。

第４節　保険会社に対する行政処分

平成 26 事務年度における、保険会社に対する行政処分の実績はない。

第５節　統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ＥＲＭ：Enterprise Risk Management）態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成23年以降「統合的リスク管理態勢ヒアリング」を実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。その結果、リスクとソルベンシーの自己評価（ＯＲＳＡ：Own Risk and Solvency Assessment）に関するプロセスをレポート化したＯＲＳＡレポートは、監督当局が各保険会社のＥＲＭ態勢を、業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であることが確認できた。

このことから、26事務年度においては、欧米各国においてもＯＲＳＡレポートを監督当局へ提出する制度の導入準備が進められていることなども踏まえ、27年度から全保険会社・保険持株会社を対象に、保険業法に基づく報告命令を発出し、同レポートの提出を正式に求めることとした。

第６節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであり、保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）においても、経済価値ベースを前提とした国際的な資本規制の導入に向けた議論が進んでいる。

金融庁では、こうした状況及び平成 22 年から 23 年にかけての「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」の実施結果を踏まえ、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織とも連携して、継続的に検討を行ってきた。

更に、26 年６月から 27 年１月にかけて、全保険会社に対して、上記の検討を踏まえた上で、改めてフィールドテストを実施し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握の上、同年６月にその結果の概要を公表した。（資料 11－６－１参照）

その結果を踏まえつつ、経済価値ベースのソルベンシー規制について、今後更に具体的な制度策定に向けた検討を進める必要がある。

第７節　保険商品審査態勢について

国民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の急速な進展などの社会・経済の変化、顧客企業の新たな業務展開や新技術の導入等を背景に、保険に対するニーズが多様化している。

保険商品審査態勢について、保険商品審査全般に係る意見要望を保険会社から聴取し、保険商品審査における事前の意見交換を保険会社と実施したほか、商品数理に関する標準的な考え方を日本アクチュアリー会へ検討依頼すること等を通じ、商品審査の効率化、明確化及び透明性の向上を図った。

第８節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－８－１参照）

Ⅰ　少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年４月１日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年４月１日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても、26年９月に少額短期保険業者の代理店監査等に係る着眼点の拡充及び少額短期保険主要株主の承認審査基準に係る明確化等を図るための改正を行った。

また、少額短期保険業者におけるＩＢＮＲ備金（既発生未報告支払備金）の算出について、全ての第三分野保険（損害保険）について算出方法を明確化する告示の改正を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。26事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者９業者及び少額短期保険持株会社１社に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、５業者を新規に登録したことから、27年６月末現在の業者数は、83業者となった。

Ⅱ　少額短期保険業者に対する行政処分

１．プリベントホールディングス（27年１月16日）、プリベント少額短期保険（同日）

当庁の立入検査等の結果、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢等に問題が認められたことから、プリベントホールディングスに対し保険業法第272条の40第２項において準用する同法第271条の29第１項の規定に基づき業務改善命令を発出するとともに、プリベント少額短期保険に対し同法第272条の25第１項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

第９節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－９－１参照）

Ⅰ　認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、本節において「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年３月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年５月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は７法人となった。26事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

Ⅱ　認可特定保険業者に対する行政処分

同事務年度における、財務局所管の認可特定保険業者に対する行政処分の実績はない。

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年９月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

１．金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成25年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（１年半以内施行）等を踏まえた改正（26年９月17日）

金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成25年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（１年半以内施行）を踏まえ、運用財産相互間取引の適用除外の明確化及び投資信託の運用報告書の記載事項に係る留意点等を追加する改正を行ったもの(26年12月１日より適用)。

また、金融・資本市場活性化有識者会合において取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、「ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品を提供するため推進すべき施策」として、「投資信託について、運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実」が挙げられていることを踏まえ、投資信託の手数料等に関する説明の充実のための留意点等を追加する改正を行ったもの（26年９月17日より適用)。

２．平成24年金融商品取引法改正（３年以内施行）を踏まえた改正（26年11月19日）

平成24年金融商品取引法改正により、一定の店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等に対し電子情報処理組織の使用を義務付けることとするほか、国外から金融商品取引業者等に電子取引基盤の提供を行う者の許可制度が設けられたこと等に伴い、電子取引基盤運営業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者）及び電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当局の許可を受けて、国外から電子取引基盤運営業務を行う者）について監督上の留意点等を追加する改正を行ったもの（27年９月１日より適用)。

３．流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正（27年３月26日）

バーゼル３において流動性カバレッジ比率規制が国際統一基準行等（最終指定親会社等を含む。）に導入されるに当たり、告示の整備を行ったことに伴い、改正を行ったもの（27年３月31日（一部27年６月30日）より適用)。

４．所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正（27年４月１日）

投資法人・投資信託の受託信託会社等が取得した不動産については、一定の要件を満たす場合、登録免許税等を軽減する特例が措置されており、当該特例の適用を受け

るためには、金融庁長官等の証明書を税務当局に提出することとされているところ、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該証明書の記載方法の改正を行ったもの（27年４月１日より適用）。

５．　システムリスクに係る改正（27年４月21日）

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年１月９日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等に関する監督上の着眼点について改正を行ったもの（27年４月22日より適用）。

６．証券化リスク・リテンション規制に係る改正（27年４月30日）

24年11月に証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に関する留意点等を明確化するため、改正を行ったもの（27年４月30日より適用）。

７．平成26年金融商品取引法改正（１年以内施行）を踏まえた改正（27年５月12日）

平成26年金融商品取引法改正により、投資型クラウドファンディング等に係る制度整備が行われたことに伴い、投資型クラウドファンディング等を取り扱う第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者等について監督上の留意点等を追加する改正を行ったもの（27年５月29日より適用）。

第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

１．金融商品取引業者等における課題と今事務年度の考え方

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

金融商品取引業者等がこれらの役割を果たすことで、投資への流れが一層促進され、資産運用市場の中長期的な発展につながるとともに、金融商品取引業者等自身の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指していく必要がある。

同時に、金融商品取引業者等が金融仲介機能を適切に発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。

こうした課題や考え方に基づき、本事務年度においては、主に以下のような点について、検証を行った。

２．金融仲介機能の発揮

（１）顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）

上記「好循環」を実現するためには、金融商品取引業者等が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努めるとともに、資産運用能力の向上に努める必要がある。こうした観点から、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価等について検証を行ったほか、①投資運用業者について、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた商品開発が行われているか、また系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、②証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、等の観点から検証を行った。

（２）顧客の信頼・安心感の確保等

金融商品取引業者等が適切な利用者保護や法令等遵守を図りつつ適正な業務運営に努めることは、顧客の信頼・安心感の確保、ひいては円滑な金融仲介機能の発揮につながるとともに、金融・資本市場の公平性・透明性の確保につながる。

こうした点を踏まえ、①利用者保護の徹底の観点から、相談・苦情対応態勢の整備や業務継続性の確保に向けた取組みについて検証を行うとともに、②適正な業務運営の確保の観点から、サービスの不正利用の防止に向けた取組みについて検証を行ったほか、法令等遵守の徹底に向けて、業種毎の特性や過去の事例等も踏まえつつリスクベースでの監督を実施した。

３．金融商品取引業者等の健全性の確保

金融商品取引業者等が金融仲介機能を発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。

特に、大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制の動向も踏まえた経営管理態勢やリスク管理の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、こうした観点から検証を行った。

また、中小の証券会社や投資運用会社等についても、より質の高いリスク管理の徹底を促すとともに、自主規制機関等との更なる連携強化により、問題の早期発見・早期対応に努めた。また、外国為替証拠金取引業者における、為替変動に対するリスク管理の状況についても検証を行った。

第３節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（資料 12－３－１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 26 年７月以降、５社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者１社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者９社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、27 年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は 279 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、249 社となっている。

①　新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
サンワード貿易㈱	－	新規登録	26 年７月 25 日
マネースクウェア・ジャパン分割準備㈱	－	新規登録	26 年９月 19 日
スコシア・セキュリティーズ・アジア・リミテッド	○	新規登録	26 年 10 月１日
日興アセットマネジメント㈱	○	変更登録	26 年 11 月４日
グッゲンハイムパートナーズ㈱	○	新規登録	27 年２月 16 日
ＭＣＰ投資顧問㈱	○	変更登録	27 年５月 18 日

②　金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
ドットコモディティ㈱	－	合併消滅	26 年７月１日
ＰＬＡＮＥＸ　ＴＲＡＤＥ．ＣＯＭ㈱	－	廃止	26 年 10 月 10 日

トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド（東京支店）	○	廃止	26年10月20日
マネースクウェアＨＤ㈱	－	事業譲渡	26年11月17日
ＦＸコーポレーション㈱	－	廃止	26年11月17日
西脇証券㈱	○	合併消滅	26年12月１日
サムスン證券㈱	○	廃止	26年12月31日
レクセム証券㈱	○	廃止	27年４月20日
イタウ・アジア・セキュリティーズ・リミテッド	○	廃止	27年４月20日

（２）特別金融商品取引業者

27年６月末現在、金融商品取引法第57条の２第１項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、19社となっている。

特別金融商品取引業者

ＳＭＢＣ日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	ＪＰモルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	日本相互証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
ＢＮＰパリバ証券㈱	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券㈱
メリルリンチ日本証券㈱	ＵＢＳ証券㈱
㈱ＳＢＩ証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ
ナティクシス日本証券㈱	

（３）指定親会社

27年６月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第１項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の２社となっている。

２．国内証券会社の26年度決算概要（資料12－３－２～３参照）

国内証券会社234社の26年度決算（単体）は、株式市場が活況だった前期の水準

を下回ったものの、概ね好調に推移し、高い利益水準を確保した。

営業収益は、前期比 780 億円増の４兆 905 億円（同２%増）、販売費・一般管理費は、同 1,885 億円増の２兆 7,689 億円（同７%増）、経常損益は、同 1,610 億円減の１兆 109 億円（同 14%減）、当期純損益は、同 1,817 億円減の 7,214 億円（同 20%減）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社の増加や基準価額の上昇などから、投資信託販売手数料は、前期比 463 億円減の 4,510 億円（同９%減）、投資信託代行手数料（信託報酬）は、同 195 億円増の 2,464 億円（同８%増）となった。

Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

26 年７月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、４社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

① 登録の取消及び業務改善命令　０件
② 業務停止命令及び業務改善命令　１件
③ 業務改善命令　１件
④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令　１件
⑤ 資産の国内保有命令　１件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等」「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」等となっている。

Ⅲ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（27 年６月末時点 249 社、同年３月末時点基金規模約 564 億円）。（資料 12－３－４参照）

第４節　第二種金融商品取引業

Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況（資料12－４－１参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成27年６月末現在における第二種金融商品取引業者は1,203社となっている。

Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分

26 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、３社に対して登録取消し（業務改善命令を含む。）の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」、「不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況」等となっている。

第５節　投資助言・代理業

Ⅰ　投資助言・代理業者の概況（資料 12－５－１参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成 27 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 989 社となっている。

Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分

26 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、４社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む。）が２件、業務改善命令が２件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況」、「無登録業者に対する名義貸し」等となっている。

第６節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の概況

１．投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

平成27年６月末現在の投資運用業者数は332社（投資信託委託業者93社、投資法人資産運用業者 66 社、投資一任業者 270 社、自己運用業者 30 社）となっている。（資料12－６－１参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

２．投資法人の推移

27 年６月末現在の登録投資法人は 71 社（不動産系 67 社、証券系４社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるＪ－ＲＥＩＴ）52 社が運用する資産残高の合計は、27年６月末で13兆1,673億円（前年比11.2%増）となっている。

26年７月以降、６件のＩＰＯを伴う新規上場があった。（資料12－６－２参照）

３．運用資産の推移

26年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は27年６月末で公募投信100兆8,628億円（前年比20.7%増）（株式投信83兆1,244億円（同20.9%増）、公社債投信17兆7,384億円（同20%増））、私募投信53兆8,894億円（同28.5%増）（株式投信51兆6,504億円（同 26.7%増）、公社債投信 2 兆 2,390 億円（同 89.5%増））となっている。（資料 12－６－３参照）投資一任契約資産残高については、27 年３月末で 199 兆 1,769 億円（同 18.4%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、5,309億円となっている（26事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

Ⅱ　投資運用業者に対する行政処分

26年７月以降、投資運用業者に対する行政処分は行っていない。

第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

Ⅰ　登録金融機関の概況

平成 26 年６月末現在における登録金融機関数は、1,089 社となっている。（資料 12－７－１参照）

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、26 年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ　取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第 60 条第１項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

27 年６月末現在における取引所取引許可業者は１社となっている。（資料 12－７－２参照）

Ⅲ　金融商品仲介業者の概況

26 年６月末現在における金融商品仲介業者数は、815 社となっている。（資料 12－７－１参照）

26 年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、近畿財務局による検査の結果、法令違反が認められたため、１社に対して行政処分（業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違反行為の内容は、「外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為」である。

第８節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（資料 12－８－１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成 27 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

27 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、44 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（27 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

第９節　適格機関投資家等特例業務届出者

Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者（いわゆる一般投資家）49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成 27 年６月末現在、これらの届出業者は 3,483 者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は 3,052 者、特例投資運用業者は 534 者である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

26 年７月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、23 者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者 14 者、虚偽の告知等を行った者が 20 者となっている。

（注）重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

第10節　認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の７の規定に基づき、平成27年６月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

（27年６月30日現在）

認定日	団 体 名	所 在 地
22年１月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町２－１－13

第11節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

平成26事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、2,831件となっており、その年齢別内訳は60代以上が大部分（約70%）を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録ＦＸ業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近は集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（24事務年度1,493件→25事務年度1,202件→26事務年度654件）一方、ＦＸ取引に関する相談件数が多く認められており（26事務年度903件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

Ⅱ　対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の防止に向けた以下の取組みを実施している。

① 26年9月、金融庁ウェブサイトにおいて、「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起。また、海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会（26年10月）に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引（ＦＸ）業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会（27年2月）に対し、海外の無登録ＦＸ業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出。
② 26年12月、金融庁ウェブサイトにおいて、「金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等にご注意ください！」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起。
③ 高齢者を狙った消費者トラブルが多発していることを踏まえ、26年9月から、詐欺の手口と対処方法等について、テレビＣＭ、雑誌広告、新聞等で注意喚起（政府広報）。

④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化。

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている（26 事務年度は５件の申立てを行った）。

第 13 章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針

１．貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成 19 年 11 月７日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、26 事務年度においては、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27 年１月９日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況、顧客への対応等に関する監督上の着眼点、セキュリティ対策等について改正を行った（27 年４月 22 日より適用）。

Ⅱ　貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、27年３月末現在、2,011業者（うち財務（支）局長登録299業者、都道府県知事登録1,712業者）となり、26年３月末から102業者減少した。

Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、26 事務年度は、52 業者に対して検査を実施している。

Ⅳ　貸金業者に対する行政処分

26 事務年度中において、財務（支）局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

Ⅴ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料 13－２－１参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21 年６月 18 日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも１回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第１項）、26 事務年度においては、26 年 11 月 16 日に実施した。

Ⅵ　貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21 年 10 月５日より登録申請の受付を開始している。

なお、27 年６月末現在、48,926 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅶ　登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年９月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23 年１月から登録講習を実施している。

同講習は毎年１回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第１号)、26 事務年度は、計 26 回実施している。

Ⅷ　指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第３段階施行（21 年６月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、27 年６月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22 年３月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番７号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町 41－１

第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

平成22年４月１日に施行された「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・ＩＣ型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年１月９日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化するため、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　５　前払式支払手段発行者関係」を改正した（27年４月22日より適用）。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	25年３月末	26年３月末	27年３月末
自家型発行者	732	765	805
第三者型発行者	1,068	1,050	1,024
合計	1,800	1,815	1,829

Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、26事務年度は、128業者に対して検査を実施している。

（注）従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済法の施行（22年４月）により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

Ⅲ　前払式支払手段発行者に対する行政処分

26事務年度中において、前払式支払手段発行者に対する行政処分はなかった。

Ⅳ　前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から27年６月末までに690件実施されている。

Ⅴ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（３月末と９月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（２年10月１日）から27年６月末までに46件実施されている。

（25事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
㈱ミヤスズ	関東財務局	26事務年度

（26事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
㈲パル・サービス	中国財務局	未実施

Ⅵ　資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年１月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達によ

り銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年１月９日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化するため、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　14　資金移動業者関係」を改正した（27年４月22日より適用）。

27年６月末現在の資金移動業者数は40業者となっている。

Ⅶ　資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、26事務年度は、５業者に対して検査を実施している。

Ⅷ　資金移動業者に対する行政処分

26事務年度中における資金移動業者に対する行政処分は、次の１件であった。

・委託先の管理が不十分と認められた１社（関東財務局長登録）に対する行政処分（業務改善命令）。

第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き

Ⅰ　ＳＰＣ等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成９年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（ＳＰＣの登録・届出件数）

	25年３月末	26年３月末	27年３月末	27年６月末
新法ＳＰＣ	835社	759社	774社	762社
旧法ＳＰＣ	２社	２社	２社	２社

（注１）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。
（注２）新法ＳＰＣとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたＳＰＣをいい、旧法ＳＰＣとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ　ＳＰＣ等に対する行政処分

26年事務年度中において、特定目的会社に対する行政処分はなかった。

Ⅲ　資産の流動化の状況

（億円）

	24年９月末	25年９月末	26年９月末
資産対応証券の発行残高等	110,609	98,640	87,061
(1) 新法ＳＰＣ	110,336	98,478	86,899
(2) 旧法ＳＰＣ	273	162	162
① 不動産	53,031	50,257	41,991
② 不動産の信託受益権	45,759	38,164	35,119
③ 指名金銭債権	7,650	6,943	6,461
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,327	2,445	3,077
⑤ その他	841	832	413

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」（以下「法」という。）は、平成３年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたＳＰＣスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

不動産特定共同事業者の数は、27年６月30日現在83社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が33社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が49社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は27年６月30日現在７件である。

第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年６月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、27年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。（資料13－６－１参照）

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年６月20日に成立し、20年12月１日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

26事務年度においては、サイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年１月９日）等を踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、監督上の着眼点として明確化を図るため、事務ガイドラインを改正した（27年４月22日より適用）。

電子債権記録機関は、27年６月末現在４社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年６月24日
ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社	22年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年１月25日

第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、２以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第８条第４項第１号」）。

平成 27 年３月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、120 グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17 年６月 24 日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18 年７月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、26 事務年度は、８協会に対して検査を実施している。

別図 13－９－１　信用保証協会の検査を行う行政庁

区 域 / 種 類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（27 年３月末現在）。

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料 13－９－２参照）

15 年４月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15 事務年度から検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

26 事務年度は、１機関に対して検査を実施した。

（参考）政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の８機関をいう。

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

Ⅰ　本制度導入の経緯

政府は、平成13年３月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年７月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

金融庁では、26事務年度において、対象となる照会に対して２件の回答を行っており、制度導入からの累計は57件となっている。

Ⅲ　利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

Ⅰ　本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年３月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年４月１日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則２ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

制度導入からの累計は４件（26事務年度における照会は０件）。

Ⅲ　利用上の留意点

１．ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

２．回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章　疑わしい取引の届出制度

Ⅰ　疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16－１参照）

Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況

１．届出の状況

平成26年１月から12月までの１年間に、金融機関等から366,779件（前年比22,632件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成26年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

２．研修会の開催

警察庁との共催により、26年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

３．疑わしい取引の届出等の徹底の要請

ＦＡＴＦ声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章　課徴金納付命令

Ⅰ　課徴金制度について

１．経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年４月（公認会計士法については20年４月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（１）金融商品取引法

① 不公正取引
（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布・偽計）

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

（２）公認会計士法

① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年４月１日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

２．課徴金納付命令までの手続（資料17－１参照）

（１）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金

融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（２）公認会計士法

① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ　課徴金納付命令等の状況（資料 17－２参照）

26 事務年度においては、不公正取引事件 40 件及び開示書類の虚偽記載等事件８件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

１．課徴金納付命令の実績

（１）金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 21 事務年度	96 件	34 件	130 件
22 事務年度	20 件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	９件	38 件
25 事務年度	40 件	８件	48 件
26 事務年度	40 件	８件	48 件

（２）公認会計士法

20 年４月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

２．審判期日等の実績

（１）（株）ＲＩＳＥ株式に係る相場操縦（平成 25（判）14）

25 年７月 31 日　開始決定

26 年７月８日　審判期日

26 年８月１日　課徴金納付命令

（２）フィンテックグローバル（株）株式に係る相場操縦（平成 25（判）48）

26 年３月 11 日　開始決定

26 年７月８日　審判期日

26 年８月 21 日　課徴金納付命令

（３）日本板硝子（株）の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（平成 25（判）29）

25 年 12 月２日　開始決定
26 年７月 17 日　第１回審判期日
26 年９月 19 日　第２回審判期日
26 年 12 月 26 日　課徴金納付命令

（４）（株）ノジマとの契約締結者による内部者取引（平成 26（判）1）

26 年４月 22 日　開始決定
26 年７月 25 日　審判期日
26 年８月 21 日　課徴金納付命令

（５）国際石油開発帝石（株）の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引（平成 25（判）30）

25 年 12 月２日　開始決定
26 年７月 28 日　審判期日
26 年 10 月 30 日　課徴金納付命令

（６）(株) 田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引（平成 25(判)43、44）

26 年２月 25 日　開始決定
26 年９月 16 日　審判期日
26 年 12 月４日　課徴金納付命令

（７）日神不動産（株）役員からの情報受領者による内部者取引（平成 26（判）32）

26 年 12 月 19 日　開始決定
27 年５月 14 日　審判期日
27 年６月 25 日　課徴金納付命令

（８）（株）高田工業所株式に係る相場操縦（平成 26（判）35）

27 年３月２日　開始決定
27 年５月 29 日　審判期日

（注）これまでに審判期日が開催され、26 事務年度中に審判手続（審判期日）が終結したもの。

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第１節　金融モニタリングレポート（資料18－１－１参照）

検査局・監督局においては、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」の下、緊密に連携し金融モニタリングに取り組んだ。

「金融モニタリングレポート」は、この新しい金融モニタリングの実施を通じて得られた検証結果や課題の中から主な項目を取りまとめ、公表したものである。

本レポートの公表を通じて、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で様々な議論が行われる契機となり、より良い金融サービスの提供につながることを期待している。

第２節　金融検査結果事例集

金融庁では、平成 17 年以降、金融機関が内部管理態勢の整備を行う上で参考となるよう、金融検査（オンサイト・モニタリング）において認められた事例を定期的に取りまとめ、金融検査結果事例集として公表してきた。

25事務年度より、オン・オフ一体の新しい金融モニタリングを実施しているが、こうした枠組みの中で実施したオンサイト・モニタリングの結果（個別の指摘事例等）について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として、27年６月に公表した。

今後、金融モニタリングにおいて、有用と思われる事例が生じた場合は、随時追加等を行っていく予定である。

第３節　検査モニター制度（資料 18－３－１参照）

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務(支)局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

平成 26 事務年度においては、25 事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を 26 年９月 25 日に公表した。

（参考）検査モニター制度の概要

１．オンサイト検査モニター

① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。

なお、金融庁主担検査に財務（支）局等幹部が、財務（支）局等主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。

② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。

③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

２．オフサイト検査モニター

① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式により意見を受け付ける。

② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の２回に分けて実施する。

③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後 10 日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から 10 日目までの間を目安とする。

④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。

⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。

⑥ アンケート結果については、集計を行い、１年に１回程度公表する。

第４節　意見申出制度（資料18－４－１参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年１月から実施されている。

17年７月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家４名を招聘し、その後21年１月には、外部委員を６名増員し、10名体制とした（27年６月末時点では９名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、26事務年度末までに41機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関10件、保険会社２件、貸金業者５件、その他（証券会社等）２件となっている。

申出内容については、379事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約８割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

（参考）意見申出制度について

①対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③提出期限

原則として立入終了後２週間以内（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第５節　金融モニタリング情報の収集について

Ⅰ　概要（資料 18－５－１参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、金融機関に関する情報を広く一般から収集する「金融モニタリング情報収集窓口」を設置している。

Ⅱ　情報の収集状況

１．収集件数

平成 26 事務年度の総収集件数は、489 件となっており、そのうち、預金等取扱金融機関に関する情報が 163 件（33%）、保険会社に関する情報が 295 件（60%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が 31 件（７%）となっている。

２．業態別の主な情報

（１）預金等取扱金融機関については、法令等の遵守等に関するもの、経営管理に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するもの、苦情対応等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。

（２）保険会社については、保険金や給付金の支払い等に関するもの、法令等の遵守等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏洩等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第４部　国際関係の動き

第 19 章　金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2008 年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008 年 11 月に第１回G20 首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・ＦＳＢ（金融安定理事会）・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。今後は、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の不整合から生じる市場の分断が生じないよう、当局間で十分に調整を行うことが課題となっている。当庁は、こうした国際的な合意の実施・課題に対する対処に積極的に参画している。

第１節　首脳・閣僚級の国際会議（G20・Ｇ７）

Ⅰ　概要

2008 年９月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等を議論するために、それまでのＧ７を中心とした枠組みではなく、新興国も交えた首脳レベルの会合が必要とされ、ワシントンにおいて第１回G20 首脳会合（サミット）が開催された。それ以降、G20 は、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要な議題とされている。近年は年に１回の首脳会合と、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。

2014 年 11 月の第９回G20 ブリスベン・サミットでは、金融危機への対応として進められてきた金融規制改革が概ね達成されたことが歓迎され、また、今後の課題は、新たなリスクに注意を払いつつ、政策枠組みの残された部分の最終化や、合意した事項の完全な実施が中心であると、各国が一致した。

Ｇ７においても引き続き国際的な金融規制改革に関する議論が行われることもあり、財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合等が開催されている。

※　G20 メンバーは、Ｇ７（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合、で構成されている。

なお、議長国は１年ごとに各国の持ち回りとなっており、2014 年は豪、2015 年はトルコ、2016 年は中国が議長国に選出されている。

Ⅱ　活動状況

１．2014 事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

① G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年９月 20 日－21 日、豪・ケアンズ）
② G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年 10 月９日－10 日、米・ワシントン）
③ G20 首脳会合（2014 年 11 月 15 日－16 日、豪・ブリスベン）
④ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015 年２月９日－10 日、トルコ・イスタンブール）
⑤ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2015 年４月 17 日、米・ワシントン）
⑥ Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議（2015 年５月 27 日－29 日、独・ドレスデン）
⑦ Ｇ７首脳会合（2015 年６月７日－８日、独・エルマウ）

２．2014 年 11 月のG20 首脳会合で合意された事項

2014 年 11 月 15 日－16 日に豪・ブリスベンで開催されたG20 首脳会合では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

（１）金融危機への対応としての金融規制改革について我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成したことを確認。

（２）銀行の資本及び流動性ポジションを改善し、デリバティブ市場をより安全にするための改革は，金融システムにおけるリスクを低減させることを確認。

（３）グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ）が破綻した際に、納税者を一層保護する追加的な損失吸収能力を求めるＦＳＢの提案を歓迎。

（４）シャドーバンキングに係る更なる取組のために、更新されたロードマップを承認し、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意。

（５）店頭デリバティブ改革の迅速な実施における更なる具体的な進展の達成を要請し、国・地域が、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励。

（６）ＦＳＢにおける新興経済地域の代表の増大及びＦＳＢの実効性を維持するための取組を歓迎。

Ⅲ　当庁の対応

我が国は、国際的な金融規制改革において、国際的に合意された改革を着実に実施するとともに、
① 中長期的に強固な金融システムを構築した上で、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、

② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、

が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論に引き続き建設的に参加・貢献していく。

第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　概要

１．沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」（contagion）した経験を背景に、1999 年２月のＧ７での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ：Financial Stability Forum）が設立された。金融安定理事会（ＦＳＢ：Financial Stability Board）は、2009 年４月のG20 ロンドン・サミットの合意を踏まえ、ＦＳＦが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものであり、ＦＳＢの発足会合は 2009 年６月に開催された。ＦＳＢは、スイス・バーゼルのＢＩＳ（国際決済銀行）内に事務局を有しており、2013 年１月には、スイス法上の非営利法人として法人格を取得している。さらに、2015 年３月にはメンバーシップ（代表権）の見直しが行われた。

２．目的

ＦＳＢは、

① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、

② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、

③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な目的としている。

３．組織

（１）メンバーシップ（代表権）

ＦＳＢは、全てのG20 に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局（監督当局、財務省、中央銀行）のほか、国際通貨基金（ＩＭＦ）等の関係国際機関、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）等の金融分野の国際基準設定主体などから構成されている。１カ国は１～３の代表権を有しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。ＦＳＢの議長は、2011 年 11 月よりマーク・カーニー英中銀総裁が務めており、2014 年 11 月に再選された（任期は３年）。

なお、豪・ブリスベンで開催されたG20 首脳会合での合意を踏まえて、本年３月、アルゼンチン、インドネシア、サウジアラビア、トルコの各財務省及び南アフリカ中央銀行が新たにＦＳＢメンバーとなることが承認された。

（２）ＦＳＢの構成

ＦＳＢは、年２回程度行われる本会合を最終的な意思決定会合としており、

我が国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ議席を有している。ＦＳＢ本会合の下には、ＦＳＢ全体の方針を議論する運営委員会（Steering Committee）が設置されており、さらにその下に規制監督上の協調に関する常設委（ＳＲＣ）、脆弱性評価に関する常設委（ＳＣＡＶ）、基準の実施に関する常設委（ＳＣＳＩ）、予算等に関する常設委（ＳＣＢＲ）の４つの常設委員会（Standing Committee）や複数の部会が設置されており、それぞれＦＳＢに参加している各国当局の幹部等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討が行われている。

その他、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、ＦＳＢメンバー当局と非ＦＳＢメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・ＣＩＳ諸国の６つの地域諮問グループ（ＲＣＧ）を設置している。なお、当庁の河野金融国際審議官が、2013 年７月からの２年間、アジアＲＣＧの共同議長を務めた。

Ⅱ　活動状況

１．概要

2014 事務年度においては、計２回のＦＳＢ本会合が開催された。

２．2014 事務年度ＦＳＢから公表された主な報告事項等

・市中協議文書「外為指標」（2014 年７月 15 日公表）
・「主要な金利指標の改革」（2014 年７月 22 日公表）
・「シャドーバンキングの監視と規制の強化：清算集中されない証券金融取引に関するヘアカット規制の枠組み」（2014 年 10 月 14 日公表）
・「銀行構造報告書」（2014 年 10 月 27 日公表）
・「健全な報酬慣行に関する原則実施基準」第３次進捗報告書（2014 年 11 月４日公表）
・「ＦＳＢ代表権構造の見直しに関するG20 首脳向け報告書」（2014 年 11 月６日公表）
・グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢ）の 2014 年更新リスト（2014 年 11 月６日公表）
・グローバルなシステム上重要な保険会社（G-ＳＩＩ）の 2014 年更新リスト（2014 年 11 月６日公表）
・店頭デリバティブワーキング・グループ（ＯＤＷＧ）による第８次店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書（2014 年 11 月７日公表）
・市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」（2014 年 11 月 10 日公表）

・「新興市場・発展途上国に対する規制改革の影響に関するモニタリング」（2014 年 11 月 12 日公表）
・『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の完全な実施に向けて（2014 年 11 月 12 日公表）
・市中協議文書「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」（2014 年 11 月 13 日公表）
・「シャドーバンキングから強じんな市場型金融への転換：進捗概要及びロードマップ」（2014 年 11 月 14 日公表）
・「金融規制改革に関する進捗報告書」（2014 年 11 月 14 日公表）
・「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関（NBNI G-SIFI）の選定手法」（2015 年３月４日公表）
・システム上重要な銀行（ＳＩＢ）に対する監督の枠組み・手法に関するテーマ別レビュー報告書（2015 年５月 26 日公表）

等

３．国際基準の策定に向けた取組み

2013 年９月に開催されたサンクトペテルブルク・サミットにおいて、2014 年末までにグローバルなシステム上重要な金融機関の破綻の際の損失吸収力の充実性（ＴＬＡＣ）に関する提案を策定するよう要請された。ＦＳＢは、この要請に基づき、ＴＬＡＣに関する市中協議文書を 2014 年 11 月に公表し、同月のブリスベン・サミットに提出した。ＦＳＢはＢＣＢＳと共に包括的な影響度調査を実施しており、今後、市中協議及び影響度調査の結果を踏まえ、2015 年 11 月のアンタルヤ・サミットまでに基準を最終化する予定である。

また、ＬＩＢＯＲ等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2014 年７月にＦＳＢ報告書「主要な金利指標の改革」を公表した。本報告書は、G20 の要請を受け、主にＴＩＢＯＲ・ＬＩＢＯＲ・ＥＵＲＩＢＯＲの３指標を対象として、より実取引に裏打ちされた代替指標の採択と実行可能性についての検討等について取りまとめたものである。加えて、ＦＳＢは外為指標に係る不正操作問題を受けて、2014 年９月にＦＳＢ報告書「外為指標」を公表した。

その他、中央清算機関（ＣＣＰ）に関して、ＣＣＰの強じん性（resilience）、再建計画の策定（recovery planning）、処理可能性（resolvability）を促進するための作業計画が策定されており、今後、作業計画にしたがって政策措置等の必要性について議論がなされていく予定である。

４．国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、ＦＳＢは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、ＦＳＢメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてＦＳＢメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2014 年は、Ｇ－ＳＩＢの監督枠組みに関するテーマ別レビューが実施された。現在、破たん処

理、店頭デリバティブの取引情報蓄積機関、シャドーバンキングに関するレビューが進行中。国別レビューは、ＩＭＦによるＦＳＡＰの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに 11 カ国に対するレビューが完了している。2015 年は、インド、ブラジル、日本、フランスの４カ国を対象に実施。

2015 年より、金融規制改革の実施とその影響に係る包括的なアニュアルレポートを作成することで合意され、2015 年 11 月のアンタルヤ・サミットに提出される予定である。

第20章　金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）及び保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）が、業態横断的には、前章掲載のＦＳＢなどが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第１節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　概要

１．沿革

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974 年６月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（ＢＩＳ: Bank for International Settlements）本部において年４回程度開催されており、事務局もＢＩＳ内に設置されているが、中央銀行の集まりであるＢＩＳとは独立した存在として位置付けられている。

２．目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

３．組織（資料 20－１－１参照）

（１）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20 が国際経済協力の枠組みとして本格稼動を始める中で 2009 年及び 2014 年に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米及びＥＵの銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011 年７月からはスウェーデン中央銀行のイングベス総裁が務めてい

る。

（２）小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（ＰＤＧ： Policy Development Group)、監督・基準実施部会（ＳＩＧ: Supervision and Implementation Group)、会計専門家部会（ＡＥＧ：Accounting Experts Group）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されているほぼ全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

４．性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

Ⅱ　活動状況

１．概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

（１）バーゼルⅢ

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はＧ20 首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010 年 11 月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年 12 月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

そのうち、自己資本比率は、リスク・ベースの指標であるが、普通株式等 Tier１比率が従来の２%から、最低水準とバッファーで７%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013 年１月から段階的に実施し、2019 年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また同時に、このようなリスク・ベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及

びレバレッジ比率の導入が定められており、2013 年１月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015 年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初 60%とし、翌年から 10%ずつ引き上げ 2019 年に 100%とする）こととなった。2014 年 10 月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018 年から実施することとなった。

レバレッジ比率については、2014 年１月にその枠組と開示要件に関する最終規則文書が公表され、今後、試行期間（2017 年１月まで）の結果を踏まえ、最終調整する予定となっている（開示は 2015 年１月から開始）。

（２）システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（ＳＩＦＩｓ：Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010 年 11 月にG20 ソウル・サミットへ提出・公表されたＦＳＢ報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011 年 11 月に規則文書が公表された（2013 年７月、本規則文書を更新した文書が公表）。追加的資本上乗せ規制については、2016 年１月から段階的に適用が開始され、2019 年１月までに完全実施される予定である。

また、2012 年 10 月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（Ｄ－ＳＩＢｓ： Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する 12 の原則を示した枠組み文書が公表された。

（３）その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012 年 10 月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

２．最近の主な動き

2014 年 11 月のG20 ブリスベン・サミットでは、これまでに合意したテーマについて概ね作業が完了した旨の首脳宣言が出され、バーゼル委員会においても、全体としては、既に合意した各種規制を各国が着実に実行に移していく段階に入っている。

足元では引き続き、標準的手法の見直しや銀行勘定の金利リスクなどに関する議論が続いているほか、自己資本規制の簡素化及び比較可能性、リスク感応度の確保や規制の相互連関と複合的影響といった分野横断的な議論も行われている。

（１）標準的手法及び資本フロアの見直し

ア．信用リスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、リスク感応度の向上や比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2014 年 12 月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての市中協議文書を公表している。

イ．オペレーショナルリスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のＢＩＡ（基礎的手法）・ＴＳＡ（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2014 年 10 月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての市中協議文書を公表している。

ウ．資本フロアの見直し

バーゼル委員会は、2014 年 12 月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表しており、リスクアセットの信頼性や比較可能性を向上させる観点から、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼルⅠから標準的手法に変更することを提案している。

（２）銀行勘定の金利リスク

バーゼル委員会において、銀行勘定の金利リスク（現在は第２の柱の取扱い）について、①トレーディング勘定との間の規制の平仄、②将来の金利上昇に対する備えの観点から、2013 年４月から検討を開始している。

バーゼル委員会における議論の結果、2015 年６月に①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する第１の柱案及び②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応を明確化・透明化した第２の柱案の両論併記による市中協議文書が公表されている。

（３）自己資本規制の簡素化及び比較可能性、リスク感応度の確保等

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルに基づくリスク計測をベースにして自己資本比率を算出しているが（内部格付手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20 の指示を受けて、銀行の自己資本比率の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

（４）システム上重要な銀行に対する対応

2014 年 11 月、ＦＳＢからＧ－ＳＩＢｓのリストが公表された。本リストに基づき、Ｇ－ＳＩＢｓに対する追加的資本上乗せ規制は 2016 年から段階的に実施され、2019 年から完全実施される予定（リストは毎年更新）。

第２節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　概要

１．沿革及び現状

（１）証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ:International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて 203 機関（2015 年６月末現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986 年から 2000 年末まではモントリオール（カナダ））。

（２）我が国は、1988 年 11 月のメルボルン（オーストラリア）における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000 年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

（３）ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2014 年９月/10 月にリオデジャネイロ、2015 年６月にロンドンで開催された。次回は、リマで 2016 年５月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994 年 10 月に東京で第 19 回年次総会が開催されている。

２．目的

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

３．組織（資料 20－２－１参照）

（１）総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年１回、年次総会時に開催

される。

（２）代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅡ参照）。

代表理事会は、当庁を含む 34 当局で構成されている。現在の議長は、2013 年３月のシドニー会合において金融庁 河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）の任期満了に伴い選任されたオーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）メドクラフト委員長である。副議長は、カナダ・オンタリオ州証券委員会（ＯＳＣ）ウェッツトン委員長と、マレーシア証券委員会（ＳＣ）シン委員長の２名が務めている。議長、両副議長は、2014 年 10 月のリオデジャネイロ会合で再任されている。

＜参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体＞

○　理事会（Executive Committee）

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された９の普通会員で構成されていた。

○　専門委員会（Technical Committee）

専門委員会は、理事会により設置されたＩＯＳＣＯの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局（当庁を含む）で構成されていた。

また、当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）は、2011 年４月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012 年５月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

（３）地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年２回程度開催されている。現在の議長は、香港証券・先物取引監察

委員会（ＳＦＣ）オルダーＣＥＯである。2015 年３月にはアジア･太平洋地域委員会の会合を東京で開催し、ＡＰＲＣとして域内の発展に貢献するための戦略的枠組みを定めた「ＡＰＲＣロードマップ」を策定・公表した。

４．ＩＯＳＣＯの性格

ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（以下「ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵ」という。）については、2010 年６月の代表委員会決議により、2013 年１月までにすべてのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

５．我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画･貢献している。2014 年 10 月には格付会社に関する委員会（Committee ６）の副議長に渡部国際証券規制調整官（現 郵便貯金・保険監督総括参事官）が副議長に就任するとともに会合を東京で開催したほか、上記のとおり、2015 年３月にはアジア･太平洋地域委員会の会合も東京にて開催した。

Ⅱ　活動状況

１．概要

ＩＯＳＣＯは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの推進）に重点を置いており、G20 首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、ＩＯＳＣＯメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

２．会計・監査・開示に関する委員会（Committee １）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）及び国際監査基準（ＩＳＡ）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント･レターを発出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。

３．流通市場に関する委員会（Committee ２）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2015 年４月には、「取引所等において効果的に電子取引システムのリスクを管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」と題する市中協議報告書を公表した。

４．市場仲介者に関する委員会（Committee ３）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2015 年２月には、「証券セクターにおける健全性基準の比較・分析」と題する最終報告書を、2015 年４月には、「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」と題する市中協議報告書を、2015 年５月には、「大規模な市場仲介業者による信用評価のための信用格付利用の代替手段に係るサウンド・プラクティス」と題する市中協議報告書を公表した。

５．法執行・情報交換に関する委員会（Committee ４）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っており、2015 年６月には、「証券規制の法執行における信頼できる抑止」と題する最終報告書を公表した。

また、Committee ４と同時に開催されるＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの審査グループ（ＳＧ）において、ＭＭＯＵ署名申請当局の審査を行っている。ＳＧでは、ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵのＢ署名当局（審査基準を満たさなかった当局）が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。

６．投資管理に関する委員会（Committee ５）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、ＭＭＦ等のシャドーバンキングの諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2015 年６月には「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」と題する最終報告書、及び、「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な基準」と題する市中協議報告書を公表した。

７．格付会社に関する委員会（Committee ６）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2015 年３月には、格付会社の自己統治に係る国際基準である「信用格付会社の基本行動規範」を再改訂した。

８．商品先物市場に関する委員会（Committee ７）

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。G20の要請を受け2012年10月に公表した「石油価格報告機関に関する原則」の、実施状況に関する報告書を2014年９月に公表した。同様にG20の要請を受け2011年９月に公表した「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の、実施状況に関する報告書は2012年10月に公表し、また、2014年9月に、最新の実施状況を踏まえ報告書の最新版を公表した。

９．金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee ８）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年６月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取組等について検討を行っている。2014年11月には、「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」と題する最終報告書を、2015年５月には、「不正防止に向けたメッセージに関する調査結果」と題する最終報告書を公表した。

10．エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）

エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2014年10月には、「証券市場のリスク・アウトルック2014-2015」を公表した。

11．アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2014 年には、「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言（2012年10月公表）」、「証券化商品関連規制に関するグローバルな動向（2012年11月）」における提言の各国の実施状況に関してレビュー作業を実施し、昨年11月に中間報告を公表した。

Ⅲ　その他

１．ＩＯＳＣＯの2020年までの戦略的計画に係る議論

ＩＯＳＣＯは、2010から2015年の戦略的計画の期限を迎えるため、次の５ヵ年（2020年まで）の戦略的計画を、ＩＯＳＣＯメンバーへのアンケート調査結果等をもとに検討し、2015年６月のＩＯＳＣＯ総会ロンドン会合で合意し公表した。

２．証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）（1997年）、シンガポ

ール通貨監督庁（ＭＡＳ）（2001 年）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）（2002 年）、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）（2004 年）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）（2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006 年１月には米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年）、欧州の証券監督当局 29 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年）をそれぞれ行った。

他方、これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2015 年２月末現在、105 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第３節　店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

Ⅰ　概要

2009 年のピッツバーグ・サミットにおいて、遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭（ＯＴＣ）デリバティブ契約について、以下の事項を行うことに合意した。

（１）　中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済
（２）店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告
（３）取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引

これを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されている最中である。

Ⅱ　活動状況

１．ＦＳＢ 店頭デリバティブ作業グループ（ＯＤＷＧ）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012 年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では 2014 年 11 月に第８次報告書が公表されている。

２．店頭デリバティブ主要当局者会合（ＯＤＲＧ）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（ＳＥＣ）・商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）の呼びかけにより設置された非公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2012 年 12 月、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」を公表した。また 2014 年 11 月、G20 ブリスベンサミット向けに、これまでのＯＤＲＧでの議論の概要に関する報告書を提出した。

３．マージン規制作業部会（WGMR）

中央清算機関（ＣＣＰ）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで 2012 年７月（第一次）及び 2013 年２月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013 年９月に最終報告書を公表、2015 年３月に最終報告書の改訂を公表した。

４．ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯ

G20 の提言を踏まえ、ＩＯＳＣＯとＢＩＳの決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に

支払･決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012 年４月にこれらを１つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表した。その後ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯは、ＦＭＩ原則の実施状況のモニタリングやＦＭＩに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。実施モニタリングについては、2015 年２月、６月にそれぞれ評価報告書を公表した。また、2014 年 10 月には、ＦＭＩのための再建に関する報告書を、2015 年２月には、清算機関のための定量的な情報開示基準の報告書をそれぞれ公表している。

第４節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　概要

１．沿革

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ：International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

２．目的

ＩＡＩＳは、1994 年に以下の目的のために設立された。

① 効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持

② 国際的な金融安定化への貢献

３．組織（資料 20－４－１参照）

（１）総会

総会はＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており、毎年１回、年次総会が開催される。

（２）執行委員会

議長は、フェリックス・ホーフェルト（ドイツ連邦金融監督庁長官）、共同副議長は、浜野隆（金融庁総務企画局国際政策管理官）とケビン・マッカーティー（フロリダ州保険長官）が務めている（2015 年６月現在）。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 24 の国・地域（北米：５、西欧：５、アジア：５、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ（サハラ以南）：１、中東・北アフリカ：２、東欧：１、オフショア：２）から構成されている。我が国は、1998 年よりメンバーとして参加している。

（３）専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局　局長（2015 年６月現在））。執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌している。

専門委員会の下には、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

（４）金融安定委員会

アルベルト・コリンティ議長（伊保険監督機構　理事（2015 年６月現在））。執行委員会の下で金融安定に関する基準策定等を行っている。

（５）その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

４．我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会（副議長）、専門委員会、金融安定委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

Ⅱ　活動状況

１．金融危機を踏まえた対応

（１）グローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定

ＩＡＩＳは、2013 年７月にグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定手法及び政策措置を公表。この公表にあわせ、ＦＳＢ は、当該選定手法に基づき、Ｇ－ＳＩＩｓの当初リストとして、世界の保険会社から９社（注）を選定し、公表した（当該リストには、日本社は含まれず）。2014 年 11 月、Ｇ－ＳＩＩｓの更新リストが公表され、当初リストと同じ９社が選定された。Ｇ－ＳＩＩｓの選定については、2015 年以降も引き続き行われ、毎年 11 月に公表される予定。

（注）アリアンツ（独）、アクサ（仏）、ＡＩＧ（米）、アビバ（英）、ジェネラリ（伊）、メットライフ（米）、ピンアン（中）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）の９社。

（２）Ｇ－ＳＩＩｓに対する政策措置及び資本基準の検討

Ｇ－ＳＩＩｓに適用する政策措置に関しては、監督当局は、①「監督の強化」、②「破たん処理可能性の向上」、③「より高い損失吸収力の賦課」、からなる政策措置を行うこととされている。

上記③については、保険では健全性（自己資本規制）に関する国際統一基準がないため、2013 年 7 月のＦＳＢ本会合において、ＩＡＩＳは、2014 年のG20 サミットまでに、まず、Ｇ－ＳＩＩｓに適用される「資本の上乗せ基準」の基礎となる「基礎的資本要件」（Basic Capital Requirements ： ＢＣＲ）を策定し、その後、2015 年末までに資本の上乗せ基準を策定することが合意された。ＩＡＩＳは、ＦＳＢでの決定に基づき、2014 年 10 月にＢＣＲの最終文書を公表し、2015 年のG20 サミットまでに策定することにしている「資本の上乗せ基準」（Higher Loss Absorbency Requirement：ＨＬＡ）についての検討が行われており、2015 年６月に市中協議文書を公表した。なお、ＢＣＲ及びＨＬＡは 2019 年からＧ－ＳＩＩｓに適用される見通しである。

（３）国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（ComFrame）及び国際資本基準の検討

ＩＡＩＳでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）」の監督のための共通枠組み（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups：ComFrame）を検討している。

ComFrame は、①ＩＡＩＧｓの選定基準、②ＩＡＩＧｓに対するソルベンシー及びガバナンス基準、③監督当局によるクロスボーダーでの監督上の協力等に関する基準の３つの柱から構成される。②のＩＡＩＧｓに対するソルベンシー基準については、ComFrame の議論から一旦切り離し、ＩＡＩＳが 2017 年央までに策定する「国際資本基準」（Risked-based Global Insurance Capital Standard：ＩＣＳ）の議論の中で検討が行われており、2014 年 12 月に第１次市中協議文書を公表し、本年４月末にその影響度調査を開始した。

ComFrame は、2010 年から検討が行われ、検討の過程で市中協議を実施する予定であるが、最終的には、ＩＣＳも含めた ComFrame が 2019 年に採択され、2020 年からＩＡＩＧｓに適用される見通しである。

２．保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

ＩＡＩＳは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をＩＡＩＳに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第５節　ジョイント・フォーラム

Ⅰ　概要

ジョイント・フォーラム(Joint Forum)は、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）及び保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）の15カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時（1996年）から本会合に参画してきている（金融庁、日本銀行が参加）。

Ⅱ　活動状況

ジョイント・フォーラムは、年３回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2014事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

①　2014年11月　マイアミ本会合

②　2015年３月　バーゼル本会合

2013年12月に「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクに係る報告書」、2014年4月には「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示に係る報告書」をそれぞれ公表した。

2014事務年度においては、2014年9月に、「金融コングロマリットの監督カレッジに関する報告書」、2015年6月に、「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言に係る報告書」を公表した。

第６節　金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立。2013 年 11 月の年次総会（於：リスボン）において、金融消費者保護の監督当局による国際組織として設立された。現在、16 カ国が加盟し、議長はアイルランド（中央銀行）が、副議長はカナダ（金融消費者庁）が務めている（2015 年６月）。

当庁は、2013 年 11 月の年次総会（於：リスボン）で、当該組織の執行評議会（Governing Council）メンバーに選任され、組織作りの作業に貢献してきた。

2014 年事務年度においては、2014 年 10 月に上海で開催された年次総会での議論を経て、３つの常設委員会（監督ツールボックス、貸金業者による責任ある貸出、モバイル技術・技術革新）を設置し、サブスタンス面での議論が充実してきている。

第21章　金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、ＷＴＯ等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第１節　国際通貨基金（ＩＭＦ）

Ⅰ　概要

国際通貨基金（ＩＭＦ：International Monetary Fund）は、1944 年７月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたＩＭＦ協定に基づき、1946 年３月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンＤ.Ｃ.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、 原則として年１回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24 名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

Ⅱ　活動状況

１．ＩＭＦ４条協議

ＩＭＦはＩＭＦ協定第４条に基づき、年１回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がＰＩＮ（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された４条協議報告書が公表されている。

2015 年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、ＩＭＦに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

２.金融セクター評価プログラム（ＦＳＡＰ:Financial Sector Assessment Program）

ＩＭＦは加盟国に対し、金融セクター評価プログラム（ＦＳＡＰ：Financial Sector Assessment Program）を実施している。これは、加盟国の銀行・証券・

保険を含む各セクターに対し、国際基準の遵守状況や規制監督の枠組み・運用等についてレビューし、金融セクターの安定性を評価するもので、1999 年から加盟国に対し順次実施されている（基本的に各加盟国に対して５年に一回行われる）。なお、我が国に対するＦＳＡＰの結果は、2003 年９月（第一回）、2012 年８月（第二回）にそれぞれ公表されている。

３．その他ＩＭＦの刊行物（ＷＥＯ、ＧＦＳＲ等）

通常年２回刊行される「世界経済見通し（ＷＥＯ:World Economic Outlook)」及び「国際金融安定性報告書」（ＧＦＳＲ：Global Financial Stability Report）においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2015 年４月）では、日本の財政再建及び構造改革の必要性や、資産運用業の監督強化の必要性等について分析が行われている。

第２節　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

Ⅰ　概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（ＯＥＥＣ：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構（ＯＥＣＤ：Organization for Economic Co-operation and Development)が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964 年加盟）を含む 34 カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のグリア氏が務めている（2006 年～）。

Ⅱ　活動状況

１．閣僚理事会

ＯＥＣＤの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。2014 年は我が国が閣僚理事会議長国を務めた。

２．経済開発検討委員会（ＥＤＲＣ：Economic and Development Review Committee）

ＯＥＣＤ加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟 34 カ国及び重要な非加盟国について、１年半～２年に１回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では 2015 年４月に対日経済審査報告書が公表された。

３．経済政策委員会（ＥＰＣ：Economic Policy Committee）

ＯＥＣＤ事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（ＯＥＣＤ Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年２回）。

４．コーポレート・ガバナンス委員会

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピア・レビューの実施のほかＯＥＣＤ非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2013 年 11 月より、同委員会の副議長を金融庁の岡村国際担当参事官（2015 年６月現在）が務めている。

５．その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（ＩＰＰＣ：Insurance and Private Pensions Committee)、金融資本市場委員会（ＣＭＦ：Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012 年４月に、金融教育に関する国際ネットワーク（ＩＮＦＥ）で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るG20 とＯＥＣＤの共同作業部会が設置され、2013 年９月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関するG20/ＯＥＣＤハイレベル原則」がG20 サミットで承認され、公表された。

６．ＯＥＣＤを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

ＯＥＣＤでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では 2008 年度よりＯＥＣＤ事務局に職員を派遣するとともに、ＯＤＡ予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第３節　世界貿易機関（ＷＴＯ）

Ⅰ　概要

世界貿易機関　（ＷＴＯ：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、161カ国・地域が加盟している（2015年６月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも２年に１回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、ＷＴＯ設立協定の不可分の一部であるＧＡＴＳ（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。ＧＡＴＳは、最恵国待遇（ＭＦＮ）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

Ⅱ　活動状況（金融サービス分野）

１．金融サービス交渉の構図

2000年２月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ＡＳＥＡＮ等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

２．リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年６月）、改訂リクエスト（2005 年２月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年３月）、改訂オファー（2005年６月）を提出した。

３．共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月に開催された第６回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

４．ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006 年７月に交渉が一旦中断した後、様々な調整が続けられたものの、農業及び非農産品の市場アクセス（ＮＡＭＡ：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。ＷＴＯサービス・クラスター会合における交渉は継続され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え、各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

５．新サービス貿易（ＴｉＳＡ：Trade in Services Agreement）協定

2012 年より、ＷＴＯに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を行っていたが、2013 年６月よりＴｉＳＡとして本格的な交渉へと移行した（2015 年６月現在で 24 ヶ国・地域が参加）。2014 事務年度は、2014 年７月、９月、12 月、2015 年２月、４月の計５回開催され、早期の合意形成に向けて、金融を含むサービス貿易について議論が行われた。

第４節　経済連携協定（ＥＰＡ等）

Ⅰ　概要

１．二国間ＥＰＡ等

経済連携協定（ＥＰＡ：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（ＷＴＯ）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002 年 11 月発効、その後 2007 年９月改正議定書発効）、メキシコ（2005 年４月発効）、マレーシア（2006 年７月発効）、チリ（2007 年９月発効）、タイ（2007 年 11 月発効）、インドネシア（2008 年７月発効）、ブルネイ（2008 年７月発効）、フィリピン（2008 年 12 月発効）、ＡＳＥＡＮ全体（2008 年 12 月発効）、ベトナム（2009 年 10 月発効）、スイス（2009 年９月発効）、インド（2011 年８月発効）、ペルー（2012 年３月発効）及びオーストラリア（2015 年１月発効）との間でＥＰＡが発効している。現在、ＥＵ、ＡＳＥＡＮ、カナダ、コロンビア、韓国、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）、トルコとの間でＥＰＡ交渉、中国・韓国との間でＦＴＡ交渉を行っている（韓国とのＥＰＡ交渉は 2004 年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は 2009 年以降中断。）（資料 21－４－１参照）。なお、モンゴルとは 2015 年２月にＥＰＡに署名した。

２．環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ：Trans Pacific Partnership）協定

2010 年３月に交渉が開始されたＴＰＰは、日本を含む 12 か国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定を目指している。日本は、2013 年７月の交渉から参加し、2014 事務年度に開催された計８回の会合で各国との交渉を行った。

Ⅱ　活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、日本の金融機関の海外進出や更なる業務展開のため、他国におけるビジネス環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、

規制の内容や運用の不透明性は、日本の金融機関の萎縮に繋がる恐れがあるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上等についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、ＥＰＡに基づく金融当局間の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、このような対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員をはじめ様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている。

第５節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　概要

１．金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989 年７月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年９月の米国同時多発テロ事件以降は、Ｇ７財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、ＯＥＣＤ加盟国を中心に、現在 34 カ国・２地域が参加（下記参照）。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012 年４月のＦＡＴＦ大臣会合での承認により、2020 年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2015 年６月 30 日現在）
アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおり。

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦ参加国間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非参加国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

２．「40 の勧告」及び「９の特別勧告」から「40 の勧告」への改訂（ＦＡＴＦ勧告）

国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み「40 の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み「９の特別勧告」により構成されてきた。第４次相互審査に向けて、現行の「40 の勧告」と「９の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双方の対策をカバーする改訂「40 の勧告」として 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

３．ＦＡＴＦ相互審査

ＦＡＴＦ勧告遵守状況に関し、ＦＡＴＦ参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、ＦＡＴＦ全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、審査報告書の採択後、「通常のフォローアップ」又は「厳格なフォローアップ」のプロセスに置かれる。相互審査において不合格（勧告が履行されていない、又は履行が不十分）と評価されたＦＡＴＦ勧告について、「通常のフォローアップ」においては２年に一度、「厳格なフォローアップ」においては全体会合において決定された頻度で、不備事項の改善状況をＦＡＴＦに対して報告する必要がある。

４．マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

ＦＡＴＦ勧告の遵守が不十分な国・地域（ＦＡＴＦメンバーに限らない）に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はＦＡＴＦ作業部会ＩＣＲＧ（International Cooperation Review Group）が取り扱っている。

ＦＡＴＦは、2007 年 10 月以降、ＩＣＲＧプロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

Ⅱ　活動状況

１．ＦＡＴＦ第３次相互審査

ＦＡＴＦ勧告の遵守状況に関する我が国の第３次相互審査は、2008 年に実施され、全 49 勧告中 25 勧告において履行の不備が指摘された。審査から２年後にあたるＦＡＴＦ2010 年 10 月会合において、我が国対応の進捗について第１回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第 10 回、第 11 回、第 12 回フォローアップ報告を行っている。

２．ＦＡＴＦ第４次相互審査

2009 年 10 月のＦＡＴＦ全体会合での採択に基づき、第４次相互審査基準の改訂作業は、第３次相互審査基準におけるＦＡＴＦ勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。作業部会での議論の末、2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において改訂ＦＡＴＦ勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014 年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守（法令整備等の評価「Technical Compliance」）及び②実効性（マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」）について、審査が順次実施されている。

３．マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

2009 年４月のロンドン・サミットにおけるG20 からの要請に基づき、４つの地域（アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009 年９月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、ＦＡＴＦは非協力国・地域特定のための手続き、各国の

ＦＡＴＦ勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2014 事務年度においては、2014 年 10 月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、アルジェリア、エクアドル、インドネシア、ミャンマーが特定されている。また、2015 年２月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、インドネシアがリストより削除された。更に 2015 年６月の声明により、同カテゴリーからエクアドルがリストより削除された。

４．仮想通貨ガイダンスの公表

2015 年６月 26 日、ＦＡＴＦは仮想通貨に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録または免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等を適用することに焦点を当てている。日本としても、ＦＡＴＦ加盟国として、当該ガイダンスの内容を踏まえ適切に対応していく。

第22章　海外の金融当局との関係

第１節　金融監督者間の二国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施するほか、必要に応じて、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を行っている。

Ⅰ　二国間協議等

金融庁は、2014事務年度においては、ＥＵ、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、韓国、インド、ＵＡＥ等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、海外当局との間で、監督協力に関する覚書締結・書簡交換等を実施した。

（2014事務年度に実施した監督協力に係る覚書締結・書簡交換の状況）

2014年11月	韓国金融委員会、韓国金融監督院（覚書締結）
2015年１月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2015年２月	欧州証券市場監督機構（覚書締結）
2015年６月	アラブ首長国連邦中央銀行（書簡交換）

Ⅱ　　米国の店頭デリバティブ規制

2012年７月、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）は、ドッド・フランク法　（2010年７月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及びindex型を含む10銘柄以上を対象としたＣＤＳ等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、ＣＦＴＣにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされている。

当該規制案に対する懸念を示すため、当庁が行った主な対応は下記のとおり。

① コメントレターをＣＦＴＣ宛に発出（2012年８月13日（日銀と連名）、2013年２月６日）

② 英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターをＣＦＴＣ宛に発出（2012年10月17日）

③　米国議会下院農業委員会小委において証言（2012 年 12 月 13 日）

④　英国財務省を含む 10 当局で、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを発出（2013 年４月 18 日）

上記を踏まえ、2013 年７月にＣＦＴＣのクロスボーダー規制の最終版が公表された。

ＣＦＴＣは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013 年 12 月、ＣＦＴＣは、日本を含む６カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、ＣＦＴＣと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関及び中央清算機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置付けがなお未確定・不明確なケースがあり、今後、ＣＦＴＣと継続的に調整・検討する予定である。

Ⅲ　欧州の店頭デリバティブ規制

2012 年８月 16 日に、欧州委員会（ＥＣ）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するＥＵ規則（ＥＭＩＲ）が施行された。また、2013 年３月 15 日に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）より、ＥＭＩＲの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

ＥＭＩＲでは、ＥＵ域外の中央清算機関（ＣＣＰ）がＥＵ域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ＥＳＭＡから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、ＣＣＰに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとＥＣが判断する必要がある。

ＥＳＭＡは、2013 年９月１日の欧州域外国ＣＣＰの同等性評価に関する技術的助言をＥＣに提出し、９月３日に公表。2014 年 10 月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015 年２月、ＥＳＭＡとの間でＣＣＰに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015 年４月、当庁管轄のＣＣＰは、ＥＳＭＡから外国ＣＣＰとして認証を受けた。

第２節　アジア等の新興市場国への取組み

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まっている。「日本再興戦略 －JAPAN is BACK－」（2013 年６月 14 日閣議決定）において、アジアの金融インフラ整備支援を推進することとされており、「「日本再興戦略」改訂 2014 －未来への挑戦－」（2014 年６月 24 日閣議決定）においても、「本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。」とされている。

これらを踏まえ、当庁では、アジア諸国に対する金融インフラ整備支援及び「アジア金融連携センター」の取組みを推進してきた。

平成 27 年６月 30 日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂 2015 － 未来への投資・生産性革命－」において、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充を図ることとされたこと等を踏まえ、今後も取組みを強化していく。

Ⅰ　アジア金融インフラ整備支援

金融庁は、アジア諸国の金融監督当局とのハイレベルでの往来を通じ、金融規制・監督等における連携強化に向け協議してきているほか、各国との長期的な協力枠組みを構築するため、金融技術協力に関する覚書締結・書簡交換を実施。

（2014 事務年度に実施した金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況）

2014 年　７月	タイ財務省（書簡交換）
同年　８月	タイ保険委員会（書簡交換）
同年 12 月	フィリピン中央銀行（書簡交換）
2015 年　６月	カンボジア国立銀行（書簡交換）
同年　６月	カンボジア証券取引委員会（書簡交換）

（参考：2013 事務年度に実施した金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況）

2013 年 10 月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2014 年　１月	モンゴル金融規制委員会（書簡交換）
同年　１月	ミャンマー財務省（覚書締結）
同年　２月	タイ証券取引委員会（書簡交換）
同年　３月	ベトナム国家証券委員会（書簡交換）
同年　５月	タイ中央銀行との協力関係（書簡交換）
同年　６月	ベトナム財政省保険監督庁（書簡交換）
同年　６月	ベトナム国家銀行（書簡交換）
同年　６月	インドネシア金融庁（書簡交換）
同年　６月	モンゴル中央銀行（書簡交換）

上記の金融協議および覚書締結・書簡交換に基づき、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー及びモンゴルの金融当局を対象とする金融規制・監督等に関する現地セミナー及び本邦での調査ミッションの受入れを実施した。

（2014 事務年度に実施した金融庁によるセミナーの実施事例）

2014 年 ７月	タイ中銀・金融庁・ADBI ジョイントワークショップ（現地）
同年 ８月	タイ中銀向け銀行破綻処理セミナー（東京）
同年 ８月	ミャンマー証券市場セミナー（現地）
同年 ８月	インドネシア金融当局との銀行監督ワークショップ（現地）
同年 11 月	ベトナム当局向け不良債権・取引所・保険行政セミナー（現地）
同年 11 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 12 月	ベトナム首相府向けコーポレートガバナンスセミナー（東京）
同年 12 月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
2015 年 １月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 １月	ベトナム国家資本投資公社向けコーポレートガバナンスセミナー（東京）
同年 ２月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 ３月	ベトナム中銀向け検査実務セミナー（現地）
同年 ３月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 ４月	モンゴル金融規制委員会向け証券検査・監督セミナー（現地）
同年 ４月	ベトナム債権買取公社・資産管理公社向け不良債権処理セミナー（東京）
同年 ４月	インドネシア金融当局向け人材育成セミナー（東京）
同年 ５月	ミャンマー証券当局向け証券監督等実務セミナー（現地）
同年 ６月	インドネシア金融当局との郵便ネットワークを通じた金融サービスワークショップ（現地）
同年 ６月	ベトナム中銀向け検査実施セミナー（現地）
同年 ６月	ベトナム保険当局向け保険監督等実務セミナー（現地）

また、上記の取組みを効果的に推進するために、タイ及びベトナムの金融情勢の現状と課題の把握を目的とする調査を実施した。

さらに、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展が日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、アジアの途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を下記のとおり実施した。

〇銀行監督者セミナー（2014 年 10 月開催）

アジアの新興市場国８か国から銀行監督当局の職員８名を招き、「第６回銀行監督者セミナー」を開催。日本の金融監督制度、危機管理、ストレステスト、邦銀のアジアビジネス戦略等について、金融庁職員等より講義を実施。

〇証券監督者セミナー（2014 年 11 月開催）

アジアの新興市場国 15 か国から証券監督当局の職員 21 名を招き、「第 17 回証券監督者セミナー」を開催。日本の証券市場規制や最近の国際的課題について、金融庁職員等より講義を行ったほか、日本取引所グループとも連携して施設見学を行うといった実地研修も実施。

〇保険監督者セミナー（2015 年３月開催）

アジアの新興市場国 10 か国から保険監督当局の職員 10 名を招き、「第 11 回保険監督者セミナー」を開催。我が国の保険市場・保険監督制度、業界のリスク管理・アジア戦略、国際規制の動向・クロスボーダー監督、料率算出機構の役割等について、金融庁職員等より講義を実施。

Ⅱ　アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ）

１．概要

アジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ：Asian Financial PArtnership Center）は、①アジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援のあり方について検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援に活用すること、②アジア諸国の金融当局との協力体制を強化することにより、本邦企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開の確保に貢献すること、③アジア諸国の金融当局との連携を深め、国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信することを主な目的として、平成 26 年４月に金融庁内に設置された。

２．活動実績

平成 26 年７月以降、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの金融当局者を順次招聘し、平成 27 年６月末時点で計 22 名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（平成 27 年７月末現在、８名の研究員が在籍中）。

長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の１ヶ月程度で、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、庁内職員によるテーマ別研修や意見交換等を行った。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供した。

また、研究員は、母国の金融システムの現状や課題、ＡＦＰＡＣのプログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行ったほか、２名の研究員が金融庁主催シンポジウム等においてパネリストとして参加した。具体的には、シンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」（同年 10 月 30 日開

催、金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催）において、ベトナム中銀職員により、ベトナムにおける中小企業金融の現状や課題等が紹介され、また、ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」（平成 27 年１月 23 日開催、金融庁・ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本銀行共催）において、タイ証券当局職員により、タイ証券当局による資本市場へのアクセス促進に向けた取組等が紹介された。

３．今後のあり方

平成 27 年６月 30 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2015 - 未来への投資・生産性革命-」において、日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組することとされた。また、それとともに、これまでアジア諸国のみに焦点をあてていた支援活動を、中東・アフリカ及びラテン・アメリカも対象区域に加え、技術支援体制の拡充を図ることとされたほか、日本の金融・資本市場の魅力をグローバルに発信する機能を「グローバル金融連携センター（仮称）」に与え、世界の主要金融・資本市場において海外ＩＲを実施すること等とされた。これらを踏まえ、今後もより取組みを強化していく予定である。

資料編

資料1－1－1

金融庁の組織（平成26年度）

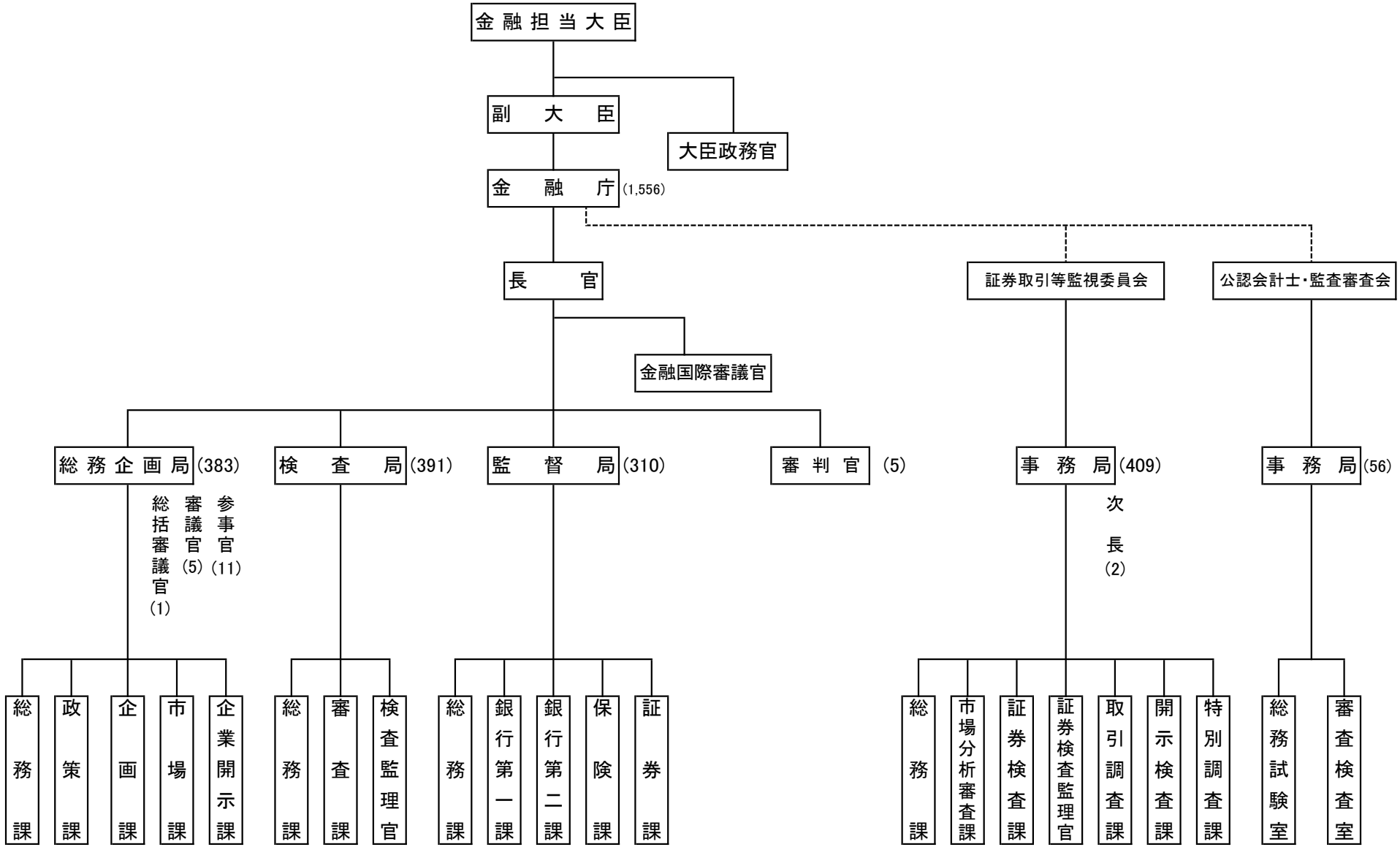

※ 数字は、平成26年度末定員。
※ 審議官のうち2人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料１－１－２

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

２　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条　第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六～十八　（略）

２　（略）

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九　（略）

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条に規定する事務

六十一・六十二　（略）

資料1－1－3

金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度）

部局の名称	課等の名称	所 掌 事 務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総 務 課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画･立案 等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
	政 策 課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究の企画・調整 等
	企 画 課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案 等
	調査室	経済金融情勢に関する調査 等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
	市 場 課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督 等
	企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム（EDINET）の整備、公認会計士等の監督 等
検 査 局		民間金融機関等の検査
	総 務 課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定 等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	審 査 課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監 督 局		民間金融機関等の監督
	総 務 課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督 等
	監督調査室	監督上の調査 等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案 等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
	金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
	保 険 課	保険会社等の監督 等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
	証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審 判 官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整 等
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
	取引調査課	不公正事案の調査 等
	開示検査課	開示事案の検査 等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

（注）平成26年度末時点

資料１－２－１

金融国際審議官の設置について

設置の必要性・緊急性

○　金融危機以降、世界的に金融規制改革を巡る議論が進展。金融庁では、これまで、局長級の「国際政策統括官」を中心に国際的な交渉に当たってきた。

○　他方で、金融規制を議論する国際機関の主要会合には、各国からは、主に、金融当局の長官・次官級や中央銀行の総裁が出席。

○　平成26年11月のG20ブリスベン・サミットに向け、９月以降、重要な国際会議が多数開催予定。日本の金融システムに極めて大きな影響を及ぼしかねない金融規制が決定されるおそれ。

日本の国益に資するよう議論を進めるため、欧米等の出席者と同格に渡りあえる、国際交渉を主担とする新たな次官級ポストを設置。

スケジュール

- 8/15（金）　金融庁組織令改正 閣議決定
- 8/20（水）　改正金融庁組織令公布
- 8/29（金）　改正金融庁組織令施行

【参考】金融庁組織令の条文

（金融国際審議官）
第一条　金融庁に、金融国際審議官一人を置く。
２　金融国際審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。

資料１－２－２

金融庁の組織（平成27年度）

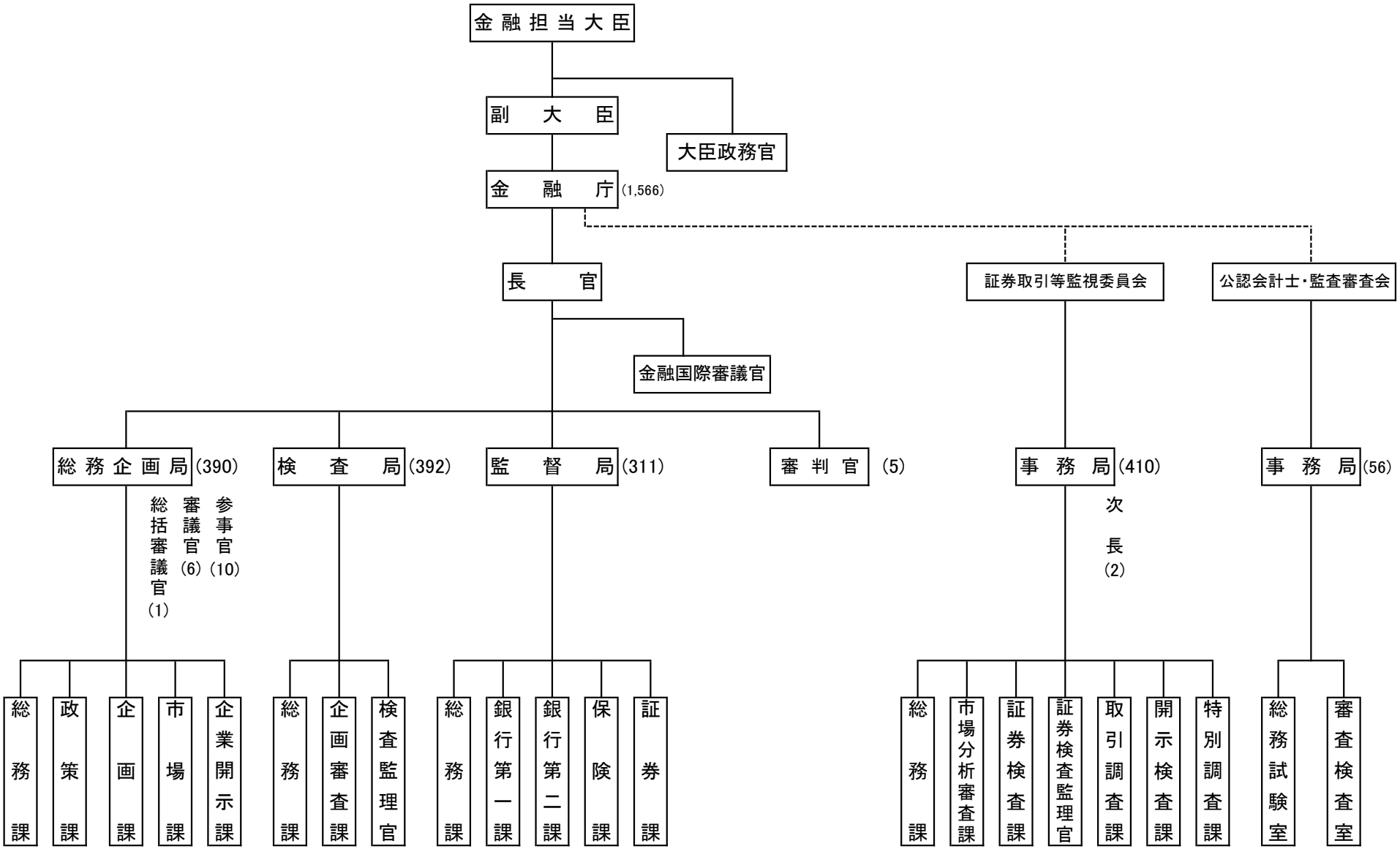

※　数字は、平成27年度末定員。
※　審議官のうち1人、次長のうち１人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料1－2－3

金融庁の各局等の所掌事務（平成27年度）

部局の名称	課等の名称	所 掌 事 務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総 務 課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画･立案 等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
	政 策 課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企 画 課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案 等
	調査室	経済金融情勢に関する調査 等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
	市 場 課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督 等
	企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム（EDINET）の整備、公認会計士等の監督 等
検 査 局		民間金融機関等の検査
	総 務 課	検査局の総括、金融検査の実施 等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企 画 審 査 課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監 督 局		民間金融機関等の監督
	総 務 課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督 等
	監督調査室	監督上の調査 等
	国際監督室	監督局の所掌事務に関する諸外国の監督当局等との事務の連絡調整 等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
	金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
	保 険 課	保険会社等の監督 等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
	証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審 判 官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整 等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
	取引調査課	不公正事案の調査 等
	開示検査課	開示事案の検査 等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

資料2－3－1

金融研究センター　研究官・特別研究員

（平成 27 年6月末現在）

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名	所属
研究官 （常勤）	市場リスク計測手法についての考察	磯部　昌吾	
	ファイナンスにおける確率的モデリングと実証分析。HFT市場の戦略分析、コーポレートファイナンス、観光ファイナンスなど	斎藤　大河	
特別研究員 （委嘱）	行動経済学の金融経済教育への応用	川西　諭	上智大学経済学部教授
	金融機関の自己資本等の十分性に係る自己検証と監督上の措置に係る国際的なプラクティス	渡部　訓	武蔵野大学経済学部経営学科教授
	国際的な規制の導入に関する影響度評価、システミックリスク分析・評価手法等	増島　雄樹	日本経済研究センター主任研究員
	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る日本における現状調査と今後の課題への提言	北見　良嗣	帝京大学法学部法律学科教授

資料２－３－２

平成26事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	ディスカッションペーパータイトル
26年7月	「機関投資家の受託者責任と議決権行使の関係」
26年7月	「高頻度取引（ＨＦＴ）に関する実証研究 取引高速化とプレオープニングの発注行動分析」
26年7月	「我が国におけるコーポレート・ガバナンスをめぐる現状等に関する調査」
26年8月	「不正会計の早期発見に関する海外調査・研究報告書」
26年9月	「米・英・ＥＵ・独仏の銀行規制・構造改革法について」
26年10月	「東南アジア諸国に対する電子記録債権普及の可能性と今後の課題 －インドネシア・ベトナムを中心に－」
27年2月	「東京市場の国際的な魅力を高めるための、制度・規制改革や市場整備の諸施策についての理論的視座の構築」
27年3月	「システミック・リスクに関わる分析手法の動向と評価 －国際的な潮流と日本への含意－」
27年3月	「レバレッジ比率規制が銀行に与える影響」
27年3月	「海外の消費者信用規制改革等についての研究 －英国2012年金融サービス法を中心に－」
27年6月	「ＡＳＥＡＮ地域統合における金融分野自由化進展に向けて －ＷＴＯ金融サービス分野の自由化約束をベースとした分析－」

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

資料2－3－3

金融庁金融研究センター・アジア金融連携センター主催シンポジウム
「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」

日時： 平成 26 年 10 月 30 日（木）13:30～18:20
場所： 大阪大学中之島センター 10 階 佐治敬三メモリアルホール
共催： 大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、
神戸大学大学院経営学研究科、アジア開発銀行研究所

（13:00－13:30 受付）
13:30－13:50 開会挨拶 小川 一夫 大阪大学社会経済研究所長
齋藤 通雄 金融庁総務企画局参事官

13:50－15:00 セッション1 「中小企業金融の現状とあり方～アントレプレナーシップと地域金融機関の役割」

モデレーター： 吉野 直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長
発表者： 井上 基 池田泉州銀行 常務取締役
忽那 憲治 神戸大学大学院経営学研究科教授
コメンテーター： 筒井 義郎 甲南大学経済学部特任教授
石田 晋也 金融庁監督局銀行第二課長

15:05－16:00 セッション2 「家計の借入行動について～行動経済学アプローチ」

モデレーター： 家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授
発表者： 池田 新介 大阪大学社会経済研究所附属行動経済学研究センター長
コメンテーター： 齋藤 通雄 金融庁総務企画局参事官
氷坂 智晶 近畿大阪銀行 常務執行役員

（16:00－16:15 休憩）
16:15－18:10 セッション3 「アジア金融における諸課題」（英語セッション）

モデレーター： 吉野 直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長

特別講演：「アジアの金融資本市場の課題」
河野 正道 金融庁金融国際審議官、アジア金融連携センター長
コメンテーター： 内田 浩史 神戸大学大学院経営学研究科教授

講演：「アジアでの中小企業金融について」
ガネシャン・ウィグナラジャ アジア開発銀行研究所研究部長
コメンテーター： ビクター・ポンティネス アジア開発銀行研究所リサーチフェロー
ファム・ホアン・ハー 金融庁アジア金融連携センター研究員
百留 秀宗 三井住友銀行 新興国戦略本部部長

18:10－18:20 閉会挨拶 溝端 佐登史 京都大学経済研究所所長

資料２－３－３

ADBI-Japan-OECD High-Level Global Symposium

Promoting Better Lifetime Planning through Financial Education

ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム
―金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進―

2015 年 1 月 22 日（木）、23 日（金）
霞が関ビル 8 階 ADBI会議室 B・C

プログラム

主催：金融庁、OECD、アジア開発銀行研究所、日本銀行
協賛：全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会

1 月 22 日（木）

10:00 – 10:20	**開会挨拶**
	➢ **越智 隆雄**　内閣府大臣政務官 ➢ **玉木 林太郎**　OECD 事務次長
10:20 – 11:50	**セッション１** **金融教育で成し遂げられること―金融教育に関する研究、よい慣行と事例から**
モデレーター	**ジェ・ハ・パーク**　アジア開発銀行研究所副所長
スピーカー	➢ **フロレアン・メッシー**　OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長 *国際的な良い慣行と効果的な金融教育のアプローチの概要* ➢ **吉野 直行**　アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問 **ガネシャン・ウィグナラジャ**　アジア開発銀行研究所研究部長 **ピーター・モーガン**　アジア開発銀行研究所シニアリサーチコンサルタント *なぜアジアにおいて金融教育が必要なのか？* ➢ **デビッド・ボイル**　ニュージーランド金融リテラシーと退職年金機構 *ニュージーランドの国家戦略；人生の「次のステージ」への新たな取組み*
コメンテーター	➢ **スー・ルイス**　金融サービス消費者パネル議長
論点	このセッションでは、最近の OECD/INFE（金融教育に関する国際ネットワーク）で議論された、より良い生涯設計を促進するために効果的な金融教育の良い慣行、研究及び事例を提示し、その重要性、成果・効果について議論を行う。良い慣行については、金融教育のための国家戦略の策定も含めて、各国の事例を紹介する。
Background documents	- Draft OECD report on financial education in Asia - OECD/INFE High-level Principles on National Strategies for Financial Education - Advancing National Strategies for Financial Education, A Joint Publication by Russia's G20 Presidency and the OECD
12:00 – 13:30	**休憩**
13:30 – 15:00	**セッション２** **効果的な年金計画のための金融教育―課題と解決策―**
モデレーター	**エルサ・フォルネロ**　トリノ大学教授、年金・福祉政策研究センター
スピーカー	➢ **アデル・アトキンソン**　OECD ポリシーアナリスト *OECD の退職貯蓄に関する金融教育調査の結果から* ➢ **アンナ・ゼレンツソーバ**　ロシア財務省金融リテラシー・グループ長、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ共同議長 *ロシアにおける年金計画のための効果的な金融教育* ➢ **ジュリー・アグニュー**　ボーリー金融高度研究センター所長、米国メーソンビジネススクール准教授 *個人の年金投資と金融リテラシーの役割* ➢ **マイルズ・ラービー**　オーストラリア証券投資委員会、金融教育グループ長 *オーストラリアにおける効果的な年金計画を支える金融教育の役割*

論点	本セッションでは、OECD/INFE や専門家会合による長期的な貯蓄と投資のための金融教育に係る報告書等に基づき、個人がリタイアメント・プランを作成し、最適な年金の選択を支援するための金融教育の役割について考える。各国の事例や経験も交えながら、個人が直面する様々な問題を紹介し、それに対して各国政府がどのように対応しているのか説明する。
Background documents	- Improving Financial Education and Awareness on Insurance and Private Pensions, OECD, 2008 - OECD Working Paper, Financial education, savings and investments, 2008 - OECD Working Paper: Lessons from National Pensions Communication Campaigns, 2012 - OECD Working Paper, Research and literature on financial education for long-term savings and investments, 2014 (Forthcoming)
15:00 – 15:20	**コーヒー・ブレイク**
15:20 – 17:00	**セッション３** **ターゲット層を定めた効果的な金融教育**
モデレーター	**フロレアン・メッシー**　OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長
日本のケース	➢ **岡崎 竜子**　日本銀行 情報サービス局 金融広報課 金融教育グループ長 *日本における金融教育の概要* ➢ **吉野 直行**　アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問 ➢ **家森 信善**　神戸大学経済経営研究所教授 *中学校、高等学校における金融経済教育の実態* ➢ **鈴木 勝康**　生命保険文化センター代表理事、帝京大学法学部教授 *若年層（大学生と若年社会人）に対する金融教育* ➢ **深田 一政**　日本損害保険協会常務理事 *日本損害保険協会における若年層（大学生・若年社会人）への金融教育* ➢ **大畠 大**　金融庁 総務企画局 政策課 政策管理官 *高齢者に対する金融教育*
女性のケース	➢ **マイルズ・ラービー**　オーストラリア証券投資委員会、金融教育グループ長 *女性と金融リテラシー*
コメンテーター	➢ **アンナ・ゼレンツソーバ**　ロシア財務省金融リテラシー・グループ長、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ共同議長
論点	金融経済教育の目的は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするなど、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくことにある。本セッションでは、日本における、 ・中等・高等教育 ・大学生 ・若手社会人 ・高齢者 の各年齢層に対する金融経済教育の取組みを紹介し、期待される効果について議論する。 また、女性に対する金融教育について、オーストラリアの事例を紹介する。

1月23日（金）

10:00－10:20	**特別講演**
	岩田 規久男　日本銀行副総裁
10:20－11:50	**セッション４** **『アジアにおける金融包摂、金融規制と金融教育』**
モデレーター	**ガネシャン・ウィグナラジャ**　アジア開発銀行研究所研究部長
スピーカー	➢ **ムリヤマン・D・ハダド**　インドネシア金融庁 理事長 ➢ **サイード・アハメッド**　パキスタン中央銀行　農業金融・マイクロファイナンス局長 *パキスタンにおける金融教育を通じた金融包摂の進展* ➢ **アティ・プルーデンス・アンジェリタ・A・カサラ**　フィリピン中央銀行　金融消費者保護局長 *Save now or pay later：フィリピンにおける金融包摂と金融教育* ➢ **ニュエン・ヴィン・ハン**　ベトナム国立銀行　国際局次長 ➢ **ニチャヤー・コソルウォン**　金融庁アジア金融連携センター研究員 *タイ証券取引委員会による資本市場へのアクセス促進*
論点	本セッションでは、アジアの新興国において、金融包摂、金融規制、金融教育がどのように消費者や中小企業に力を与え支援できるかについて考える。特に、金融教育によってどのように人々が金融サービスをより効果的に利用できるようになるか、以下の点に焦点をあてて議論する。 ・アジアの国々の農村部における金融包摂 ・高利貸しに対する金融規制 ・アジアの中小企業に対する金融教育と金融包摂
11:50－12:50	**セッション５** **パネル・ディスカッション**
モデレーター	**吉野 直行**　アジア開発銀行研究所所長、金融庁金融研究センター顧問
パネリスト	➢ **齋藤　聡**　日本銀行情報サービス局金融広報課長 ➢ **フロレアン・メッシー**　OECD 金融企業局金融課課長代理、OECD/INFE 事務局長 ➢ **マイルズ・ラービー**　INFE 諮問委員会 ➢ **ニュエン・ヴィン・ハン**　ベトナム国立銀行　国際局次長
論点	この最終セッションでは、当シンポジウムでの議論の中から各国が金融教育を推進していくうえで鍵となるメッセージをまとめ、政策立案者の行動を促していく。
12:50－13:00	**閉会挨拶**
	玉木 林太郎　OECD 事務次長

資料2－3－4

平成 26 事務年度　金曜ランチョン

開催日	講師	テーマ
平成 26 年 7月 18 日	渡辺　昭彦 （丸紅株式会社　市場業務部長）	「総合商社・丸紅のアジア戦略～ミャンマーでの取組みを中心として～」
8月8日	忽那　憲治 （神戸大学大学院経営学研究科　教授）	「中小企業金融の現状とあり方～アントレプレナーシップと地域金融機関の役割」
8月 29 日	樋口　　孝夫 （長島・大野・常松法律事務所　弁護士）	「PFI・再エネ事業及びプロジェクトファイナンスの本質並びに我が国における現状と課題」
9月 19 日	高木　浩光 （産業技術総合研究所　セキュアシステム研究部門　主任研究員）	「インターネットバンキング不正送金被害の根本的対策と監督当局の関わり方」
9月 26 日	吉崎　達彦 （株式会社双日総合研究所　副所長）	「ヤバい日本経済」を考える
10 月 17 日	鎌田　恭幸 （鎌倉投信株式会社　代表取締役社長）	「鎌倉投信の経営理念と「結い 2101」の投資哲学 ～鎌倉投信が目指す、個人参加型という投資のかたち～」
11 月 14 日	枇々木　規雄 （慶應義塾大学理工学部 教授）	「小企業のデフォルト率は業歴と関係があるのか？」
11 月 28 日	Mr. Ha, Visiting Fellow,Asian Financial Partnership Center（AFPAC）, FSA	“Application of Japanese Experiences in Designing the Bank Supervision Tools for Vietnam“
	Mr. Avir, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Kherlenchimeg, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program“
12 月 19 日	竹川　美奈子 （LIFE MAP, LLC 代表）	「個人投資家からみた投資教育（NISA や DC）の現状と課題－現役世代はなぜ投資に向かわないのか－」
12 月 26 日	広瀬　真人 （株式会社野村総合研究所 未来創発センター 金融・社会システム研究室長）	「中国の商流ファイナンス～中国中堅・中小企業金融の拡充に向けて～」
平成 27 年 1月9日	Mr. Dang Tai An Trang, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	″The experiences and lessons from the securities market development and supervision in Japan″
1月 30 日	Mr. Min Zin Han, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Searching the Solutions from AFPAC Program”
2月6日	Ms. Gantsetseg Myagmarjav, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program”
	Ms. Nichaya Kosolwongse, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	″Opportunity vs. Challenge of Cross-Border offering between Japan and Thailand″

2月 13 日	杉下　亮太 （株式会社大和総研 アジア事業開発本部 部長）	「香港の金融ビジネスの立地競争力について」
3月6日	岡部　憲昭 （遠賀信用金庫理事長、元東北財務局長）	「東日本大震災　－現地における対応と課題－」
3月 20 日	服部　結花 （インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役）	「日本における起業の実態～シリコンバレーとの違いと日本ならではの競争戦略～」
4月3日	瀧　俊雄 （株式会社マネーフォワード　COO）	「Fintech ベンチャーがもたらす日本市場への示唆」
4月 24 日	角田　美穂子 （一橋大学大学院法学研究科　教授）	「適合性原則と私法理論の交錯」
5月 15 日	渡辺　研司 （名古屋工業大学大学院　教授）	「金融ビジネスにおけるサイバーセキュリティのあり方 -欧米事例に見る官民連携による演習の有効性-」
5月 22 日	Mr. Ngo Van Duc, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Payment Systems In Japan And Lessons For Vietnam”
	Mr. Heng Bomakara, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Application of Learning Experiences from the AFPAC Program for Enhancing the Banking Supervision Mechanism in Cambodia”
5月 29 日	Mr. Tran Sy Hong, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Nguyen Thi Hue, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Fellowship program outcome”
	Ms. Myadagnorov Jamsran, Visiting Fellow, AFPAC, FSA Ms. Bolor Baatarchuluun, Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Outcomes of AFPAC Program”
6月9日	Ms. Linda Goldberg, Vice President of Financial Intermediation at the Federal Reserve Bank of New York	“Measures of Complexity in Global Banks”
6月 10 日	大浦　博子 （国際通貨基金（IMF） シニアエコノミスト）	「IMF Global Financial Stability Report（GFSR） 第三章『資産運用業と金融システムの安定』～執筆者による報告～ と 国際機関での勤務 について」
6月 12 日	平山　賢一 （東京海上アセットマネジメント株式会社 運用本部 運用戦略部 チーフファンドマネジャー、チーフストラテジスト）	「金利の歴史からのインプリケーション」
6月 26 日	Mr. Simon Yoo, Founder and Managing General Partner, Green Visor Capital Mr. Louis J. Forster, General Partner, Green Visor Capital	“FinTech and the Future of Financial Services”

資料2－4－1

平成26年度 金融庁研修体系図

一般研修

金融庁職員としての基本的、一般的知識及び服務・規律等を付与することを主な目的として実施する研修

共通研修
- 情報管理研修
- 公務員倫理研修
- メンタルヘルス研修
- 転入職員研修

階層別研修
- 新規採用職員研修
- 教育官研修
- IT基礎知識研修
- 上級ビジネスマナー研修
- 役職別研修（係員コース）
- 役職別研修（係長コース）
- 役職別研修（課長補佐コース）
- 基本動作研修
- メディア対応研修
- グローバル経済と金融行政研修
- 海外派遣研修※

語学研修
- 英語研修（初級コース）
- 英語研修（中級コース）
- 英語研修（上級コース）
- 英語研修（特別コース）
- 英語研修（読解力増強コース）
- 英語研修（ビジネスライティングコース）
- 英語研修（リーディングコース）
- 中国語研修（初級コース）
- 中国語研修（中級コース）
- 中国語研修（上級コース）

実務研修

金融庁の業務に特有な専門的知識、技能の習得及び向上を主な目的として実施する研修

企画課程
【基礎】
- 企画部門全体研修
- 開示審査基礎研修

【専科】
- 開示審査実務研修

金融検査課程
【基礎】
- 金融検査基本技能研修

【専科】
- 金融検査実務技能研修
- 金融検査高度総合研修

監督課程
【基礎】
- 銀行監督基礎研修
- 保険監督基礎研修
- 保険数理研修
- 証券会社等監督基礎研修

【専科】
- 銀行監督実務研修
- 保険監督実務研修
- 証券会社等監督実務研修
- 金融会社監督実務研修

監視課程
【基礎】
- 市場監視基礎(共通)研修
- 証券検査基礎研修
- 犯則調査基礎研修
- 取引審査基礎研修
- 取引調査基礎研修
- 開示検査基礎研修
- 国際取引等調査基礎研修

【専科】
- 市場監視総合研修
- 市場監視専科(共通)研修
- 証券検査実務研修
- 犯則調査実務研修
- 犯則調査外部派遣研修※
- 取引審査実務研修
- 取引調査実務研修
- 開示検査実務研修
- 国際取引等調査実務研修

公認会計士等検査課程
【基礎】
- 公認会計士等検査事務研修

その他
【基礎】
- 総務系統事務研修
- 情報システム担当者研修

専門課程

業務遂行のために必要な専門的知識、技能等を習得させる研修

- デリバティブ研修
- リスク管理研修
- 企業会計実務研修
- 国際財務報告基準（IFRS）研修
- ファイナンス研修
- 先端金融商品研修
- ライフプランニング研修（中級）
- テーマ別研修（民法、会社法、金融商品取引法、銀行法、財務諸表・経営分析、日本金融史、マーケット指標の見方・取引等、市場動向・分析、実証論文の読み方 コース）

通信研修

業務運営に必要かつ基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について、通信教材等を用いて習得させる研修

- 簿記上級コース
- ファイナンシャル・プランニング中級コース
- 証券分析コース
- 公認内部監査コース

「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

資料２－４－２

平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

（H27.6.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）		目　　的	実　施　月
一般研修	共通研修	情報管理研修		・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・12月・1月
		公務員倫理研修		・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・11月・12月・1月
		メンタルヘルス研修		・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・12月・1月
		転入職員研修		・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月
	階層別研修	新規採用職員研修（総合職）		・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月
		新規採用職員研修（一般職）			4月～5月
		教育官研修		・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	2月
		役職別研修			
			係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月～6月
			係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月
			課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月
		ＩＴ基礎知識研修		・ＩＴに関する基礎的知識の付与	8月～10月
		上級ビジネスマナー研修		・職員として必要な接遇等の基本的知識の付与	8月
		基本動作研修		・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与	9月
		メディア対応研修		・危機管理対応能力等の更なる向上	9月
		グローバル経済と金融行政研修		・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解	10月・12月
	語学研修	英語	初級コース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持･向上	
			特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	9月期（3か月間）
			ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
		中国語	初級コース	・中国語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期（各期3か月間）
			中級コース		
			上級コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持･向上	
通信研修		簿記上級コース		・日商簿記１級レベル相当の知識の付与	9月～3月末
		証券分析コース		・証券アナリスト（１次レベル）相当の知識の付与	9月～3月末
		公認内部監査コース		・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月末

平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

（H27.6.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	金融検査課程	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	監督課程	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
		証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
	監視課程	市場監視基礎研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・10月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
		取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
		開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月
		国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月
	公認会計士等検査課程	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月

平成26事務年度（平成26年7月～27年6月）研修実施状況

（H27.6.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
実務研修	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月
	専門課程	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月～12月・1月～3月
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・5月～6月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～12月・2月～3月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
		ライフプランニング研修	・ＦＰ技能検定１級レベル相当の知識の付与	9月～12月
		テーマ別研修		
		会社法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	9月～10月
		金融商品取引法コース		11月～12月
		銀行法コース		6月
		財務諸表・経営分析コース		5月～6月
		マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月
		市場動向・分析コース		11月～12月
		実証論文の読み方コース		11月

資料２－６－１

【記者会見等の実施回数等】

１．大臣会見回数　　８２回

２．報道発表件数　　４４２回

３．事務方による記者ブリーフ回数　　２２回

資料２－６－２

【金融庁ウェブサイトの特設ページについて（トップページ上段)】

１．NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！
２．日本版スチュワードシップ・コードについて
３．金融モニタリングレポートについて
４．ご存じですか？債務整理のガイドライン
５．中小企業等の金融円滑化対策について
６．「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」について
７．振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ
８．「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について
９．コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議
10．金融証券税制等について
11．企業実証特例制度・グレーゾーン解消制度について
12．金融モニタリング基本方針について

（注）東日本大震災関連情報は、より目立つように、別途バナー（リンク）をトップページに開設している。

資料２－６－３

平成26事務年度政府広報実績

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	お知らせＣＭ	被災３県（平成26年6月～平成27年3月までの間（随時）	個人版私的整理ガイドライン
ラジオ	お知らせＣＭ	被災３県（平成26年6月～平成27年3月までの間（随時）	個人版私的整理ガイドライン
新聞	突き出し	全国70紙（中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成26年8月25日～8月31日）	多重債務者相談強化キャンペーン2014
出版物	定期刊行物	－	－
インターネット	インターネット テキスト広告	Trend Match×3（平成27年4月20日から4月26日）	経営者保証に関するガイドラインについて
	インターネット テキスト広告	Trend Match×2（平成27年2月9日から2月15日）	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル（平成27年1月5日から11日）	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
	インターネット テキスト広告	Yahoo!Japan（平成26年9月1日から7日）	多重債務者相談強化キャンペーン2014
	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル（平成26年8月4日から10日）	個人債務者の私的整理に関するガイドライン
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・徳光・木佐の知りたいニッポン（平成26年3月27日から掲載）	金融経済教育の推進
モバイル	モバイル携帯端末	The News（平成27年1月12日から18日）	違法なヤミ金融業者にご注意
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？　借入れのルール
	政府広報オンライン 特集記事	平成22年10月から掲載	その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年6月から掲載	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ　個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？　最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ　ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります

資料２－９－１

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成26事務年度（平成26年７月～平成27年６月）　　（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
27.6.30	「保険検査マニュアル」の一部改定（案）の公表について	27.7.29
27.6.30	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	27.7.30
27.6.22	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	27.7.22
27.6.18	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）の公表について	27.7.21
27.6.3	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について	27.7.2
27.6.3	「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	27.7.2
27.5.29	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）」の公表について	27.6.29
27.5.22	平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」等の一部改正（案）の公表について	27.6.22
27.5.15	レバレッジ比率に係る告示の一部改正案等の公表について	27.5.29
27.5.1	「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（案）」の公表について	27.6.1
27.5.1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	27.6.1
27.4.6	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案の公表について	27.5.8
27.3.26	「金融商品取引法第六十七条の十八第四号の規定に基づき金融庁長官の指定する有価証券を定める告示案」の公表について	27.4.24
27.2.24	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	27.3.27
27.2.18	平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案の公表について	27.3.19
27.2.18	「保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）の一部を改正する件（案）」の公表について	27.3.20

公表日	案件名	締切日
27.2.17	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	27.3.18
27.2.13	平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について	27.3.16
27.2.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について	27.3.16
27.2.6	流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について	27.3.9
27.2.4	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）」等の公表について	27.3.6
27.1.28	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	27.2.26
27.1.13	「保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額（平成十八年金融庁告示第十七号）の一部を改正する件（案）」の公表について	27.2.12
26.12.17	コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の公表について	27.1.23
26.12.17	レバレッジ比率に係る告示案等の公表について	27.1.16
26.12.1	流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等の公表について	27.1.5
26.11.10	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」の公表について	26.12.10
26.10.30	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	26.12.1
26.10.27	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	26.11.27
26.10.10	「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」の改正（案）の公表について	26.11.10
26.10.9	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.11.10
26.9.30	「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について	26.10.30
26.9.12	証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正（案）等の公表について	26.10.14
26.9.12	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について	26.10.14

公表日	案件名	締切日
26.8.22	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.9.22
26.8.11	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.9.11
26.8.11	平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案の公表について	26.9.11
26.8.8	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	26.9.8
26.7.31	流動性カバレッジ比率に係る告示案の公表について	26.9.1
26.7.4	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.8.4
26.7.4	平成26年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案の公表について	26.8.4
26.7.3	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）の公表及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	26.8.4
26.7.3	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	26.8.4
26.7.1	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」の公表及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」の公表について	26.7.31
26.7.1	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	26.8.1
26.7.1	「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について	26.7.31

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する４つのサービス

ご意見・ご要望・情報提供の受付

- 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供を承ります。

ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ウェブサイト・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の金融行政への活用

- 頂いたご意見は金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用致します。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

- 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのＱ＆Ａ等を、３ヶ月ごとに金融庁ウェブサイトで公表します。

－ ご留意事項 －

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日１０：００～１７：００
- 電話番号：0570-016811（ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ） IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

- 受付の流れ：

➢上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

① 預金・融資等に関するご相談
② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
④ 貸金等に関するご相談
⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

➢相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室WEB受付窓口へ
  (http://www.fsa.go.jp)
- ご意見･相談･情報提供等を24時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０:００～１７:００の間に、お電話をお返し致します。

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：０３－３５０６－６６９９
- ご意見･相談･情報提供等を２４時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０:００～１７:００の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けております。
  〒100-8967　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第７号館
  金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

資料２－11－２

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成26年４月１日～27年３月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

26年４月１日～６月30日・・・26年７月31日公表（第36回）

26年７月１日～９月30日・・・26年10月31日公表（第37回）

26年10月１日～12月31日・・・ 27年1月30日公表（第38回）

27年１月１日～３月31日・・・27年４月30日公表（第39回）

１．類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
質　問　・　相　談	7,986	8,046	7,196	7,744	30,972
意　見　・　要　望	1,480	1,715	1,276	1,157	5,628
情　報　提　供	535	543	532	620	2,230
そ　の　他	120	92	91	85	388
合　計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

２．受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
電　話	8,322	8,300	7,431	7,910	31,963
ウ　ェ　ブ　サ　イ　ト	569	798	645	654	2,666
フ　ァ　ッ　ク　ス	345	325	310	370	1,350
手　紙	396	424	381	365	1,566
そ　の　他	489	549	328	307	1,673
合　計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

３．分野別受付件数

（単位：件）

区　　分	26/4～6	26/7～9	26/10～12	27/1～3	26年度合計
預　金　・　融　資　等	3,109	3,022	2,626	2,817	11,574
保険商品・保険制度等	2,977	3,209	2,856	3,136	12,178
投資商品・証券市場制度等	2,744	2,656	2,408	2,401	10,209
貸　金　等	838	982	853	981	3,654
金融行政一般・その他	453	527	352	271	1,603
合　計	10,121	10,396	9,095	9,606	39,218

４．分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、％）

区分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
４月～６月	952	30.6	1,159	37.3	998	32.1	3,109	100.0
７月～９月	1,114	36.9	1,089	36.0	819	27.1	3,022	100.0
10月～12月	810	30.8	1,085	41.3	731	27.8	2,626	100.0
１月～３月	901	32.0	1,067	37.9	849	30.1	2,817	100.0
26年度合計	3,777	32.6	4,400	38.0	3,397	29.4	11,574	100.0

○保険商品等

（単位：件、％）

区分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
４月～６月	651	21.9	1,588	53.3	738	24.8	2,977	100.0
７月～９月	768	23.9	1,634	50.9	807	25.1	3,209	100.0
10月～12月	609	21.3	1,470	51.5	777	27.2	2,856	100.0
１月～３月	751	23.9	1,543	49.2	842	26.8	3,136	100.0
26年度合計	2,779	22.8	6,235	51.2	3,164	26.0	12,178	100.0

○投資商品等

（単位：件、％）

区分	証券会社（第一種業）		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
４月～６月	564	20.6	2,180	79.4	2,744	100.0
７月～９月	523	19.7	2,133	80.3	2,656	100.0
10月～12月	576	23.9	1,832	76.1	2,408	100.0
１月～３月	607	25.3	1,794	74.7	2,401	100.0
26年度合計	2,270	22.2	7,939	77.8	10,209	100.0

○貸金等

（単位：件）

区分	件数
４月～６月	838
７月～９月	982
10月～12月	853
１月～３月	981
26年度合計	3,654

○金融行政一般・その他

（単位：件）

区分	件数
４月～６月	453
７月～９月	527
10月～12月	352
１月～３月	271
26年度合計	1,603

資料２－12－１

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成２４～２８年度）

基本政策	施策	平成27年度の主な事務事業
Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み ⑥ ベター・レギュレーションの深化
	２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行 ④ 金融機能強化法の適切な運用
	３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ ＥＤＩＮＥＴの整備
	２ 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討
	３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ② ＩＦＲＳ任意適用の拡大促進 ③ 包括的かつ機動的な市場監視 ④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応 ⑤ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑦ 課徴金制度の適切な運用 ⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑨ 自主規制機関との適切な連携 ⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 監査基準等の整備に向けた取組み ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
Ⅳ 横断的施策	１ 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等
	３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 規制・制度改革等の推進 ② 事前確認制度の適切な運用 ③ 官民による持続的な対話の実施 ④ 金融・資本市場活性化策の検討 ⑤ 決済高度化及び金融グループ法制の検討
	４ 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成２４～２８年度）

分野	施策	平成27年度の主な事務事業
１ 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上
２ 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
３ その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

資料２－12－２

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年１月	・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年１月政策評価各府省連絡会議了承）	
３月		・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年３月 28 日）
６月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		・「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針」（13 年 12 月閣議決定）	
14 年４月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年４月１日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年４月～６月末）策定（14 年４月１日）
７月		・「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年７月～15 年６月末）策定（14 年８月６日）
９月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年９月 13 日）
11 月		・「第１回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		・政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年４月		・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年４月 17 日）
６月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15 年６月国会報告）	・「第２回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年６月 12 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15 年７月１日） ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15 年７月～16 年６月末）策定（15 年７月１日）
８月		・「第３回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年８月５日） ・政策評価（平成 14 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15 年８月 29 日）
16 年４月		・「第４回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年４月 21 日） ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16 年４月 23 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16 年６月国会報告）	・「第５回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年６月 18 日）
７月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 16 年７月～17 年６月末）策定（16 年７月７日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16 年７月７日）
８月		・「第６回政策評価に関する有識者会議」開催（16 年８月５日） ・政策評価（平成 15 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16 年８月 31 日）
17 年４月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17 年４月 27 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年６月国会報告）	

	政府全体の動き	金融庁の動き
７月		・「第７回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年７月５日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年７月～18 年６月末）策定（17 年７月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年７月 26 日）
８月		・「第８回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年８月９日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年８月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年４月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年４月 28 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年６月国会報告）	・「第９回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年６月 20 日）
７月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年７月～19 年６月末）策定（18 年７月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年７月 10 日）
８月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年８月３日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年８月 31 日）
19 年３月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年３月閣議決定）	

	政府全体の動き	金融庁の動き
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年６月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年６月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年６月 14 日）
７月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年７月～20 年６月末）策定（19 年７月３日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年７月３日）
８月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年８月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年８月２日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年８月 30 日）
20 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年６月国会報告）	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年６月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年６月 11 日）
７月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年７月～24 年３月末）策定（20 年７月３日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年７月～21 年６月末）策定（20 年７月３日）
８月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年８月６日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年８月 29 日）
21 年２月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年２月 26 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
３月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年４月～22 年３月末）策定（21 年３月 31 日）
５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年５月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年５月 22 日）
８月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年８月５日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年８月 31 日）
22 年３月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年３月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年４月～23 年３月末）策定（22 年３月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年３月 31 日）
５月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（22 年５月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22 年５月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22 年５月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22 年６月国会報告）	・「平成 20 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22 年６月４日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年８月 24 日） ・「第 18 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年８月 25 日） ・政策評価（平成 21 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22 年８月 31 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22 年８月 31 日）
23 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23 年６月国会報告）	・「平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23 年６月 17 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 23 年４月～24 年３月末）策定（23 年６月 24 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23 年６月 24 日）
９月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催（23 年９月 27 日） ・政策評価（平成 22 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23 年９月 30 日） ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23 年９月 30 日）
24 年３月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24 年３月政策評価各府省連絡会議了承）	
５月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年５月 21 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24 年４月～29 年３月）策定（24 年５月 31 日） ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24 年４月～25 年３月）策定（24 年５月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24 年６月国会報告）	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24 年６月８日）
８月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催（24 年８月 10 日）
９月		・政策評価（平成 23 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24 年９月７日）
25 年４月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年６月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年６月７日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年６月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年４月～26 年３月末）策定（25 年６月 28 日）
８月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年８月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年５月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年５月 30 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年６月国会報告）	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年６月 13 日）
７月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26 年４月～27 年３月末）策定（26 年７月１日公表）
８月		・政策評価（平成 25 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26 年８月 29 日）
27 年３月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27 年３月閣議決定）	

	政府全体の動き	金融庁の動き
４月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27 年６月国会報告）	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27 年６月 12 日）
		・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催（27 年６月 29 日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

金融庁における平成２６年度政策評価・２７年度実施計画（概要）

平成２６年度			平成２７年度
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な事務事業
Ⅰ　経済成長の礎となる金融システムの安定			
１　金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・「金融モニタリングレポート」の公表 ・「金融モニタリング基本方針」に基づく金融モニタリング実施	Ａ	・効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ・ベター・レギュレーションの深化 ・金融機関のサイバーセキュリティ強化
２　我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・27 年３月より新たに導入された流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定等を実施	Ａ	・国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備
３　金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・内外の市場動向等についての分析を行ったほか、金融セクターに内在するリスクを積極的に把握	Ｂ	・マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査の強化など
Ⅱ　利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
１　利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・プロ向けファンドについて、投資運用等に関する議論などを踏まえた金融商品取引法改正案を国会に提出 ・利用者保護法制の適切な運用	Ｂ	・27 年金融商品取引法改正について、関係政府令の整備 ・顧客ニーズに即したサービスの提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からモニタリングを実施
２　資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、成長につながる積極的な取組みを促進	Ｂ	・「好循環」の実現に向け、金融機関に対するモニタリングにおいて企業の海外進出支援を含めた金融仲介機能発揮を促進
３　資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・投資信託・投資法人法制の見直しを盛り込んだ改正金商法について、関係政府令を整備 ・ＮＩＳＡの普及・定着を促進	Ｂ	・26 年改正保険業法について、関係政府令を整備 ・金融機関の手数料ビジネスを継続的にフォローアップ ・家計の安定的な資産形成支援(NISA の普及・定着への取組み)
Ⅲ　公正・透明で活力ある市場の構築			
１　市場インフラの構築のための制度・環境整備	・清算集中義務の対象者拡大を盛り込んだ関係府令等を整備	Ａ	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備
２　市場機能の強化のための制度・環境整備	・総合取引所実現に向けた関係政府令等を整備 ・「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを和英両文にて公表 ・「コーポレートガバナンス・コード原案」の策定	Ｂ	・26 年改正金融商品取引法について、関係政府令を整備 ・「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた取組み
３　市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対し、課徴金納付命令勧告や告発を実施	Ｂ	・引き続き、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対する迅速・効率的な調査・検査を実施
４　市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・大規模証券会社グループや運用業者を含めた金商業者に対し、効率的・効果的な検査を実施 ・無登録業者などによる重大な法令違反行為等に対し、裁判所への禁止命令等の申立てや検査結果等の公表を実施	Ａ	・引き続き、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対して厳正に対処
５　市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・監査法人等に対し、適切な検査・監督を実施	Ａ	・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施 ・ＩＦＩＡＲの事務局誘致活動等
Ⅳ　横断的施策			
１　国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	Ａ	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献
２　アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の設置及び運営	Ａ	・アジア諸国をはじめとした新興国に対する金融インフラ整備支援を促進 ・「アジア金融連携センター」の改組及び支援対象国の拡大
３　金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・金融・資本市場活性化有識者会合の継続的な開催	Ｂ	・金融・資本市場活性化策の検討の継続
４　金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信 ・「英語ワンストップサービス」の開始など英語による発信強化	Ｂ	・英語による情報発信の強化
５　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融リテラシー･マップ」の公表・改訂 ・大学における連携講座の開始	Ｂ	・「金融リテラシーマップ」に基づき取組みの一層の推進を図る ・大学における連携講座の拡充
業務支援基盤の整備のための取組み			
１（１）金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・人材確保・資質向上の中期的方針に基づいた人事配置 ・「女性職員の活躍とワークライフバランスの取組計画」の策定	Ｂ	・人材確保・資質向上の中期的方針の着実な実行 ・取組計画の着実な実行等による職場環境の整備・改善
２（１）学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・シンポジウム、研究会等の開催	Ｂ	・金融行政の参考となる調査研究の実施 ・産・官・学のネットワーク強化
３（１）金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」の開発が計画通り進捗	Ａ	・最適化早期実現、情報システム見直しに伴う運用コスト削減
３（２）災害等発生時における金融行政の継続確保	・金融庁業務継続計画を改定、実践的な防災訓練を実施	Ｂ	・計画等の随時見直し、実践的な訓練の実施

（注）測定結果　　Ａ：「目標達成」⇒８　　Ｂ：「相当程度進展あり」⇒12

資料２－13－１

金融庁業務継続計画

（首都直下地震対応編）

＜ 概　要 ＞

金　融　庁

「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- **首都直下地震対策特別措置法**（H25.12施行）
- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**（H26.3策定）
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- **政府業務継続計画**（H26.3策定）

金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

（H20.6策定、H22.8・H23.12・H24.8・H26.7改定）

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し（H23.12）。首都直下地震対策特別措置法等の策定を受けた改定（H26.7）。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- **主な想定災害**：
  - 「都心南部直下地震」（M7.3、東京23区の最大震度6強）
- **周辺環境想定**：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 固定電話：災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 携帯電話：パケット通信や衛星携帯電話で対応
  - 上水道：本庁舎の受水槽で対応
  - 中・下水：排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等

非常時優先業務

➢災害対策本部の設置・運営

•災害対策本部の設置・運営に関する庶務

•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理

•外部関係者（政府災害対策本部、財務省、日本銀行等）との連絡・調整

•職員の参集・配置に関する総合調整

•災害対応に係る文書の記録・保存

•国会及び取材への対応

➢金融市場等における状況の確認

➢金融機関における状況の確認

➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信

➢金融機関に対する被災者支援の要請

➢被災者等からの相談受付

➢EDINETの管理・運用

※上記業務の他、公認会計士試験の試験日前及び試験期間中の場合は、その実施に係る業務に取り組む。

管理事務

➢行政資源の被災状況の確認

•職員の安否確認

•本庁舎の設備等の被災状況の確認

➢庁内情報システムの管理等

•庁内情報システムの障害への対応

•金融庁行政情報化LANシステムの運用

＜金融庁と関係機関との概念図＞

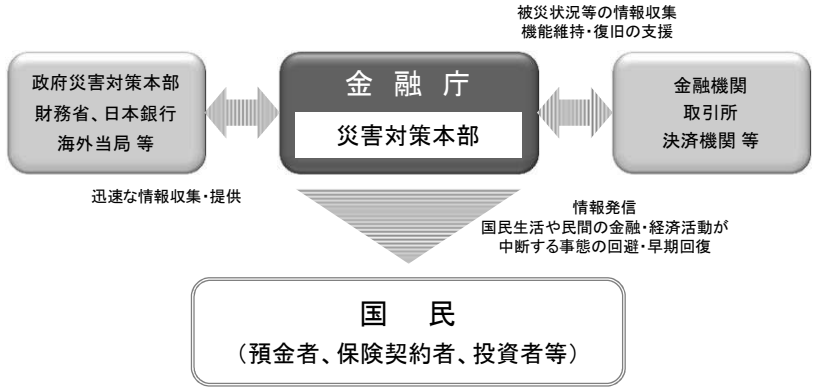

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
① 災害対策本部構成員 • 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定	• 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施
② 非常時参集者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 必要人員と同数以上の職員を指定	• 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
③ 第一参集予備者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定	• とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
④ 第二参集予備者 • 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする	• 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 • 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

庁　舎	• 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 • 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備　蓄	• 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 • 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通　信	• 金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 • 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	• メール及び共有ファイルは、サーバを二重化しているほか、日次のバックアップや定期的な遠隔地保管を実施。 • EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広　報	• 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 • ウェブサイトの他、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化に努める。
- 下水道の利用障害が1か月の長期にわたる場合に備え、内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレに関する検討を行う。
- 首都圏が広範囲に被災する場合に備え、代替庁舎で円滑に業務が継続できるよう、更なる検討を進める。

訓練・計画の見直し

- 職員に対する訓練や研修を通じて、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深める。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

資料２－13－２

金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）の概要

１．はじめに

＜金融庁における業務継続の基本方針＞

1. 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
2. 当庁の業務継続性の確保のため、当庁の職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

（関係省庁対策会議 H21.8策定、H26.3改定）

○ 新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要。

○ 中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援。

金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）（H22.8策定、H26.7改定）

○ 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２条第１号に規定する新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症（未知の感染症））の流行を想定し、策定したもの。

２．被害想定・実施体制

＜ 被 害 想 定 ＞

○ 全人口の25%がり患

○ 医療機関の受診者：1，300～2，500万人

○ 死亡者：17～64万人（致死率：0．5%～2%）

○ 職員自身のり患や家族の世話、看護等のため、職員の最大40%程度が欠勤

＜ 実 施 体 制 ＞

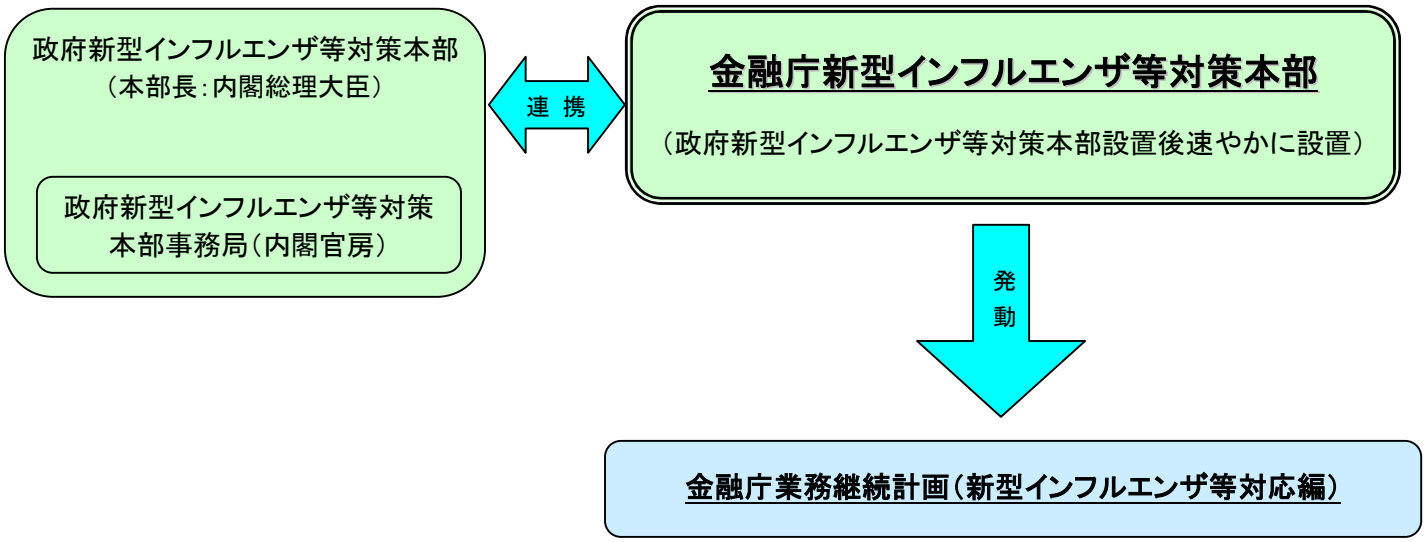

３．実施・継続すべき業務

○ 新型インフルエンザ等発生時、真に必要な業務を継続し、不急の業務を縮小・中断することにより、真に必要な業務に行政資源を集中させるため、以下のとおり当庁業務を仕分け。

【強化・拡充業務】

○ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。

・金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認に係る業務
・金融市場等における状況の確認に係る業務
・金融機関に対する金融上の措置の要請に係る業務　等

【一般継続業務】

○ 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

・EDINETの運用管理業務
・金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務（必要最低限のもの）　等

【縮小・中断業務】

・緊急性のない立入検査、調査
・研修・講演等の開催　等

４．執行体制・執務環境の確保

○　新型インフルエンザ等発生時における執行体制・執務環境を確保するため、業務の仕分けを踏まえ、必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを課室単位で作成。

≪業務継続マニュアルの内容≫

執行体制の確保

○　職員欠勤率40%を想定し、強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するために必要な最低限の人員確保のための方策

○　強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための具体的な実施手順

○　業務上の意思決定者である権限者がり患した場合に備えた権限委任についてのルール

執務環境の確保

○　業務継続に必要な物資の計画的備蓄方針

○　システム運用支援事業者を含めた体制整備

５．感染対策の徹底

○　庁舎内における感染対策のため、症状のある職員への対応や入館管理のルールを整備。

○　対人距離（原則2m以上）の保持

○　手洗い、手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、職場の清掃・消毒

○　入館管理（発熱等の症状を有する来訪者の入庁制限等）

○　職場で発症者が出た場合の措置

英語によるOne Stopでの行政対応①

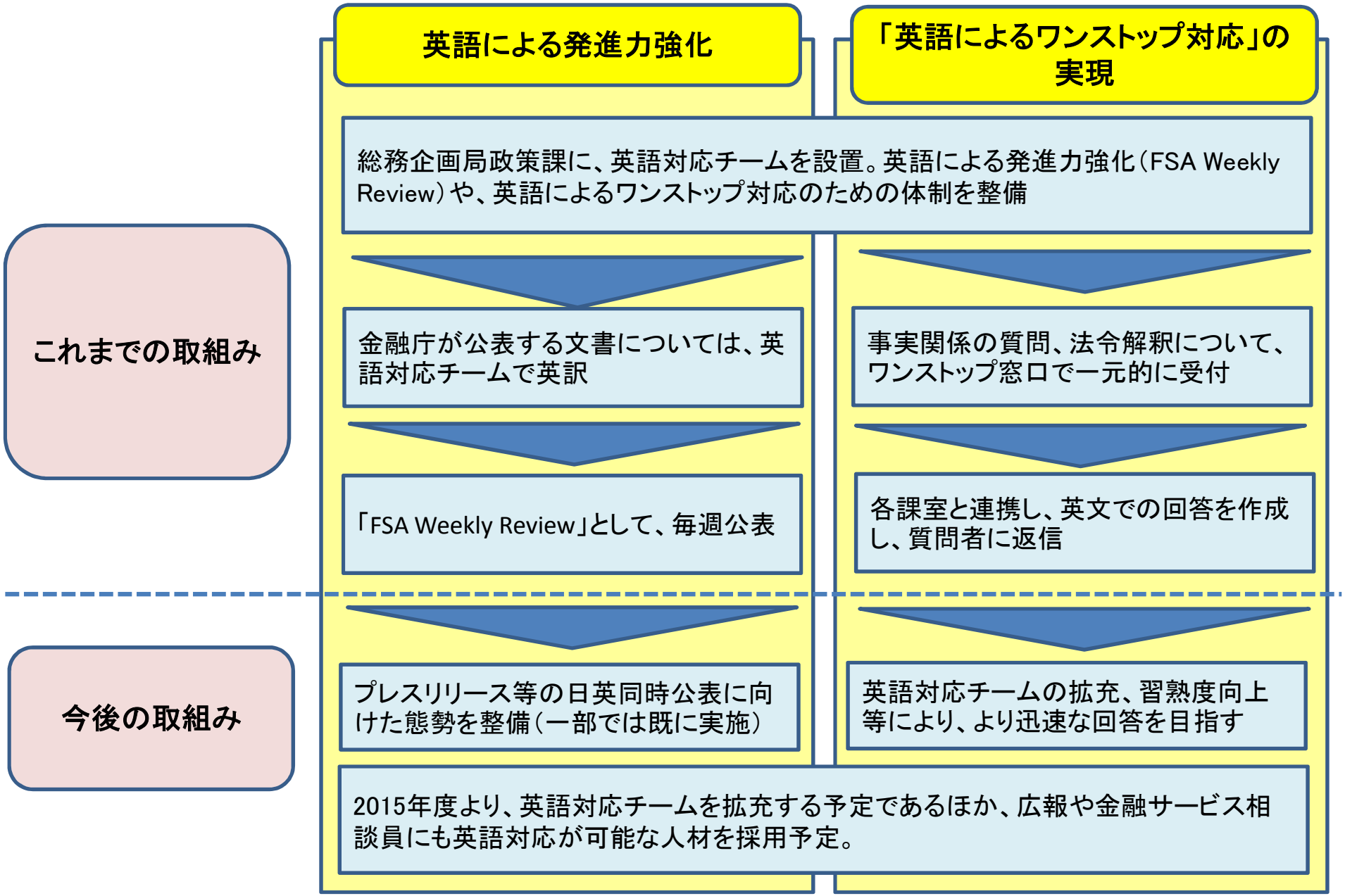

英語によるOne Stopでの行政対応②

国際金融センターに関する
金融庁の平成27年度の予算、機構・定員について

【予算】 国際金融センターとしての地位確立【約0.9億円】
- 英語発信力の強化等

【定員】 金融グローバル化の進展への対応【5人】
- 東京の国際金融センターとしての地位確立
- 国際的な要請に対応するための監督体制の整備等

【機構】 総務企画局参事官（国際金融センター担当）の新設（時限5年） 等

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 11 月 19 日
金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正（案）」につきまして、平成 26 年７月１日（火）から平成 26 年７月 31 日（木）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、８の個人及び団体より延べ 116 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は別紙１（PDF：　KB）を御覧ください。

なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．公布・施行日等について

（１）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

本件の政令は、平成 26 年 11 月 14 日（金）に閣議決定されており、本日公布され、附則第２項及び第３項については公布の日から施行し、その他については平成 27 年９月１日（火）から施行される予定です。

（２）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

本件の府令は、本日公布され、平成 27 年９月１日（火）から施行される予定です。

（３）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正

改正後の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」は、平成 27 年９月１日（火）から適用される予定です。

具体的な内容については別紙２～別紙７を御参照ください。

なお、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）」についても一部改正を行っておりますが、これは、行政手続法第４条第４項第１号又は第 39 条第４項第２号、第７号若しくは第８号に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課（内線 3687）

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF:　　KB）
（別紙２）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令　新旧対照表（PDF:　　KB）
（別紙３）金融商品取引法施行令の一部を改正する政令　附則（PDF:　　KB）
（別紙４－１）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　新旧対照表（PDF:　　KB）
（別紙４－２）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（別紙様式）　新旧対照表（PDF:　　KB）
（別紙５）内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則　新旧対照表（PDF:　　KB）
（別紙６）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則（PDF:　KB）
（別紙７）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（PDF:　　KB）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年８月１日
金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）につきまして、平成 26 年５月 30 日（金）から同年６月 30 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、297 の個人及び団体より延べ 304 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙１（PDF：K）を御覧ください。

２．本件の政令・内閣府令の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令と併せて、平成 26 年８月６日（水）に公布される予定です。

３．施行日

本件の政令・内閣府令については、平成 26 年９月１日（月）から施行されることとなります。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令の一部を改正する政令	[別紙２－１(PDF：K)]	[別紙２－２(PDF：K)]

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	[別紙３－１(PDF：K)]	[別紙３－２(PDF：K)]

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課（内線 2644）

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年６月 27 日
金融庁

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

平成 25 年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、金融商品取引法施行令等改正案を平成 26 年４月 25 日（金）から平成 26 年５月 26 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、29 の個人及び団体より延べ 104 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．本件の政令・内閣府令

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 26 年７月２日（水）に公布されることとなります。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行日は、「公布の日（平成 25 年６月 19 日）から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 12 月１日（月）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年７月２日（水）に公布されることとなります。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 26 年 12 月１日（月）から施行されることとなります。

ただし、一部の改正については、以下のとおり施行又は適用されることとなります。

・別紙２－１Ⅱ３及び金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十三号の改正については、平成 26 年７月 22 日から施行されることとなります。
・別紙２－１Ⅶ４の改正については、平成 27 年４月１日以後に提出される事業報告書について適用されることとなります。
・別紙６の改正については、本日より適用されることとなります。

４．投資信託及び投資法人に関するＱ＆Ａ

投資信託及び投資法人に関し、別紙７及び８のとおり、Ｑ＆Ａを公表しました。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する	［別紙１－１（PDF：K）］	［別紙１－２（PDF：K）］

政令		

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙２－１(PDF：K)]	[別紙２－２(PDF：K)]

○　本件で公表する共管命令

	概要	具体的な内容
社債、株式等の振替に関する命令	[別紙３－１(PDF：K)]	[別紙３－２(PDF：K)]
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	[別紙４－１(PDF：K)]	[別紙４－２(PDF：K)]

○　本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）	[別紙５(PDF：K)]

○　本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙６(PDF：K)]

○　本件で公表するＱ＆Ａ

	具体的な内容
投資信託に関するＱ＆Ａ	[別紙７(PDF：K)]
投資法人に関するＱ＆Ａ	[別紙８(PDF：K)]

なお、本件のうち、一部の政府令については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙１－１～２－２、７、８）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3621、2386）

（別紙３－１、３－２）について…総務企画局市場課市場企画管理官室（内線 3687）

（別紙４－１、４－２）について…総務企画局企画課調査室（内線 3911、3514）

（別紙５）について…総務企画局企業開示課（内線 3669）

（別紙６）について…監督局証券課（内線 3724）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年 11 月 21 日
金融庁

平成 26 年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 26 年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案につきまして、平成 26 年７月４日（金）から平成 26 年８月４日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、１団体より１件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙１を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、別紙２～別紙５を御参照ください。

なお、「長期信用銀行法施行令」、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」及び「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める軽微な変更に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

２．本件の政令・内閣府令等の公布、施行日

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令及び告示と併せて、平成 26 年 11 月 27 日（木）に公布される予定です。

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の一部の施行日は、「公布の日（平成 26 年５月 30 日）から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 26 年 11 月 29 日（土）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 26 年 11 月 27 日（木）に公布される予定です。）

本件の政令、内閣府令及び告示についても、平成 26 年 11 月 29 日（土）から施行されることとなります。

お問い合わせ先
金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
（別紙１～３）･･･総務企画局市場課（内線 3943）
（別紙４・５）･･･監督局証券課（3360）

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF：KB）

（別紙２）金融商品取引法施行令等の一部改正(PDF: KB)
（別紙３）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正(PDF: KB)
（別紙４）最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正(PDF: KB)
（別紙５）金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正(PDF: KB)

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年 5 月 12 日
金融庁

平成 26 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

平成 26 年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 26 年 10 月 27 日（月）から平成 26 年 11 月 27 日（木）にかけて及び平成 27 年 2 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 16 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、32 の個人及び団体より延べ 170 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙（PDF：K）を御覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

２．本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、本日閣議決定されており、内閣府令等と併せて、平成 27 年 5 月 15 日（金）に公布される予定です。

３．施行日

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）の施行日は、「公布の日（平成 26 年 5 月 30 日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 27 年 5 月 29 日（金）です。（当該施行日を定める政令は、本日閣議決定されており、平成 27 年 5 月 15 日（金）に公布される予定です。）

本件の政令・内閣府令についても、平成 27 年 5 月 29 日（金）から施行されることとなります(一部公布日施行)。

○　本件で公表する政令

	概要	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令	[別紙１－１(PDF：K)]	[別紙１－２(PDF：K)]

○　本件で公表する内閣府令

	概要	具体的な内容
金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	[別紙２－１(PDF：K)]	[別紙２－２(PDF：K)]
特定金融指標算出者に関する内閣府令	[別紙３－１(PDF：K)]	[別紙３－２(PDF：K)]

○　本件で公表する共管命令

	具体的な内容
労働金庫法施行規則の一部を改正する命令	[別紙４(PDF: K)]
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 ・　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 ・　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 ・　農林中央金庫法施行規則	[別紙５(PDF: K)]
投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令	[別紙６(PDF: K)]
中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令	[別紙７(PDF: K)]
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令	[別紙８(PDF: K)]

○　本件で公表する告示

	具体的な内容
長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件等の一部を改正する件	[別紙９(PDF: K)]
農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件	[別紙 10(PDF: K)]
株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件	[別紙 11(PDF: K)]
労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部を改正する件	[別紙 12(PDF: K)]

○　本件で公表するガイドライン

	具体的な内容
企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）	[別紙 13(PDF: K)]
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について	[別紙 14(PDF: K)]

○　本件で公表する監督指針

	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	[別紙 15(PDF: K)]

なお、本件のうち、一部の法令等については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課市場機能強化室（内線 2644、2639）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の御意見の送付先・お問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

資料３－４－１

「金融商品取引法の一部を改正する法律」

（平成27年法律第32号）に係る説明資料

平 成 ２ ７ 年 ６ 月

金　　融　　庁

金融商品取引法の一部を改正する法律の概要

平成27年５月27日成立
６月３日公布

制度の現状

○　投資運用業は、原則として登録制。ただし、１名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家（アマ）により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。

○　「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、
　行政処分の対象となっていないこと、
②投資の素人にも販売が可能なこと、
から、投資家に被害を与えるケースが急増。

「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数

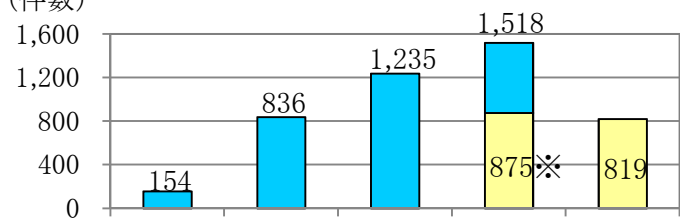

（国民生活センター）　※13年度と同期間（4～11月）の件数

制度見直しの概要

○　ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。

① 届出者の要件等：欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表　等

② 行為規制の拡充：適合性の原則（顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止）、
リスク等の説明義務 等

③ 問題業者への行政対応等：業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化　等

※ このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定（政令事項）。
（ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャー・ファンドについては、上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。）

適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」）

○　投資運用業は、原則として登録制。ただし、１名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家（アマ）を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の２つの業務を行うことが可能となる。

①　組合型集団投資スキーム持分の私募

②　組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用

○　このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。

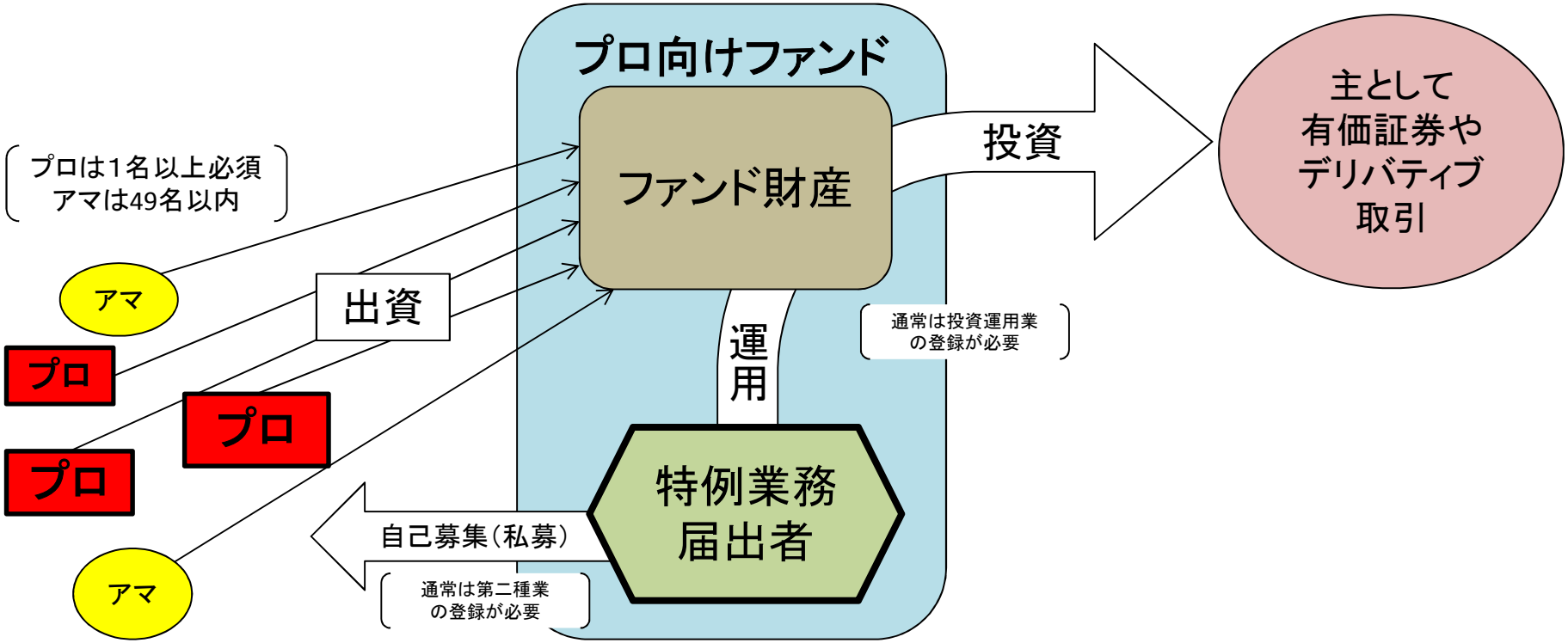

金融商品取引法上の業規制・行為規制

○ プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者について、他の金融商品取引業者と異なり、行為規制が緩く、また、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象外となっている。

運用関係の業規制・行為規制

	投資運用業 （投信会社等）	プロ向け投資運用業	適格機関投資家等特例業務 （プロ向けファンド運用）
出資者の範囲	制限なし	適格投資家	1名以上の適格機関投資家 49名以内の一般投資家
業規制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 （登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等）	拒否要件 （登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等）	―
	最低資本金5,000万円	最低資本金1,000万円（運用財産総額200億円以下）	―
	兼業規制	兼業規制	―
行為規制	忠実義務、善管注意義務、分別管理義務	忠実義務、善管注意義務、分別管理義務	―
	虚偽説明、損失補塡、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補塡、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補塡のみを禁止
	運用報告書の交付義務	運用報告書の交付義務	―
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	―

販売関係の業規制・行為規制

	第一種金融商品取引業 （証券会社）	第二種金融商品取引業 （ファンド販売業者）	適格機関投資家等特例業務 （プロ＋49人へのファンド販売）
業規制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 （登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等）	拒否要件 （登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等）	―
	最低資本金5,000万円（業務内容が元引受業務以外の場合）	最低資本金1,000万円	―
	兼業規制	―	―
行為規制	広告規制	広告規制	―
	書面交付義務・説明義務	書面交付義務・説明義務	―
	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明のみを禁止
	損失補塡の禁止	損失補塡の禁止	損失補塡の禁止
	適合性の原則	適合性の原則	―
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	―

プロ向けファンドに関連する問題

○　プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、

①　他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象となっていないこと、

②　49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、

を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

● 「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数

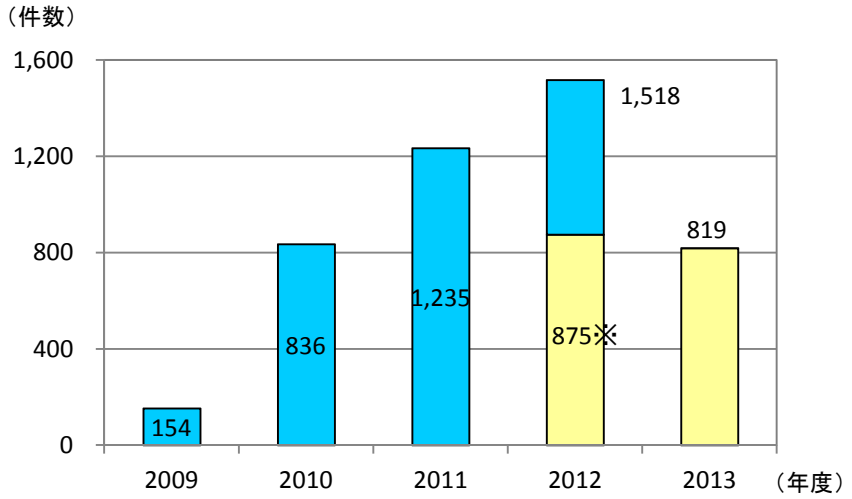

※13年度と同期間（4～11月）の件数

● プロ向けファンドに関する主な相談内容別件数

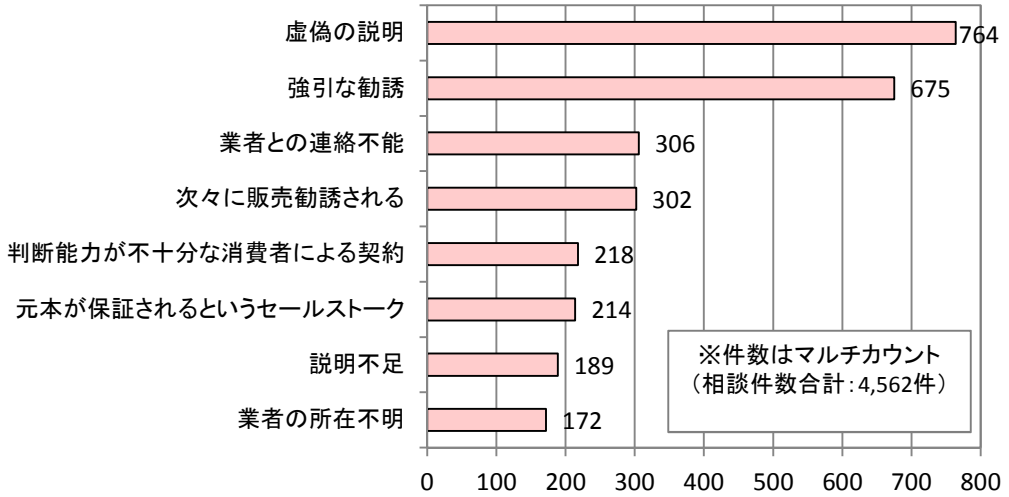

（出典）国民生活センター「投資経験の乏しい者に『プロ向けファンド』を販売する業者にご注意！－高齢者を中心にトラブルが増加、劇場型勧誘も見られる－」（2013年12月19日公表）

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要①

○　ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような措置を講ずる。

1. 適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入【第63条第7項】
- 届出書の記載事項の拡充・公表【第63条第2項～第6項】

2. 適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定

【第63条第1項】

（適格機関投資家となる投資事業有限責任組合について、運用資産残高（借入を除く）５億円以上とすることを内閣府令で規定することを想定）

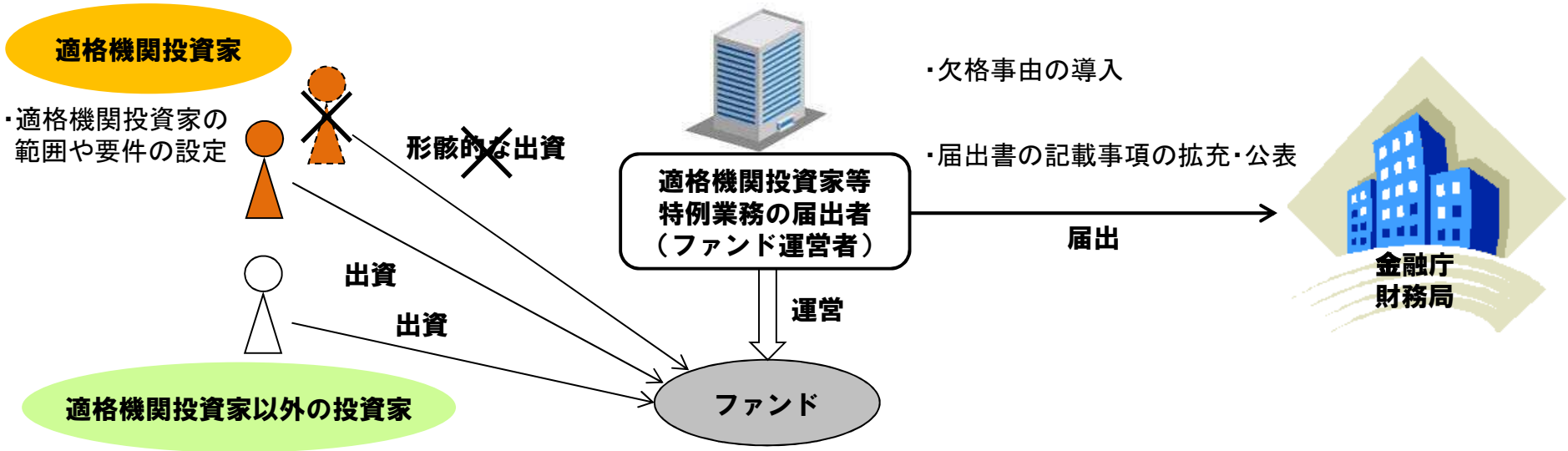

（注）【　】内の数字は該当条文及び条文が記された法律案新旧対照条文のページを示す。

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要②

3. 届出者に対する行為規制

- 登録業者と同等の行為規制を導入【第63条第11項】
  - 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止）
  - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
  - 忠実義務、善管注意義務
  - 投資家利益を害する取引行為の禁止　　等

（※）プロ間の自由な取引を阻害しない観点から、特定投資家との間の取引については、契約締結前の書面等の交付義務、適合性原則等は適用しない。

- 事業報告書の作成・当局への提出、帳簿書類の作成・保存 等【第63条の4】

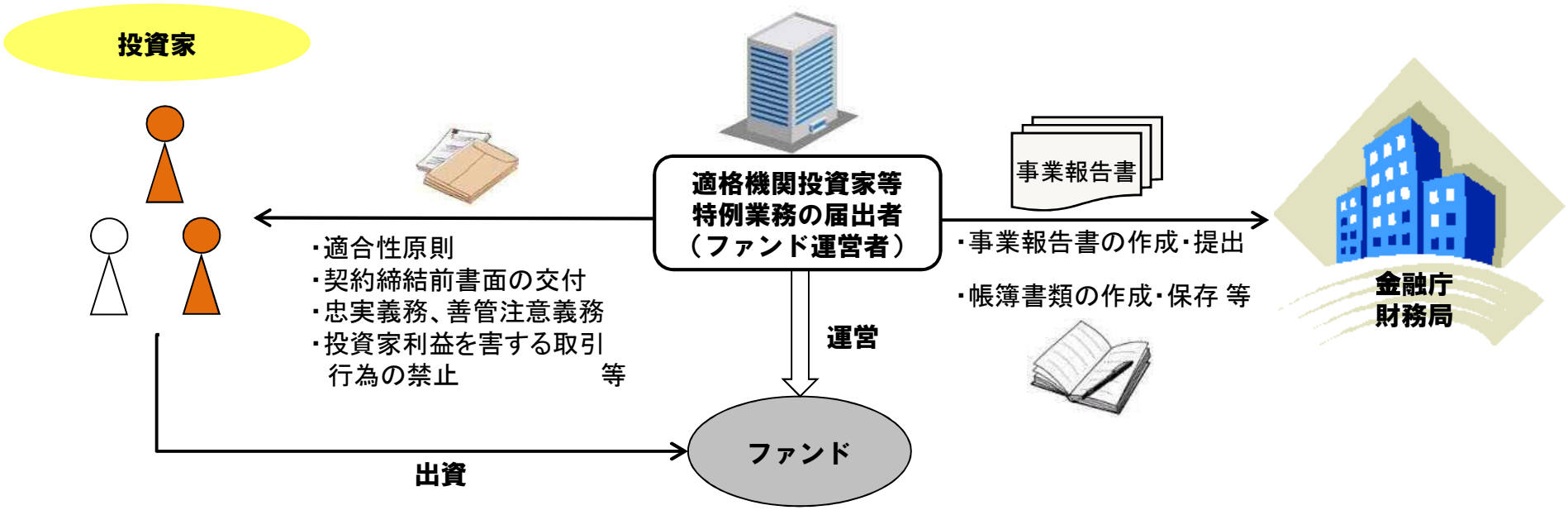

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要③

4. 問題のある届出者への対応

- 監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入【第63条の5】
- 実態把握・投資家保護の観点から、報告徴求・検査を行うことができることを明確化【第63条の6】
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大【第192条】
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ（懲役１年以下→５年以下）、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設（懲役２・５年以下）【第197条の2、第198条の5】

（問題のある届出者）

・監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入
・投資家保護の観点からの報告徴求・検査

・裁判所による禁止・停止命令の対象の拡大

・無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設

金融庁

裁判所

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律案の概要④

○ 「プロ向けファンド」の出資者の範囲

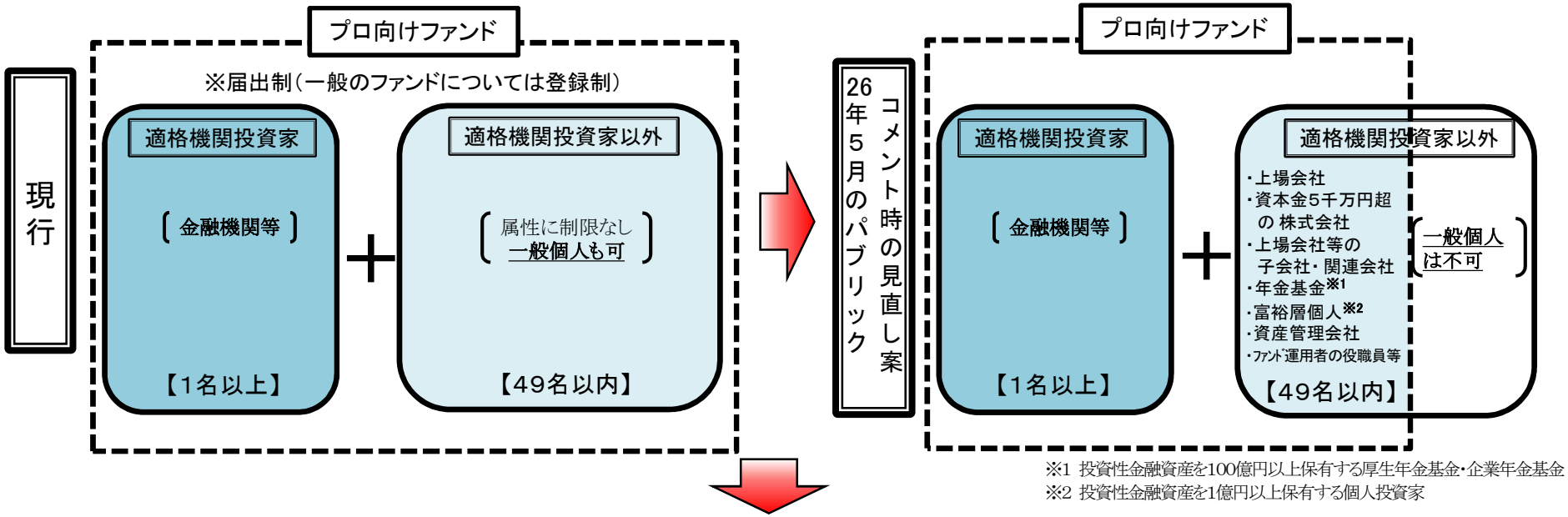

※1 投資性金融資産を100億円以上保有する厚生年金基金・企業年金基金
※2 投資性金融資産を1億円以上保有する個人投資家

➢ 出資者の範囲を投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定（政令で規定）

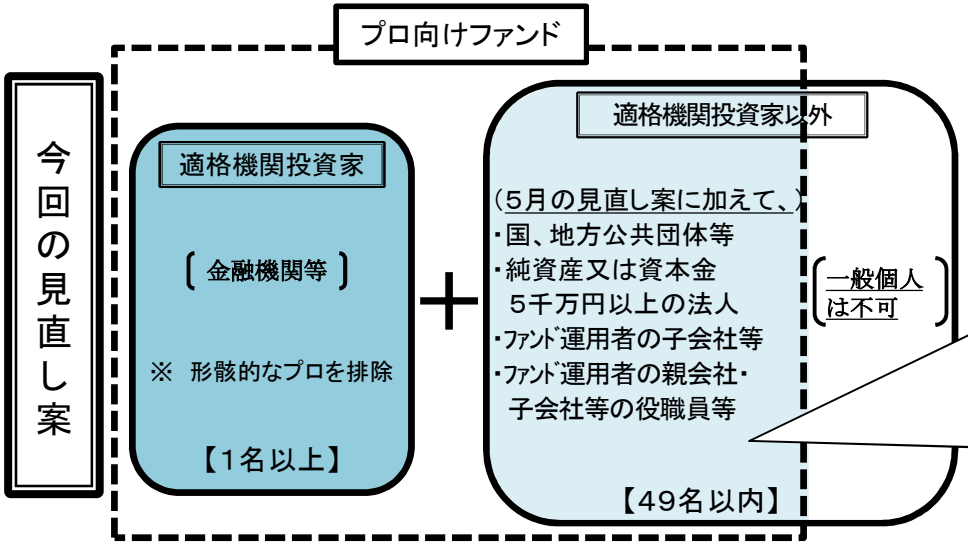

➢ ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されることを前提に、ベンチャー・ファンドについては、以下のような者の出資も可
- 上場会社等の役員・元役員
- 弁護士、会計士、税理士
- 新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者　等

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年2月 10 日
金融庁

平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、平成 25 年３月 29 日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年３月期版）と有価証券報告書レビューの実施について」を公表し、財務局等と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 25 年度の「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」について実施結果を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。

（概要）

- 平成 25 年３月 31 日から平成 26 年３月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,025 社）のうち、抽出した会社（324 社）に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、昨年度に引き続き、一部の会社において、企業結合や減損損失に関する不明瞭な記載等が確認されました。

（参考）

- 有価証券報告書レビューの概要については、「有価証券報告書レビュー（概要）」を参照してください。
- 平成 26 年度（平成 26 年３月期以降）の有価証券報告書レビューの実施内容については、「有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年３月期以降）」（平成 26 年３月 31 日公表）を参照してください。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3666、2769）

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年2月 10 日
金融庁

平成 26 年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、平成 26 年3月 31 日に「有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年3月期以降）」を公表し、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

この度、平成 26 年3月期の有価証券報告書に対する「法令改正関係審査」について、当該審査を踏まえた留意すべき事項を取りまとめましたので、別紙のとおり公表します。提出会社におかれましては、今後、有価証券報告書を作成する際に、実施結果を十分踏まえ、適切に開示していただくようお願いします。

（概要）

・ 平成 26 年3月 31 日を決算日とする有価証券報告書提出会社（2,782 社）のうち、退職給付制度を採用している連結財務諸表（日本基準）の作成会社（2,245 社）に、退職給付に関する記載内容についての「調査票」の提出を求め、審査を実施しました。 この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、記載すべき事項が記載されていない事例が確認されました。

（参考）

・ 有価証券報告書レビューの概要については、「有価証券報告書レビューの（概要）」を参照してください。
・ 平成 26 年3月期に新たに適用となった開示制度・会計基準については、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 26 年3月期版）」を参照してください。

お問い合わせ先
金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3660、3666）

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年３月 31 日
金融庁

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について
（平成 27 年３月期版）

平成 27 年３月期以降の有価証券報告書の作成に当たって留意すべき事項を、以下のとおり取りまとめました。各提出者におかれては、これらの点に留意して有価証券報告書を作成し、各財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局へ提出してください。

１．新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

平成 27 年３月期に新たに適用となる開示制度・会計基準は以下のとおりです。詳細については別紙１をご参照ください。

・「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
・有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付ける企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

２．平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）を踏まえた留意すべき事項

現在、実施中である平成 26 年度有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）に関して、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点を別紙２のとおり取りまとめたので、ご参照ください。

（参考）平成 27 年２月 10 日に公表した以下の有価証券報告書レビューの審査結果も併せてご参照ください。

・平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について
・平成 26 年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課開示業務室
(内線 3660、3666)

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年３月 31 日
金融庁

有価証券報告書レビューの実施について（平成 27 年３月期以降）

金融庁では、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（「財務局等」）と連携し、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビュー（「有価証券報告書レビュー（概要）」参照）を実施しています。平成 27 年３月期以降の有価証券報告書については、以下の内容でレビューを実施することとしたため、公表します。

１．法令改正関係審査

本審査は、法令改正等により有価証券報告書の記載内容が変更又は追加された重要な事項について審査するものです。

今回は、「退職給付に関する会計基準」の段階的な適用に伴う注記の記載の適切性等が審査対象として考えられますが、以下のとおり重点テーマ審査として「退職給付」にかかる審査を実施することとしたため、法令改正関係審査は実施いたしません。

２．重点テーマ審査

本審査は、特定の重点テーマに着目して審査対象となる企業を抽出し、当該企業に対して所管の財務局等が個別の質問事項を送付し、回答を受けることで（ヒアリングを行うこともあります）、より深度ある審査を実施するものです。

今回（平成 27 年３月期以降）の重点テーマは、以下のとおりです。審査対象となる企業には、所管の財務局等より別途ご連絡いたします。

- 退職給付
- セグメント情報

３．情報等活用審査

上記の重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して、所管の財務局等より、個別の質問事項を送付させていただくことがあります。

（参考）開示義務違反等に関する金融庁の情報受付窓口（ディスクロージャー・ホットライン）

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総務企画局企業開示課開示業務室
（内線 3660、3666）

資料３－５－５

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
（警告書の発出を行った発行会社等）

○ ご覧いただく場合の留意事項
- 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っているおそれがあると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
ライビスマネジメント株式会社	名古屋市千種区今池五丁目３番６号	旧所在地：名古屋市中区丸の内一丁目１番13号	平成27年５月
プリベントホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目３番13号		平成27年１月
株式会社ユリアインターナショナル	東京都新宿区新宿二丁目４番２号		平成26年９月
新日本マテリアル株式会社	鹿児島県鹿児島市金生町２－１	旧商号：天成ホールディングス株式会社 旧所在地：鹿児島県鹿児島市永吉一丁目２－22、東京都中央区日本橋蛎殻町１－２－３	平成26年２月
株式会社エヌ・ブラッド	埼玉県さいたま市南区大字太田窪１８５９番地７	旧所在地：大阪市中央区天満橋京町２番６号	平成24年10月
株式会社ＮＳＪ	大阪市中央区今橋一丁目７番19号	旧所在地：大阪市西区北堀江一丁目１番 23号	平成24年６月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒326番地９	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町571番地	平成22年11月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋2-23-11　御成門小田急ビル９階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカンパートナー株式会社	平成22年10月

※平成22年６月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年 1 月 23 日
金融庁

公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

１．公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融４団体による意見交換会を開催しており、課題解決に向けて必要な当面の対応策をアクションプランとして策定、改訂しています。

２．アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、活動領域の拡大は進んでいると考えられますが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるため、更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。

３．このため、本年も意見交換会を開催し、関係者によるアクションプランに基づく取組状況を共有するとともに、上記の課題について議論を行いました。その上で、当面のアクションプランを改訂し、今後、各メンバーが具体的な取組みを進めていくことが合意されました。

４．なお、当面のアクションプランの改訂のポイント（主な追加施策）は以下のとおりです。

（１）組織内会計士のネットワークの促進

全国各地で活躍する組織内会計士について、日本公認会計士協会各支部での組織化を進め、組織内会計士のネットワークを全国各地で進める。

（２）会計大学院協会との連携

公認会計士試験受験者の質・量を充実させる観点から、会計プロフェッションの育成を担う会計大学院協会と日本公認会計士協会が共同で、会計大学院の学生、公認会計士試験受験者、合格者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、実態把握を行う。

（３）若年層を対象とした広報活動等

若年層を対象とした、会計教育のすそ野の拡大や公認会計士資格の魅力に係る広報活動により、公認会計士を目指す若者の増加に取り組む。

本意見交換会の資料及び参加者については、以下をご参照下さい。

（別紙１）当面のアクションプラン（平成 26 年度改訂）
（別紙２）公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 参加者

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局 企業開示課 開示業務室
(内線 2768)

資料３－６－１

ＩＦＲＳ適用レポート（本編）

Ⅰ.調査の経緯・目的

企業会計審議会は２００９年６月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。この中間報告を踏まえ、２００９年１２月に関係内閣府令が改正され、２０１０年３月期から、国際会計基準（ＩＦＲＳ）に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法の規定による連結財務諸表として提出することが認められた。

その後、企業会計審議会は、２０１２年７月に「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（以下「中間的論点整理」という。）、２０１３年６月に「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）を公表しており、その中で、ＩＦＲＳの任意適用の積上げを図ることが重要であることの考え方が示されるに至った。２０１４年６月２４日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂２０１４」においては、閣議決定レベルでは初めて「ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進」が明記された。

さらに、この「『日本再興戦略』改訂２０１４」においては、「従来進めてきた施策に加え、ＩＦＲＳの任意適用企業がＩＦＲＳ移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、ＩＦＲＳへの移行を検討している企業の参考とするため、『ＩＦＲＳ適用レポート（仮称）』として公表するなどの対応を進める。」とされた。

本レポートは、当該閣議決定に基づき、ＩＦＲＳ任意適用企業の実態調査・ヒアリングを実施し、ＩＦＲＳへの移行に際しての課題への対応やメリットなどをとりまとめたものである。

Ⅱ.ＩＦＲＳ任意適用企業の現状等

（１）　ＩＦＲＳの任意適用企業（適用予定企業を含む。以下同じ。）は、着実に増加している。

２０１０年３月期からＩＦＲＳに準拠した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められたが、当該期から最初の任意適用企業による提出があった。

その後、２０１２年７月の「中間的論点整理」公表時には７社であった企業数は、２０１３年６月の「当面の方針」の公表時には２０社、そして２０１４年６月の「『日本再興戦略』改訂２０１４」の閣議決定時に

は４４社と増加した。

さらに、「『日本再興戦略』改訂２０１４」の閣議決定後は、これまで以上の増加ペースとなり、２０１５年３月３１日時点では７５社となっている【図１】。

【図1】 日本におけるIFRS適用企業数及び時価総額推移

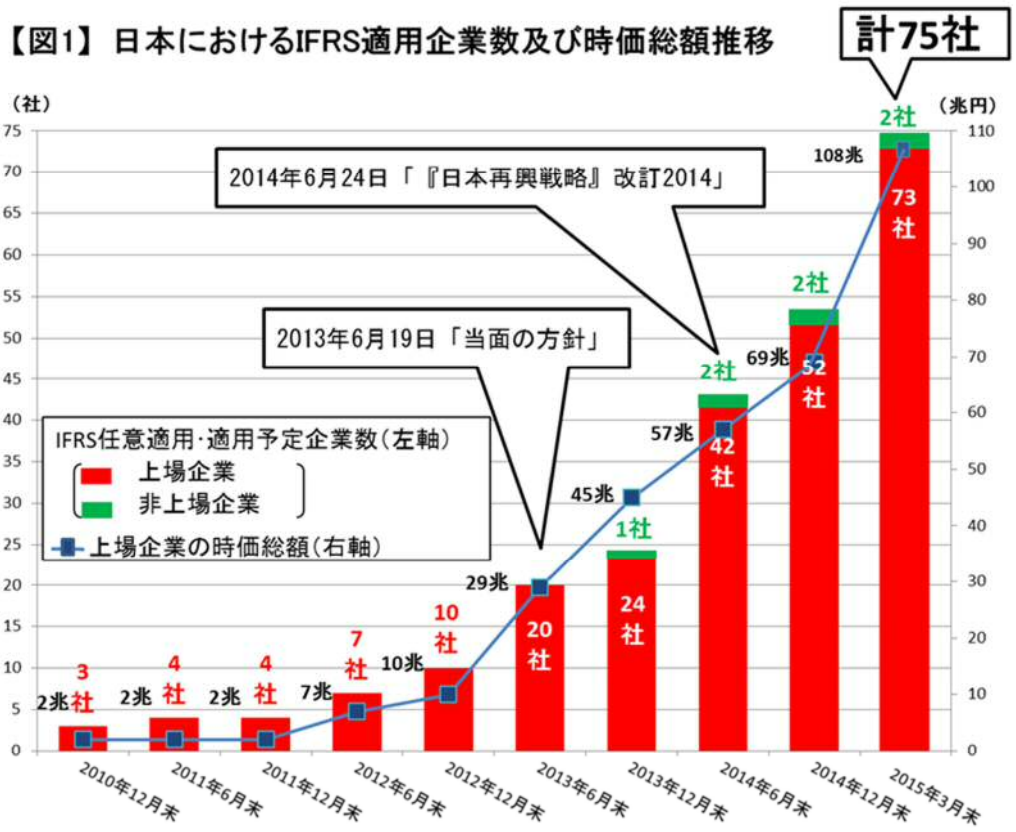

※　日本の全上場企業の時価総額約581兆円（平成27年3月末時点）に占める上記企業（うち上場企業73社）の割合は、18.5%（約108兆円）。

（２）　これを東京証券取引所が採用している業種別分類（３３業種）でみると、２０１５年３月３１日時点のＩＦＲＳ任意適用上場企業７３社は、２１業種にまたがっている。この特徴としては、

①　業種別には、電気機器（１１社）、医薬品（１０社）、卸売業（８社）、サービス業（７社）、情報・通信業（７社）、輸送用機器（５社）、化学（５社）、といった業種で適用企業が多いこと

②　業種の中で、時価総額の大きい企業が任意適用すると、他にも任意適用する企業が増加する傾向がみられること

が挙げられる【表１】。

【表1】日本における業種別のIFRS適用状況

IFRS任意適用企業が存在する業種　《計２１業種》						
業種	医薬品 (10/62社)	卸売業 (8/339社)	石油・石炭製品 (1/13社)	情報・通信業 (7/370社)	食料品 (1/133社)	精密機器 (1/51社)
企業名	(1)武田薬品工業 (2)アステラス製薬 (3)エーザイ (4)中外製薬 (6)小野薬品工業 (8)第一三共 (9)田辺三菱製薬(予定) (12)参天製薬(予定) (33)そーせいｸﾞﾙｰﾌﾟ (38)ｼﾞｰｴｽｱｲｸﾞﾙｰﾌﾟ(予定)	(1)三菱商事 (2)三井物産 (3)伊藤忠商事 (4)住友商事 (5)丸紅 (7)日立ﾊｲﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ(予定) (14)双日 (27)伊藤忠エネクス	(1)ＪＸﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ(予定)	(3)ソフトバンク (4)ＫＤＤＩ(予定) (5)ヤフー (11)ネクソン (20)コナミ(予定) (22)伊藤忠ﾃｸﾉｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ (180)ホットリンク(予定)	(1)日本たばこ産業	(1)ＨＯＹＡ
時価総額合計（Ａ） （兆円）	18.7	12.7	1.2	19.7	7.6	2.1
当該業種の 時価総額合計（Ｂ） （兆円）	28.4	23.3	2.8	52.6	26.6	8.3
（Ａ/Ｂ）	66%	55%	41%	37%	29%	25%

業種	サービス業 (7/372社)	金属製品 (1/92社)	ガラス・土石製品 (2/61社)	化学 (5/216社)	輸送用機器 (5/99社)	その他金融業 (2/32社)
企業名	(2)楽天 (5)電通(予定) (6)エムスリー (14)ディー・エヌ・エー (19)クックパッド(予定) (37)テクノプロHD (49)ネクスト(予定)	(1)LIXILｸﾞﾙｰﾌﾟ(予定)	(1)旭硝子 (9)日本板硝子	(2)花王(予定) (7)日東電工 (8)三菱ケミカルHD(予定) (15)日立化成(予定) (61)日本合成化学工業(予定)	(2)本田技研工業(予定) (4)デンソー(予定) (28)ケーヒン (34)エフ・シー・シー(予定) (51)ユタカ技研(予定)	(2)日本取引所ｸﾞﾙｰﾌﾟ(予定) (8)日立キャピタル(予定)
時価総額合計（Ａ） （兆円）	5.8	0.9	1.0	6.1	12.2	1.3
当該業種の 時価総額合計（Ｂ） （兆円）	25.1	4.3	5.1	34.2	69.5	7.9
（Ａ/Ｂ）	23%	21%	20%	18%	18%	16%

業種	小売業 (2/348社)	電気機器 (11/270社)	鉄鋼 (1/49社)	証券、商品先物取引業 (2/42社)	機械 (3/231社)	ゴム製品 (1/19社)
企業名	(1)ﾌｧｰｽﾄﾘﾃｲﾘﾝｸﾞ (23)すかいらーく	(4)日立製作所(予定) (11)東芝(予定) (12)富士通 (18)リコー (21)セイコーエプソン (23)コニカミノルタ(予定) (50)日立国際電気(予定) (55)アンリツ (64)クラリオン(予定) (135)日本電波工業 (160)ｽﾐﾀﾞｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ(予定)	(4)日立金属(予定)	(3)ＳＢＩ　ＨＤ (10)マネックスｸﾞﾙｰﾌﾟ	(13)日立建機(予定) (22)ＤＭＧ森精機(予定) (38)日立工機(予定)	(5)住友理工(予定)
時価総額合計（Ａ） （兆円）	5.2	10.7	0.8	0.4	0.8	0.1
当該業種の 時価総額合計（Ｂ） （兆円）	32.7	70.5	8.2	6.7	27.8	5.7
（Ａ/Ｂ）	16%	15%	10%	6%	3%	2%

業種	非鉄金属 (1/36社)	陸運業 (1/65社)	不動産業 (1/116社)
企業名	(12)アサヒＨＤ(予定)	(21)日立物流(予定)	(31)トーセイ
時価総額合計（Ａ） （兆円）	0.07	0.2	0.04
当該業種の 時価総額合計（Ｂ） （兆円）	4.5	21.8	16.4
（Ａ/Ｂ）	2%	1%	0.2%

IFRS任意適用企業が存在しない業種 《計１２業種》			
水産・農林業	鉱業	建設業	繊維製品
１２社	７社	１７６社	５６社
パルプ・紙	その他製品	電気・ガス業	海運業
２６社	１１１社	２５社	１５社
空運業	倉庫・ 運輸関連	銀行業	保険業
５社	４１社	９３社	１３社

（注１）上場企業を対象
（注２）ＩＦＲＳ任意適用上場企業(適用予定を含む)及び
時価総額は平成27年３月末時点。
（注３）企業名の左の数字は、業種別における時価総額の順位

Ⅲ. 質問・ヒアリング調査の対象・方法

今回、質問調査票の送付及びヒアリングによる調査は、２０１５年２月２８日までにＩＦＲＳを任意適用した企業（４０社）、及び同日までに日本取引所グループの適時開示情報閲覧サービス（ＴＤｎｅｔ）においてＩＦＲＳの任意適用を予定している旨を公表した企業（２９社）の計６９社（国内非上場企業２社を含む）を対象として実施した。

調査に当たっては、６９社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。そのうち、回答を寄せた企業は６５社であった（回収率９４．２%）。また、ＩＦＲＳ任意適用企業が有する、例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握するため、６５社のうち２８社に対して直接ヒアリング調査を実施した。

（対象企業及び質問調査項目の詳細、「資料編」Ｐ２２～２６参照）

Ⅳ. 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット

ＩＦＲＳの任意適用を決定した理由又は移行前に想定した主なメリットについて、以下の項目から選択する形で書面調査を実施し、６５社から回答を得た。

調査結果は以下のとおりであった。

【表２】ＩＦＲＳの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして１位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
①経営管理への寄与	２９社
②比較可能性の向上	１５社
③海外投資家への説明の容易さ	６社
④業績の適切な反映	６社
⑤資金調達の円滑化	５社
⑥その他	４社

本調査項目のポイントは、以下のとおりと考えられる。

（１）　①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」との回答が最多であったこと

今回の調査で最も多数の企業（２９社）が、①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」を、任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットと考えたと回答している。その回答内容を見ると、

・　海外子会社が多く、同じ製品を複数の拠点で製造・販売していることから、業務の効率性を比較するためには、共通の「モノサシ」で業績の認識・測定がなされないと公正に評価できない。

・　各地域の子会社から決算データの一次情報である試算表をＩＦＲＳベースで収集し、連結グループ全体をあたかも「一つの会社」とみなして決算を締めることにより、各社の棚卸資産やキャッシュ・フローの変動から事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性・ガバナンスを高めることが目的である。

といった代表例にみられるように、①を挙げた企業は、単に海外子会社を通じた会計基準の統一というメリット、導入理由を越えて、ＩＦＲＳを用いてグローバルベースの統一した業績の測定・管理、財務の透明性の高度化等を目指すという、高い理念を有していることが明らかになった。

また、例えば、

・　これまでは、グローバルベースという観点のみならず、事業ごと、地域ごとという観点からも、子会社のコントロールが十分にできていなかった。ＩＦＲＳを用いて、各事業を縦軸、会計・資金・税務などの機能を横軸として整理し、上流から下流まで全体を通して経営管理を行うことが重要と考えている。

・　ＩＦＲＳの導入は、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」を統一し、そのことにより経営管理の高度化を図るプロジェクトとしてスタートした。プロジェクトの目的は、会計基準の変更ではなく経営管理の強化であった。

といった回答が多かったことは、グローバルに発展する我が国の企業において、会計基準の採択という財務会計上の対応のみならず、経営管理の高度化を図るためにＩＦＲＳを有効に活用することが重要であると広く認識されるに至っていることが窺われる。

（２） 同業他社との比較可能性の向上や投資家への説明の容易さを目的とする企業が多かったこと

財務情報の開示は、投資家に対して、適正かつ有用な投資情報を提供することを一つの目的としている。

こうした観点からは、国内外の投資家にとって、提供される財務情報の比較可能性が高く、分析が容易であることが求められる。

ＩＦＲＳが多数の海外企業において採用されている中、国内外の同業他社との比較可能性の向上の観点からＩＦＲＳを適用したとする企業が相当数みられた。

例えば、

・ 当社の株主は約３割を外国人投資家が占めている。また、競合相手は世界各地に存在するが、一番の競合相手は欧州メーカーになる。投資家が当社を同業他社と比較する上でも、当社が自社と競合他社を比較する上でも、ＩＦＲＳを導入することにより比較可能性が高まる。

・ 国内の同業他社が先にＩＦＲＳに移行し、他の同業他社も追随する動きがあり、マーケットから同一業種における比較可能な財務情報の開示の期待があった。

といった回答があった。これらの回答の中には、自社が他社との比較可能性を高めることができることによる、経営管理面のメリットも認識している企業があったことは重要であると考えられる。また、

・ 海外投資家に説明する際に、常にＩＦＲＳとの差異を意識して説明していた。ＩＦＲＳに移行したことにより、有価証券報告書のために作成した財務諸表をそのまま用いて海外投資家への説明ができるようになり、利便性が高まると考えた。

との回答もあり、投資家との関係を重視しつつ、社内的にも、投資家

向け広報活動（ＩＲ）上の利便性の向上といったメリットも享受することを目指している企業もあることは注目される。

（３） その他、④の「業績の適切な反映」を主なメリットと考えたと回答した企業が６社あったが、これらの中には、のれんの非償却や有給休暇引当金の計上をメリットとして挙げている企業もあった。

Ⅴ.移行プロセスと社内体制

ＩＦＲＳへの移行プロセスに関して、具体的に移行を提案した主体については、ＣＥＯやＣＦＯが直接関与した、いわば「トップダウン方式」と、経理部門中心に提案がなされた、いわば「ボトムアップ方式」と回答した企業に分れた。*（「資料編」Ｐ３４，３５参照）*

これは、どちらが望ましいという問題でなく、Ⅳ.で述べたＩＦＲＳへの移行の主なメリットに係る認識等により、様々であると考えられる。

例えば、

・ 海外での資金調達を経営陣が決定し、これを実現するために、ＩＦＲＳの適用が指示された。

といったケースなどは、まさに経営事項として経営陣がＩＦＲＳ適用を決定することとなる。

これに対し、「経営管理の高度化」を求める場合には、経営層から提案される場合もあるが、ボトムアップで経理部門の提案としてプロジェクトが始まる場合もある。

いずれにしても、次の回答例にみられるように、各企業が共通して述べているのは、移行プロセスにおいて、経営トップや経理部門だけでなく、事業部門を含めた全社的な取組みが重要という点である。

・ 子会社の実務担当レベルでは会計基準の変更に対する抵抗があり、対応が消極的なケースがあったため、具体的な方法も提示しながら、ＩＦＲＳ移行プロジェクトへの参加を促した。親会社のプロジェクトチームが積極的に動いて関連部署を巻き込んでいくことが必要である。

ＩＦＲＳへの移行に消極的な部署への対応については以下の回答がみられた。*（「資料編」Ｐ３６，３７参照）*

・　「連結経営の深化」を経営課題として認識しており、当初よりＩＦＲＳ導入プロジェクトを経理部門のみではなく、全社プロジェクトとして位置づけた。現場の反対意見には丁寧に説明を行い、経営陣の一部を含む関係者に納得してもらった。

以上から分かるとおり、ＩＦＲＳ移行プロジェクトは、全社的対応が求められる。

したがって、社内体制について、移行フェーズを「初期」（経理部門を中心としたアクションプランの作成等）、「中期」（経理部門以外の事業部門や外部業者との連携）、「後期」（ＩＦＲＳによる財務諸表の作成・開示）に分けると、「初期」の計画策定・影響度調査の段階では、少人数の経理部門担当者が行っているものの、「中期」の会計方針の策定、グループ会計方針書の作成、データ収集方法の検討、システム対応及び財務諸表の雛形の作成の段階では、経理部門の専任者以外に、各事業部門や子会社の従業員、システム関係者を含めた組織横断的な社内体制が敷かれている。*（「資料編」Ｐ４７，４８参照）*

子会社を多数有する任意適用企業の場合、円滑にＩＦＲＳを適用するため、子会社を含めた会計方針の徹底を行い、グループ会計方針書を作成している。グループ会計方針書の作成段階は、企業の規模や、後述するシステムの改修度合いにより様々であり、初期に作成し、早くから子会社に周知する企業もあれば、子会社数や関係する会計基準が極めて多く、システム対応の範囲も広いことから、システムを構築する段階で作成し、周知・徹底する企業もある。

例えば、以下のとおり、プロジェクト開始後１年という早い段階で作成した企業もあれば、実際に開示を行う２年前に策定し、その後更新を行う企業もあった。

・　プロジェクトを開始して概ね１年経過後に、グループ会計方針書のドラフトを作成し、早い段階でグループにドラフトを提示することにより、実務をイメージすることができた。この進め方は有効であったと考えている。その後、１年程度かけて検討したうえで完成させた。

・　グループ会計方針書の策定に当たっては、プロジェクト推進室の中でテーマごとに担当を決め、実際に開示を行う２年前であるＩＦＲＳ移行日までに策定した。ＩＦＲＳ移行日以降、グループ各社からのフィードバックを受け、会計方針書の更新を行っている。

移行プロセスと社内体制の構築においては、事業部門や子会社を含めて一体としてプロジェクトを進める態勢整備が肝要であり、例えばグループ会計方針

書についても、各企業の実情に応じて、作成及び事業部門や子会社への周知が適時に行われていることが明らかになった。

Ⅵ. 移行コスト（主としてシステム対応）

ＩＦＲＳ移行に際しての意思決定と社内体制の整備の次に問題となるのは、移行コストである。これが多額ではないかと移行に躊躇する企業も多いと考えられる。

結論としては、移行コストは、各企業の規模及びシステム構築方針、そしてＩＦＲＳ導入の目的・メリットとして何に重点を置くかにより様々である。

【図２】からは売上規模の大きい企業ほど、移行コストが多額となる傾向がみられる。

【図２】ＩＦＲＳへの移行に直接要した総コスト別の企業数（売上規模別）

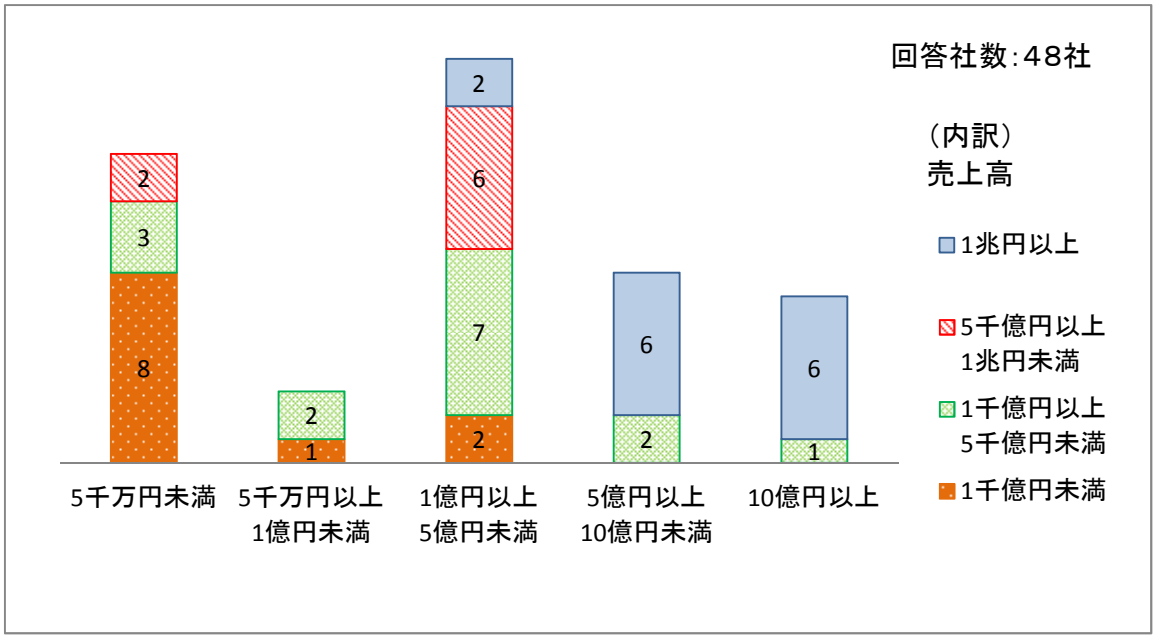

また、移行期間については、開始時点をどうとるか等によって変わってくる面があり、確たることは言えないが、売上規模の大きい企業ほど、移行期間が長くなる傾向がみられ【図３】、移行期間の長短は、システム対応に要する期間によるところが大きいと考えられる【図４】。

【図３】 ＩＦＲＳへの移行期間別の企業数（売上規模別）

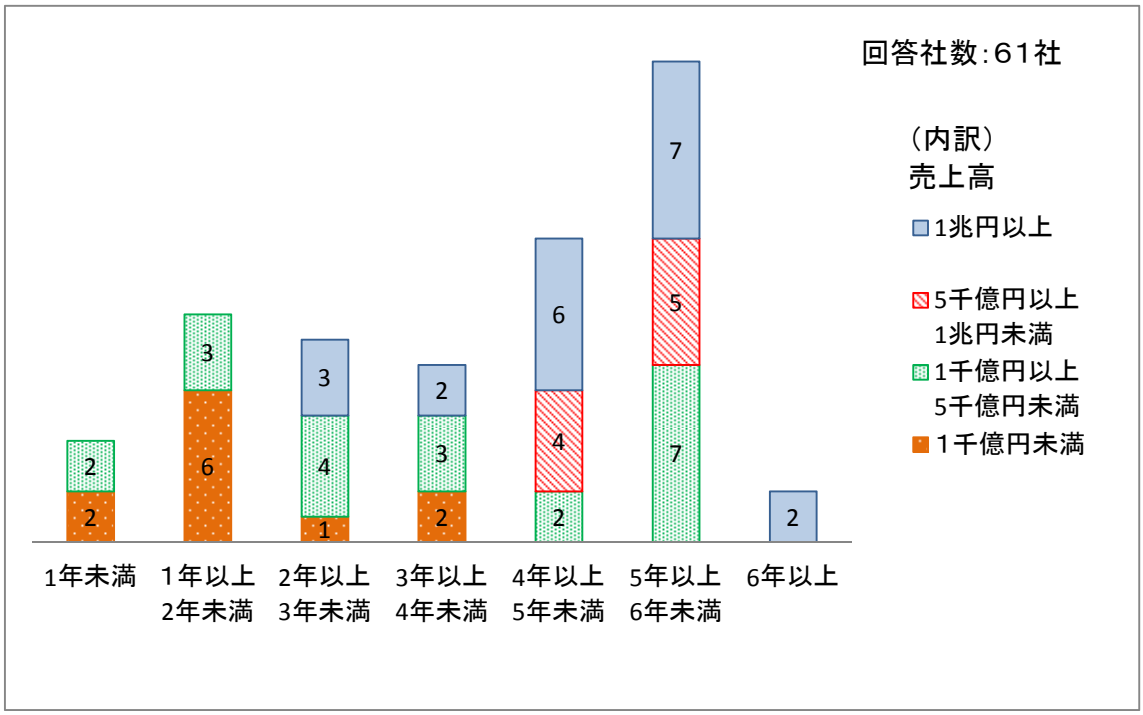

【図４】システム対応に要した期間別の企業数（全移行期間別）

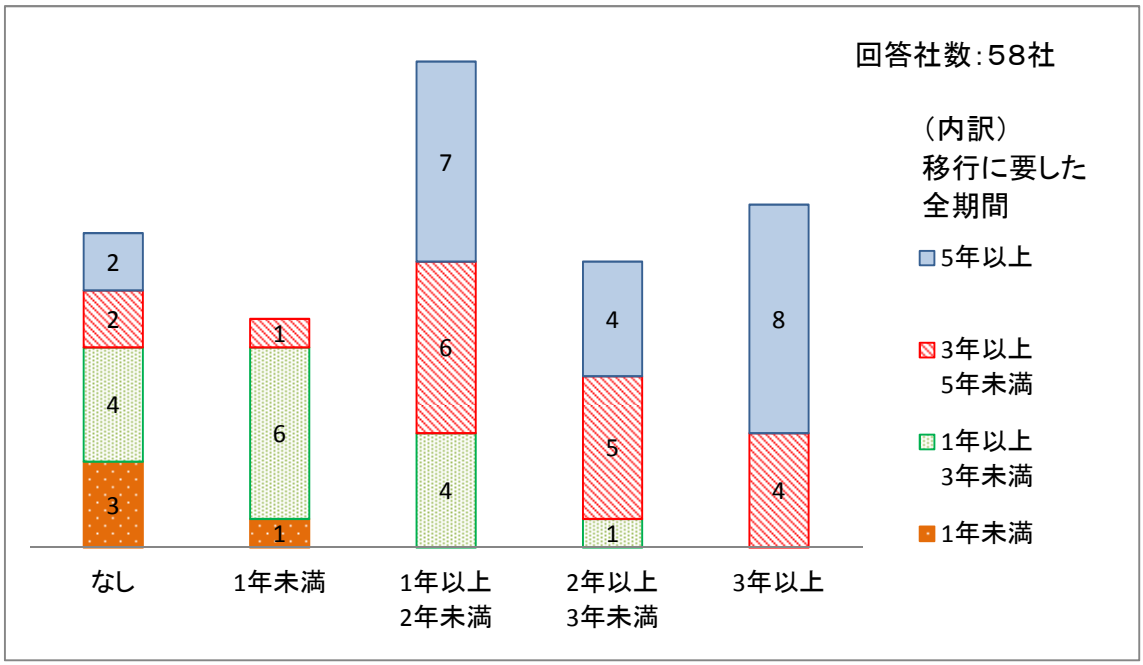

しかしながら、移行コストについては、当該企業が、ＩＦＲＳ導入の目的・メリットとして何に重点を置くかによっても大きく影響される。すなわち、ＩＦＲＳ導入の目的・メリットとして「経営管理の高度化」に重点が置かれる場合には、経営管理の高度化のためにＩＦＲＳ導入を契機としてシステムの全面改修までが行われる一方、ＩＦＲＳ導入の目的・メリットとしてあくまで「同業他社との比較可能性」や「投資家への説明の容易さ」等に重点が置かれる場合には、システム対応において、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応によることが考えられ、全体のコストは大きく変わってくる。

具体的には、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心で対応した企業では、

・　システムについては、表計算ソフトにより財務諸表を効率的に作成できる仕組みを構築したため、特段の対応をしていない。

・　連結決算用のパッケージはもともと表計算ソフトをベースにしており、ＩＦＲＳ対応は特定項目の修正で対応できた。

と回答しており、規模が相対的に小さくかつ単一事業である場合には、金額的にも極めて少額で対応できている例がある。

これに対し、大規模企業で子会社数も多く、業態としても幅広い事業展開をしている企業が、「経営管理の高度化」のためにＩＦＲＳの導入とともにシステムの全面改修を行う場合には、移行コストは相対的に多額となり、移行期間も相対的に長くなる傾向がみられる。

システムを全面改修したケースについては、例えば、

・　連結グループ全体をあたかも「一つの会社」として決算を行うべく、グローバルで統一されたシステムを導入するとともに、子会社ごとに経理部門を設置せず、各地域に経理業務を統括する子会社を設立し、上流から下流まで一貫して経理をコントロールするシステムとした。

・　グループ各社で会計システムが異なっていたが、ＩＦＲＳへの移行を契機に統一した会計システムの構築を進めた。

といった回答があった。システムを中心としたコスト面については、ＩＦＲＳ導入を契機としてシステムの全面改修等を行えばコストは相対的に大きくなるが、長期的視点で経営管理の高度化を図ることが、長期的なコストの削減につながると考える企業もある。他方、ＩＦＲＳを用いた連結ベースでの開示に

限定した相対的に低コストのシステムの導入をメリットとする企業もあり、その選択肢は様々である。
　また、移行期間についても、企業の規模やＩＦＲＳ導入の目的等によって異なってくるものと考えられる。

　なお、システム対応上は、初期の段階からＩＴ担当はプロジェクトチームに参加しているが、会計方針の確定を踏まえて順序立ててシステム化を進めるべきであり、システム化そのものを自己目的化すべきでないという意見があった。
　具体的には、

・　ＩＴチームは、初期の段階から関与し、日本基準とＩＦＲＳとの間の差異項目や調整項目のデータ収集方法の検討を含めた全体構想の設計に携わるべきだと考えるが、最初からシステム化そのものが必要だとは考えていない。移行にあたっては、まずは最小限のＩＴ化を目指し、固定資産システムに投入するための基礎データ、ＩＦＲＳへの修正仕訳及びＩＦＲＳに基づく開示データを表計算ソフトで作成し、そのノウハウをパッケージ化・標準化したうえで、必要に応じてシステム開発する方が効率的である。当社では、特定の会計基準への対応としてシステムを開発したが、当初の想定に合わない事例が発生し、コスト・ベネフィットを考えた結果、システムを破棄した経験がある。

　この他にも、システムの構築も、全社的なプロジェクトの進度と平仄をとって進められることが適当との指摘がみられたところである。

Ⅶ. 会計項目への対応と監査対応・人材育成

　ＩＦＲＳ移行時の主な課題として、
　① 特定の会計基準への対応
　② 人材の育成及び確保
　③ 会計システムの導入又は更新
　④ 内部統制の構築
　⑤ その他
のどれが最も課題であったか質問したところ、６０社中４３社が①の「特定の会計基準への対応」と回答し、６０社中９社が②の「人材の育成及び確保」と回答した。*（「資料編」Ｐ５４参照）*

特定の会計基準への対応として挙げられた会計項目は、有形固定資産の減価償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の減損、金融商品の公正価値測定といった項目であった。*（「資料編」Ｐ５４，５５参照）*

具体的な内容を見ると、有形固定資産の減価償却方法の選択や収益認識については、会計方針を決定するまでの課題であり、システム対応や現場対応等では煩雑を極めると考えられるが、一旦実務を確立できれば、監査人ともスムーズに対応できているといった意見が多かった。

これに対し、耐用年数の見積り、社内開発費の資産化、資産の減損といった見積りの要素が高い会計項目については、監査人との議論も容易には結論が出ないなど、監査法人の対応や、社内での人材不足もあり、議論が長期にわたる場合が多いという意見がみられた。

例えば、

・　ＩＦＲＳでは、のれんは減損の兆候が無くても毎年の減損テストが求められるため、減損テストのプロセスを定めるのに大変苦労した。特に資金生成単位をどのように定めるか、どのような状況で減損を認識するかに関し、監査法人との調整作業に時間を要した。

といった意見があった。

このため、こうした会計項目を巡る監査法人の対応について、企業の側から、企業の実態に応じた柔軟な解釈や迅速かつ円滑な監査プロセスの構築を求める意見が多数認められた。

・　ＩＦＲＳへの移行において、事例が少ないことを理由に、監査法人からは形式的な解釈を示されることが多く、その対応に苦慮している。

・　監査法人が海外提携先の本部に問い合わせることが度々あったが、本部が日本における我が業種のビジネスを全く理解していないと思う回答も多かった。

・　監査法人に新たに認識した課題を相談した際、監査法人が海外提携先の本部に確認することが多い。本部に確認する場合には、２週間程度で回答されるケースは早い方であり、数か月待たされることもある。

ただし、こうした課題は、ＩＦＲＳの導入事例が増加したことで、改善しつつあるという意見もあった。

企業の側でも、ＩＦＲＳが原則主義であることを踏まえ、ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方を社内で十分に検討することが必要であるとともに、企業の見解を監査法人に早期に伝達し、緊密なコミュニケーションを図ることにより、円滑な監査が行われつつあるという以下のような意見も相当数みられた。

・　ＩＦＲＳは原則主義であり、企業の方針や主張が重視されるため、監査法人と協議する際に、会計処理の背景や根拠について以前よりも入念に社内で確認するようになった。そのうえで早めに監査法人に相談するようになった。

・　ＩＦＲＳに移行することにより、監査上新たに必要となる手続や確認しなければならないデータが発生する。当社側で監査人の作業がスムーズに進むように資料・データの提出方法を工夫すれば、監査工数を減らすことができるとともに、監査人からの迅速な結論の入手に繋がると考えている。

ＩＦＲＳのメリットを最大限に活用するためには、上記のとおり、企業の側も自らのビジネスモデルを分析し、質の高い主張を監査法人に行うとともに、企業・監査法人の双方に、ＩＦＲＳに精通した会計人材の裾野を広げていくことが、一層の会計実務の高度化・監査対応の円滑化につながると考えられる。

このため、企業の側では、社内研修会の実施、グループ会社への説明会の実施、決算業務におけるＯＪＴ、外部セミナーへの参加、ＩＦＲＳを適用している海外子会社からの人員受入れ、ＩＦＲＳ導入経験者の採用等、幅広い施策を実施している。*（「資料編」Ｐ５８参照）*

こうした取組みを通じて、更に、会計実務の高度化・監査対応の円滑化が図られるよう、引き続き関係者において、会計人材の裾野の拡大が図られることが期待される。

Ⅷ. まとめ

ＩＦＲＳへの移行による実際のメリットについて、Ⅳ. と同様の６項目に順位づけをする形で書面調査を実施した。回答結果としては、６０社中５４社が、ＩＦＲＳの任意適用に際して想定していたメリットと同順位を回答しており、ＩＦＲＳ任意適用企業の多くが、移行前に想定していたメリットを実際に享受していると考えられる。*（「資料編」Ｐ６６，６７参照）*

また、デメリットについても、移行前に想定していなかったデメリットはほとんどないとの回答や、日本基準からＩＦＲＳへの組替処理や複数帳簿管理などの負担は想定していたほどではなかった等の回答がみられた。

このように、今回の対象企業においては、想定されたメリットを概ね享受できたところであり、移行に当たっての課題と認識している「特定の会計項目への対応」や「人材の育成・確保」も、ＩＦＲＳ適用実例の増加に伴い、監査対応も含めて改善に向かっている。

以上をまとめ、今後、ＩＦＲＳ導入を検討している企業に関連して、大きく以下の４点がポイントとして挙げられる。

１．ＩＦＲＳ導入の最大のメリットとして、「経営管理への寄与（経営管理の高度化）」を挙げている企業が多いこと

これはすなわち、ＩＦＲＳの導入について、会計基準の変更という意味づけのみならず、企業の経営管理の高度化によって我が国企業の「競争力の強化としてアベノミクスの『稼ぐ力』の向上に資する」（企業の回答より）というような大局的な視点から、検討を進めることが重要であると認識している企業が多く存在していることを意味していると考えられる。

２．ＩＦＲＳ導入のコストは、各企業の規模・導入目的によってまちまちであり、多様性があること

ＩＦＲＳ導入のメリットとして、「経営管理への寄与」に次いで挙げられていたのが、「同業他社との比較可能性の向上」や「投資家への説明の容易さ」である。こうした場合には、システム対応においても、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応も考えられ、子会社数も少なく単一業種の企業などでは、極めて少額のコストで移行している例がみられる。各企業においては、ＩＦＲＳへの移行にあたり自社の規模や導入目的に応じて、効率的で柔軟なコスト対応を図ることが期待される。

３．会計人材の裾野の拡大

ＩＦＲＳ移行時の課題として最も多数の企業が挙げたのが「特定の会計基準への対応」、特に見積りの要素が強い項目の会計処理であった。監査対応上も迅速性・円滑性に欠ける面があったり、企業の側も自社のビジネスモデルをどう会計処理するか、原則主義のＩＦＲＳの下で、練度が欠けるとともに、ＩＦＲＳを理解できる人材の確保という問題があるとする企業も相当数みられた。今後、こうした課題は、適用企業数の拡大により解消

していくとは考えられるが、関係者における会計人材の裾野の拡大が一層期待されるところである。

４．ＩＦＲＳへの移行プロセスにあたり、他社との連携や他社事例の分析を活用すること

今後、導入を検討する企業に対し、導入済企業から、他社との連携や他社事例の分析が重要であるとの意見が数多く寄せられている。*（「資料編」Ｐ７５，７６参照）*

ＩＦＲＳと日本基準との差異分析、社内体制の構築、会計項目に対する社内の考え方の整理、監査対応、システム対応など、すべての局面で、他社事例は参考になり、他社と連携することは効果的で円滑な移行プロセスにつながるという指摘がある。

本レポートでも、様々な導入企業の事例を紹介したが、こうした事例が、今後ＩＦＲＳの導入を検討されている企業の参考になることを期待するところである。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年６月 30 日
金融庁

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件は、我が国によるＩＦＲＳに対する意見発信の一環として、本日、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）が修正国際基準〈国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準〉（以下「修正国際基準」という。）の公表を行ったことを受け、修正国際基準の適用が制度上、可能となるよう、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等について、所要の改正等を行うものです。

１．主な改正等の内容

（１）連結財務諸表規則等の改正

修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備しているなど、一定の要件を満たす株式会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができることとする規定を新設するほか、所要の改正を行います。

（２）企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、その旨を、また、提出会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容の記載を有価証券報告書に求めるほか、所要の改正を行います。

（３）告示の改正及び指定

一定の日までに企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）の名において公表が行われた修正国際基準を、金融庁長官が定める企業会計の基準とします。

その他、金融庁関係内閣府令等につき、所要の改正を行います。

２．施行日

公布の日から施行します。（修正国際基準に係る改正については、平成 28 年３月31日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表等について適用を予定。）

改正案の具体的な内容については（別紙１）～（別紙３）を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、平成 27 年７月 30 日（木）17：00（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。

御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課
郵便 ： 〒100－8967
東京都千代田区霞が関３－２－１
中央合同庁舎第７号館
ファックス ： 03－3506－6266
ＵＲＬ ： http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総務企画局企業開示課
（連結財務諸表規則等関係　内線 3887、3810）
（開示府令関係　内線 3665）
総務企画局市場課
（金商業等府令関係　内線 3943）

総務企画局企画課信用制度参事官室
（銀行法施行規則等関係　内線 3684、3577）

（別紙１）連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正（案）
（別紙２）連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（案）
（別紙３）「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）等の一部改正（案）

資料３－６－３

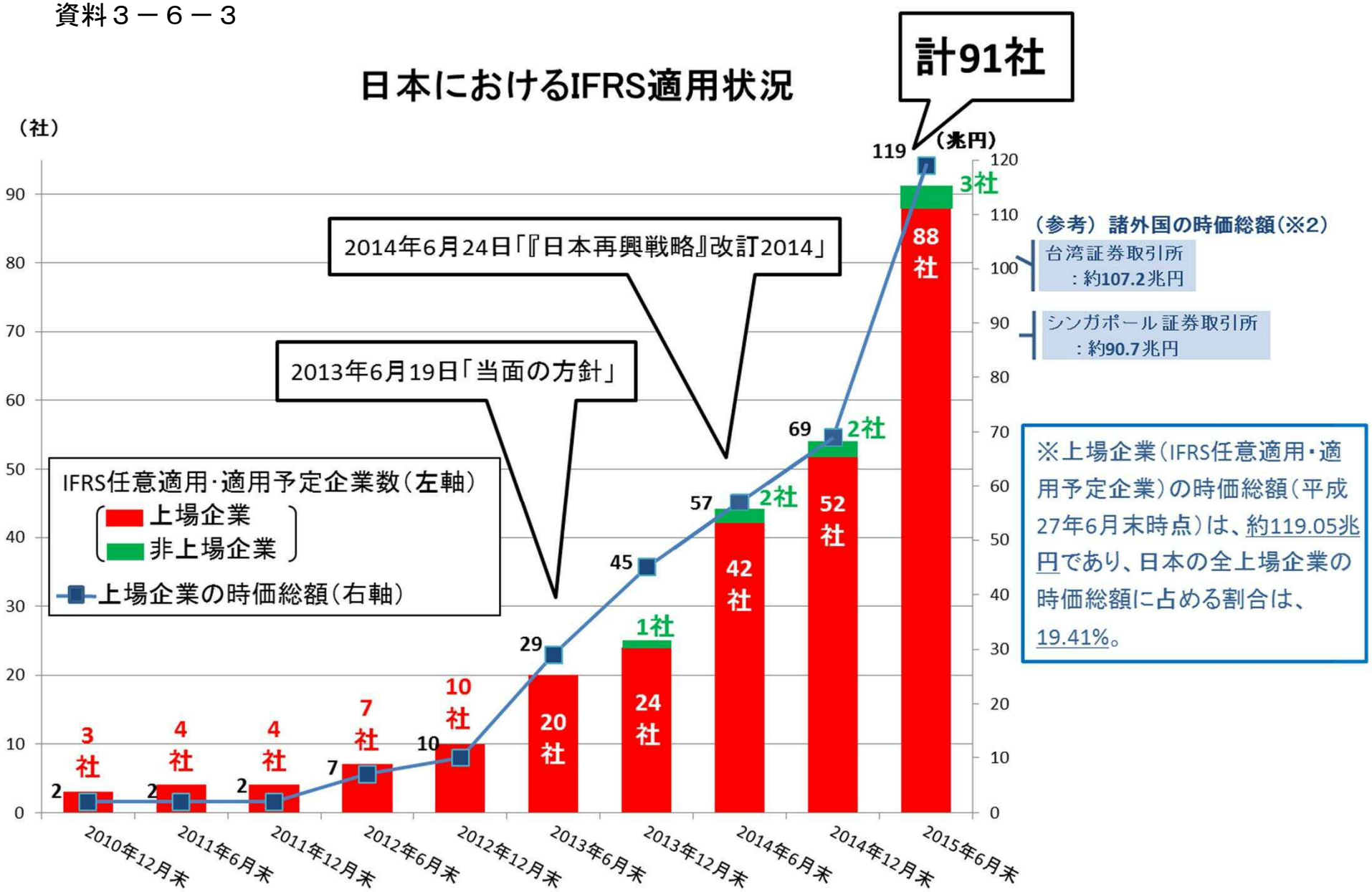

※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。
※2　World Federation of Exchangeより。データは2015年3月時点。1ドル＝120.37円換算。

資料３－６－４

平成 21 年 9 月 14 日
金　　融　　庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ　検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等(注 1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり(注 2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注 1）公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者

（注 2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

Ⅱ　検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

１．報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等(注 3)として提出された情報に加え、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

①　全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注 4)による検査・レビュー結果の情報

②　我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注 3）法第 34 条の 36 第１項及び第２項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第１項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注 4）外国監査法人等に関する内閣府令第５条第１項に規定する行政機関等

２．検査対象先の選定等

審査会は、**１．**において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、**１．**の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

３．検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類[注5]に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

（注 5）公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第１項)

４．検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

５．行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

（以上）

資料３－６－５

平成 24 年７月 10 日
金　　融　　庁

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

Ⅰ.　前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等[1]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年９月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方[2]」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

Ⅱ.　同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の５つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- **監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること**
- **監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること**
- **監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること**
- **監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること**
- **監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること**

---

[1] 公認会計士法第34条の35第１項の規定による届出をした者

[2] http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- 法的管轄域内において、例えば（1）登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は（適切な冷却期間を伴った）監査業務に従事していない者でなければならない。
- 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。

・検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。

・監督当局は検査を繰り返し実施しているか。

・検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。

・監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。

・検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。

・監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。

・監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。

・適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則:監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

・外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。

・監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR[3]のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

（以上）

[3]International Forum of Independent Audit Regulators（監査監督機関国際フォーラム）

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年６月 10 日
金融庁

「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催について
（地域の資本市場をめぐる地元経済界・資本市場関係者等による意見交換会）

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」と題して、最近上場した地元企業や、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、取引所、証券会社、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るための会議を、福岡・大阪の二都市において、下記のとおり開催します。

記

１．日時・会場

○　福岡開催

日時：平成 27 年 6 月 23 日（火）　13:30～17:00

会場：福岡第一合同庁舎本館５階共用中会議室ＡＢ

○　大阪開催

日時：平成 27 年 6 月 26 日（金）　13:30～17:00

会場：近畿財務局８階大会議室（大阪合同庁舎第４号館）

２．参加予定メンバー

地元企業、商工会議所、証券取引所、日本証券業協会、証券会社、地域金融機関、政府系金融機関、ベンチャーキャピタル、金融庁、経済産業省、財務局、経済産業局、大阪府（大阪開催）等（計 30 者程度）

※　地域の資源を活用したプロジェクトを支援し、資金の地域循環や地方への新たな資金の流れをつくることを目的とした「ふるさと投資」連絡会議（事務局：内閣官房（内閣府地方創生推進室））とも連携。

３．議事（予定）

議題１：地元経済界から見た地域の資本市場

（１）企業の成長フェーズに応じた資金調達に係る事例や課題

－　プレゼンテーション（最近上場した地元企業、地元ベンチャー企業、取引所等）

－　自由討議

（２）地域のベンチャー企業等に対する成長マネー供給

－　プレゼンテーション（地元ベンチャーキャピタル、地域金融機関等）

－　自由討議

議題２：成長マネー供給に向けた施策

－　プレゼンテーション（クラウドファンディングの活用事例等）

－　自由討議

お問い合わせ先

金融庁 03－3506－6000（代表）
総務企画局企画課（内線 3645、3520）

資料４－１－１

振り込め詐欺救済法の制度概要（平成27年3月末時点）

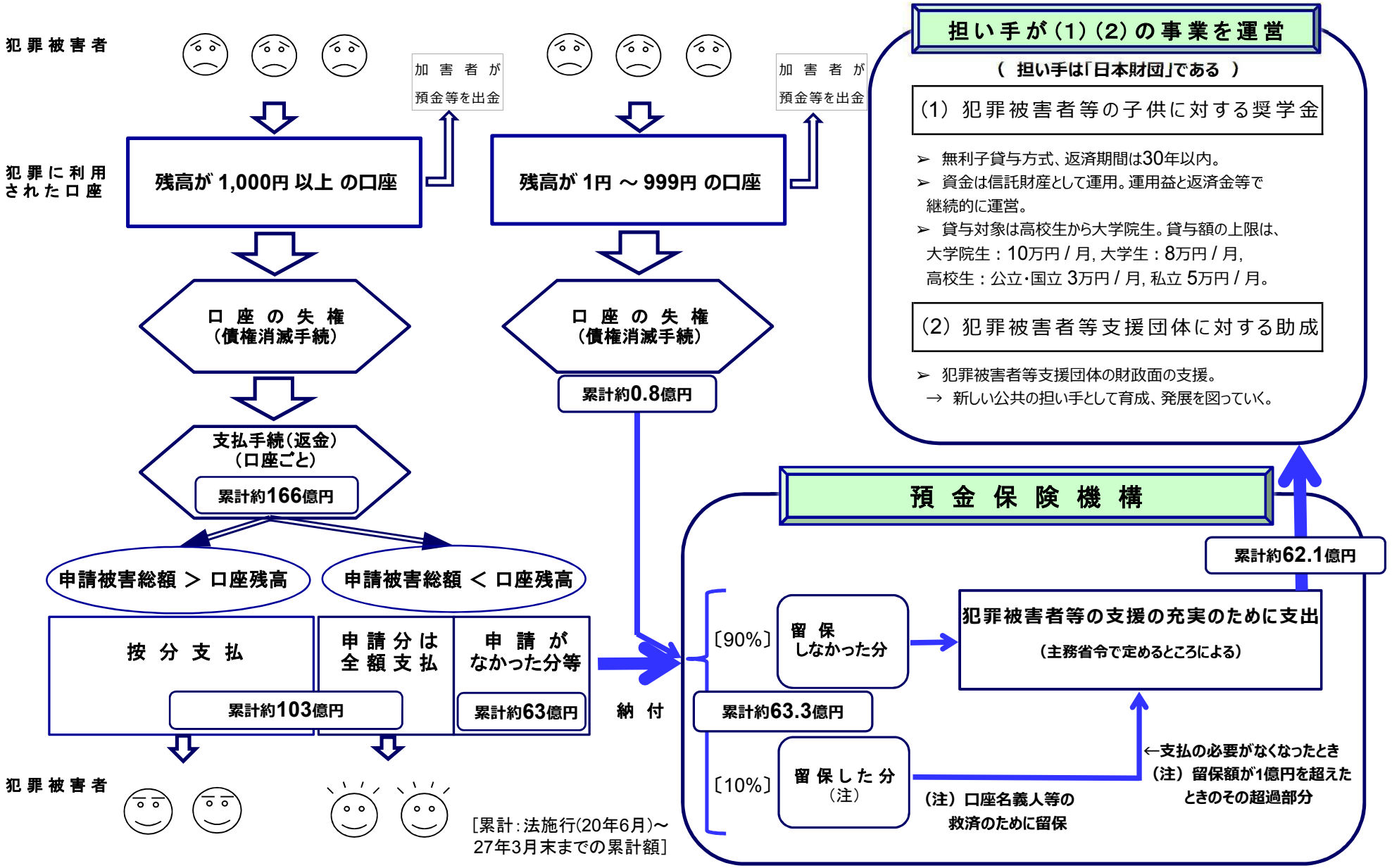

資料５－１－１

金融審議会の構成

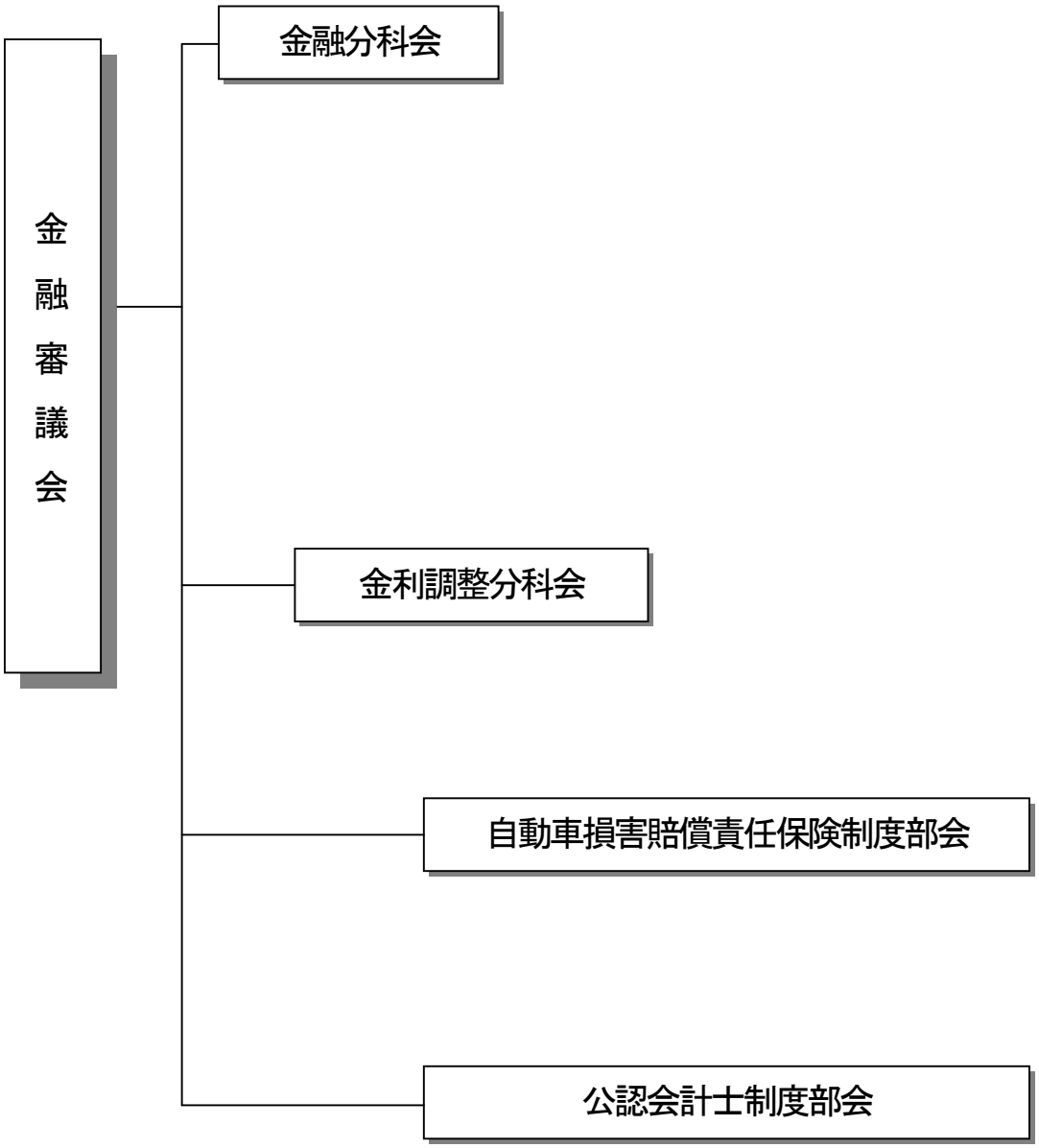

金融審議会委員名簿

平成27年３月３日現在

会　　長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
委　　員	秋池　玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー＆マネージングディレクター
	大崎　貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島　千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波　洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野　栄子	三井住友海上火災保険株式会社社外取締役
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	洲崎　博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島　優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	田邊　栄一	三菱商事株式会社常務執行役員
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授
臨時委員	翁　　百合	（株）日本総合研究所副理事長
	神田　秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

［計19名］

（敬称略・五十音順）

資料５－１－３

平成 26 年９月 26 日

金融審議会

会長　吉野　直行　殿

金融担当大臣　麻生　太郎

金融庁設置法第７条第１項第１号により下記のとおり諮問する。

記

○　投資運用等に関する検討

　投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること。

○　決済業務等の高度化に関する検討

　決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること。

資料5－1－4

投資運用等に関するワーキング・グループ　メンバー名簿

平成26年10月1日現在

座　　長	神田　秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	池田　弘	日本ニュービジネス協議会連合会会長
	磯崎　哲也	フェムトグロースキャピタルLLPゼネラルパートナー
	上柳　敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎　貞和	野村総合研究所主席研究員
	太田　洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	尾崎　一法	日本ベンチャーキャピタル協会会長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒田　達也	事業創造大学院大学副学長
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	田島　優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	増田　悦子	全国消費生活相談員協会専務理事
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授
オブザーバー	佐々木　啓介	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	鈴木　一広	消費者庁消費者政策課長
	岡崎　剛司	日本投資顧問業協会企画部長
	島村　昌征	第二種金融商品取引業協会事務局長

（注）上記4名の他、日本証券業協会、投資信託協会より参加

（敬称略）

資料５－１－５

適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」）

○　適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家および49名以内の一般投資家（アマ））を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる。

①　組合型集団投資スキーム持分の私募

②　組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用

○　このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。

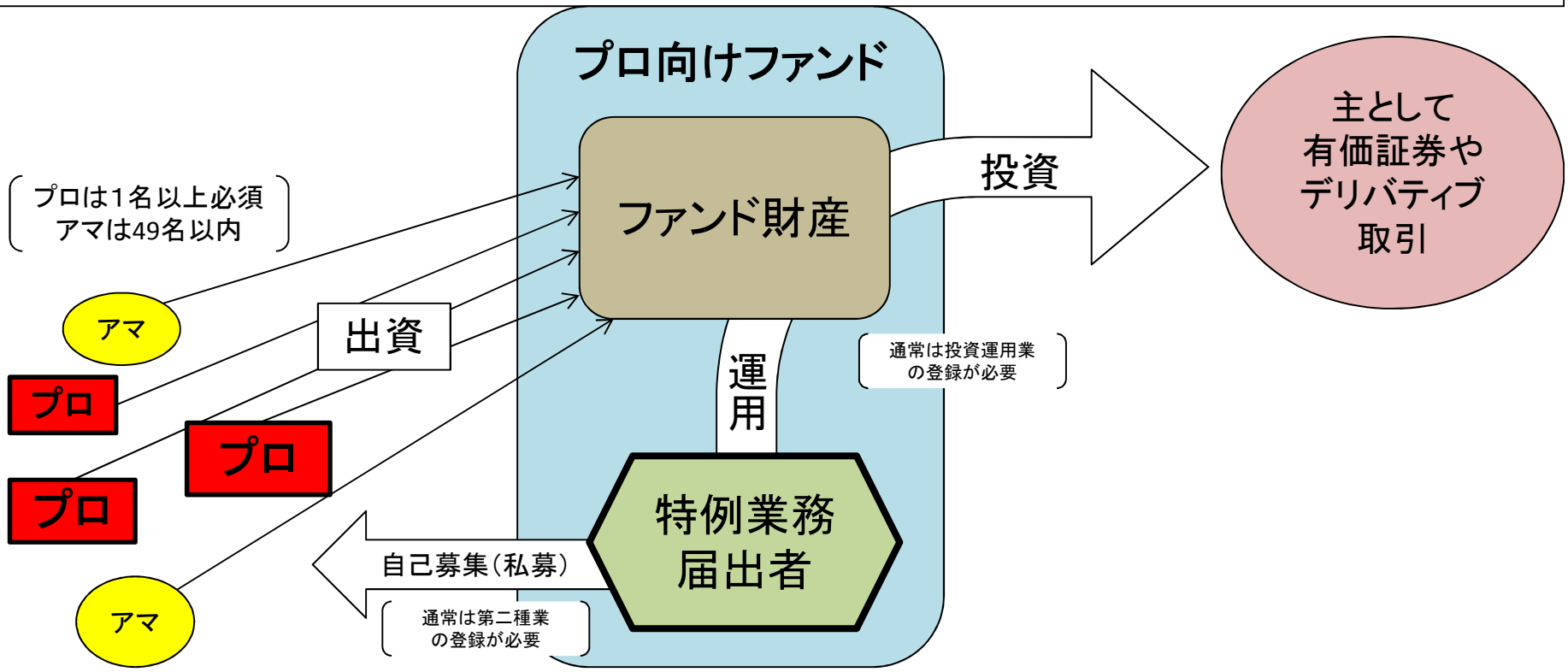

プロ向けファンドに関連する問題

○ プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、

① 他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、登録制でないこともあり、行政処分（業務改善・停止命令、登録取消）の対象となっていないこと、

② 49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、

を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

● 「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数

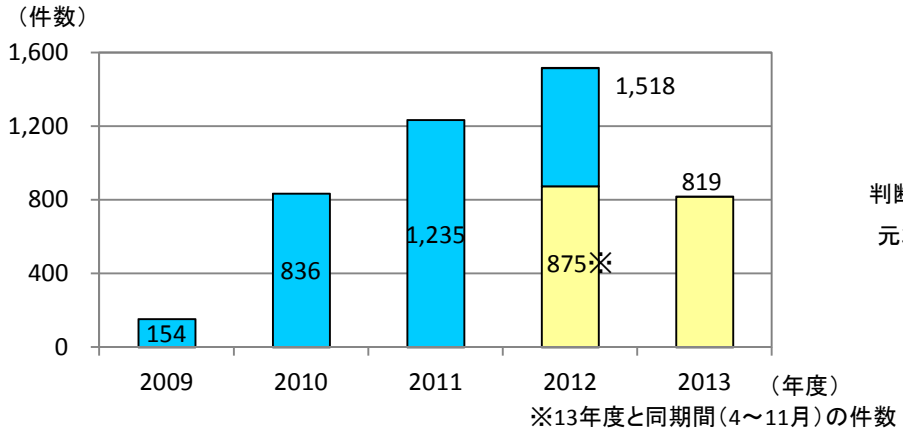

※13年度と同期間（4～11月）の件数

● プロ向けファンドに関する主な相談内容別件数

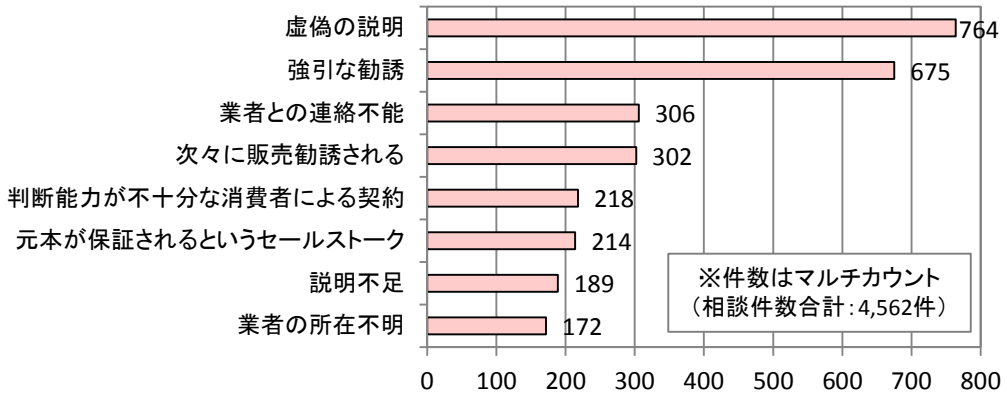

● プロ向けファンド販売購入形態別割合

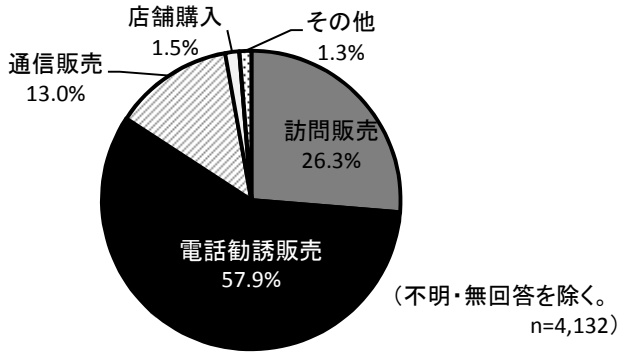

● プロ向けファンド契約当事者年代別割合

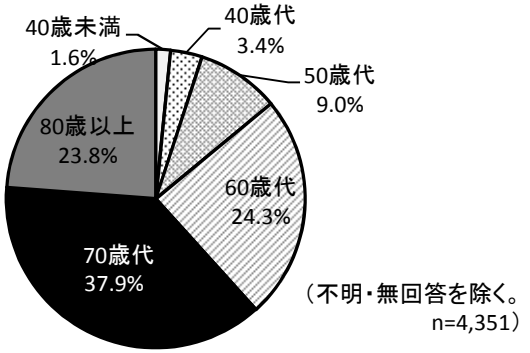

（出典）国民生活センター「投資経験の乏しい者に『プロ向けファンド』を販売する業者にご注意！－高齢者を中心にトラブルが増加、劇場型勧誘も見られる－」（2013年12月19日公表）

資料５－１－７

金融審議会　投資運用等に関するワーキング・グループ　報告（平成27年1月28日）の概要

～投資家の保護及び成長資金の円滑な供給を確保するためのプロ向けファンドをめぐる制度のあり方～

「プロ向けファンド」を巡る状況

○ ファンドは、リスクマネー供給において大きな役割を果たしており、ファンドによる成長資金の供給が円滑に行われるようにしていくことが求められている。

○ 一方、投資家被害が増加している実情があり、ファンドへの信頼を確保することにより、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資家被害を適切に防止していくことが必要。

○ 海外（米国、欧州、シンガポール）ではファンドにかかる規制が強化され、登録制・認可制・免許制が適用。

米国におけるベンチャー・キャピタルは届出制となっているが、登録と同様の情報の提出等が求められ、各種の行為規制・行政処分の対象。

○ プロ向けファンドを巡る被害については、以下のような問題がみられる。

- ✓ 実際には適格機関投資家からほとんど出資を受けていない、詐欺的な勧誘
- ✓ 出資金の契約とは異なる投資への流用
- ✓ 運営内容について、十分な情報提供が行われない

適格機関投資家等特例業務制度のあり方

○ 成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の保護を図っていくためには、出資者の範囲の見直しにとどまらず、総合的な対応を行っていくことが求められ、以下のような法律改正を含めた措置が必要。

1．適格機関投資家等特例業務の届出者
- ➢ 拒否要件・欠格事由等の設定
- ➢ 届出書の記載事項の拡充・公表

2．適格機関投資家の位置付け
- ➢ 実態を伴わない適格機関投資家排除等のため、適格機関投資家の範囲や要件の設定

3．届出者に対する行為規制
- ➢ 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止）
- ➢ 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面の交付義務等

4．問題のある届出者への対応
- ➢ 業務改善・停止命令等の監督上の処分の導入、罰則の引上げ
- ➢ 投資家保護の観点から検査を行うことができることを明確化

5．出資者の範囲
- ➢ 投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定することが適当
- ➢ 26年５月にパブリック・コメントに付された改正案に対して、出資者の範囲を拡大する修正を加えることが適当
- ➢ 相応の体制が整備されることを前提に、ベンチャー・ファンドについては、以下のような者を含めること。
  - ―上場会社等の役員・元役員
  - ―新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者

資料５－１－８

「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」メンバー名簿

平成 27 年 4 月 28 日現在

座　長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	沖田 貴史	ベリトランス（株）代表取締役執行役員ＣＥＯ
	翁 百合	（株）日本総合研究所副理事長
	尾中 壱行	三菱ＵＦＪニコス（株）営業本部次長
	小野 有人	中央大学商学部教授
	柏木 英一	（株）三菱東京ＵＦＪ銀行ＩＴ事業部長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
	古閑 由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニープロデュース本部本部長
	関 聡司	楽天（株）執行役員　渉外室室長
	滝島 啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
	田邊 栄一	三菱商事（株）常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	戸村 肇	東京大学大学院経済学研究科講師
	永沢 裕美子	Foster Forum　良質な金融商品を育てる会事務局長
	浜 俊明	富士通（株）財務経理本部財務部グローバルキャッシュマネジメント部長
	堀 天子	弁護士（森・濱田松本法律事務所）
	牧野 秀生	花王（株）経理企画部長
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科准教授
	山上 聰	（株）ＮＴＴデータ経営研究所パートナー　グローバル金融ビジネスユニット長
	與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事　事務局長
オブザーバー	馬場 健	財務省大臣官房信用機構課長
	苗村 公嗣	経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長
	播本 慶子	日本銀行決済機構局決済システム課長

資料５－１－９

金融審議会 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ「中間整理」（平成27年4月28日公表）の概要

リテール分野を中心としたイノベーション

最近の動向

○ ITを活用した新しい決済サービス等が登場し、「FinTech」の台頭に見られるように、イノベーションが急速に進展、決済を起点として新たな金融ビジネスを展開する動きが拡大

○ 多様なプレーヤーが、従来銀行が担ってきた業務を分化させつつ提供する動き（「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化）が進行

○ 多様なプレーヤー間の連携・協働を通じた新たなビジネス展開が進んでいる

○ 欧米の銀行では、投資先としてではなく、ITの取り込み自体を目的とした、ITベンチャーとの連携や買収が活発化

今後の課題

○ 決済サービスや銀行業務のあり方そのものを併せて見直さなければ、世界的なイノベーションから遅れるおそれ。銀行のみならず多様なプレーヤーにより、競争的にイノベーションが進められるようにすることが重要

○ IT分野の技術革新の多くが金融以外の領域で産み出されており、銀行サイドでも、“オープン・イノベーション”を重視した体制とビジネス・モデルを構築し、ITベンチャーとの連携など、戦略的にITの取り込みを図ることが重要

企業の成長を支える決済サービスの高度化

最近の動向

○ キャッシュ・マネジメントや債権管理が、企業の競争力の重要な要素となる中、キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）は、欧米の主要銀行が邦銀より先行している、との指摘

今後の課題

○ 邦銀、特に主要行において、世界的水準を念頭に、CMSの経営戦略上の位置付けを明確化

○ 銀行のCMSは、そのIT戦略と密接に関連、銀行のIT投資の途を拡大していくことが重要な課題

○ 邦銀の海外拠点における機動的な事業展開や、企業のグループ内又は国際的な資金管理・移動が円滑に行われるような環境整備が重要

○ 電子記録債権の資金調達手段としての活用を促していくための方策について検討

決済インフラの改革

最近の動向

○ 欧州における域内決済のシームレス化や米国FRBによる戦略文書の公表など、欧米では、競争力強化の観点から、取組みを強化

今後の課題

○ わが国でも、金融・IT融合等が進む中、銀行業の将来像を見据え、国際的な動向や将来的なニーズも踏まえ、戦略的な改革が必要

国内外を通じたシームレス化

- 送金フォーマット項目等の国際標準化
- 国際的な相互接続等による、「ロー・バリュー送金」の提供
- 非居住者口座に係る円送金の全銀システムの取扱い
- APNなどアジアの決済インフラ構築に積極的に参画

機能拡大と高度化

- 情報量に富むXML電文への全面的な移行に向けて検討
- 決済インフラを銀行サービスのイノベーションの基盤として有効に活用することや、その機能を充実させることを検討

イノベーション推進のための体制整備

- 迅速かつ機動的に、高度なサービスを提供することや、ニーズに応じて選択可能な決済インフラの構築

決済高度化に向けて以下の観点からの検討も重要

決済システムの安定性

○ 多様なプレーヤーの拡大はイノベーションに貢献。他方、破綻等に伴うリスク増大のおそれ

○ こうしたリスクの低減とともに、破綻時でも決済システムに大きな影響が生じないよう、実務面を含め、幅広い観点から検討

情報セキュリティ

○ サイバー攻撃が巧妙化し、多様なプレーヤーが登場する中、「事業者におけるセキュリティ対策の向上」、「問題発生時の責任・損失分担」や「利用者のリテラシー向上」といった課題につき、検討を進めることが必要

イノベーション促進と利用者保護

○ イノベーション促進や利便性向上という観点と、利用者保護という観点の双方を踏まえる必要

○ サービスの多様化が進む中、リスクに応じた実効性のある対応が必要

今後の審議

現在の「スタディ・グループ」を改組して「ワーキング・グループ」を設置

改革に向けたアクションプラン

海外の動向も踏まえつつ、包括的な改革のためのアクションプランを策定

法制面に関する課題

決済を取り巻く環境が変化する中、必要に応じて法制面に関する課題について検討

資料５－１－10

平成２７年３月３日

金融庁設置法第７条第１項第１号により
下記のとおり諮問する。

諮　問　事　項

○ 金融グループを巡る制度のあり方に関する検討

金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行うこと。

資料５－１－11

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」
メンバー名簿

平成 27 年６月 29 日現在

座　　長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メ ン バ ー	大崎　貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	翁　　百合	(株)日本総合研究所副理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	川村　健一	(株)横浜銀行取締役常務執行役員
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小鈴　裕之	みずほ総合研究所(株)金融調査部長
	中村　善二	UBS 証券(株)代表取締役兼 CEO 兼 UBS 銀行東京支店在日代表
	野﨑　浩成	京都文教大学総合社会学部教授
	林田　晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤井　文世	(株)北洋銀行常務取締役
	藤原　弘治	(株)みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役執行役常務
	舩津　浩司	同志社大学法学部准教授
	松井　秀征	立教大学法学部法学科教授
	宮本　勝弘	新日鐵住金(株)常務執行役員
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授
	吉崎　　健	(株)NTTドコモ執行役員金融ビジネス推進部長
オブザーバー	竹林　俊憲	法務省民事局参事官
	馬場　　健	財務省大臣官房信用機構課長
	林　新一郎	日本銀行金融機構局審議役

（敬称略・五十音順）

金融グループを巡る制度のあり方について

背　景

○　金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識されている。

○　足許、金融グループの多様化・国際化等が進展しているが、持株会社その他の金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合していないとの指摘も存在。

- 主要行グループを中心に、金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は低下の傾向
- 他方で、近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れ
- グループ全体の競争力強化に向けて、持株会社には、グループ全体での戦略的な経営方針の策定、的確な経営・リスク管理およびそのために必要な資本・資金の調達など、より幅広い中核的な役割が求められる傾向（これに対し、現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置づけ）
- さらに、グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

金融グループにおいて、持株会社が、より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、銀行本業とのシナジーが期待できる分野において柔軟な業務展開を可能とするため、金融グループを巡る制度のあり方について、検討が必要ではないか。

金融持株会社を通じた機能発揮

- 金融持株会社による戦略的な経営方針の策定
- グループ全体の経営・リスク管理の強化

等

グループ全体での柔軟な業務展開

- 金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施
- 金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化

等

金融事業を巡るシナジー、コスト削減効果の拡大

資料5－3－1

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（平成27年1月28日現在）

会　　長	落 合　誠 一	中央大学法科大学院教授
委　　員	相 原　康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	古 笛　恵 子	弁護士
	鈴 木　共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	関　　政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	徳 岡　宏 行	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	中林　真理子	明治大学商学部教授
	中 村　純 誠	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	新 居　康 昭	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	広 重　美 希	一般社団法人消費者力開発協会理事
	福 田　弥 夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授
	堀 本　修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	山 本　眞 弓	弁護士
特別委員	石 井　正 三	公益社団法人日本医師会常任理事
	桑 山　雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	丹野　美絵子	独立行政法人国民生活センター理事
	野 尻　俊 明	流通経済大学法学部教授
	矢 代　隆 義	一般社団法人日本自動車連盟副会長

（敬称略・五十音順）

資料５－４－１

企 業 会 計 審 議 会 の 組 織

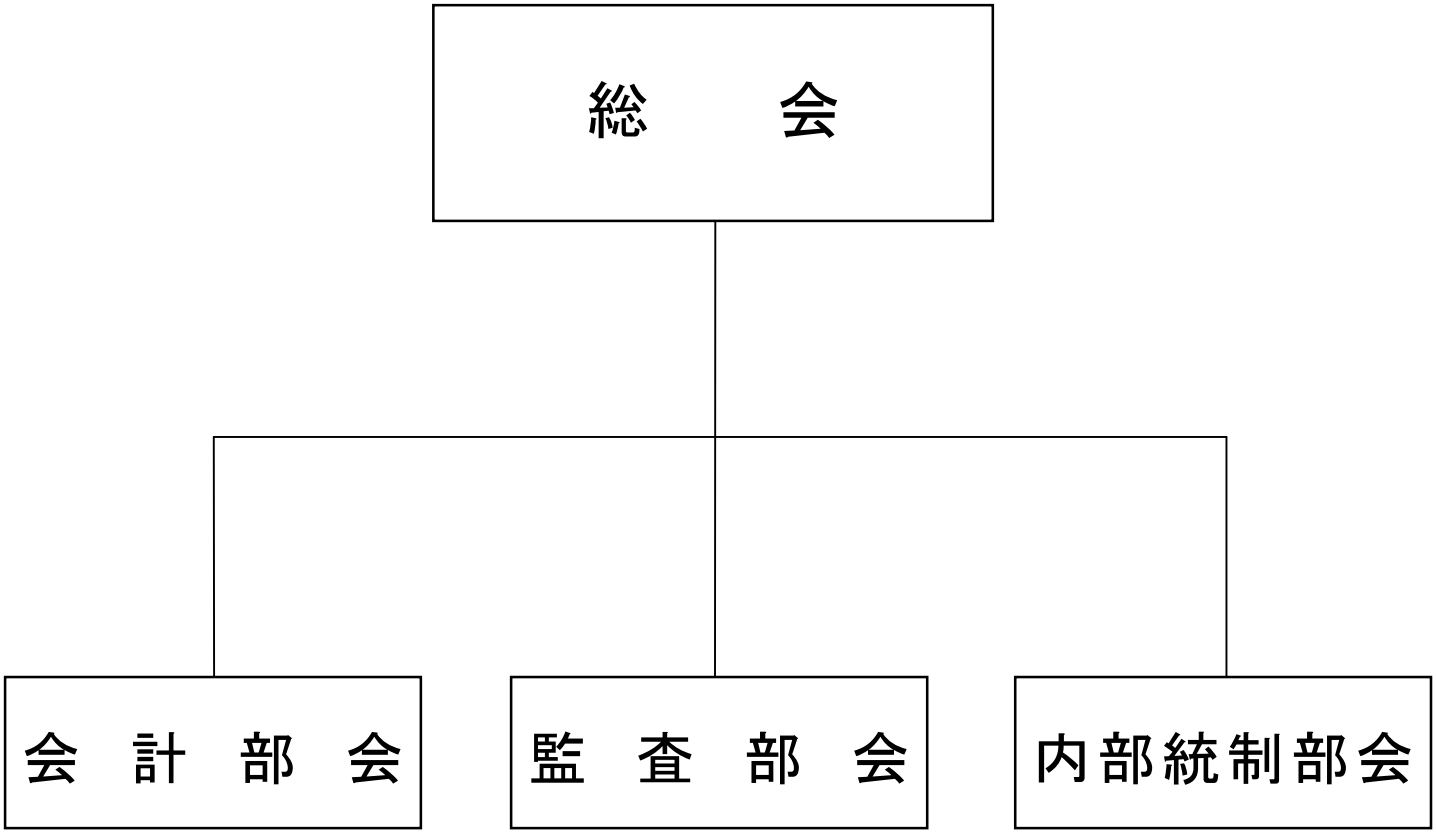

資料５－５－１

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成27年６月15日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁消費者教育・地方協力課長	植田　広信
	国民生活センター相談情報部長	鈴木　基代
	東京都消費生活総合センター所長	吉村　幸子
	日本司法支援センター第一事業部情報提供課長	土田　篤志
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	小浦　道子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事	唯根　妙子
	全国消費生活相談員協会主任研究員	樋山　昌子
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	阿部　耕一
	信託協会信託相談所長	岡本　康二
	生命保険協会生命保険相談室長	酒巻　宏明
	日本損害保険協会理事損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森　栄二
	保険オンブズマン専務理事	瀧下　行夫
	日本少額短期保険協会事務局長	小泉　武彦
	証券・金融商品あっせん相談センター業務部長	田口　順一
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	黒岩　篤行
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	阿部　吉邦
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所副所長	河野　哲也
	全国労働金庫協会経営企画部長	渡部　勝
	日本商品先物取引協会相談センター長	山寺　洋一郎
	農林中央金庫総合企画部副部長（農漁協系統金融機関代表）	梅田　泰弘
	不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口　真紀子
	日本資金決済業協会事務局長	永澤　修
	（弁護士会）	
	長島・大野・常松法律事務所，弁護士	井上　聡
	西村あさひ法律事務所，弁護士	森　倫洋
	港共同法律事務所，弁護士	石戸谷　豊
	（学識経験者）	
	生活経済ジャーナリスト	高橋　伸子
【座長代理】	早稲田大学研究院教授	犬飼　重仁
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作　裕之
【座長】	一橋大学大学院法学研究科教授	山本　和彦
	（金融当局）	
	金融庁総務企画局企画課長	松尾　元信
	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	崎山　正夫
	金融庁監督局総務課長	藤本　拓資
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	岩佐　圭祐
	厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	佐藤　秀一
	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	小林　正典
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	菱沼　宏之
	農林水産省経営局金融調整課経営専門官	小林　一貴

〔計37名〕

	（事務局）	
	金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	菅井　英彦

〔合計38名〕

（敬称略、順不同）

資料５－５－２

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成 12 年 9 月 7 日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11 月 8 日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成 13 年 1 月 16 日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4 月 3 日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5 月 31 日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8 月 7 日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10 月 2 日	○「機関間連携のあり方」について
8	11 月 19 日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成 14 年 1 月 15 日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル（案）」について
10	2 月 8 日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3 月 27 日	○「苦情・紛争解決支援のモデル（案）に寄せられた意見」について
12	4 月 25 日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5 月 23 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（１）
14	6 月 17 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」（２）
15	7 月 22 日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10 月 11 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（１）
17	11 月 5 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（２）
18	12 月 12 日	○「フォローアップ－自己評価結果の報告と意見交換－」（３） ○「機関間連携（総論）」について（１）
19	平成 15 年 2 月 5 日	○「機関間連携（総論）」について（２） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（１） ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4 月 21 日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（１） ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6 月 24 日	○「機関間連携（弁護士仲裁センター）」について（２） ○「実務者ネットワークの論点整理」について（２） ○「消費者の認知に向けた PR」について
22	9 月 9 日	○「公的機関との連携」について（１） ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11 月 25 日	○「公的機関との連携」について（２） ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について
24	平成 16 年 3 月 24 日	○「平成 15 年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5 月 28 日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について

回数	開催日	議題
26	平成16年 6月24日	○総合的なＡＤＲの制度基盤の整備の検討状況について ○平成15年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9月10日	○ＡＤＲ法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成17年 1月31日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外のＡＤＲ事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6月3日	○平成16年度内の規則及び運用の改善等について ○平成16年度中の苦情・紛争事例等について
30	10月27日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成18年 6月23日	○金融商品取引法等について ○平成17年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12月6日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）の平成19年４月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成19年 6月12日	○ＡＤＲ法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成18年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12月7日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成20年 3月31日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融ＡＤＲ手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議
36	5月14日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融ＡＤＲの方向性について
37	6月17日	○平成19年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融ＡＤＲの整備にかかる今後の課題について
38	6月24日	○金融ＡＤＲの整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12月24日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成21年 6月19日	○平成20年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について

回数	開催日	議題
41	平成 23 年 2 月 14 日	○金融ＡＤＲ制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12 月 1 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況 ○各指定紛争解決機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成 24 年 6 月 7 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 23 年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○利用者利便性向上に向けたアンケートの実施状況
44	11 月 22 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度上半期） ○指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況 ○金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議の設置
45	平成 25 年 6 月 3 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 24 年度） ○金融ＡＤＲ制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめ及び指定紛争解決機関向けの監督指針（案） ○金融ＡＤＲ連絡協議会の設置
46	12 月 6 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度上半期） ○各指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況 ○「第２回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告
47	平成 26 年 5 月 29 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 25 年度） ○公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための各指定紛争解決機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第３回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告
48	12 月 4 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度上半期） ○指定紛争解決機関における相談業務の状況等 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「第４回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告
49	平成 27 年 6 月 15 日	○各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度） ○「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況 ○「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ○「金融ＡＤＲ連絡協議会（第５回、第６回）」の概要報告

資料５－５－３

第４８回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 26 年 12 月４日（木）　14:00 ～ 16:00

◇場所：中央合同庁舎第７号館 12 階　共用第２特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度上半期）

Ⅳ．指定紛争解決機関における相談業務の状況等

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「第４回金融ＡＤＲ連絡協議会」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成26年4月1日～平成26年9月30日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	277	538	▲27%	815	594	221	0	302	97	0	37	0	158	594	222	180	113	79	594
信託協会	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	83	195	▲4%	278	175	103	0	63	95	0	5	0	12	175	31	74	58	12	175
日本損害保険協会	1,000	1,391	9%	2,391	1,306	1,085	0	1,028	130	0	129	0	19	1,306	310	516	224	256	1,306
保険オンブズマン	33	132	▲18%	165	127	38	1	79	1	0	45	0	1	127	56	63	8	0	127
日本少額短期保険協会	15	54	▲6%	69	60	9	0	51	5	0	0	0	4	60	34	17	4	5	60
証券・金融商品あっせん相談センター	41	279	▲43%	320	271	49	0	223	46	0	2	0	0	271	195	57	19	0	271
日本貸金業協会	1	53	1%	54	50	4	0	45	3	0	2	0	0	50	45	2	2	1	50
合計	1,450	2,642	▲11%	4,092	2,583	1,509	1	1,791	377	0	220	0	194	2,583	893	909	428	353	2,583

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成26年4月1日～平成26年9月30日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	89	107	▲23%	196	92	104	46	0	37	0	9	0	0	0	92	0	19	48	25	92
信託協会	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	80	98	1%	178	91	87	4	16	68	0	3	0	0	0	91	10	31	42	8	91
日本損害保険協会	182	291	39%	473	239	234	38	37	149	0	12	0	0	3	239	2	56	109	72	239
保険オンブズマン	7	10	▲44%	17	8	9	3	0	5	0	0	0	0	0	8	0	1	3	4	8
日本少額短期保険協会	1	5	150%	6	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6
証券・金融商品あっせん相談センター	16	46	▲36%	62	43	19	22	0	19	0	1	0	0	1	43	1	29	13	0	43
日本貸金業協会	9	8	±0	17	8	9	5	0	0	0	0	0	0	3	8	0	5	1	2	8
合計	384	565	3%	949	487	462	118	53	284	0	25	0	0	7	487	13	147	216	111	487

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

資料５－５－４

第４９回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 27 年６月 15 日（月）　16:00 ～ 18:00

◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 26 年度）

Ⅳ．「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「金融ＡＤＲ連絡協議会（第５回、第６回）」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	277	1,097	▲20%	1,374	1,167	207	0	594	184	0	71	0	318	1,167	430	381	225	131	1,167
信託協会	0	1	▲67%	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1
生命保険協会	85	477	28%	562	375	187	0	144	190	0	5	0	36	375	57	175	122	21	375
日本損害保険協会	1,000	3,120	21%	4,120	2,848	1,272	0	2,318	241	0	243	0	46	2,848	705	1,070	509	564	2,848
保険オンブズマン	33	264	▲12%	297	267	30	1	172	1	0	89	0	4	267	123	123	20	1	267
日本少額短期保険協会	15	100	▲2%	115	98	17	0	81	9	0	0	0	8	98	56	26	10	6	98
証券・金融商品あっせん相談センター	42	580	▲33%	622	593	29	0	486	101	0	5	0	1	593	406	148	33	6	593
日本貸金業協会	1	94	▲1%	95	91	4	0	82	6	0	3	0	0	91	83	2	5	1	91
合計	1,453	5,733	1%	7,186	5,440	1,746	1	3,877	732	0	416	0	414	5,440	1,860	1,926	924	730	5,440

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	89	200	▲19%	289	209	80	97	0	93	0	19	0	0	0	209	0	52	92	65	209
信託協会	0	1	増減なし	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	80	194	▲4%	274	189	85	7	39	137	0	6	0	0	0	189	23	54	87	25	189
日本損害保険協会	182	520	27%	702	489	213	88	74	295	0	27	0	0	5	489	4	100	240	145	489
保険オンブズマン	7	22	▲12%	29	24	5	6	1	16	0	0	0	0	1	24	1	8	11	4	24
日本少額短期保険協会	1	9	125%	10	7	3	0	0	6	1	0	0	0	0	7	0	7	0	0	7
証券・金融商品あっせん相談センター	16	101	▲13%	117	94	23	47	0	39	0	5	0	0	3	94	4	60	28	2	94
日本貸金業協会	9	12	▲29%	21	16	5	8	0	4	0	0	0	0	4	16	0	6	5	5	16
合計	384	1,059	4%	1,443	1,028	415	253	114	590	1	57	0	0	13	1,028	32	287	463	246	1,028

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

資料６－２－１

「『日本再興戦略』改訂2015」（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

成長戦略（改訂版）

第一部・総論

第二部・3つのアクションプラン

一．日本産業再興プラン

１．産業の新陳代謝の促進

- コーポレートガバナンスの強化
- 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等
- 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進
- 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進
- 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

５．立地競争力の更なる強化　（５－２．金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等）

- 決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討
- 金融資本市場の利便性向上と活性化（インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの更なる普及、総合取引所の可及的速やかな実現　等）
- 国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援
- IFRS任意適用企業の更なる拡大促進
- 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

二．戦略市場創造プラン

三．国際展開戦略

第三部・改革のモメンタム～「改革2020」の推進～

「『日本再興戦略』改訂2015」（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(1)

日本産業再興プラン　産業の新陳代謝の促進

◆　コーポレートガバナンスの強化

― 「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」が車の両輪となって企業の持続的な成長が促されるよう、その普及・定着を図るとともに、全般的な状況を把握・公表する。

◆　企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等

― 金融機関のガバナンスや経営体力の強化に向け、独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮小等の動きを引き続き注視する。グローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、経営支援機能を常に十分に発揮できるよう、株価変動リスク等の縮減を求めていく。

◆　持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進

― 投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業の情報開示のあり方について今年度中に総合的に検討を行い、結論を得る。

◆　多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進

― 投資型クラウドファンディングにかかる制度を活用するとともに、各種クラウドファンディング利用を促進する。

― 「株主コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援する。

― 地域金融機関等と地域経済活性化支援機構が連携し、「地域活性化・事業再生ファンド」を活用。地域への資金供給を促す。

◆　金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進

― 金融機関における企業の事業性を評価する融資の取組やコンサルティング機能の強化、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用等の促進を図る。

― 金融機関が担保・保証に依存せず、目利き力を発揮して企業の経営情報を的確に把握することによって、運転資金の円滑な供給が図られるよう、短期継続融資の取扱いについて明確化した金融検査マニュアルについて、周知・徹底を図る。

「『日本再興戦略』改訂2015」（27年6月30日閣議決定）における金融庁関連の主要施策(2)

日本産業再興プラン　金融・資本市場の活性化等

◆　決済高度化及び金融グループを巡る制度のあり方等に関する検討

― グローバルに活動する日本企業の成長力強化等の観点から、決済高度化に向けたアクションプランを策定するとともに、制度面について検討を行う。

― 金融グループにおける経営・リスク管理機能、業務範囲のあり方など、金融グループを巡る制度のあり方について検討を行う。

◆　金融資本市場の利便性向上と活性化

― 金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組みを積極的に進める。

・インフラファンドの組成・上場の促進、ヘルスケアリートの普及啓発
・総合取引所の実現
・債券市場の活性化、振替・清算機関の機能強化
・国債や株式等の決済期間の短縮

◆　国際金融センターとしての地位確立と日本企業の海外進出支援

― 日本企業等の海外進出を金融面から一層支援するとともに、日本の金融・資本市場の魅力を海外に一層強力に発信するため、「アジア金融連携センター」を「グローバル金融連携センター（仮称）」に改組するとともに、支援対象をアジア諸国以外に拡大するなど、技術支援体制の拡充等を図る。

◆　IFRS任意適用企業の更なる拡大促進

― 引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進を図るべく、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行うとともに、上場企業が決算短信で開示しているIFRSの適用に関する検討状況を東京証券取引所と連携して分析しIFRSの適用状況の周知を図る。

◆　質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大

― 家計資産が成長マネーに向かう活発な金融市場を実現するため、販売会社・投資運用業者の双方に対し、その役割（フィデューシャリー・デューティー）を果たすよう促すとともに、来年から導入されるジュニアNISA（年間投資上限額80 万円）を含めNISAの更なる利用拡大に向けた施策を推進する。

「責任ある機関投資家」の諸原則

≪日本版スチュワードシップ・コード≫

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成 26 年２月 26 日

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
メンバー名簿

平成26年２月26日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 猛行	ISS エグゼクティブ・ディレクター
	江口 高顕	一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程（経営法務） 在籍コンサルタント
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント投信㈱代表取締役社長
	小口 俊朗	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・ﾌｫｰ・ｵｰﾅｰｽﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱代表取締役
	川田 順一	JXホールディングス㈱取締役常務執行役員
	橘・ﾌｸｼﾏ・咲江	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
	徳成 旨亮	三菱UFJ信託銀行㈱専務取締役
	野口 亨	DIAMアセットマネジメント㈱専務取締役
	濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事ﾁｰﾌｲﾝﾍﾞｽﾄﾒﾝﾄｵﾌｨｻｰ
	古市 健	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
	堀江 貞之	㈱野村総合研究所上席研究員
	松島 俊直	大和証券投資信託委託㈱代表取締役兼専務執行役員
幹事	坂本 三郎	法務省民事局参事官
	白川 俊介	内閣官房日本経済再生総合事務局内閣参事官
	三浦 聡	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
	安井 良太	東京証券取引所上場部長

（敬称略・五十音順）

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

１． 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた[1]。

２． 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。

３． 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「本検討会」という。）が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、今般、「『責任ある機関投資家』の諸原則 ≪日本版スチュワードシッ

[1] 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

プ・コード≫ 」（以下、「本コード」という。）を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 26 の個人・団体から、英文については 19 の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

４． 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。

５． 一方で、企業の側においては、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない[2]。

６． また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動（以下、「スチュワードシップ活動」という。）において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである[3]。

---

[2] また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

[3] 機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について可能な限り解釈の明確化が図られることが望ましい。（金融庁では別に示すような形（http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf）で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、明確化を図っている。）

７．　本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（投資運用会社など）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（年金基金や保険会社など）である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」には、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」は、「資産保有者としての機関投資家」の期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」は、「資産運用者としての機関投資家」の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

８．　本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

９．　本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10.　こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの

活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。

12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にスチュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

14. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、

- 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及びスチュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則に基づく公表項目」（実施しない原則がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること
- 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと
- 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知すること

を期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

15. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね３年毎を目途として、

本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

１．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

２．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

３．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

４．　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

５．　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

６．　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

７．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則１　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

１－１．　機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」[4]（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

１－２．　機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[5]。

[4]　「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則４の指針４－１参照）。

[5]　当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

原則２　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

２－１．　機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。

２－２．　機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

原則３　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

３－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。

３－２．　機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。

３－３．　把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、リスク（社会・環境問題に関連するリスクを含む）への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則４　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

４－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話[6]を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有[7]を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである[8]。

４－２．　以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである[9]。

４－３．　一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである[10]。

6　その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

7　認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

8　当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

9　当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者としての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

10　その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則５　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

５－１．　機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。

５－２．　機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[11]。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

５－３．　機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。

ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてより的確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。

５－４．　機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

[11]　なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

原則６　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

６－１．　「資産運用者としての機関投資家」は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである[12]。

６－２．　「資産保有者としての機関投資家」は、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に１度、報告を行うべきである[12]。

６－３．　機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである[13]。

６－４．　なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

[12]　ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

[13]　なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則７　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

７－１．　機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

７－２．　このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

７－３．　こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否かを適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年６月 11 日
金融庁

「責任ある機関投資家」の諸原則
≪日本版スチュワードシップ・コード≫
～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～
の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第５回）について

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（座長　神作　裕之　東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成 26 年２月 27 日に「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、「本コード」といいます。）を策定・公表しています。

これを踏まえ、金融庁では、本コードの「受入れ表明」をしていただいた機関投資家のリストの公表・更新を３か月毎に行っています（「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について）。

今般、本年３月から５月末までの間に新たに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家を追加した更新版のリストを、別紙のとおり取りまとめたので、公表いたします。

※ 今後も、金融庁では、当該リストを３か月毎に更新・公表する予定です（具体的には、２、５、８、11 月末までの状況について、翌月上旬に更新・公表する予定です）。

なお、昨年９月２日に金融庁ウェブサイトにおいて、「機関投資家等の皆さまへ」と題するメッセージを公表しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

（別紙）「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の受入れを表明した機関投資家のリスト

（参考）上記リストのうち、本年３月から５月末までの間に新たに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家を色分けしたもの

これまでに「受入れ表明」をしていただいた機関投資家について、業態別に分類した結果は、以下のとおりです。

- 信託銀行等　：７　【第４回から１増加】
- 投信・投資顧問会社等　：133【第４回から４増加】
- 生命保険会社　：17　【第４回から変動なし】
- 損害保険会社　：４　【第４回から変動なし】
- 年金基金等　：23　【第４回から２増加】
- その他（議決権行使助言会社他）：７　【第４回から変動なし】

（合　計）　：191【第４回から７増加】

次回については、本年８月末までの状況について、９月上旬に公表する予定としていますが、新たに「受入れ表明」をしていただく機関投資家は、「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行ったウェブサイトのアドレスに加えて、機関投資家名、担当者氏名、連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）を明記の上、平成 27 年８月 31 日（月）17 時 00 分（必着）までに、jstewardship@fsa.go.jpまでご連絡下さい。

なお、自己のウェブサイトを有していない機関投資家に限っては、上記の「受入れ表明」及び「コードの各原則に基づく公表項目」を、PDF 形式で、上記連絡先に送付していただくことをもって、ウェブサイトでの公表に代えることも可能としています。

以上

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3836、3671)

平成 26 年９月２日
金　　融　　庁

機関投資家等の皆さまへ

【コードの受入れを検討中の機関投資家の皆さまへ】

○　2014 年 8 月末時点で、すでに 160 の機関投資家から、日本版スチュワードシップ・コード（以下「本コード」）の受入れ表明が行われました。

受入れの是非を検討中の内外の機関投資家におかれては、自らの置かれた状況を踏まえつつ投資先企業との建設的な対話を促進するという、本コードの趣旨・精神を踏まえ、前向きなご検討をお願いいたします。

○　特に、資産保有者としての機関投資家（ｱｾｯﾄ･ｵｰﾅｰ）による受入れは、本コード推進の駆動力の一つであり、大きな意味を持っています。

「受入れ表明」「スチュワードシップの基本方針」等については、自己のウェブサイトで公表頂くことが原則ですが、年金基金をはじめウェブサイトを有していない機関投資家におかれては、金融庁指定のメールアドレスに送付して頂き、金融庁のウェブサイトに掲載することも可能としておりますので、前向きなご判断を歓迎いたします。

【コードの受入れを行った機関投資家の皆さまへ】

○　本コードは、法令等に代表される「ルールベース・アプローチ」ではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しています。

今般、これまでに本コードを受け入れたすべての機関投資家の「基本方針」等が出揃うこととなりましたが、今後、これらの機関投資家がスチュワードシップ活動を本格化していくに当たっては、本コードの形式的な文言・記載ではなく、その趣旨･精神に照らして真に適切な活動であるか否か、という観点を大切にして頂くようお願いします。

例えば、「対話」の回数自体を競ったり、外形的･機械的な手法（box-ticking approach）のみで投資先企業を評価したりする「形式主義」は、本コードの趣旨・精神とは相容れないものと考えられます。

○　また、本コードは、「最低限満たすべき水準の一律な実現」ではなく、それぞれの機関投資家が、自らの置かれた状況を踏まえた上で、創意工夫と差別化の努力を積み重ねていくことにより、全体として、これを超えた水準（ビヨンド・ミニマム・リクワイアメント）の実現を目指そうとするものです。

従って、各機関投資家の「基本方針」等についても、「いったん公表したものは変えない」というのではなく、改訂を積み重ね、さらなる改善を図っていくという考え方が、コードの趣旨・精神と整合するものと考えられます。

【受益者等の皆さまへ】

○　本コードは、一律に遵守（コンプライ）することを求めるものではありません。例えば運用方針や規模などに照らし、一部についてコンプライすることが適当でないと考える事情が存在するのであれば、機関投資家は、その旨を受益者等に対してしっかりと説明（エクスプレイン）することにより対応することが想定されています。

その際には、形式的・表面的な説明や、ひな型（boiler-plate）的な説明は避けるべきですが、受益者等（ｱｾｯﾄｵｰﾅｰを含む）におかれても、機関投資家がコンプライではなく、しっかりとエクスプレインを行っている場合には、機械的に消極的評価を行うのではなく、コードの趣旨を踏まえた評価に努めて頂けるようお願いいたします。

（以上）

コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方

コーポレートガバナンス・コード原案

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議

平成 27 年３月５日

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」

平成27年３月５日現在

座長	池尾　和人	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	内田　章	東レ㈱常務取締役
	太田　順司	公益社団法人　日本監査役協会最高顧問
	大場　昭義	東京海上アセットマネジメント㈱代表取締役社長
	小口　俊朗	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・ﾌｫｰ・ｵｰﾅｰｽﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱代表取締役
	神田　秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	スコット　キャロン	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
	武井　一浩	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	冨山　和彦	㈱経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
	中村　美華	㈱ｾﾌﾞﾝ&ｱｲ･ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ法務部法務シニアオフィサー
	堀江　貞之	㈱野村総合研究所上席研究員
	松井　忠三	㈱良品計画代表取締役会長
	森　公高	日本公認会計士協会会長
アドバイザー（国際機関）	マッツ　イサクソン	Head, Corporate Affairs Division, ＯＥＣＤ
幹事	坂本　三郎	法務省大臣官房参事官
	中原　裕彦	経済産業省経済産業政策局産業組織課長

（敬称略・五十音順）

事務局　　金融庁、㈱東京証券取引所

コーポレートガバナンス・コードについて

本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

経緯及び背景

１．　我が国におけるコーポレートガバナンスを巡る取組みは、近年、大きく加速している。

２．　平成 25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成 25 年８月、金融庁に設置された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において検討が開始され、平成 26 年２月に「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下、序文において「スチュワードシップ・コード」という。）が策定・公表され、実施に移されている。

また、法務省法制審議会は、平成 24 年９月に「会社法制の見直しに関する要綱」を採択したが、その後、社外取締役を選任しない場合における説明義務に関する規定なども盛り込んだ上で、会社法改正案が国会に提出され、平成 26 年６月に可決・成立している。

３．　更に、上記の「日本再興戦略」においては、「国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける」との施策も盛り込まれていたが、これを受けて、日本取引所グループにおいて「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数」である「JPX 日経インデックス 400」が設定され、平成 26 年１月６日より算出が開始されている。

４．　こうした中、平成 26 年６月に閣議決定された「『日本再興戦略』 改訂 2014」において、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃まで

を目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれた。これを受けて、平成 26 年８月、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下、「本有識者会議」という。）が設置された。本有識者会議は、８月から計９回にわたり議論を重ね、今般、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード（原案）」（以下、「本コード（原案）」という。）の形で取りまとめた。なお、「『日本再興戦略』 改訂 2014」において、コードの策定に当たっては「OECD コーポレート・ガバナンス原則」を踏まえるものとすると明記されたことを受けて、本有識者会議は同原則の内容に沿って議論を行ってきており、本コード（原案）の内容は同原則の趣旨を踏まえたものとなっている。また、本コード（原案）の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリック・コメントを実施し、和文については 80 の個人・団体から、英文については 41 の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本有識者会議は、これらの意見についても議論を行い、本コード（原案）の取りまとめに反映させていただいた。

５．　今後、東京証券取引所において、「『日本再興戦略』 改訂 2014」を踏まえ、関連する上場規則等の改正を行うとともに、本コード（原案）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定することが期待される。

本コード（原案）の目的

６．　本コード（原案）は、「『日本再興戦略』 改訂 2014」に基づき、我が国の成長戦略の一環として策定されるものである。冒頭に掲げたように、本コード（原案）において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識の下、本コード（原案）には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んでいる。

７．　会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して運営されることが重要である。本コード（原案）は、こうした責務に関する説明責任を果たすことを含め会社の意思決定の透明性・公正性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果断な意思決定を促すことを通じて、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。本コード（原案）では、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いている。

本コード（原案）には、株主に対する受託者責任やステークホルダーに対する責務を踏まえ、一定の規律を求める記載が含まれているが、これらを会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではない。むしろ、仮に、会社においてガバナンスに関する機能が十分に働かないような状況が生じれば、経営の意思決定過程の合理性が確保されなくなり、経営陣が、結果責任を問われることを懸念して、自ずとリスク回避的な方向に偏るおそれもある。こうした状況の発生こそが会社としての果断な意思決定や事業活動に対する阻害要因となるものであり、本コード（原案）では、会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることを狙いとしている。

８．　本コード（原案）は、市場における短期主義的な投資行動の強まりを懸念する声が聞かれる中、中長期の投資を促す効果をもたらすことをも期待している。市場においてコーポレートガバナンスの改善を最も強く期待しているのは、通常、ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる中長期保有の株主であり、こうした株主は、市場の短期主義化が懸念される昨今においても、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である。本コード（原案）は、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものであるが、このような会社の取組みは、スチュワードシップ・コードに基づくこうした株主（機関投資家）と会社との間の建設的な「目的を持った対話」によって、更なる充実を図ることが可能である。その意味において、本コード（原案）とスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

９．　本コード（原案）において示される規範は、基本原則、原則、補充原則から構成されているが、それらの履行の態様は、例えば、会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得る。本コード（原案）に定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。

10.　こうした点に鑑み、本コード（原案）は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、スチュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものであるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、

各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。このため、本コード（原案）で使用されている用語についても、法令のように厳格な定義を置くのではなく、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、本コード（原案）の趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されている。

株主等のステークホルダーが、会社との間で対話を行うに当たっても、この「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. また、本コード（原案）は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コード（原案）の各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。

12. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、スチュワードシップ・コードにおいて既に採用されているものの、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。本コード（原案）の対象とする会社が、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには十分な留意が必要であり、会社側のみならず、株主等のステークホルダーの側においても、当該手法の趣旨を理解し、会社の個別の状況を十分に尊重することが求められる。特に、本コード（原案）の各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていない、と機械的に評価することは適切ではない。一方、会社としては、当然のことながら、「実施しない理由」の説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう工夫すべきであり、「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するものである。

本コード（原案）の適用

13. 本コード（原案）は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものである[1]。その際、本則市場（市場第一部及び市場第二部）以外の市場に上場する会社に対する本コード（原案）の適用に当たっては、例えば体制整備や開示などに係る項目の

[1] 我が国取引所に上場する外国会社については、一般に、そのガバナンスに関して別途適用を受ける本国の規制が存在し、その内容が本コード（原案）と異なり得るため、本コード（原案）の内容をそのままの形で適用することが適切でない場合も想定される。このため、その取扱いに関しては、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

適用について、こうした会社の規模・特性等を踏まえた一定の考慮が必要となる可能性があり得る。この点に関しては、今後、東京証券取引所において、本コード（原案）のどの部分に、どのような形での考慮が必要かについて整理がなされることを期待する。

14. 我が国の上場会社は、通常、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することとされている。本コード（原案）は、もとよりいずれかの機関設計を慫慂するものではなく、いずれの機関設計を採用する会社にも当てはまる、コーポレートガバナンスにおける主要な原則を示すものである。

我が国の上場会社の多くは監査役会設置会社であることを踏まえ、本コード（原案）には、監査役会設置会社を想定した幾つかの原則（監査役または監査役会について記述した原則）が置かれているが、こうした原則については、監査役会設置会社以外の上場会社は、自らの機関設計に応じて所要の読替えを行った上で適用を行うことが想定される。

15. 本コード（原案）は、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成 27 年６月１日から適用することを想定している。

なお、本コード（原案）の幾つかの原則については、例えば体制整備に関するもの等を中心に、各会社の置かれた状況によっては、その意思があっても適用当初から完全に実施することが難しいことも考えられる。その場合において、上場会社が、まずは上記の適用開始に向けて真摯な検討や準備作業を行った上で、なお完全な実施が難しい場合に、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明（エクスプレイン）することにより、対応を行う可能性は排除されるべきではない。

また、本コード（原案）には、会社が「エクスプレイン」を行う場合を含め、幾つかの開示や説明を求める旨の記載があるが、これらのうちには、特定の枠組み（例えば、コーポレート・ガバナンスに関する報告書）の中で統一的に開示・説明を行うことが望ましいものもあると考えられることから、この点については、今後、東京証券取引所において整理がなされることを期待する。

本コード（原案）の将来の見直し

16. 上述のとおり、本コード（原案）は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであるが、不変のものではない。目まぐるしく変化する経済・社会情勢の下で、本コード（原案）がその目的を果たし続けることを確保するため、本有識者会議は、本コード（原案）が定期的に見直しの検討に付されることを期待する。

基本原則

【株主の権利・平等性の確保】

１．　上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

　また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

　少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

２．　上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

　取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【適切な情報開示と透明性の確保】

３．　上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

　その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【取締役会等の責務】

４． 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

【株主との対話】

５． 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

第１章　株主の権利・平等性の確保

【基本原則１】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則１－１．株主の権利の確保】
上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

１－１①　取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

１－１②　上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

〔背景説明〕

一般に我が国の上場会社は、他国の上場会社に比して幅広い事項を株主総会にかけているとされる。しかしながら、上場会社に係る重要な意思決定については、これを株主の直接投票で決することが常に望ましいわけではなく、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、会社法が認める選択肢の中でその意思決定の一部を取締役会に委任することは、経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある。このような委任が適切であるか否かは、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かに左右される部分が大きいと考えられる。

１－１③　上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則１－２．株主総会における権利行使】
上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

１－２①　上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

１－２②　上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

１－２③　上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

〔背景説明〕

株主総会開催手続きについては、本有識者会議において、以下の議論があった。

- *基準日から株主総会開催日までの期間は、ガバナンスの実効性を確保する観点から、できるだけ短いことが望ましい（英国では、２日間以内）。*
- *招集通知から株主総会開催日までの期間は、熟慮のため、できるだけ長いことが望ましい（英国では、約４週間以上）。*
- *決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある。*
- *以上に対応するため、必要があれば、株主総会開催日を７月（3 月期決算の会社の場合）にすることも検討されることが考えられるが、業績評価に基づく株主総会の意思決定との観点から、決算期末から株主総会開催日までの期間が長くなりすぎることは避ける必要がある。*

なお、以上の方向で考える場合、（監査済財務情報の提供時期や株主総会の開催時期が後倒しになることが考えられることから、）決算短信によるタイムリーな情報提供が一層重要となることや、例外的な事象が生じた場合も視野に入れた他の制度との整合性の検討が必要となることなどにも留意が必要である。

本問題については、本コード（原案）に寄せられるパブリック・コメント等の内容も踏まえつつ、必要に応じ、本有識者会議において引き続き議論を行い、東京証券取引所における最終的なコードの策定に反映される必要があるか否かを検討することとする。

１－２④　上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

１－２⑤　信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信

託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則１－３．資本政策の基本的な方針】
上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。
上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

【原則１－５．いわゆる買収防衛策】
買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

１－５①　上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

【原則１－６．株主の利益を害する可能性のある資本政策】
支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第２章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるＥＳＧ（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則２－１．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則２－２．会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

２－２①　取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

〔背景説明〕

上記の行動準則は、倫理基準、行動規範等と呼称されることもある。

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

２－３①　取締役会は、サステナビリティー（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

【原則２－５．内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

２－５①　上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

第３章　適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則３】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、定性的な説明等のいわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則３－１．情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ⅱ）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

補充原則

３－１①　上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

３－１②　上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則３－２．外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

３－２①　監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ）　外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

（ⅱ）　外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

３－２②　取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ）　高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

（ⅱ）　外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

（ⅲ）　外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

（ⅳ）　外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第４章　取締役会等の責務

【基本原則４】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、
⑴ 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
⑵ 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
⑶ 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。
こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法（平成 26 年改正後）が規定する機関設計のうち主要な３種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の２つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の３種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コード（原案）を策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コード（原案）には、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれてお

り、本コード（原案）は、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

４－１①　取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

４－１②　取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

４－１③　取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

４－２①　経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報

酬との割合を適切に設定すべきである。

【原則４－３．取締役会の役割・責務(3)】
取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。
また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。
更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

４－３①　取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

４－３②　コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】
監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。
また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

４－４①　監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、

監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】
上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則４－６．経営の監督と執行】
上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】
上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。
（ⅰ）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
（ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
（ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
（ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。
また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべき

である。

〔背景説明〕

独立社外取締役を巡っては様々な議論があるが、単にこれを設置しさえすれば会社の成長が図られる、という捉え方は適切ではない。独立社外取締役を置く場合には、その期待される役割・責務に照らし、その存在を活かすような対応がとられるか否かが成否の重要な鍵となると考えられる。(独立)社外取締役については、既に会社法(平成26年改正後)や上場規則が1名以上の設置に関連する規定を置いており、実務上もこれに沿った対応が見られるが、本コード(原案)では、独立社外取締役を複数名設置すればその存在が十分に活かされる可能性が大きく高まる、という観点から、「少なくとも2名以上」との記載を行っている。

なお、本有識者会議において、関係団体の中には、独立役員の円滑な選任を促進する観点から、その候補に関する情報の蓄積・更新・提供をするなどの取組みを行っている団体もあり、今後、こうした取組みが更に広範に進められていくことが期待される、との指摘があった。

補充原則

４－８①　独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

〔背景説明〕

独立社外者のみを構成員とする会合については、その構成員を独立社外取締役のみとすることや、これに独立社外監査役を加えることが考えられる。

４－８②　独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

〔背景説明〕

金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関連する開示基準については、その内容が抽象的で解釈に幅を生じさせる余地があるとの見方がある。これについては、適用における柔軟性が確保されているとの評価がある一方で、機関投資家や議決権行使助言会社による解釈が様々に行われる結果、上場会社が保守的な適用を行うという弊害が生じているとの

指摘もある。また、これらの基準には、幾つかの点において、諸外国の基準との差異も存在するところである。本有識者会議としては、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する。

【原則４－10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

４－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

〔背景説明〕

取締役会に期待される説明責任の確保や実効性の高い監督といった役割・責務に関しては、監査や指名・報酬に係る機能の重要性が指摘されている。また、諸外国では、こうした機能に関しては特に独立した客観的な立場からの判断を求めている例も多い。こうした機能（監査役会・監査等委員会が関与する監査を除く）の独立性・客観性を強化する手法としては、例えば、任意の諮問委員会を活用することや、監査等委員会設置会社である場合には、取締役の指名・報酬について株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会を活用することなどが考えられる。その際には、コーポレートガバナンスに関連する様々な事項（例えば、関連当事者間の取引に関する事項や監査役の指名に関する事項等）をこうした委員会に併せて検討させるなど、会社の実情に応じた多様な対応を行うことが考えられる。

【原則４－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が１名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

４－11①　取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

４－11②　社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

４－11③　取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則４－12．取締役会における審議の活性化】
取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

４－12①　取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

（ⅰ）　取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

（ⅱ）　取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

（ⅲ）　年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

（ⅳ）　審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

（ⅴ）　審議時間を十分に確保すること

【原則４－13．情報入手と支援体制】
取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。
取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

４－13①　社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

４－13②　取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

４－13③　上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則４－14. 取締役・監査役のトレーニング】
新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

４－14①　社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

４－14②　上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第５章　株主との対話

【基本原則５】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも賃金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

５－１①　株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

５－１②　株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（ⅰ）　株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ⅴ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ⅱ）　対話を補助する社内のＩＲ担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（ⅲ）　個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やＩＲ活動）の充実に関する取組み

（ⅳ）　対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（ⅴ）　対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

５－１③　上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

資料６－２－６

産業・金融一体となった総合支援体制の整備
－金融等による「地域企業応援パッケージ」－

地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組や地域における金融機能の高度化が必要。

⇒ 金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定し、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。

企業のライフステージと経営課題（イメージ）

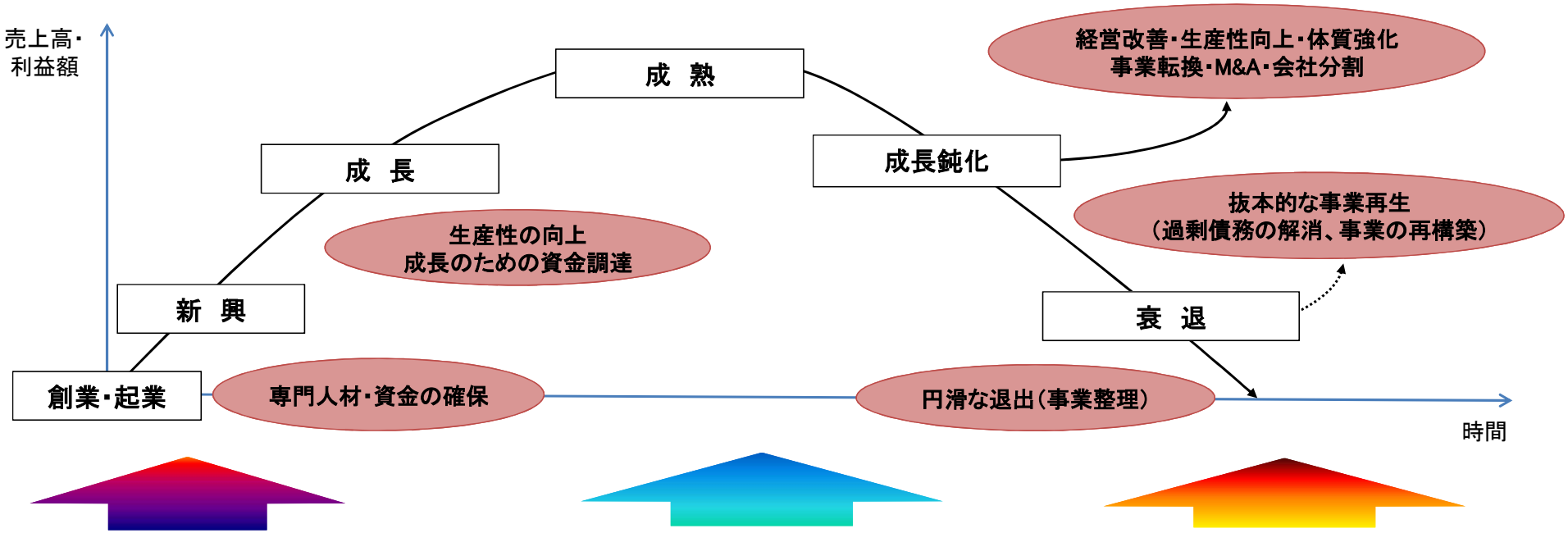

金融等による「地域企業応援パッケージ」

- 埋もれている地域資源を活用した事業化
- サービス業をはじめとした生産性の向上
- 再出発に向けた環境整備、事業承継支援等

〔 埋もれている地域資源を活用した事業化 〕

〔課題〕

- 地域が人口減少・少子高齢化等に直面する中にあって、地域経済を振興するためには、域外からの収入を増大させる取組みが必要。
- 地域には、優れた伝統工芸、質の高いリゾート、高級食材など、国内だけでなくグローバルにみて魅力のある資源が活用できずに埋もれている可能性。

〔総合戦略に掲げる施策〕 （波線は金融庁関連の施策）

- 地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウド・ファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等。
- 創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援等。
- 日本政策投資銀行によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開等。

〔サービス業をはじめとした生産性の向上〕

〔課題〕

□ 人口減少等に直面する地域の企業・産業は、成長鈍化・衰退に陥りがち。
早めの経営改善（含む事業転換・M&A等）に取り組むことにより、生産性を向上させ、企業・産業の持続可能性を高める。

〔総合戦略に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進。
  - ― 地域経済活性化支援機構（REVIC）の事業性評価等をサポートする「特定専門家派遣機能」及び新たに創設する「地域金融機関向け短期トレーニー制度（仮称）」の活用。
  - ― 目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニュアルの明確化　等
- 「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の整備、経営（サポート）人材のマッチングを行うREVICの子会社の設立・稼働。
- 地域企業の経営基盤の強化等のため、日本政策投資銀行による地域向けリスクマネー供給の強化及び民間金融機関の供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保。
- 中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援等。

〔基本方針に掲げる施策〕　（波線は金融庁関連の施策）

- サービス産業の生産性向上

  ― よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成。さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促進。

- 「プロフェッショナル人材」の地方還流

  ― プロフェッショナル人材戦略拠点（「人材戦略拠点」）を整備・稼働し、経営（サポート）人材のマッチングを行うREVICの子会社や地域金融機関等との連携を促進。人材供給側の企業について、従業員等の幅広いニーズの喚起やセカンドキャリア支援制度と連携。

- ローカルベンチマーク等の整備

  ― 地域企業の経営体制の改善等の観点から、ローカルベンチマークを整備し、地域企業に対する産業・金融の支援策において活用。

- リスク性資金の充実

  ― 地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンド、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域中核企業等に対する長期性資金や株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用等を促進。

  ― 地域金融機関等設立のファンドや株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務等を含め、地方向けエクイティファンドの活用を促進。

- 地域企業・産業の成長戦略策定促進

  ― 人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促進。

- 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

  ― 創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関との具体的な協働案件の発掘、組成を通じたノウハウシェアなどの連携を促進。このため、政府の支援体制を整備。

〔 再出発に向けた環境整備、事業承継支援等 〕

〔課題〕

□　事業の改善・再構築が見込めない企業が、事業の将来展望が描くことのできないまま事業を継続。その結果、経営者自身の再チャレンジが困難になるだけでなく、従業員、取引先等に迷惑をかけるおそれ。

〔総合戦略に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 金融機関とREVICが連携したファンドの活用等による抜本的な事業再生支援等の取組の促進。
- 経営者保証に関するガイドラインの活用やREVICによる経営者保証付債権等の買取り・整理等支援の強化、事業承継の円滑化等。

〔基本方針に掲げる施策〕（波線は金融庁関連の施策）

- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
  - ― 事業承継の機会をとらえて、地域企業が新たな事業展開や必要な経営改善等に取り組むことを促進する観点から、事業引継ぎ支援センターの拡充や地域金融機関との連携を強化。また、地域の中小企業・小規模事業者が抜本的な事業再生のための対策を策定できるよう中小企業再生支援協議会の支援を強化。
- 円滑な事業整理のための支援
  - ― 円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVIC の経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金融資、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により廃業しやすい環境を整備。
  - ― 地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促進。

金融・資本市場活性化有識者会合意見書の概要

我が国の実体経済の成長を促し、2020 年に向けて東京市場を国際金融センターとして発展させるためには、高度な技術力や生産基盤を有する企業、豊富な個人資産や年金資金の存在といった我が国の強みを生かし、金融仲介機能を強化し、成長資金を円滑に供給する好循環を確立することが重要である。

これまで、こうした好循環の確立に向けた成果が上がっており、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの制定、各種クラウドファンディングの利用促進、地域経済活性化支援機構（REVIC）等により進められている地域活性化支援ファンド等の活用、事業性評価に基づく融資の促進、NISA やジュニアNISAの導入、GPIF 改革の進捗、金融経済教育の推進などについて、投資家からも一定の評価を受けていると考えられる。

このような成果を持続的な好循環に結びつけるため、金融・資本市場の一層の改革として、特に以下のものが重要である。

まず、我が国のコーポレート・ガバナンス改善への動きは形式的なものに留まるべきではなく、これが「攻めのガバナンス」の実現を目指すものであることを対外的に情報発信する必要がある。また、既に一部に、政策保有株について保有意義が認められる場合を除き保有しない基本方針や企業の中長期的な価値向上の観点からの議決権行使基準を公表する企業が出てきており、市場から高く評価されている。政策保有株式については、その保有が企業価値の向上にどのように貢献するかなど、株式保有の経済的合理性について取締役会において検証し、その結果を反映した政策保有に関する方針を株主等に説明することなどにより、アカウンタビリティーを果たすよう真摯な対応を求めたい。なお、銀行等においては市場の急激な変動の下でも金融仲介機能が安定的且つ適切に発揮されるよう株価変動リスク管理の一層の強化が望まれる。

次に、我が国における資産運用業の抜本的強化が必要である。このため、世界の資金と、多様な高度金融人材を惹きつけるような独立性の高いフィデューシャリー・デューティーに立脚した優れたガバナンスや報酬体系を確立することが重要である。また、投資信託については、大型・長寿ファンドを戦略的に育てること、投資信託販売を残高やパフォーマンス重視のビジネスモデルとすることが重要であり、商品開発、販売、運用、資産管理に携わる金融機関が顧客のニーズと利益に最適な資産運用が行われるようにする必要がある。このような顧客にとっての最適な商品・サービスの選択を容易にする観点から、投資信託の評価会社による評価、格付等も積極的に活用されるべきである。

銀行・金融業については、欧米で FinTech など IT ベンチャーとの連携・協働等が進み、また、決済を中心に銀行・金融業務のアンバンドリング化が進行しており、各業務について、顧客のニーズや行動を分析して新顧客を獲得するなどの戦略が必要である。また、こうした環境変化を踏まえ、シナジー・コスト削減効果を拡大し、顧客にとって最善のサービスが提供されるような、金融グループ全体の高度かつ柔軟な業務運営、ガバナンス・リスク管理機能の効率的な充実強化が図られるよう、ビジネスや法制のあり方について検討を進めるべきである。

資料　６－４－１

平成27年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

平成27年1月
金 融 庁

１．家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

【大綱の概要】

① ジュニアNISAの創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする（年間投資上限額：80万円）

② NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を現行の100万円から、120万円 に引き上げる

③ NISAの利便性向上

- NISA口座開設手続の簡素化
  - マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う
- NISA口座開設手続の迅速化
  - 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）

◆ ジュニアNISAの創設-①

【問題点】現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

【大綱の概要】 ジュニアNISAの創設
ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする

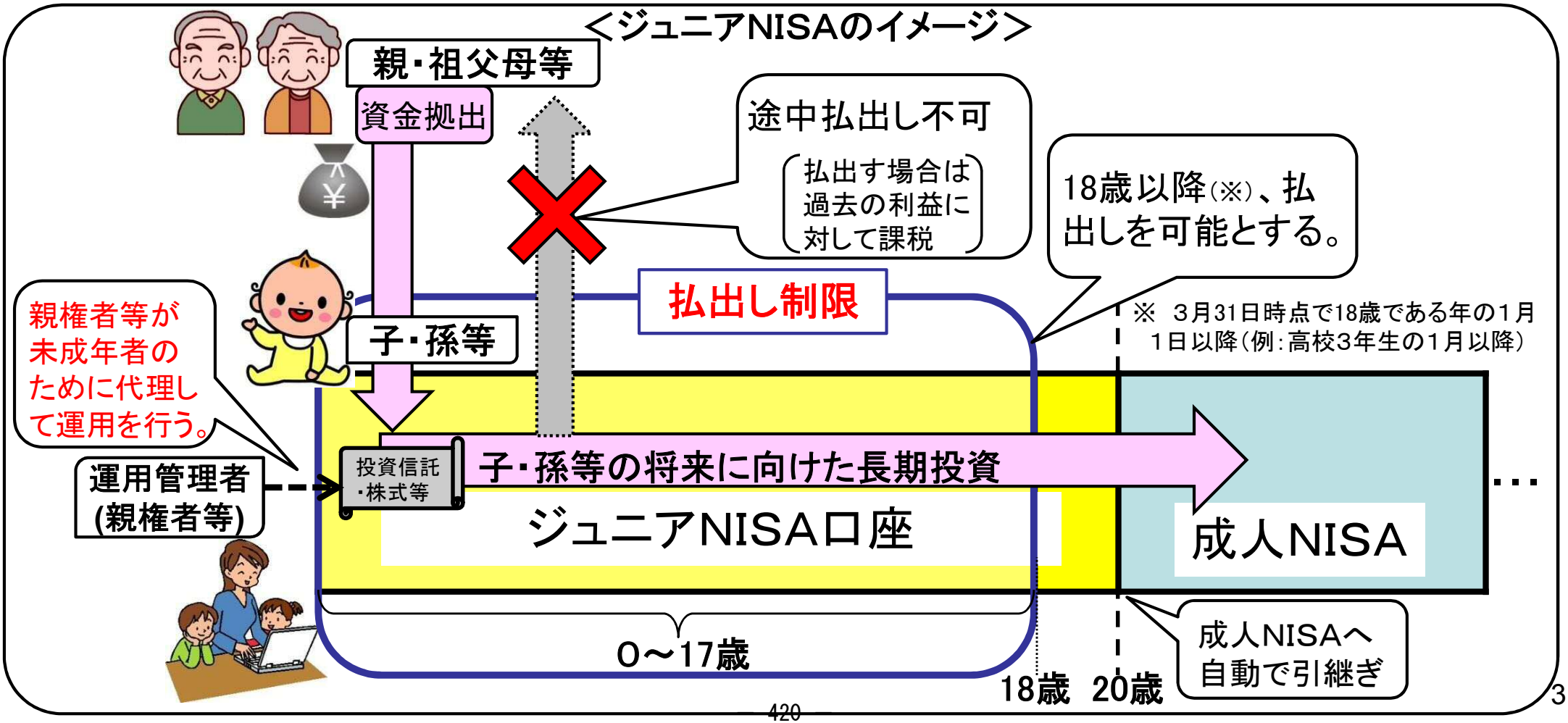

◆ ジュニアNISAの創設-②

【制度趣旨】
　若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

【期待される効果】① 若年層への投資のすそ野の拡大
② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
③ 長期投資の促進

項　目	摘　要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等　（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで　（※終了時期は成人NISAに準ずる） ※　平成35年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	投資した年から最長5年間　（※成人NISAに準ずる）
口座開設手続	マイナンバーを提出して口座開設手続を行う（住民票の提出不要）
運用管理	・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※　災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

◆ NISAの年間投資上限額の引き上げ

【大綱の概要】 NISAの年間投資上限額の引き上げ

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

○ 毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い

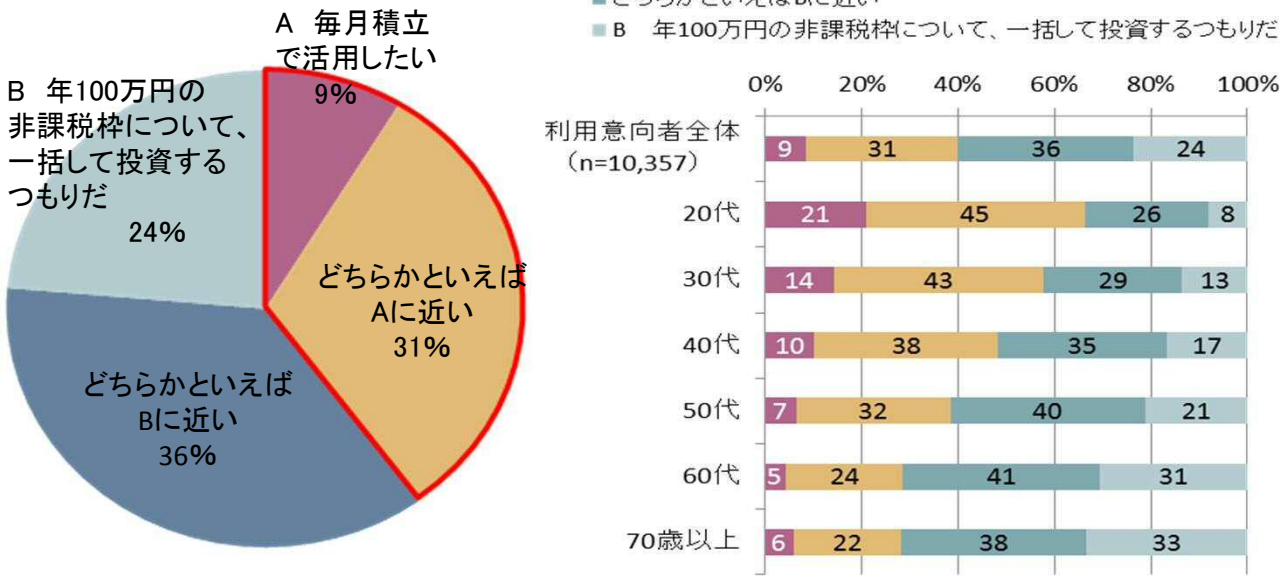

（出典）野村アセットマネジメント「第5回NISAに関する意識調査（平成26年2月調査）」
調査対象：全国の20歳以上の男女40,000人

【参考】

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

Ⅳ－3－1－2(7)

少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項（抜粋）

② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品の提供

NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供（中略）を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。

◆ NISAの利便性向上

【現状及び問題点】

○ NISAの現状について、

・ 口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要である

・ 口座開設申請から手続き完了まで時間を要する

等、利用者にとって不便な点がある。

○ このため、NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要がある。

【大綱の概要】

○ NISA口座開設手続の簡素化

マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う

○ NISA口座開設手続の迅速化

税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

【現状及び問題点】
○　金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成28年1月実施）。
○　しかしながら、金融商品のうち、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要（与党大綱）】
「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	―

現在、損益通算が認められている範囲

25年改正により、28年1月から損益通算が認められる範囲

更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化

【現状及び問題点】

○ 「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入

○ 本制度は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
口座数：8万9,095口座、設定額6,048億円 （平成26年9月末信託協会調）

○ 他方、依然として1,600兆円超の個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重しているほか、子育て世代における教育費負担は重く、同制度を継続するとともに、その使い勝手の向上等を図る必要がある。

【大綱の概要】

・平成27年12月末とされている期限を、平成31年3月末まで3年3月延長する。
・教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
・少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする。

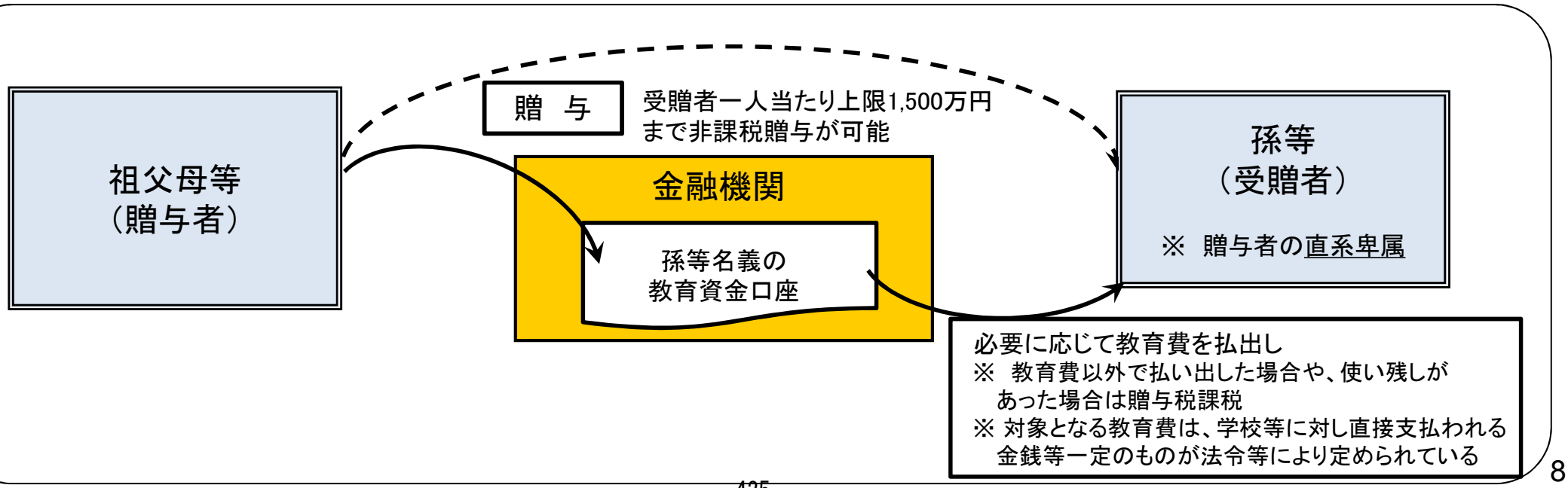

２.「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

◆ 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消

【現状及び問題点】

○ 投資法人（Jリート）は、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能。

○ ただし、会計と税務の処理の差異（**税会不一致**）に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても課税が発生（これにより、例えば、投資法人の合併等に支障）。

【大綱の概要】

投資法人法制の見直しを前提に、（会計）利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額（仮）(※)の増加額に相当する金額を、配当等の額（現行 資本の払戻しの額）とする。

(※) 投資法人法制において、税務上の利益が会計上の利益を上回る金額（税会不一致）を「一時差異等調整引当額（仮）」として、規定することを想定。

税会不一致が生じた場合

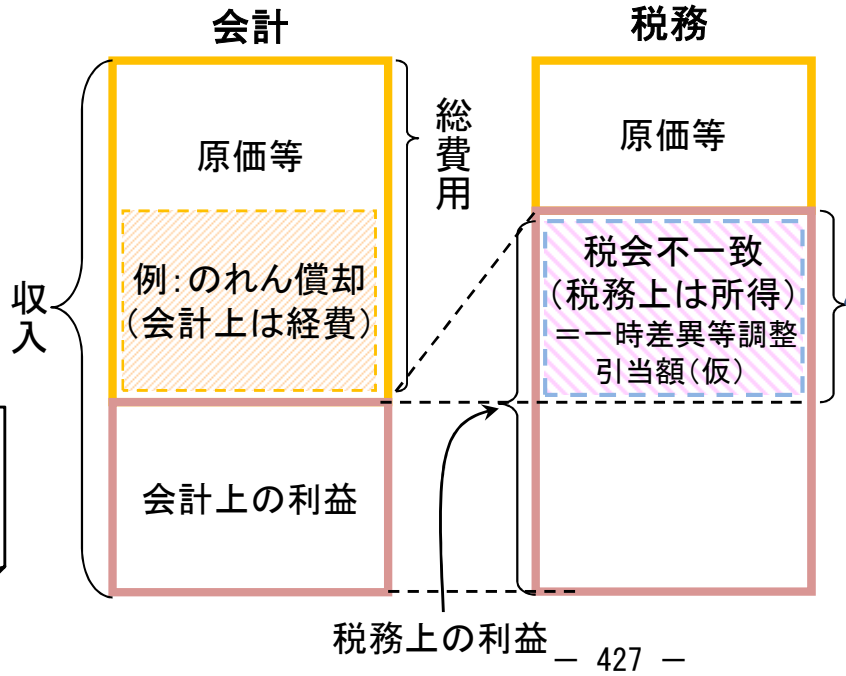

税会不一致の例：
・合併に伴うのれん償却
・定期借地権の償却
・減損損失　　等

【現行】
会計上の利益を超えた部分は、分配しても投資法人（Jリート）段階において課税対象。活動の制約となる可能性。

【改正後】
一時差異等調整引当額（仮）の分配については税務上配当として扱われ、投資法人段階で損金算入することができるようになる。

⇒「税会不一致」による課税の発生を解消。

◆ デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置

【現状及び問題点】

○ デリバティブ取引に起因するシステミック・リスクを抑制するため、平成23年のG20カンヌ・サミットにおいて、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が合意されたところ。

○ わが国でも中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入される予定。

○ 諸外国では、金融機関が店頭デリバティブ取引に係る証拠金として海外の金融機関から受け入れた現金担保の利子について源泉徴収が不要とされる場合が多いが、わが国では源泉徴収が必要。

【大綱の概要】

外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。

【現行税法】 ※中央清算されない場合の関係図

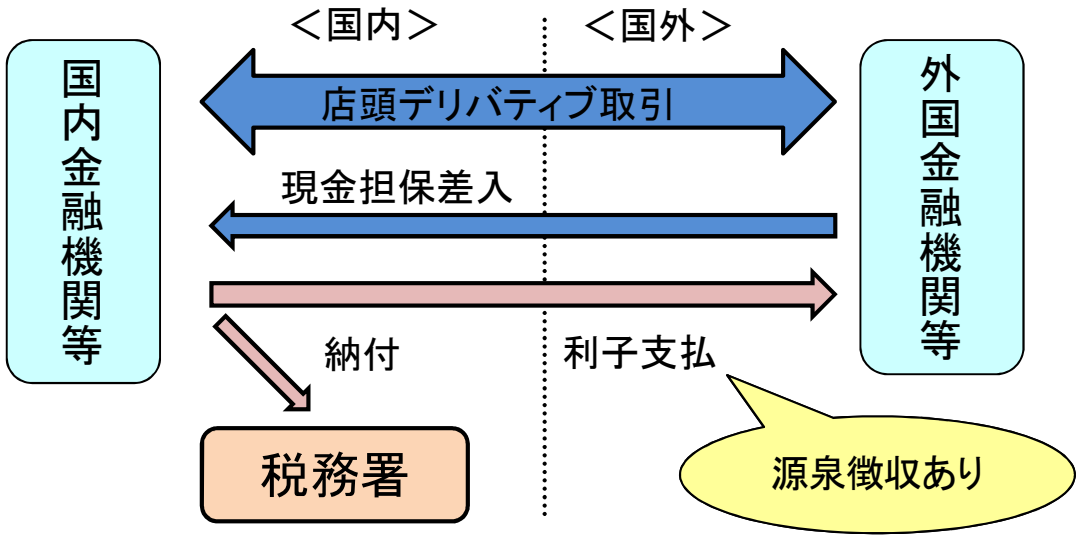

３．法人税率引下げに伴う検討関係

◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

【現状及び問題点】

○ 協同組合は、各根拠法に定められた範囲内で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利の組織。

○ 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。

○ 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。

【大綱の概要（与党大綱）】 「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

※与党大綱における「法人税改革の趣旨」の記載：「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げる」こと

協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1 （例）信用金庫の場合：従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者

※2 優先出資については、別の規定あり

一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較

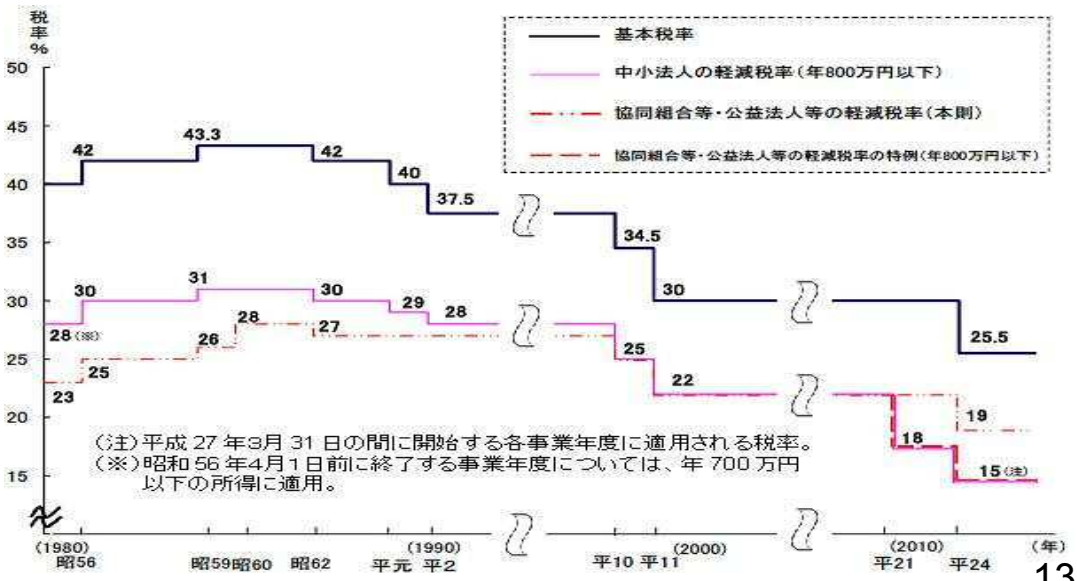

（出典）財務省 HP「法人税率の推移」より金融庁作成

資料６－４－２

ＮＩＳＡ口座の開設・利用状況調査（平成 27 年３月 31 日現在）

金融庁において、平成 27 年３月末現在のＮＩＳＡの口座開設数及び買付額について調査したところ（対象：ＮＩＳＡ取扱全金融機関 704 法人）、結果は以下のとおりです。

１．ＮＩＳＡ口座の開設数

	NISA口座数 3月末時点	平成 26 年末からの増加率	年代別比率	平成 26 年末時点	
総数	879 万 1,741 口座※	6.5%	100.0%	825 万 3,799 口座	100.0%
20 歳代	36 万 1,054 口座	14.1%	4.1%	31 万 6,327 口座	3.8%
30 歳代	80 万 9,264 口座	11.6%	9.2%	72 万 5,288 口座	8.8%
40 歳代	123 万 3,939 口座	9.0%	14.0%	113 万 1,654 口座	13.7%
50 歳代	149 万 1,724 口座	6.5%	17.0%	140 万 573 口座	17.0%
60 歳代	236 万 2,554 口座	4.7%	26.9%	225 万 6,817 口座	27.3%
70 歳代	182 万 7,909 口座	3.5%	20.8%	176 万 5,504 口座	21.4%
80 歳以上	70 万 5,297 口座	7.2%	8.0%	65 万 7,636 口座	8.0%

※　昨年同時期（平成 26 年３月末時点）の口座数は 650 万 3,951 口座

（注）　平成 27 年３月 31 日時点で投資可能な勘定が設定されている口座数

２．ＮＩＳＡ口座における買付額

（１）商品別内訳

	ＮＩＳＡ買付額 ３月末時点	平成 26 年末からの増加率	商品別比率	平成 26 年末時点	
総額	4 兆 4,109 億 8,051 万円※ （1 兆 4,340 億 1,138 万円）	48.2%	100.0%	2 兆 9,769 億 6,913 万円	100.0%
上場株式	1 兆 3,983 億 7,632 万円 （4,278 億 2,661 万円）	44.1%	31.7%	9,705 億 4,972 万円	32.6%
投資信託	2 兆 9,154 億 358 万円 （9,714 億 1,975 万円）	50.0%	66.1%	1 兆 9,439 億 8,383 万円	65.3%
ＥＴＦ	562 億 7,281 万円 （219 億 4,091 万円）	63.9%	1.3%	343 億 3,191 万円	1.2%
ＲＥＩＴ	409 億 2,780 万円 （128 億 2,412 万円）	45.6%	0.9%	281 億 368 万円	0.9%

（２）年代別内訳

	ＮＩＳＡ買付額 ３月末時点	平成 26 年末からの増加率	年代別比率	平成 26 年末時点	
総額	4 兆 4,109 億 8,051 万円※ （1 兆 4,340 億 1,138 万円）	48.2%	100.0%	2 兆 9,769 億 6,913 万円	100.0%
20 歳代	1,119 億 5,922 万円 （373 億 1,074 万円）	50.0%	2.5%	746 億 4,848 万円	2.5%
30 歳代	3,404 億 5,456 万円 （1,101 億 7,725 万円）	47.8%	7.7%	2,302 億 7,731 万円	7.7%
40 歳代	5,277 億 4,686 万円 （1,671 億 3,587 万円）	46.3%	12.0%	3,606 億 1,098 万円	12.1%
50 歳代	7,397 億 5,022 万円 （2,379 億 6,652 万円）	47.4%	16.8%	5,017 億 8,370 万円	16.9%
60 歳代	1 兆 3,852 億 3,225 万円 （4,578 億 8,566 万円）	49.4%	31.4%	9,273 億 4,659 万円	31.2%
70 歳代	1 兆 170 億 6,512 万円 （3,310 億 852 万円）	48.2%	23.1%	6,860 億 5,660 万円	23.0%
80 歳以上	2,887 億 7,229 万円 （925 億 2,682 万円）	47.1%	6.5%	1,962 億 4,547 万円	6.6%

※　昨年同時期（平成 26 年３月末時点）の買付金額は、1 兆 34 億 4,608 万円

（注）１　平成 26 年及び平成 27 年の利用枠で買付があった金額の合計
　　２　（）内は平成 27 年の利用枠による買付金額

（以上）

資料６－５－１

地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年２月 27 日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の１つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

（注）「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

資料６－７－１

二重債務問題への対応方針

Ⅰ．中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- 「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
  ⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- 「中小企業再生ファンド」の新設
  ⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- 金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- 中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- 津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- 「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- 「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- 小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- 農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- 医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- 「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- 共同利用施設等の復旧について国が支援
- 中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

Ⅱ．個人住宅ローン向け対応

旧債務

① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
② 災害公営住宅の供給

Ⅲ．金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- 「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- 個人向け私的整理ガイドラインの策定

資料６－７－２

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年7月 15 日策定）の概要

１．ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」（事務局：全銀協）において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

２．ガイドラインの内容（概要）

（１）対象となる債務者

○ 震災の影響により、既往債務（旧債務）を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者（住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者）。

○ このような債務者が、法的倒産手続による不利益（注1）を回避しつつ、債権者との間の私的な合意（私的整理）により、債務免除等を受けることができるようにする。

（注1） 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

（２）対象となる債権者

○ 主として金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等）。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

（３）弁済計画案の内容及び債務免除額

○ 弁済計画案の内容（要件）は、債務者の状況（事業者・非事業者の別、将来収入の有無等）に応じて、複数の類型を用意。

○ 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画（原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。）、③資産の換価・処分の方針等。

事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画（例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等）の提出を求める（注2）。

（注2） 経営者に対する経営責任は求めない。

○ 金融機関（債権者）にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等（注3）（注4）。

（注3） 破産手続等より免除額が多く（=債権者にとって不利に）なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

（注4） 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止（自由財産）とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

（4）手続の流れ（別紙1参照）

①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者（対象債権者）に対して、債務整理を申出（※）。必要書類（財産の状況等）を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止（6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで）

②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。

③第三者機関に登録する専門家（弁護士等）が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成（＝第三者機関によるチェック）。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立（※）。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

（注5）①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

（5）（連帯）保証人に対する配慮

○ 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。

○ 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3．その他

○ 第三者機関については、全銀協が一般社団法人（「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」）を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する（別紙2参照）。

○ 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。

○ ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

資料６－７－３

（別紙１）

【ガイドライン/手続の流れ（概要）】

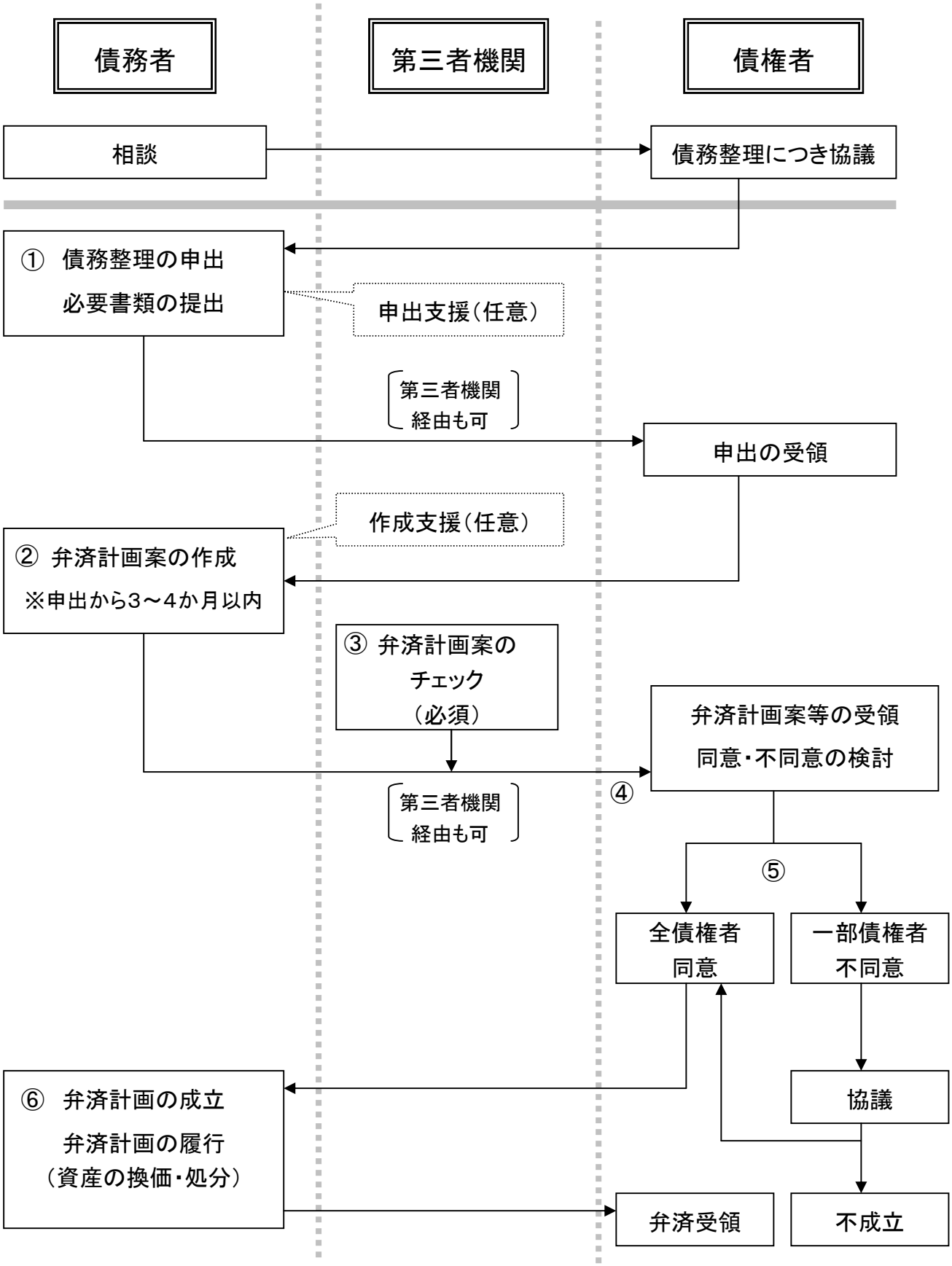

（別紙２）

個人版私的整理ガイドライン運営委員会について

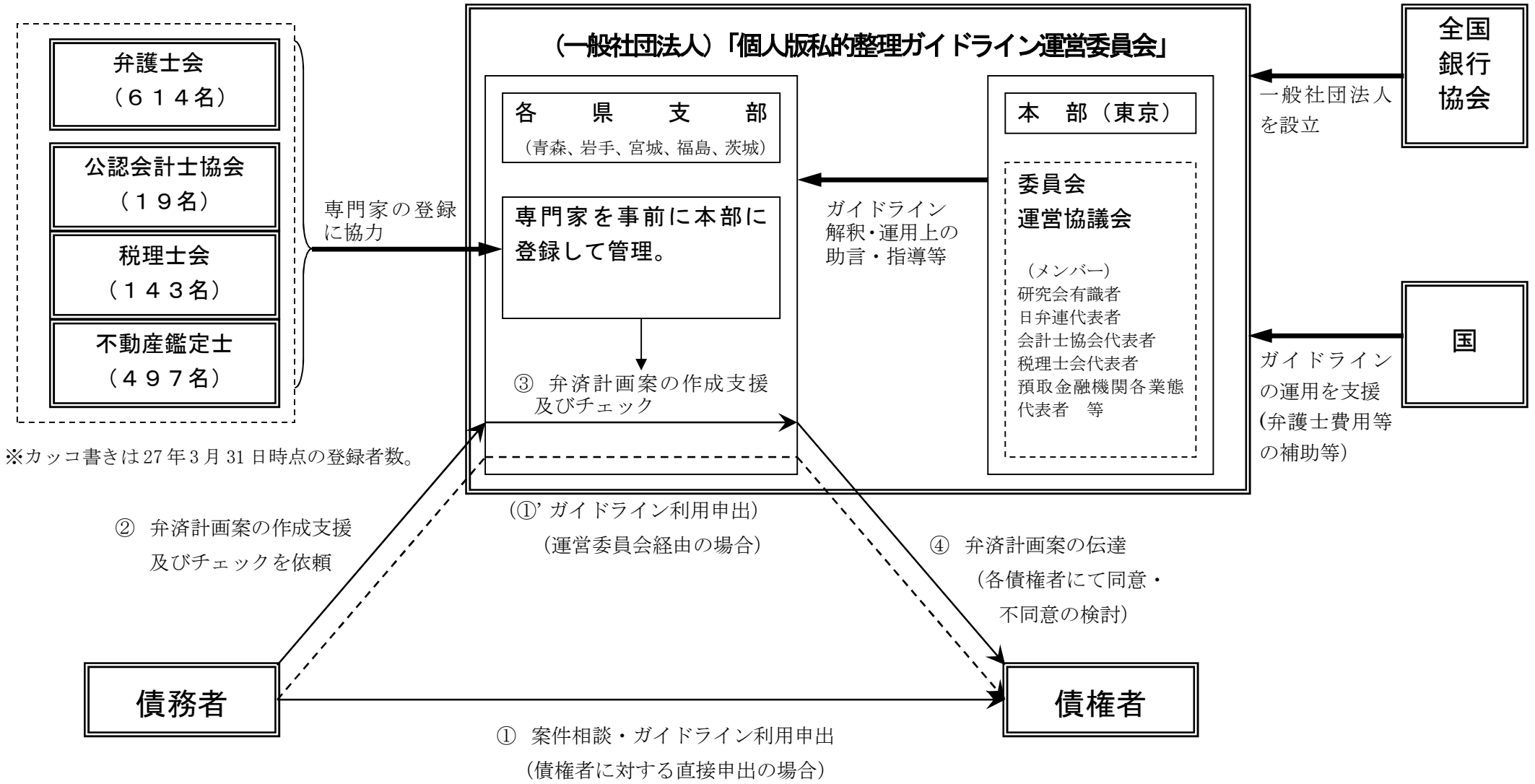

資料６－７－５

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿（平成23年7月）

（敬称略、五十音順）

	荒井　貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤　栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高　雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村　清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤　眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田　晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井　直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保　壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田　理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田　隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝　卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能　敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村　正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野　寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林　信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤　浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長：	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷　和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野　清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰　仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田　範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井　徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部　和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東　一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原　敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷　周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋　英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城　勉	日本商工会議所 常務理事
	森田　光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田　晃久	全国サービサー協会 副理事長
〈オブザーバー〉		
	貝塚　正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林　康彦	法務省 民事局参事官
	定塚　由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村　武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登　清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川　靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木　俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市　文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本　貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井　正親	農林水産省 経営局金融調整課長
〈事務局〉		
事務局長：	髙木　伸	全国銀行協会 理事
	石沢　宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災（2011 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。）の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題（いわゆる二重債務問題）が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年６月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年７月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

(2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

(3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

(4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

(1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

(2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。

(3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

(4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

(5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

(6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

(7) 破産法第 252 条第1項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

(1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。

(2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。

(3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ＆A等の作成及び改訂等
⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

(1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。

(2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

(4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。

① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。）

(5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6．一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日（以下「一時停止の開始日」という。）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日（対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日）から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7．弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項（2）②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内）に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（東日本大震災による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項⑵①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項⑵①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

ａ 事業見通し（売上・原価・経費）

ｂ 収支計画

ｃ 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね５年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

⑶ 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第９項⑶により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第３項に定める要件（ただし、同項⑷及び⑸を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

⑷ 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書（以下「報告書」という。）を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士（以下「弁護士等」という。）がその作成作業を行う（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。）。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

(1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換（以下「弁済計画案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。）に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。

(2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。

(3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。

(4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

(1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更（第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。）等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

(2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

(3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年8月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

（以上）

平成 23 年 10 月 26 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申しあげます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

○自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。

○現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。

○地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。

○既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各　位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、津崎、谷川　03-3212-0531

資料６－７－９

金融庁
Financial Services Agency

平成23年３月11日

内閣府特命担当大臣（金融） 自見　庄三郎
日本銀行総裁 白川　方明

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1．金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(1)　預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(2)　届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(3)　事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。

また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(4)　今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

(5)　災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(6)　汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(7)　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(8)　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(9)　休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(10)　（1）～（9）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

(11)　営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

(1)　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

(3)　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(5)　その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

(1)　保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

(1)　共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

（本件に関する照会先）

金融庁監督局総務課
電話　03－3506－6000（内線3380、2688）
日本銀行本店
電話　03－3277－2369

以上

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2015 金融庁 All Rights Reserved.

資料６－８－１

消費者基本計画（抄）

３　適正な取引の実現　（２）商品・サービスに応じた取引の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
③詐欺的な事案に対する対応	＜無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応＞ ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第 187 条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第 192 条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表 【金融庁】					・無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） ・禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） ・金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表（件数）
	＜詐欺的商法による新たな消費者被害への対応＞ ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等 【金融庁】					
④投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数
⑤金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】					投資運用等ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえた制度見直しの検討状況

３　適正な取引の実現

（２）商品・サービスに応じた取引の適正化

③　詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。【金融庁】

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、引き続き、当該業者に対しては、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

④　投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度

の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年５月に改正された金融商品取引法等の施行に向けて、政府令等の制度整備を行うとともに、法施行後においても、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

⑤　金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

3　適正な取引の実現　（4）詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締状況
	特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
	特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
	金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					

3　適正な取引の実現

（4）詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

①　特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

④　偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成　（2）消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】 大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】 消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】 副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 ・大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 ・担当省庁による支援の状況 ・消費者教育フェスタの参加者の満足度増加
⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】 地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】 教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施、実践者向け手引や教材の活用促進等）【文部科学省】 関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】					・各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 ・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人 ・コーディネーター育成状況 ・消費生活サポーター数 ・教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25 年度調査結果 39.9％からの増加 ・担当省庁による支援の状況
⑪金融経済教育の推進	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					「家計の金融行動に関する世論調査」（金融広報中央委員会）における生活設計策定の有無 目標：26 年調査結果 37.3％からの増加

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

（2）消費者教育の推進

⑥　学校における消費者教育の推進

1）小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主

体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

2）大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3）消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4）学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

⑦　地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行いつつ、社会教育における教材・手引等を作成するとともに、講座等で活用されるよう促すなどの周知を図り、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

⑪　金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備　（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
⑤金融ＡＤＲ制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ＡＤＲ制度の円滑な実施【金融庁】					・指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催（10回）（平成27年度～平成31年度　（年２回開催目処）
	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】					
⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】					被害者からの返金申請の状況
⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日多重債務者対策本部決定）の実施	＜多重債務問題改善プログラムの実施＞ ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 ・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】 ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】					・貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人数 ・多重債務に関する消費生活相談の件数・内容

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤　金融ＡＤＲ制度の円滑な運営

平成21年６月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）が成立し、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛

争解決の中立性・公平性等を確保した裁判外紛争解決制度が創設され、平成22年４月に施行された。同年10月より指定紛争解決機関が紛争解決等業務を開始（現在、銀行・保険・証券等、業態別に８つの機関が当該業務に従事。）していることから、引き続き、金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

⑧　「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

⑨　多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の１）から４）までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

１）丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】

２）借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】

３）多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】

４）ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

６　国や地方の消費者行政の体制整備　（１）国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
⑦消費者からの情報・相談の受付体制の充実	受付手段の拡充を検討【消費者庁、関係省庁】	→	→	→	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】	各窓口での情報・相談の受付・対応状況

６　国や地方の消費者行政の体制整備

（１）国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

⑦　消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める（主な窓口は次表のとおり）。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段（電話、ＦＡＸ、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について平成 27 年度中に検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口（消費生活センター、国民生活センター等）を案内する。	消費者庁	0570-064-370 （平成27年夏から「１８８」の番号で運用開始予定）
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	消費者庁	03-3507-9160
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	03-6234-1177
審査局管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	・03-3581-5471 ・電子申告窓口 http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
公正取引委員会官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	03-3581-5471
警察相談専用電話「#9110」番	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	#9110
金融サービス利用者相談室（金融円滑化ホットラインを含む。）	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	・0570-016811 （ナビダイヤル） 03-5251-6811 （ＩＰ電話）

			・FAX 03-3506-6699 ・ウェブサイト受付窓口 https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャー・ホットライン	金商法上の開示義務違反等に係る情報収集を目的としている。	金融庁	・FAX 03-3506-6156 ・ウェブサイト受付窓口 http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/
証券取引等監視委員会情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	・0570-00-3581 （ナビダイヤル） 03-3581-9909 （一部のＩＰ電話等） ・FAX 03-5251-2136 ・ウェブサイト受付窓口 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	・03-3506-6627 ・ウェブサイト受付窓口 http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm ・MAIL pension-hotline@fsa.go.jp
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	03-3591-6529
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	・03-3501-4657 ・FAX 03-3501-6202 ・MAIL shohisha-soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	・TEL 03-5253-4150 ・FAX 03-5253-4192
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.milt.go.jp/RJ/
ＭＯＥメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moemail

※上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことができないものも含まれる。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成２７年６月末現在

年　月		内　容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトに新設
		学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を３回開催（５～６月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（６月までに７回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表
		金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の４者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月　参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入
		金融経済教育懇談会（第８回）を開催し、取組み状況を報告。
		全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年３月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校にける金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。

年　月		内　容
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年５月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局･財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付(約６万部)。
	9 月 ～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（９月　参加者 173 名）、大阪（11 月　参加者 164 名）、東京（12 月　参加者 96 名）、愛知（20 年１月　参加者 219 名）、宮城（３月　参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット(約 69 万部)及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。
		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付(約 30 万部)。
		全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚)、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚)。
		多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるＤＶＤ教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年５月)。
		「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月 ～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚)。
	6 月 ～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（６月　参加者 134 名)、金沢（９月　参加者 102 名)、札幌（11 月　参加者 172 名)、高松（２月　参加者 111 名)、熊本(３月　参加者 159 名)で開催。
21 年	4 月 ～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部)。
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（１月　参加者 130 名)、東京（２月　参加者 97 名)、大阪（２月　参加者 59 名)、広島（２月　参加者 104 名)、愛知(３月　参加者 167 名)、宮城(３月　参加者 180 名)で開催。

年　月		内　容
	4 月 ～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月 ～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月　参加者 175 名）、金沢（11 月　参加者 151 名）、高松（12 月　参加者 197 名）、東京（１月　参加者 107 名）、札幌（２月　参加者 128 名）、熊本（３月　参加者 170 名）で開催。
	12 月 ～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月 ～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月 ～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月　参加者 134 名）で開催。
	11 月 ～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月 ～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月 ～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 1 回金融経済教育推進会議」を開催。
	11 月 ～26 年 3 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約 27 万部）。

年　月		内　容
	12 月	金融広報中央委員会で「第 2 回金融経済教育推進会議」を開催。
	12 月 ～26 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12 月　参加者 84 名）、大阪（12 月　参加者 134 名）、仙台（2 月　参加者 110 名）、広島（2 月　参加者 117 名）、名古屋（2 月　参加者 144 名）で開催。
26 年	4 月 ～27 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「基礎から学べる金融ガイド」約 26 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 21 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目)」約 9 万部)。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2 大学)。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 3 回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。
		「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6 月 12 日～14 日）で開催。
	11 月 ～27 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11 月　参加者 87 名)、札幌（11 月　参加者 153 名)、福岡（11 月　参加者 121 名)、熊本（2 月　参加者 192 名)、高松（2 月　参加者 107 名）で開催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 4 回金融経済教育推進会議」を開催。
27 年	1 月	経済協力開発機構（OECD)、アジア開発銀行研究所（ADBI）及び日本銀行との共催により、ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催（1 月 22、23 日)。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学)。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 5 回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。

大学における金融経済教育

平成27年度　金融庁の取組内容

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行う。

講義の実施

平成27年４月より、４大学において講義を実施。
（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学）

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会　等

資料６－９－３

リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15 項目）」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131129-1/01.pdf

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf

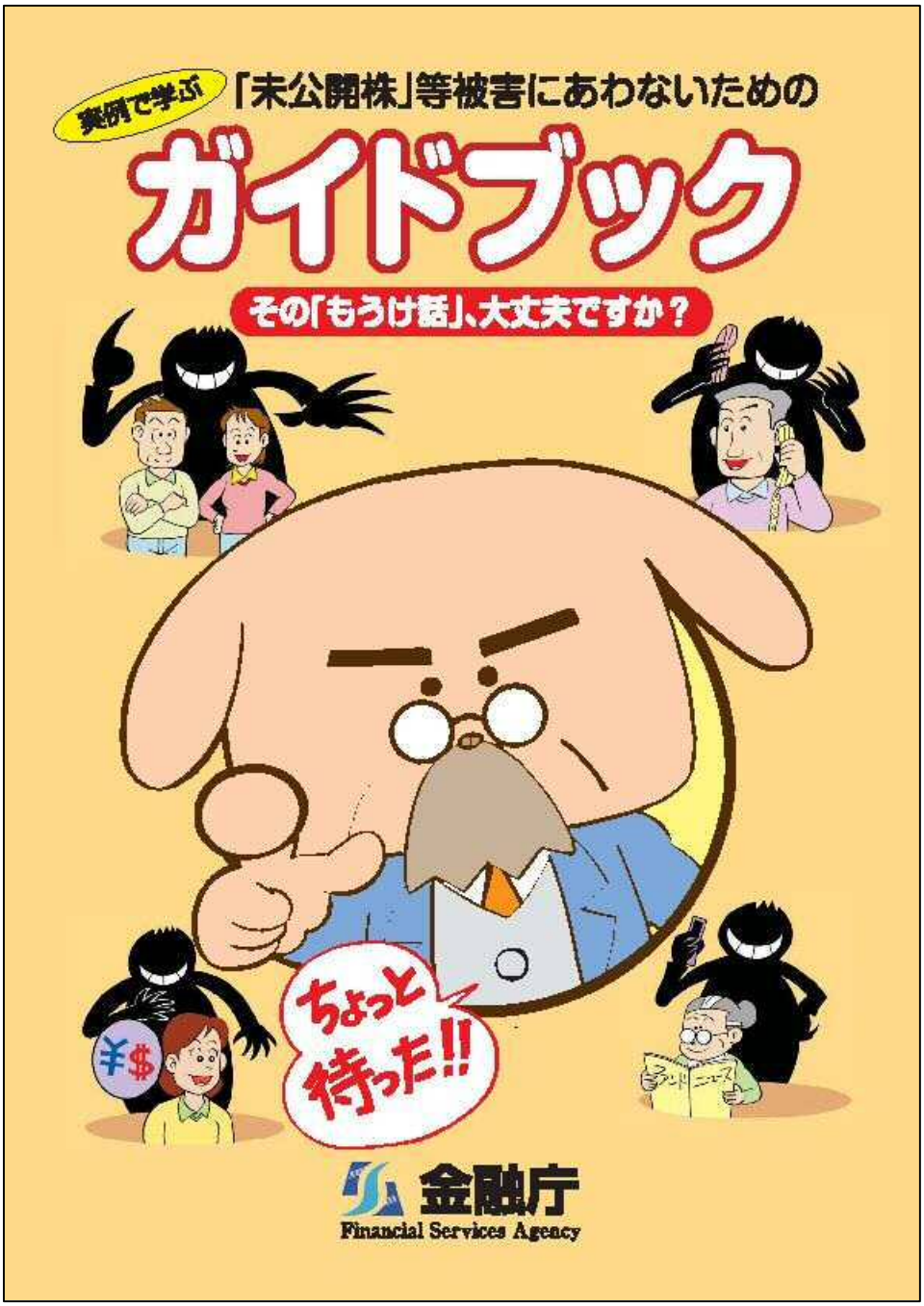

資料６－９－４

２０１４年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

１．進藤　恵美
（宮城県）

・　主に学生を対象として、「金融トラブルの未然防止」、「社会に出てから必要なお金の知識」、「ライフプラン」等をテーマに、県内外で積極的に講演等活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。

２．岩谷　芳江
（宮城県）

・　若年層を主な対象に、「金融トラブルの未然防止」、「契約」や「クレジットカードの使い方」等をテーマとして、自立した消費者を育むための講演に注力するなど、金融知識の普及に貢献。

３．野澤　通
（茨城県）

・　金融学習グループ、金融・金銭教育研究校等の指導・支援のほか、子どもから一般社会人まで「必要なものと欲しいもの」、「ライフプランの立て方」や「年金、介護保険」など幅広いテーマで出前授業を行うなど、金融知識の普及に貢献。

４．山口　京子
（茨城県）

・　金融について学ぶ自主的なグループを中心として、「年金とこれからの生活設計」、「相続と遺言」、「保険の種類と仕組み」等をテーマに主婦感覚を活かした分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

５．田村　純也
（新潟県）

・　若い世代には巣立ち教室での「金融トラブル」、子どもを持つ親には「子どもの教育資金」や「生活設計」、高齢者には「金融と消費者トラブル」等をテーマに、幅広い層を対象に分かり易い講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

６．若林　久
（新潟県）

・　金融教育研究校の校長時には自ら研究活動を牽引して教員や保護者における金融教育への理解を深めたほか、その後も巣立ち教室等で講師を務めるなど、学校現場における金融教育の普及を中心に、金融知識の普及に貢献。

７．山田　一郎
（山梨県）

・　「生涯設計の必要性」の意識付けを講義の基本とし、学生には巣立ち教室で金融取引の基本や金融トラブルを、一般社会人には「生涯収入・支出のバランス」、「年金制度の仕組み」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

８．大林　香世
（静岡県）

・　ＦＰとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、「おかねの大切さ、使い方」、「ライフプラン（子育て世代の金融講座、セカンドライフに向けた準備）」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

９．野畠　浩美
（石川県）

・　税理士としての知識と経験を活かし、「かしこい遺産分割の方法」、「相続と遺言」、「くらしと税金」等をテーマに、税金・生活設計分野を中心に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

１０．畑上　麻保
（石川県）

・　教員の経験も活かし、主に児童・保護者・教員を対象として、「子どもと学ぶお金の使い方」、「お買い物ごっこ」、「エコづかい帳」等をテーマに子どもへの金銭教育に関する講演を多数行うなど、金融知識の普及に貢献。

１１．大石　泉 （兵庫県）	・　児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象として、「お金やモノの大切さを教える金融教育」、「ライフプランニング」をテーマに講演を行うほか、兵庫県主催通信講座のテキスト（多重債務予防関係）の作成に携わるなど、金融知識の普及に貢献。
１２．佐竹　三穂里 （鳥取県）	・　消費生活相談員等として、主に高校生・高齢者を対象に金融トラブル防止の啓発にかかる講演を行うほか、教員経験も活かしながら学生・保護者向けにも積極的に講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
１３．石塚　斐子 （愛媛県）	・　教員経験も活かし、学校や家庭での金銭・金融教育向上のため、教職員や保護者を対象に、「金融教育の必要性」や「お金の大切さ」等をテーマに講演を行うほか、金融・金銭教育研究校等への助言も行うなど、金融知識の普及に貢献。
１４．渡邉　美恵子 （福岡県）	・　「消費者問題」を中心として、「生活設計」、「金融トラブル対処法」等幅広いテーマで講演を行うほか、金融学習グループの発掘および学習支援に尽力するなど、金融知識の普及に貢献。
１５．徳永　智子 （佐賀県）	・　消費生活相談員としての知識と経験を活かし、相談現場から得た新しい情報の積極的な発信を心がけながら、高校生・高齢者・民生委員等を対象とした出前講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
１６．蓑田　富美子 （長崎県）	・　長年培った消費生活相談員としての知識と経験を活かし、高齢者向けに消費者問題啓発講座で講演を行うほか、県内各地の相談員への相談業務・啓発活動の指導を行い、消費者行政の推進に助力するなど、金融知識の普及に貢献。
１７．詫間　幸江 （熊本県）	・　高校生から高齢者・民生委員等まで幅広い層を対象とした講演に積極的に対応するほか、地元生活情報誌の取材への協力等を通じ、悪徳商法等から身を守るための知恵の啓発を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
１８．広瀬　美貴子 （熊本県）	・　ＦＰ等で培った知識や経験を活かし、児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象として、「お金の使い方」や「ライフプラン」等をテーマに講演を行うほか、地元の一般広報誌の取材に協力するなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

１．愛媛県立今治北高等学校 （愛媛県）	・　教科指導、各種行事や部活動、地域産品の研究や地元商店街のイベントへの参加まで幅広い機会を活かし、また体験的学習を多く取り入れ、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解等の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上で着実に成果をあげている。

資料６－９－５

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
26/7/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	26 年 10 月～11 月	平成 26 年度「FP の日®（全国一斉 FP フォーラム)」
26/8/4	特定非営利活動法人金融知力普及協会	27 年 2 月 15 日	第 9 回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
26/8/19	日本証券業協会	26 年 10 月 18 日	平成 26 年度「教育管理職セミナー」
26/8/19	日本証券業協会	26 年 9 月 15 日～11 月 15 日	平成 26 年度「投資の日」記念イベント
26/11/28	㈳投資信託協会	27 年 1 月 24 日、2 月 8 日	投信フォーラム 2015(神戸)及び 2015（福岡）
27/3/6	公益財団法人生命保険文化センター	27 年 5 月 21 日～9 月 4 日	第 53 回中学生作文コンクール
27/3/27	金融広報中央委員会	27 年 8 月 11 日～12 日	2015 年度「先生のための金融教育セミナー」
27/4/30	金融広報中央委員会	27 年 5 月 20 日～28 年 3 月 20 日	第 48 回「おかねの作文」コンクール（中学生向け）
27/4/30	金融広報中央委員会	27 年 5 月 20 日～28 年 3 月 20 日	第 13 回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
27/4/30	金融広報中央委員会	27 年 5 月 20 日～28 年 3 月 20 日	第 12 回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
27/5/7	㈳投資信託協会	27 年 5 月 16 日、6 月 20 日	投信フォーラム 2015(岐阜)及び 2015（鹿児島）
27/6/3	日本証券業協会	27 年 7 月 27 日～8 月 19 日	教員向け金融経済夏期セミナー
27/6/3	㈱日本経済新聞社	27 年 1 月 1 日～29 年 12 月末日	第 2 回日経未来投資プログラム
27/6/3	㈱日本経済新聞社	27 年 5 月～28 年 1 月	第 16 回日経 STOCK リーグ
27/6/3	全国公民科・社会科教育研究会	27 年 8 月 4 日～6 日	証券・経済セミナー

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
27/6/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27 年 6 月～28 年 3 月	平成 27 年度「ブロック相談会」
27/6/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	27 年 5 月 11 日～10 月 31 日	小学生『夢をかなえる』作文コンクール

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
27/4/30	日本証券業協会	27 年 5 月 30 日～7 月 25 日、11 月 7 日～12 月 13 日	平成 27 年度「金融リテラシー習得講座（NISA 対応特別編)」

資料８－１－１

金融モニタリング基本方針の概要
（平成26事務年度）

平成26年９月

金融庁

Ⅰ　今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

デフレ脱却と「好循環」の実現

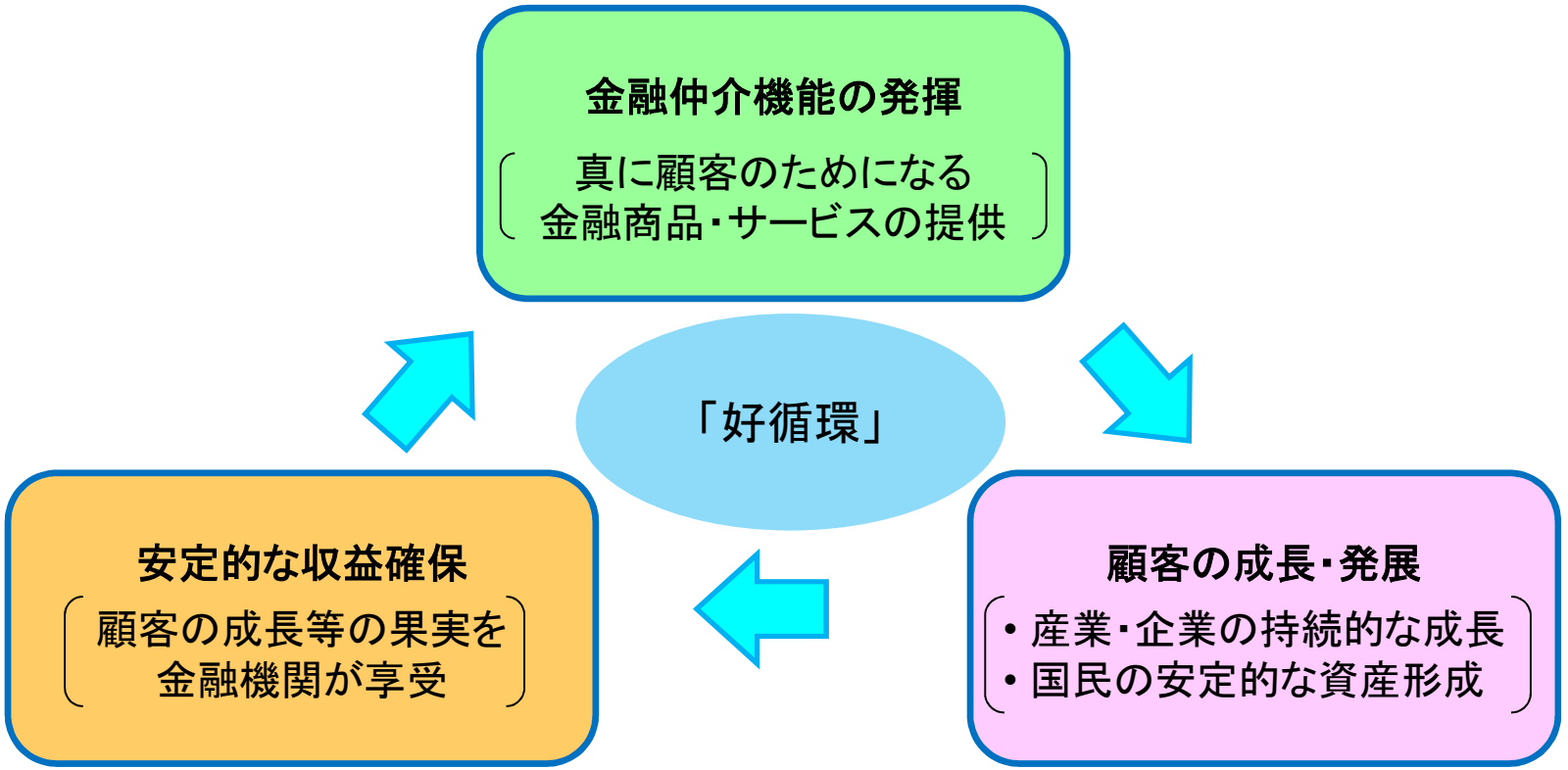

（金融仲介機能発揮の前提としての）
金融システム・金融機関の健全性の維持

Ⅱ　重点施策①

１．顧客ニーズに応える経営

－　金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているか検証。

（例）・優越的地位の濫用や利益相反が生じていないか。
・手数料や系列関係にとらわれることなく金融商品・サービスが提供されているか。

２．事業性評価に基づく融資等

－　企業活動の国際化や人口減少が進展する中、企業・産業が活力を保って経済を牽引することが重要。

- グローバル企業・産業の国際競争力維持・強化。
- 人手不足の中、ローカル企業・産業の生産性向上による雇用や賃金の改善。

－　銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。

Ⅱ　重点施策②

3. 資産運用の高度化

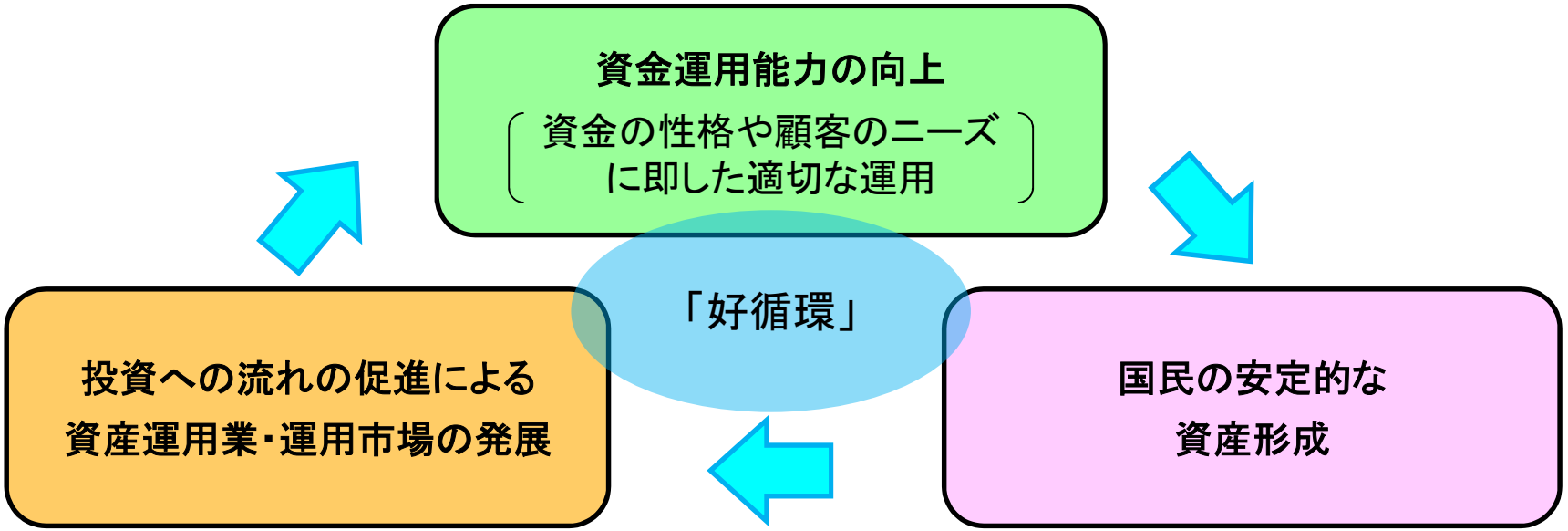

－　商品開発・販売・運用等それぞれに携わる金融機関がその役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たすことが必要。

－　金融機関の経営姿勢、提供されている商品・サービス、業績評価等について検証。

－　金融機関自身による有価証券運用についても、資産規模や資金の性格に見合った運用やリスク管理が行われているか検証。

Ⅱ　重点施策③

4. マクロ・プルーデンス

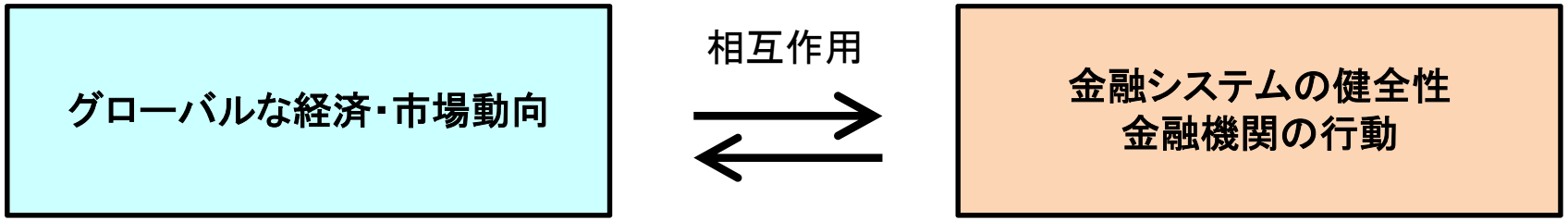

① グローバルな経済や市場動向が、金融システムや金融機関の健全性に与える影響

② 金融機関の行動が、経済・市場全体に与える影響

をフォワードルッキングに把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢を検証。

（例）・世界的に拡大が続いている信用市場の転換。

・デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動。

Ⅱ　重点施策④

5. 統合的リスク管理

資産査定中心の検査 ⇨ 金融機関にとり重要なリスクの把握と脆弱性の分析

－　金利リスクや与信集中リスクの管理態勢、ストレステストの活用等を検証。

－　こうした検証を前提として、個別の資産査定については、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外は原則として銀行の判断を尊重。

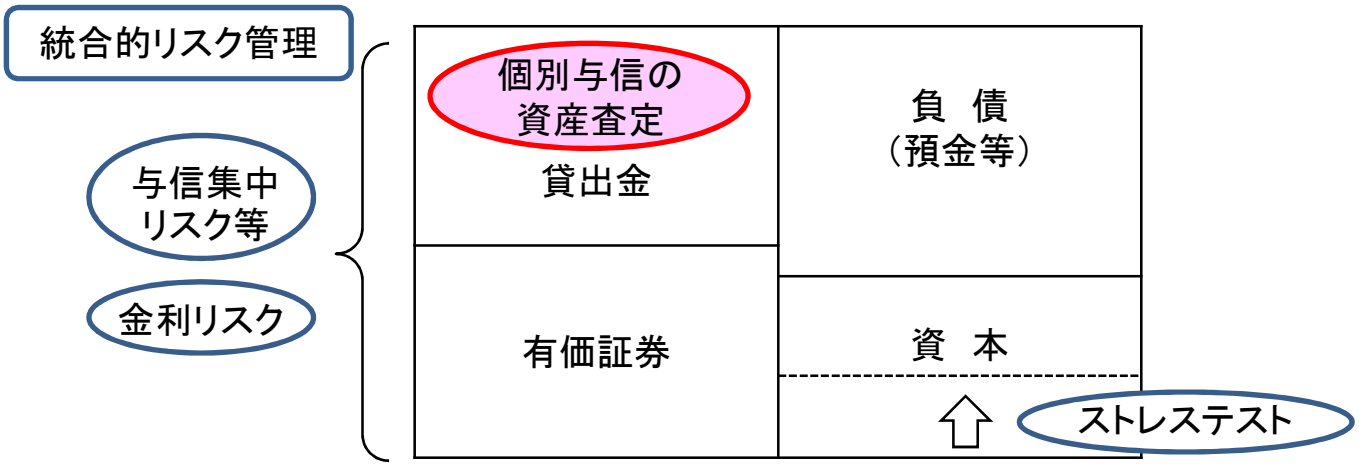

Ⅱ　重点施策⑤

６．ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

－　持続可能でないビジネスモデルは、将来的に金融機関の健全性を脅かす。

- 人口減少等事業環境が変化する中におけるビジネスモデルの持続可能性について、金融機関と議論。
- 経営管理態勢（ガバナンス）が機能しているかについて検証。
  （例）　社外取締役を含む取締役会や監査役会等の各機関が実質的にどのように機能を発揮しているか。

７．顧客の信頼・安心感の確保等

－　情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備、反社・マネロン対応等の取組みを検証。

Ⅱ　重点施策⑥

８．東日本大震災からの復興の加速化

－　産業復興と地域再生が本格化する段階において、地域の核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関が支援することが重要。

－　二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進。

９．公的金融と民間金融

－　金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握等を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかに実現するかにつき、関係者と議論。

Ⅲ　具体的なモニタリングの取組み

１．オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

－　監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながらモニタリングを進め、金融機関の負担軽減を図る。

２．より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

－　金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並び意識を排し、自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

３．国際的な連携の強化

－　金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえ、

- 国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献。
- 各国当局との連携強化による、より効果的・効率的な監督。
- 諸外国の監督の動向把握による金融庁自身の監督手法の継続的改善。

４．関係者との対話の充実、情報収集の強化

－　金融機関のステークホルダー（株主、顧客、社外取締役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会等）との意見交換や情報収集。

Ⅳ　主要行等に関する監督・検査

１．産業の新陳代謝や経済の成長を支える資金を提供

－　幅広い取引先、グローバルな知見、高度なサービス提供力を活用。
- 企業の海外進出支援、プロジェクトファイナンスなど、主要行ならではの取組み。
- 企業や産業の課題に対応した適切な解決策の前広な提案、中小企業支援。

２．顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

－　真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現。
- 銀信証の連携に見合った利益相反管理・優越的地位濫用防止の態勢。

－　金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

３．変化を先取りしたリスク管理

－　業務範囲・規模に応じた高度なリスク管理、経済・金融市場との相互作用の把握・分析。
－　国際的な規制・監督の動向への対応。

４．国際水準を見据えた強固な経営管理態勢の構築

－　多様な人材の育成・確保、適材適所の人材配置、社外取締役の機能発揮。

Ⅴ　中小・地域金融機関に対する監督・検査

１．地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

－　様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価を踏まえた解決策の検討・提案、支援の実行。
－　事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化（地域経済活性化支援機構の積極的な活用）。
－　特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、地域経済の活性化に向けた取組みを主導する役割を発揮。

２．顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

－　真に顧客のためになるサービス提供、金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

３．中長期的に持続可能性の高いビジネスモデルの構築

－　人口の減少等が予測される中、５～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築。

４．健全性の確保

－　事業環境の変化等に適切に対応できる経営管理態勢の構築。
－　リスク管理態勢や収益管理態勢の充実、財務基盤の強化。

Ⅵ　保険会社等に対する監督・検査

１．保障・補償機能の適切な発揮

－　適切な保険金等の支払いが、保険会社等にとって最も重要な責務。年齢等保険金受取人の特性等に配慮した保険金等の支払管理の態勢整備。

２．顧客保護と利用者利便の向上

－　顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行う態勢整備（特に、高齢顧客に対するきめ細やかな取組み。）。

３．リスク管理の高度化の促進

－　保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえ、事業のリスクを統合的に管理する態勢を整備。

４．経営管理態勢の強化

－　取締役会等の機能発揮。

－　海外事業展開に対応した経営管理態勢。

Ⅶ　金融商品取引業者等に対する監督

１．顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）

－　運用会社・販売会社双方が、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供。
- 運用会社 ： 運用能力の向上と系列の販売会社との間での運用の独立性の適切な確保。
- 販売会社 ： 商品のリスクや手数料等の費用についての十分な説明と商品自体の透明性確保。

－　NISA導入の趣旨も踏まえた投資家の金融リテラシーの向上への取組み。

２．成長資金の供給に向けた機能の発揮

－　企業の育成や資金調達に向けた適切な支援など、直接金融における金融仲介機能の積極的な発揮。

３．顧客の信頼・安心感の確保等

－　顧客の信頼・安心感や市場の公正性・透明性の確保に向けた、利用者保護・法令等遵守。

４．経営管理・リスク管理の向上

－　大規模証券会社グループ等について、経済金融情勢や国際的な金融規制の動向も踏まえた経営管理態勢やリスク管理態勢の高度化。

資料８－３－１

早期是正措置の概念図

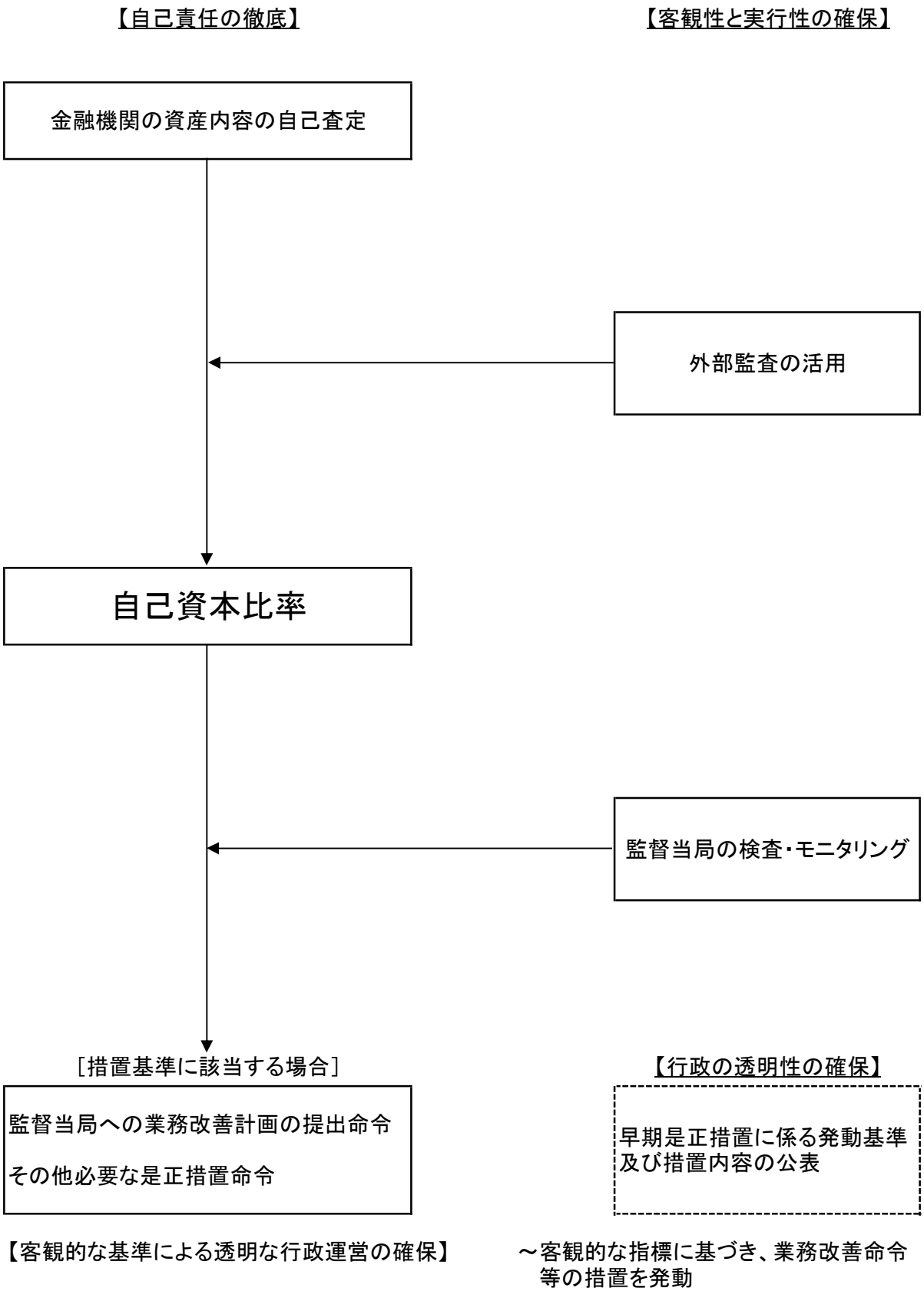

資料８－３－２

早期警戒制度について

○　金融再生プログラム（抄）
（オ）「早期警戒制度」の活用
　自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○　意義
　金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第２項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。

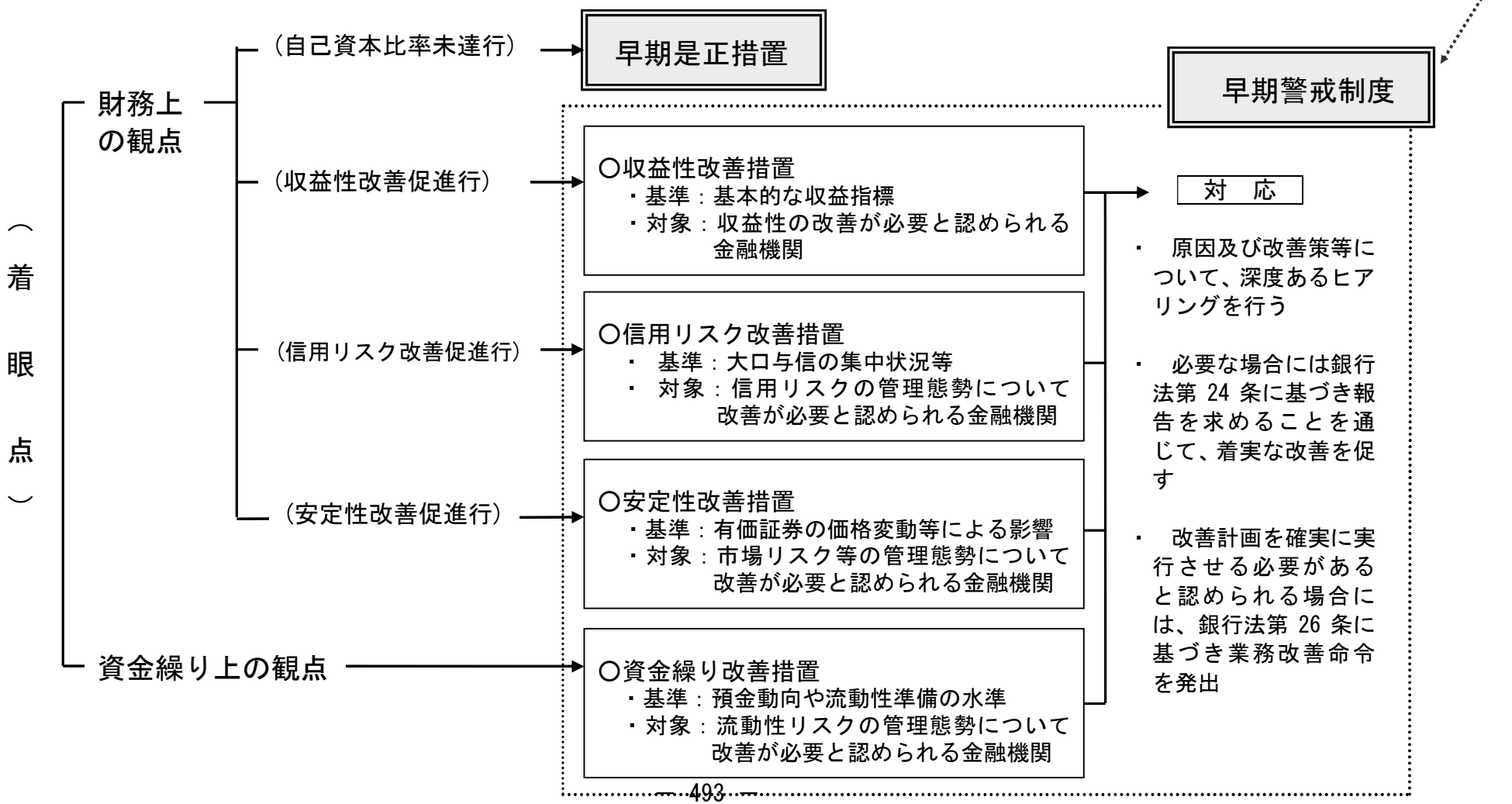

資料８－３－３

早期警戒制度の導入について

1. 経　緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年４月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

２．早期警戒制度の着眼点

（1） 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

（2） 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

（3） 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

３．監督手法・対応

上記（1）から（3）までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

資料８－４－１

金　　融　　庁

金融上の行政処分について

○　行政運営の基本的な考え方

・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○　基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○　行政処分の公正性・透明性の確保

１．事前にルールや解釈を明示

・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

（例１）銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針　Ⅲ－３―３「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

（例２）保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針　Ⅱ―３－５－２（※）「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ―３－３（※）「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

・　いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

（注1）ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年7月の制度導入以降、累計で 55 件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

（注2）「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした

② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした

③ 弁護士等（弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者）以外の者が代理人になることを可能とした

2．デュープロセスの遵守

・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。

・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している（意見交換制度）。

（注）更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3．透明性の確保

・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。

・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1．具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

①当該行為の重大性・悪質性

◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度
広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無
当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無
反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2．上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。

・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

・「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定。

○ 事後のフォローアップ

・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

（以 上）

資料8－4－2

行政処分の件数（平成14年4月～平成26事務年度）

	13事務年度（14年4月1日～6月30日）	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	合　計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	**49**
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	**9**
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	3	**41**
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	**83**
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	**1**
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	**61**
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	**18**
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	**2**
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**25**
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	**20**
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	**0**	**65**
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	**0**	**1**
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	**0**	**21**
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	**1**	**3**
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	―	―	―	**2**
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	5	**401**
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	**70**
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	2	**125**
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	**55**
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	**9**
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	**12**
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	**1**
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	**2**
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	**1**
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	**29**
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	**60**
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	**15**
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	**2**
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	**1**
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	**4**
合　計	**20**	**66**	**107**	**90**	**253**	**129**	**80**	**87**	**104**	**70**	**58**	**53**	**49**	22	**1188**
うち業務停止以上	**9**	**20**	**29**	**30**	**91**	**40**	**33**	**26**	**40**	**30**	**23**	**22**	**20**	**8**	**421**

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）金融商品仲介業者（19年9月以前は証券仲介業者）の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
（注4）少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
（注5）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注6）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注7）前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注8）資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
（注9）第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注10）第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注11）投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注12）投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

資料９－２－１

平成 27 年 6 月 5 日
金　　融　　庁

主要行等の平成 27 年３月期決算の概要

１．損益の状況（グループ連結ベース）

○　27 年３月期は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、海外業務関連経費や与信関係費用が増加したことなどにより、当期純利益は前期に比べ 2.3%の減少。

（単位：億円）

	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期	前期比
連結業務粗利益	101,573	102,382	111,088	8,706
資金利益	51,059	52,830	56,616	3,786
役務取引等利益	28,288	31,280	33,444	2,164
その他業務利益	12,370	7,272	9,357	2,085
うち債券等関係損益(※※)	7,562	1,831	3,209	1,378
経費	▲ 57,387	▲ 60,346	▲ 65,336	▲ 4,989
連結業務純益	44,295	42,042	45,701	3,659
与信関係費用(※)	▲ 3,893	2,069	▲ 1,396	▲ 3,466
株式等関係損益	▲ 1,681	3,470	3,420	▲ 50
うち株式等償却(※※)	▲ 2,686	▲ 652	▲ 218	434
当期純利益	27,077	29,506	28,820	▲ 686

※　与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。　※※　債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。

（参考）	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期
貸出金（末残）	259.1 兆円	273.4 兆円	288.8 兆円

（注）貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○　不良債権額は 26 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

（いずれも平成 11 年３月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期
不良債権額	5.1 兆円	4.0 兆円	3.5 兆円
不良債権比率	1.78%	1.33%	1.10%

３．自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○　国際統一基準行の総自己資本比率、普通株式等 Tier1 比率は、26 年３月期に比べ上昇。

○　国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、26 年３月期に比べ低下。

（国際統一基準行：４グループ）

	26 年３月期	27 年３月期
総自己資本比率	15.18%	15.63%
Ｔier1 比率	11.98%	12.33%
普通株式等Tier1 比率	10.33%	10.70%

（国内基準行：３グループ）

	26 年３月期	27 年３月期
自己資本比率	14.27%	13.95%

（注）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

資料９－２－２

主要行等の平成27年３月期決算状況【連結】＜速報ベース＞

（単位：億円、％）

	連結業務純益	与信関係費用	株式等関係損益	当期純利益	その他有価証券評価損益	うち株式	（総）自己資本比率	Tier1比率	普通株式等Tier1比率
みずほフィナンシャルグループ ＊	8,770	▲ 47	1,319	6,119	25,314	21,590	14.58%	11.50%	9.43%
三菱UFJフィナンシャル・グループ ＊	16,449	▲ 1,616	931	10,338	41,332	29,300	15.68%	12.62%	11.14%
三井住友フィナンシャルグループ ＊	13,105	▲ 78	667	7,536	26,050	20,543	16.58%	12.89%	11.30%
りそなホールディングス	2,747	224	446	2,115	5,737	5,400	13.46%	－	－
三井住友トラスト・ホールディングス ＊	3,168	193	▲ 22	1,597	7,543	7,356	15.57%	11.45%	10.28%
新生銀行	937	▲ 119	66	679	159	125	14.86%	－	－
あおぞら銀行	527	47	13	437	511	263	14.45%	－	－
7グループ計	45,701	▲ 1,396	3,420	28,820	106,646	84,576	15.63% (13.95%)	12.33% －	10.70% －

（出典）決算短信等

（参考）過去の主要行等合計の推移

26年３月期（7ｸﾞﾙｰﾌﾟ計）	42,042	2,069	3,470	29,506	51,275	44,985	15.18% (14.27%)	11.98% －	10.33% －
25年３月期（7ｸﾞﾙｰﾌﾟ計）	44,295	▲ 3,893	▲ 1,681	27,077	44,556	30,084	15.28% (14.25%)	11.58% (11.30%)	9.87% －
24年３月期（7ｸﾞﾙｰﾌﾟ計）	41,256	▲ 3,228	▲ 1,868	24,554	16,294	9,263	－	－	－

（注１）金額及びグループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

（注２）＊印は国際統一基準。

（注３）連結業務純益については、持分法適用会社の損益の計算方法などにおいて、各グループにより公表数値の定義が異なる場合がある。

（注４）与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（注５）自己資本比率等の7グループ計及び26年３月期（7グループ計）、25年３月期（7グループ計）は国際統一基準行の比率。なお、括弧書きは国内基準行の比率。

資料９－２－３

平成 27 年６月５日
金　　融　　庁

地域銀行の平成 27 年３月期決算の概要

１．損益の状況（銀行単体ベース）

○ 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、資金利益の減少等により、前年同期に比べ 2.7%の減少。

○ 当期純利益は、与信関係費用が引き続き減少したこと等により、前年同期とほぼ同水準。

（単位：億円）

	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期	前年同期比
業務粗利益	48,544	47,808	47,547	▲ 261
資金利益	41,048	41,048	40,242	▲ 806
役務取引等利益	4,790	5,097	5,550	453
債券等関係損益	1,959	926	909	▲ 17
うち、債券等償却	▲ 143	▲ 41	▲ 24	17
経費	▲ 31,144	▲ 31,171	▲ 31,357	▲ 186
実質業務純益	17,400	16,636	16,190	▲ 446
与信関係費用(※)	▲ 3,650	▲ 1,788	▲ 937	851
株式等関係損益	▲ 812	1,256	1,158	▲ 98
うち、株式等償却	▲ 722	▲ 63	▲ 28	35
当期純利益	8,157	10,709	10,629	▲ 80

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）

	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期
貸出金（末残）	219.2 兆円	225.5 兆円	233.8 兆円

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は 26 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
（いずれも平成 11 年 3 月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	25 年３月期	26 年３月期	27 年３月期
不良債権額	6.8 兆円	6.2 兆円	5.6 兆円
不良債権比率	3.07%	2.72%	2.38%

３．自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、普通株式等 Tier1 比率は、26 年３月期に比べ上昇。

○ 国内基準行の自己資本比率については、貸出金の増加を主因とするリスクアセットの増加等により 26 年３月期に比べ低下。

（国際統一基準行：10行）

	26 年３月期	27 年３月期
総自己資本比率	14.28%	14.64%
Ｔier1 比率	12.63%	13.00%
普通株式等Ｔier1 比率	12.59%	12.96%

（国内基準行：96行）

	26 年３月期	27 年３月期
自己資本比率	11.04%	10.50%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）27年3月期の集計対象は106行（地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行）
（注3）与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

金融庁
Financial Services Agency

平成 26 年９月 29 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商　　号　：　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ
２．本店所在地　：　東京都新宿区新宿五丁目９番２号
３．代　表　者　：　代表取締役会長　　酒井　勲
　　代表取締役社長　　柿﨑　昭裕
４．資　本　金　：　２００億円
５．役職員数(予定)　：　１３２名
６．設立予定日　：　平成２６年１０月１日

お問い合わせ先
関東財務局　Tel　048-600-1144
金融監督第一課

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3320、3393)

資料９－２－５

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目　　的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当ｶﾊﾞｰ部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

資料９－２－６

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	**破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	**破綻先** **実質破綻先** 第Ⅰ分類 / 第Ⅱ分類 / 第Ⅲ分類 / 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	**危険債権** 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	**破綻懸念先** 第Ⅰ分類 / 第Ⅱ分類 / 第Ⅲ分類
３カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	**要管理債権** ３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	**要注意先** 第Ⅰ分類 / 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～ **正常先** 第Ⅰ分類

資料９－２－７

自己査定における債権分類基準

高い　←　回収の可能性　→　低い

不良↑財務内容↓健全	債務者区分＼担保などの分類	優良担保（預金・国債などの担保）優良保証（保証協会などの保証）	一般担保（不動産担保等）		担保なし
			処分可能見込額（評価額の７０％相当分）	評価額と処分可能見込額の差額（評価額の３０％相当分）	
	破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
	要管理先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	要注意先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	正常先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ

Ⅳ（第4分類）:回収不能債権

Ⅲ（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権

Ⅱ（第2分類）:回収に注意を要する債権

Ⅰ（第1分類）:正常債権

破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先　現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先　金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先　要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先　業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年８月７日
金融庁

平成２７年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

１．金融再生法開示債権の状況

平成 27 年３月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 9.1 兆円であり、平成 26 年３月期の 10.2 兆円に比べ 1.1 兆円の減少となっています。

（参考）平成 27 年３月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権		▲1.1
うち 要管理債権		▲0.0
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋0.9
	危険債権以下からの上方遷移	＋0.1
	（債務者の業況改善＋0.1　再建計画の策定等＋0.0）	
	（増加要因計	＋0.9）
［減少要因］	正常債権化	▲0.7
	（債務者の業況改善▲0.5　再建計画の策定等▲0.2）	
	危険債権以下への下方遷移	▲0.2
	返済等（*）	▲0.1
	（減少要因計	▲1.0）
うち 危険債権以下		▲1.1
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋1.2
	要管理債権からの下方遷移	＋0.2
	（増加要因計	＋1.4）
［減少要因］	オフバランス化等（*）	▲2.4
	（債権流動化等▲1.7、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8）	
	（減少要因計	▲2.4）

＊「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

２．個別貸倒引当金の状況

平成 27 年３月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.7 兆円であり、平成 26 年３月期の 2.1 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

３．不良債権処分損の状況

平成 27 年３月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 26 年３月期の 0.1 兆円の戻り益から 0.2 兆円悪化し、0.1 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局総務課監督調査室
（内線 2688、3313）

（表１）金融再生法開示債権等の推移
（Excel）（PDF：**KB）
（表２）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
（Excel）（PDF：**KB）
（表３）金融再生法開示債権の保全状況の推移
（Excel）（PDF：**KB）
（表４）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（Excel）（PDF：**KB）
（表５）不良債権処分損等の推移（全国銀行）
（Excel）（PDF：**KB）
（表６）リスク管理債権額等の推移
（Excel）（PDF：**KB）
（表７）自己査定による債務者区分の推移
（Excel）（PDF：**KB）

資料9－2－9

（表1）金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
都銀・旧長信銀・信託	総与信（億円）	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450
	金融再生法開示債権（億円）	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150
	破産更生等債権（億円）	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890
	危険債権（億円）	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330
	要管理債権（億円）	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930
	正常債権（億円）	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300
	不良債権比率（%）	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲0.0
(9)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.6	3.2
都市銀行	総与信（億円）	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620
	金融再生法開示債権（億円）	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830
	破産更生等債権（億円）	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710
	危険債権（億円）	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400
	要管理債権（億円）	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720
	正常債権（億円）	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800
	不良債権比率（%）	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2
	不良債権処分損（兆円）	6.2	4.6	3.3	1.9	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.2	▲ 0.3	0.0
(4)	実質業務純益（兆円）	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6
旧長期信用銀行	総与信（億円）	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250
	金融再生法開示債権（億円）	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990
	破産更生等債権（億円）	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50
	危険債権（億円）	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780
	要管理債権（億円）	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160
	正常債権（億円）	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260
	不良債権比率（%）	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4
	不良債権処分損（兆円）	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
(2)	実質業務純益（兆円）	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
信託銀行	総与信（億円）	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570
	金融再生法開示債権（億円）	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330
	破産更生等債権（億円）	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140
	危険債権（億円）	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150
	要管理債権（億円）	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050
	正常債権（億円）	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250
	不良債権比率（%）	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5
	不良債権処分損（兆円）	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲0.0	▲ 0.0	▲0.0
(3)	実質業務純益（兆円）	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5
主要行	総与信（億円）	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200
	金融再生法開示債権（億円）	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160
	破産更生等債権（億円）	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840
	危険債権（億円）	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550
	要管理債権（億円）	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770
	正常債権（億円）	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040
	不良債権比率（%）	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲0.0
(7)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	1.4	2.8	1.6	3.1

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
地域銀行	総与信（億円）	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900
	正常債権（億円）	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740
	不良債権比率（%）	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4
	不良債権処分損（兆円）	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1
(106)	実質業務純益（兆円）	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6
地方銀行	総与信（億円）	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040
	正常債権（億円）	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990
	不良債権比率（%）	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3
	不良債権処分損（兆円）	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1
(64)	実質業務純益（兆円）	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3
第二地方銀行	総与信（億円）	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680
	正常債権（億円）	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640
	不良債権比率（%）	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8
	不良債権処分損（兆円）	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
(41)	実質業務純益（兆円）	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3
全国銀行	総与信（億円）	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830
	正常債権（億円）	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040
	不良債権比率（%）	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6
	不良債権処分損（兆円）	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1
(115)	実質業務純益（兆円）	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
協同組織金融機関	総与信（億円）	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560
	正常債権（億円）	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		898,460
	不良債権比率（%）	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1
	不良債権処分損（兆円）	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1
(437)	実質業務純益（兆円）	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.3
信用金庫	総与信（億円）	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710
	金融再生法開示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		39,640
	破産更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		27,170
	要管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		3,440
	正常債権（億円）	674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920		683,040
(268)	不良債権比率（%）	10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		5.5
信用組合	総与信（億円）	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480
	金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740		7,440
	破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990		2,630
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,750
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,050
	正常債権（億円）	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		96,010
(155)	不良債権比率（%）	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2
預金取扱金融機関	総与信（億円）	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370
	破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		24,310
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		86,680
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,390
	正常債権（億円）	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500
	不良債権比率（%）	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		2.1
	不良債権処分損（兆円）	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2
(552)	実質業務純益（兆円）	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1

（注） 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （ ）内は26年9月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの（信農連等は含まない）。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料９－２－10

（表２） 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（単位：兆円）

		15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
金融再生法開示債権		▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	＋ 0.9	＋ 0.6	＋ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	＋ 0.1	＋ 0.3	＋ 0.0	＋ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 1.1
うち要管理債権		＋ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	＋ 0.1	▲ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.4	＋ 0.0	＋ 0.2	＋ 0.0	＋ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	＋ 0.0
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	＋ 4.7	＋ 3.0	＋ 2.1	＋ 1.1	＋ 1.5	＋ 0.6	＋ 1.0	＋ 0.7	＋ 1.2	＋ 0.8	＋ 0.9	＋ 0.8	＋ 0.9	＋ 0.6	＋ 0.9	＋ 0.6	＋ 1.0	＋ 0.5	＋ 0.9	＋ 0.3	＋ 0.5	＋ 0.3	＋ 0.9
	危険債権以下からの上方遷移	＋ 1.5	＋ 0.3	＋ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.4	＋ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.3	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1
	債務者の業況改善	＋ 0.6	＋ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.1	＋ 0.3	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.2	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.1
	再建計画の策定等	＋ 0.9	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.1	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0	＋ 0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.7
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.5
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
	返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	＋ 0.1	▲ 0.2	＋ 0.2	＋ 0.0	▲ 0.1	＋ 0.2	＋ 0.1	＋ 0.2	＋ 0.0	＋ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	＋ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下		▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	＋ 0.2	▲ 0.4	＋ 1.2	＋ 2.1	＋ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	＋ 0.0	＋ 0.1	＋ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.1
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	＋ 4.0	＋ 3.3	＋ 3.1	＋ 1.4	＋ 1.9	＋ 1.2	＋ 2.7	＋ 1.9	＋ 2.7	＋ 2.7	＋ 4.7	＋ 2.2	＋ 3.3	＋ 1.5	＋ 2.8	＋ 1.5	＋ 2.7	＋ 1.3	＋ 2.3	＋ 0.8	＋ 1.4	＋ 0.7	＋ 1.2
	要管理債権からの下方遷移(*)	＋ 3.1	＋ 3.3	＋ 2.3	＋ 0.8	＋ 0.9	＋ 0.4	＋ 0.7	＋ 0.4	＋ 0.5	＋ 0.3	＋ 0.4	＋ 0.5	＋ 0.5	＋ 0.2	＋ 0.3	＋ 0.2	＋ 0.3	＋ 0.2	＋ 0.4	＋ 0.2	＋ 0.3	＋ 0.2	＋ 0.2
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 2.4

（注）１．計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
２．26年9月期時点の対象金融機関数は115行。
３．都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行（埼玉りそな銀行を含む。）を集計。
４．一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
５．9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
＊ 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
＊＊「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料９－２－11

（表3） 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
これらに準ずる債権 破産更生債権及び	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)	(91.4)	(94.4)	(95.2)	(94.4)
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(11.7)	(9.4)	(8.6)	(5.6)	(4.8)	(5.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8	1.6	1.5
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	(82.9)	(83.7)	(84.8)	(85.5)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0
		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1)	(54.5)	(54.9)	(58.0)	(57.2)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)	(28.4)	(28.8)	(26.7)	(28.3)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.9
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	(69.3)	(67.6)	(67.0)	(65.2)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0)	(48.1)	(46.7)	(47.7)	(39.8)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	(21.3)	(20.9)	(19.3)	(25.4)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0	2.7	2.7
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	(80.2)	(79.7)	(80.0)	(78.5)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1	1.9	1.8
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)	(54.9)	(56.0)	(56.3)	(55.5)	(57.7)	(53.3)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	0.7	0.9
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	(23.8)	(24.1)	(22.3)	(25.2)

地域銀行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(65.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3)	(60.7)	(60.2)	(60.5)	(60.1)	(59.9)	(59.2)	(59.8)	(60.8)
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(38.9)	(39.6)	(39.3)	(39.7)	(39.4)	(39.8)	(40.1)	(40.8)	(40.1)	(39.2)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)	(85.5)	(85.8)	(85.8)	(85.6)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4
		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(64.8)	(65.2)	(64.9)	(64.7)	(65.1)	(65.4)	(65.1)	(64.8)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)	(19.8)	(20.5)	(20.4)	(20.3)	(20.6)	(20.8)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)	(54.8)	(54.4)	(54.9)	(54.2)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	(37.8)	(39.1)	(38.6)	(38.5)	(39.9)	(39.0)
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)	(15.4)	(15.5)	(16.2)	(15.9)	(15.1)	(15.1)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2	5.9	5.6
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4	5.1	4.9	4.6
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)	(82.8)	(82.4)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.5	3.4
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)	(59.7)	(59.4)
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)	(23.1)	(22.9)

全国銀行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9
		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)	(67.8)	(68.6)
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)	(32.2)	(31.4)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4	5.0	4.7
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)	(85.7)	(85.7)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	3.7	3.4
		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)	(62.6)	(62.2)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)	(23.1)	(23.5)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.3	1.4
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)	(61.2)	(60.6)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9
		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)	(43.9)	(39.5)
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)	(17.4)	(21.1)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.0	10.2	9.4	9.2
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4	7.7	7.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)	(82.0)	(81.0)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9	5.6	5.2
		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)	(59.0)	(57.1)
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4	2.2	2.2
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)	(23.0)	(24.0)

（注） 1. ( )内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料９－２－12

（表4） 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（アンケートによる全数調査）

主要行（7行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額［A］	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447	752	1,613
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097	534	1,129
A－B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350	218	484
A／B （%）	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9	140.9	142.9

地域銀行（106行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額［A］	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780	1,173	2,339
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864	765	1,433
A－B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916	408	906
A／B （%）	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1	153.3	163.2

全国銀行（115行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額［A］	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474	2,685	5,955
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687	1,948	3,983
A－B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787	737	1,971
A／B （%）	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1	137.8	149.5

（注）1．主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2．地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
3．全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
4．（　）内は26年9月期時点の対象金融機関数。
5．9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。

資料9－2－13

（表5） 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

（単位:億円）

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583	29,140	136,309	22,745	69,441	22,795	61,076
				(110,669)	(62,099)	(108,188)	(22,827)	(104,403)	(15,869)	(53,975)	(15,173)	(42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	21,130	81,181	10,076	25,313	11,886	27,319
				(55,758)	(25,342)	(65,522)	(15,652)	(54,901)	(4,757)	(13,388)	(6,041)	(13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	6,854	47,093	9,002	38,646	9,674	30,717
				(54,901)	(36,756)	(35,005)	(6,306)	(42,677)	(8,123)	(36,094)	(8,062)	(26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	3,300	23,772	6,071	18,807	8,475	25,202
				(15,676)	(8,495)	(7,912)	(3,125)	(22,549)	(5,845)	(17,335)	(7,064)	(22,014)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589	33,428	31,421	846	23,321	801	19,839	566	5,516
				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(822)	(20,128)	(771)	(18,759)	(533)	(4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	1,156	8,035	3,667	5,482	1,235	3,040
				(10)	(1)	(7,661)	(869)	(6,825)	(2,989)	(4,493)	(1,070)	(2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	486,254	587,660	610,405	657,101	679,896	718,177
				(218,111)	(280,210)	(388,398)	(415,417)	(492,801)	(508,670)	(546,776)	(561,949)	(589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	205,961	243,200	255,201	281,846	291,520	312,563
				(108,121)	(144,877)	(179,882)	(186,188)	(222,559)	(230,682)	(258,653)	(266,715)	(285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	262,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150
				(218,682)	(164,406)	(219,780)	(182,090)	(202,500)	(192,170)	(197,720)	(192,920)	(192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930	123,340	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550
				(103,450)	(93,880)	(136,010)	(125,470)	(92,580)	(80,130)	(76,780)	(77,130)	(69,390)
（うち、個別貸倒引当金残高）	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420
				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(110,020)	(68,130)	(56,160)	(49,820)	(46,170)	(39,170)

（単位:億円）

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)	1,607 (▲1,872)	10,460 (2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲ 1,397 (▲3,655)	▲ 3,722 (▲6,963)	▲ 263 (▲2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセールによる売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (▲8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲ 1 (21)	274 (300)	332 (356)	▲ 103 (▲138)	▲ 152 (▲171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
（うち、個別貸倒引当金残高）	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

（単位:億円）

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)	1,383 (329)	5,486 (2,575)	1,531 (136)	5,754 (2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)	125 (▲293)	2,212 (740)	310 (▲455)	2,850 (492)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)	1,200 (599)	3,147 (1,802)	1,211 (619)	2,768 (1,591)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)	1,046 (576)	2,379 (1,325)	1,061 (548)	2,340 (1,437)
バルクセールによる売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)	155 (24)	769 (477)	150 (71)	428 (154)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)	58 (23)	127 (33)	10 (▲27)	136 (34)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)	1,048,714 (809,212)	1,052,817 (811,458)	1,054,348 (811,594)	1,058,571 (813,575)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)	502,615 (437,252)	504,562 (438,455)	505,773 (439,074)	507,330 (440,046)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)	113,490 (45,740)	115,310 (47,500)	115,660 (47,400)	116,820 (49,350)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)	51,400 (25,780)	51,030 (26,400)	48,530 (24,640)	48,650 (25,140)
（うち、個別貸倒引当金残高）	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)	23,960 (8,950)	24,310 (9,870)	23,910 (9,450)	23,880 (9,480)

（単位:億円）

	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)	▲ 2,930 (▲3,057)	747 (▲168)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)	▲ 3,453 (▲3,247)	▲ 1,352 (▲1,464)
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)	542 (239)	2,068 (1,332)
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)	321 (79)	1,717 (1,127)
バルクセールによる売却損等	129 (37)	290 (81)	220 (161)	351 (205)
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)	▲ 19 (▲50)	32 (▲36)
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,057,818 (811,029)	1,054,888 (807,972)	1,058,565 (810,861)
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	508,995 (440,807)	509,537 (441,046)	511,063 (442,139)
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)	92,688 (33,924)	89,692 (33,718)
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)	36,630 (16,630)	37,040 (17,950)
（うち、個別貸倒引当金残高）	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)	18,290 (5,970)	17,270 (5,630)

（注）1. (　)内の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行（15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。）を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行（現・新生銀行）及び日本債券信用銀行（現・あおぞら銀行）を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行（15年3月再編）を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構（RCC）への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額）等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
12. 9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。

資料9－2－14

（表６）リスク管理債権額等の推移

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
都銀・旧長信銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470	2,778,780	2,889,210
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720	33,920	33,720
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800	1,350	710	650	560
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020	21,690	19,230
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720	720	670
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270	10,870	13,260
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430	16,630	17,950
(9)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580	5,970	5,630
都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400	2,312,540	2,403,010
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420	29,670	30,450
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620	600	540
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530	18,890	17,200
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700	700	650
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570	9,470	12,070
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610	14,320	15,730
(4)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320	5,090	4,960
旧長期信用銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850	68,430	70,040
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300	1,490	990
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70	30	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980	1,300	820
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240	150	150
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	1,550	1,480	1,230	1,100
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850	590	370
信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220	397,810	416,160
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000	2,770	2,280
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10	10	20
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510	1,490	1,210
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460	1,250	1,040
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340	1,080	1,120
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410	290	290
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620	2,710,350	2,819,170
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040	40,220	36,420	32,430	32,730
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630	610	560
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050	20,390	18,410
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710	710	660
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030	10,720	13,110
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950	15,400	16,850
(7)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730	5,380	5,260

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410	2,285,190	2,338,120
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620	58,760	55,970
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450	2,290	1,850
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050	46,020	44,200
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320	320	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810	10,140	9,670
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310	20,000	19,090
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920	12,320	11,640
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410	1,751,170	1,794,440
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300	43,370	41,730
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570	1,470	1,220
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	36,460	35,080	33,500	32,450
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	330	260	260	210
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400	8,140	7,850
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840	14,950	14,410
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340	8,930	8,560
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070	466,510	475,000
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220	14,290	13,220
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850	790	610
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150	11,680	10,930
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50	50	50
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170	1,770	1,630
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090	4,720	4,370
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390	3,220	2,930
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870	5,063,970	5,227,330
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	107,330	100,350	92,690	89,690
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160	2,940	2,420
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070	67,710	63,420
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040	1,030	920
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070	21,010	22,930
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740	36,630	37,040
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500	18,290	17,270

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
協同組織金融機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120		1,302,620
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750		54,370
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020		3,200		2,700
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040		46,340
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310		260		260		190		190
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840		5,720		5,320		5,140
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900		18,440		17,280
(472)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250		13,550
信用金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550		716,870
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690		39,080
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720		1,480
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210		33,950
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240		190		180		210		210		240		180		140		140		80		80
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670		3,570
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950		10,690		10,120
(268)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390		8,020
信用組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670		103,090
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720		7,380
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660		550
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990		5,780
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70		60		60		40		50
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030		1,000
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790		2,680
(155)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370		2,430		2,320		2,210
預金取扱金融機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990		6,529,950
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090		144,060
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950		6,350		5,120
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120		109,760
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220		1,110
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390		28,070
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180		54,330
(587)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740		30,820

（注）1．計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2．（　）内は26年9月期時点の対象金融機関数。
3．旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4．主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5．地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6．一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料９－２－15

（表７） 自己査定による債務者区分の推移

主要行（７行）　　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0	282.9	296.1
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2	10.2	9.6
（要管理債権）	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4

地域銀行（106行）　　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8	182.0	190.9
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9	24.5	24.1
（要管理債権）	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9	6.5	6.2	5.9	5.7

全国銀行（115行）　　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0	471.1	493.5
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4	35.1	34.0
（要管理債権）	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5	1.3	1.3
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	11.0	10.2	9.4	9.2

預金取扱金融機関（587機関）　　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7		472.8		481.1		485.1		491.8		482.3		485.3		498.6		525.3		554.2		592.4
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2		52.3		55.8		57.8		65.2		70.5		68.7		65.7		62.4		56.8		51.6
（要管理債権）	19.1	19.2	13.0	7.5		6.0		5.0		4.7		2.6		2.5		2.9		3.1		3.3		2.9		2.8
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5		9.7		9.3		9.0		9.5		9.9		10.0		10.9		11.1		10.1		9.1
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6		4.4		4.0		3.9		5.5		5.0		4.2		3.6		3.4		2.9		2.5
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6		20.2		18.3		17.5		17.6		17.4		17.1		17.6		17.8		15.9		14.4

（注）１．要管理債権とは、３か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
２．主要行の計数は、都銀と信託の合計。
３．地域銀行の計数は、15年３月期以降埼玉りそな銀行を含む。
４．全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年４月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年４月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
５．一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
６．預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、（要管理債権）については、信農連等及び商工中金を含まない。
７．不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権（リスク管理債権又は再生法開示債権）であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
８．（　）内は26年９月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－16

金融再生プログラム

―主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生―

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生　←　不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進　←　雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

（1）安心できる金融システムの構築
- ○ 国民のための金融行政
- ○ 決済機能の安定確保
- ○ モニタリング体制の整備

（2）中小企業貸出に対する十分な配慮
- ○ 中小企業貸出に関する担い手の拡充
- ○ 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
- ○ 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○ 中小企業の実態を反映した検査の確保
- ○ 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
  - ― 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
  - ― 貸し渋り・貸し剥がし検査

（3）平成16年度に向けた不良債権問題の終結
- ○ 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
- ○「特別支援金融機関」における経営改革
- ○ 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

（1）「特別支援」を介した企業再生
- ○ 貸出債権のオフバランス化推進
- ○ 時価の参考情報としての自己査定の活用
- ○ DIPファイナンスへの保証制度

（2）RCCの一層の活用と企業再生
- ○ 企業再生機能の強化
- ○ 企業再生ファンド等との連携強化
- ○ 貸出債権取引市場の創設
- ○ 証券化機能の拡充

（3）企業再生のための環境整備
- ○ 企業再生に資する支援環境の整備
- ○ 過剰供給問題等への対応
- ○ 早期事業再生ガイドラインの策定
- ○ 株式の価格変動リスクへの対処
- ○ 一層の金融緩和の期待

（4）企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

（1）資産査定の厳格化
- ○資産査定に関する基準の見直し
  - ― 引当に関するDCF的手法の採用
  - ― 引当金算定における期間の見直し
  - ― 再建計画や担保評価の厳正な検証　等
- ○特別検査の再実施
- ○自己査定と金融庁検査の格差公表
- ○自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

（2）自己資本の充実
- ○自己資本を強化するための税制改正
- ○繰延税金資産の合理性の確認
- ○自己資本比率に関する外部監査の導入　等

（3）ガバナンスの強化
- ○優先株の普通株への転換
- ○健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- ○「早期警戒制度」の活用　等

― 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）―

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現　⇨
- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

資料９－２－17

不良債権比率の推移（主要行）

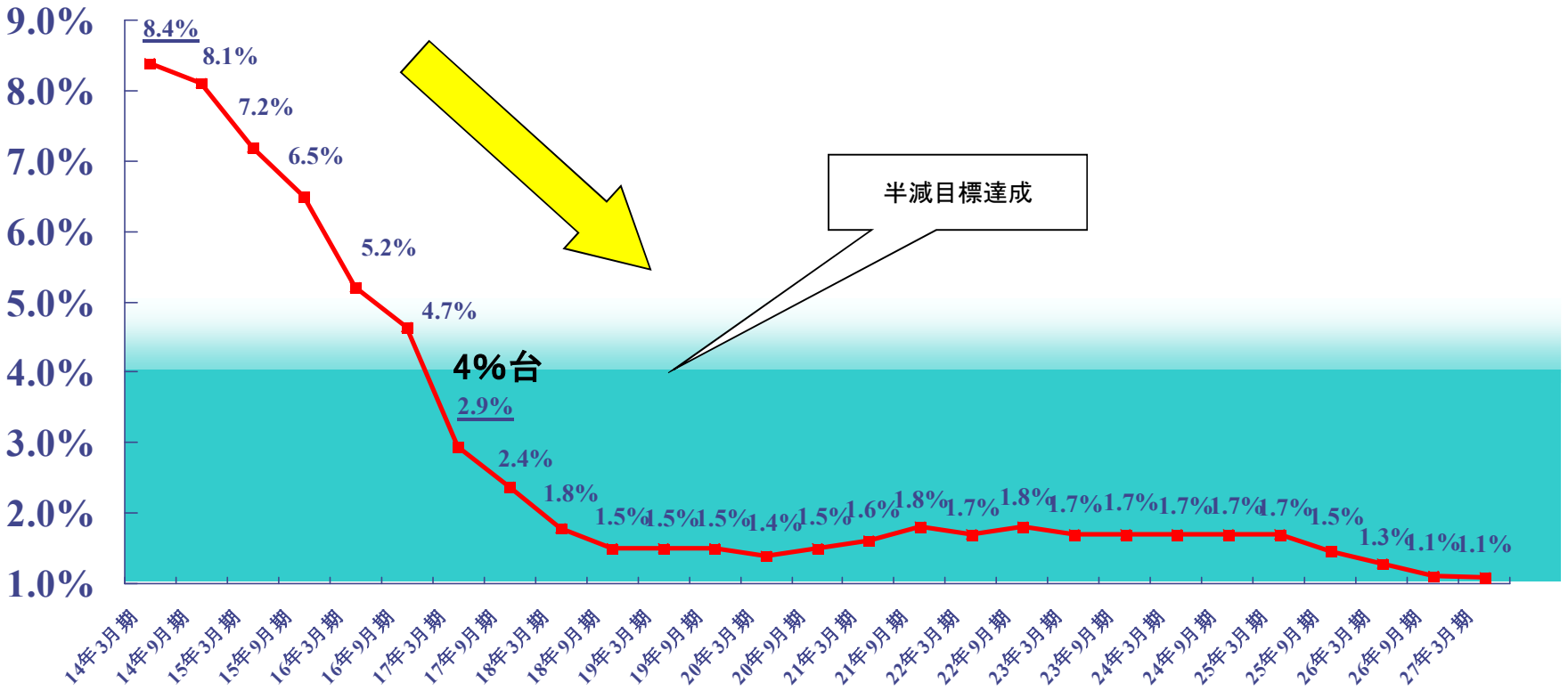

○金融再生プログラム
「平成１６年度（17年３月期）には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年３月期　８．４％）の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004
「金融分野においては、平成16年度（平成17年３月）末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料９－３－１　預金等取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	26. 9. 8	－
三井住友フィナンシャルグループ	26. 9. 8	－
みずほフィナンシャルグループ	26. 9. 8	－
りそなホールディングス	27. 4. 7	27. 6. 30

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京ＵＦＪ銀行	26. 9. 8	－
三井住友銀行	26. 9. 8	－
みずほ銀行	26. 9. 8	－
ゆうちょ銀行	26. 9. 8	26. 12. 17
新生銀行	26. 9. 8	27. 1. 27
農林中央金庫	27. 1. 26	27. 4. 28
あおぞら銀行	27. 1. 26	27. 4. 22
りそな銀行	27. 4. 7	27. 6. 30

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

（平成27年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
北國銀行	26. 8. 27	26. 11. 13
	27. 4. 1	27. 6. 16
広島銀行	26. 10. 14	26. 12. 10
鹿児島銀行	26. 10. 14	26. 12. 17
山梨中央銀行	26. 10. 14	26. 12. 9
福井銀行	27. 2. 2	27. 5. 20
岩手銀行	27. 2. 5	27. 4. 15
大分銀行	27. 4. 13	27. 6. 16
東北銀行	27. 4. 13	―
北陸銀行	27. 4. 13	27. 6. 23
筑邦銀行	27. 4. 13	―
琉球銀行	27. 4. 13	27. 6. 19
七十七銀行	27. 6. 1	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

（平成27年6月30日現在）

金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
静岡中央銀行	26. 8. 27	26. 11. 11
大正銀行	26. 8. 27	26. 11. 14
東京スター銀行	26. 11. 20	27. 3. 6
きらやか銀行	26. 11. 20	27. 2. 18
北洋銀行	27. 1. 26	27. 3. 18
東和銀行	27. 2. 2	27. 5. 7
島根銀行	27. 2. 2	27. 5. 22
高知銀行	27. 2. 2	27. 5. 14

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

外国金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
韓国産業銀行東京支店	26. 7. 16	26. 7. 23
ハナ銀行東京支店	26. 7. 17	26. 7. 24
ステート・ストリート信託銀行	26. 9. 12	26. 10. 9
メトロポリタン銀行東京支店	26. 9. 12	26. 10. 14
インテーザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店	26. 9. 16	26. 10. 14
アイエヌジーバンク エヌ・ヴイ東京支店	26. 10. 1	26. 10. 24
中國銀行在日支店	26. 10. 1	26. 10. 28
フィリピン・ナショナル・バンク東京支店	26. 10. 10	26. 11. 6
兆豐國際商業銀行東京支店	26. 10. 24	26. 11. 19
ユバフーアラブ・フランス連合銀行在日支店	26. 11. 4	26. 12. 3
ＪＰモルガン・チェース銀行東京支店	26. 11. 7	26. 12. 8
ブラジル銀行在日支店	26. 11. 10	26. 12. 16
中国工商銀行在日支店	27. 1. 5	27. 1. 28
交通銀行東京支店	27. 1. 5	27. 2. 2
スタンダードチャータード銀行東京支店	27. 1. 16	27. 2. 17
ユービーエス・エイ・ジー東京支店	27. 1. 29	27. 3. 3
ナショナルオーストラリア銀行東京支店	27. 2. 3	27. 3. 3
ドイツ銀行東京支店	27. 2. 18	27. 3. 18
中国建設銀行東京支店	27. 2. 18	27. 3. 18
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店	27. 3. 4	27. 4. 8
オーストラリア・ニュージーランド銀行在日支店	27. 3. 4	27. 4. 8
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店	27. 3. 19	27. 4. 28
中国農業銀行東京支店	27. 3. 19	27. 4. 30
パキスタン・ナショナル銀行在日支店	27. 4. 6	27. 5. 19
バンク・オブ・インディア在日支店	27. 4. 22	27. 6. 1

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
豊川信用金庫	26. 8. 26	26. 11. 7
飯塚信用金庫	26. 10. 14	26. 12. 17
備前信用金庫	26. 10. 15	27. 1. 16
しまなみ信用金庫	26. 10. 15	27. 1. 16
北陸信用金庫	26. 10. 16	27. 1. 23
鶴来信用金庫	26. 10. 16	27. 1. 26
郡山信用金庫	26. 10. 17	27. 1. 8
宮古信用金庫	26. 10. 20	26. 12. 26
あぶくま信用金庫	26. 10. 20	26. 12. 25
大阪厚生信用金庫	26. 10. 20	27. 2. 2
湘南信用金庫	26. 10. 21	27. 4. 28
水戸信用金庫	26. 10. 21	27. 1. 15
加茂信用金庫	26. 10. 21	26. 12. 19
上田信用金庫	26. 10. 21	26. 12. 19
熊本第一信用金庫	26. 10. 27	27. 1. 8
延岡信用金庫	26. 10. 27	27. 1. 8
幡多信用金庫	27. 1. 14	27. 4. 13
高山信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 14
浜松信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 11
沼津信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 1
にいかわ信用金庫	27. 1. 15	27. 3. 31
唐津信用金庫	27. 1. 15	27. 3. 27
九州ひぜん信用金庫	27. 1. 15	27. 4. 2
網走信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 7
北空知信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 6
足立成和信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 9
佐原信用金庫	27. 1. 16	27. 3. 31
アルプス中央信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 15

（平成27年6月30日現在）

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
鳥取信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 16
日生信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 10
奄美大島信用金庫	27. 1. 19	27. 4. 7
きのくに信用金庫	27. 1. 20	27. 3. 30
徳島信用金庫	27. 1. 20	27. 4. 28
日田信用金庫	27. 2. 4	27. 4. 10
大牟田柳川信用金庫	27. 2. 16	27. 4. 16
大阪商工信用金庫	27. 3. 2	27. 6. 8
富山信用金庫	27. 4. 8	27. 6. 26
高岡信用金庫	27. 4. 8	27. 6. 23
福岡信用金庫	27. 4. 8	27. 6. 24
熊本信用金庫	27. 4. 8	27. 6. 22
中兵庫信用金庫	27. 4. 9	27. 6. 25
南郷信用金庫	27. 4. 9	27. 6. 23
函館信用金庫	27. 4. 13	27. 6. 30
小樽信用金庫	27. 4. 13	―
気仙沼信用金庫	27. 4. 13	27. 6. 29
東奥信用金庫	27. 4. 13	27. 6. 29
東榮信用金庫	27. 4. 13	―
世田谷信用金庫	27. 4. 13	―
足利小山信用金庫	27. 4. 13	―
愛知信用金庫	27. 4. 15	―
豊橋信用金庫	27. 4. 15	―
三島信用金庫	27. 4. 15	―
富士信用金庫	27. 4. 15	―
宮城第一信用金庫	27. 4. 16	27. 6. 29
鶴岡信用金庫	27. 4. 16	27. 6. 29
川之江信用金庫	27. 4. 20	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

信用組合名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
ウリ信用組合	26. 8. 26	26. 12. 5
福岡県南部信用組合	26. 10. 14	26. 12. 17
長崎県民信用組合	26. 10. 14	27. 1. 9
佐世保中央信用組合	26. 10. 14	26. 12. 18
愛知県中央信用組合	26. 10. 20	27. 2. 17
岐阜商工信用組合	26. 10. 20	27. 2. 18
飛騨信用組合	26. 10. 20	27. 2. 18
近畿産業信用組合	26. 10. 20	27. 2. 23
七島信用組合	26. 10. 21	27. 1. 20
十勝信用組合	27. 1. 16	27. 4. 13
全東栄信用組合	27. 1. 16	27. 4. 14
青和信用組合	27. 1. 16	27. 4. 13
房総信用組合	27. 1. 16	27. 4. 13
三條信用組合	27. 1. 16	27. 4. 15
富山県信用組合	27. 1. 16	27. 4. 10
大分県信用組合	27. 1. 19	27. 3. 31
京滋信用組合	27. 1. 20	27. 4. 2
仙北信用組合	27. 1. 30	27. 4. 7
相双五城信用組合	27. 1. 30	27. 4. 8
兵庫ひまわり信用組合	27. 2. 23	27. 5. 20
長崎三菱信用組合	27. 4. 8	27. 6. 29
ミレ信用組合	27. 4. 9	27. 6. 30
奄美信用組合	27. 4. 9	―
朝銀西信用組合	27. 4. 10	27. 6. 29
信用組合広島商銀	27. 4. 10	―
呉市職員信用組合	27. 4. 10	27. 6. 29
北央信用組合	27. 4. 13	27. 6. 30
ハナ信用組合	27. 4. 13	―

（平成27年6月30日現在）

信用組合名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
横浜中央信用組合	27. 4. 13	―
埼玉信用組合	27. 4. 13	―
イオン信用組合	27. 4. 20	―
土佐信用組合	27. 4. 20	―
大阪貯蓄信用組合	27. 5. 12	―

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

資料9－5－1

バーゼル2（自己資本比率規制）について

1. 経緯

- 1988年：バーゼル1公表
- 1996年：市場リスク規制導入
- 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- 2004年：「バーゼル2最終文書」公表

（我が国においては07年3月末より全面実施）

2. バーゼル2の概要（3つの柱）

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

［算　式］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目＋補完的項目－控除項目）}}{\underline{\text{信用リスク}}\text{（精緻化）}＋\text{市場リスク}＋\underline{\text{オペレーショナル・リスク}}\text{（新たに追加）}} \geqq 8\%\ (4\%)$$

対　象	最低所要自己資本比率	適　用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。（※）

（※）自己資本（補完的項目）の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】：

- 基本的項目（Tier1）：普通株式、優先株式、内部留保　等
- 補完的項目（Tier2）：その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株　等

（注1）「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株（Lower Tier2）は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
（注2）一般貸倒引当金は、ﾘｽｸ・ｱｾｯﾄの1.25%（国内基準では0.625%）が算入の上限。
（注3）国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。

- 控除項目：銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

信用ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ額 ＝ Σ(与信額(保証等ｵﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ取引含む)×各ﾘｽｸ･ｳｪｲﾄ)

① 標準的手法

- 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク･ウェイトを軽減
- 延滞債権は、引当率に応じてリスク･ウェイトを加減
- 貸出先企業の信用力に応じたリスク･ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国･地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 （うち地方三公社）	10%	10 % （20 %）
銀行･証券会社	20%	20%
事業法人 （中小企業以外）	100%	（格付に応じ） 20%～150% 又は （格付を使用せず）一律 100%
中小企業･個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 （※）	100%	50%～150% （引当率に応じて加減）
株式	100%	100%

（※） 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。 債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク･ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 （※1）	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 （※2）	銀行推計

（※1） デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。
（※2） 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

その他、保有株式のリスク･ウェイトには下限を設定（政策保有株式 100%、それ以外の上場株 200%、非上場株 300%）。ただし、04 年 9 月 30 日以前に保有していた株式については 10 年間(2014 年 6 月末まで)リスク･ウェイト 100%（標準的手法と同じ）を適用。

【オペレーショナル・リスク】：新たにリスク項目（分母）に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

（注）①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱：金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨：金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第１の柱の対象でないリスク（銀行勘定の金利リスク・集中リスク等）も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク（例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク）

金利リスク量が基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）の合計額の 20%を超える銀行（アウトライヤー銀行という）の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。（ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。）

第3の柱：市場規律の活用

趣旨：情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

資料９－５－２

バーゼル3の全体像

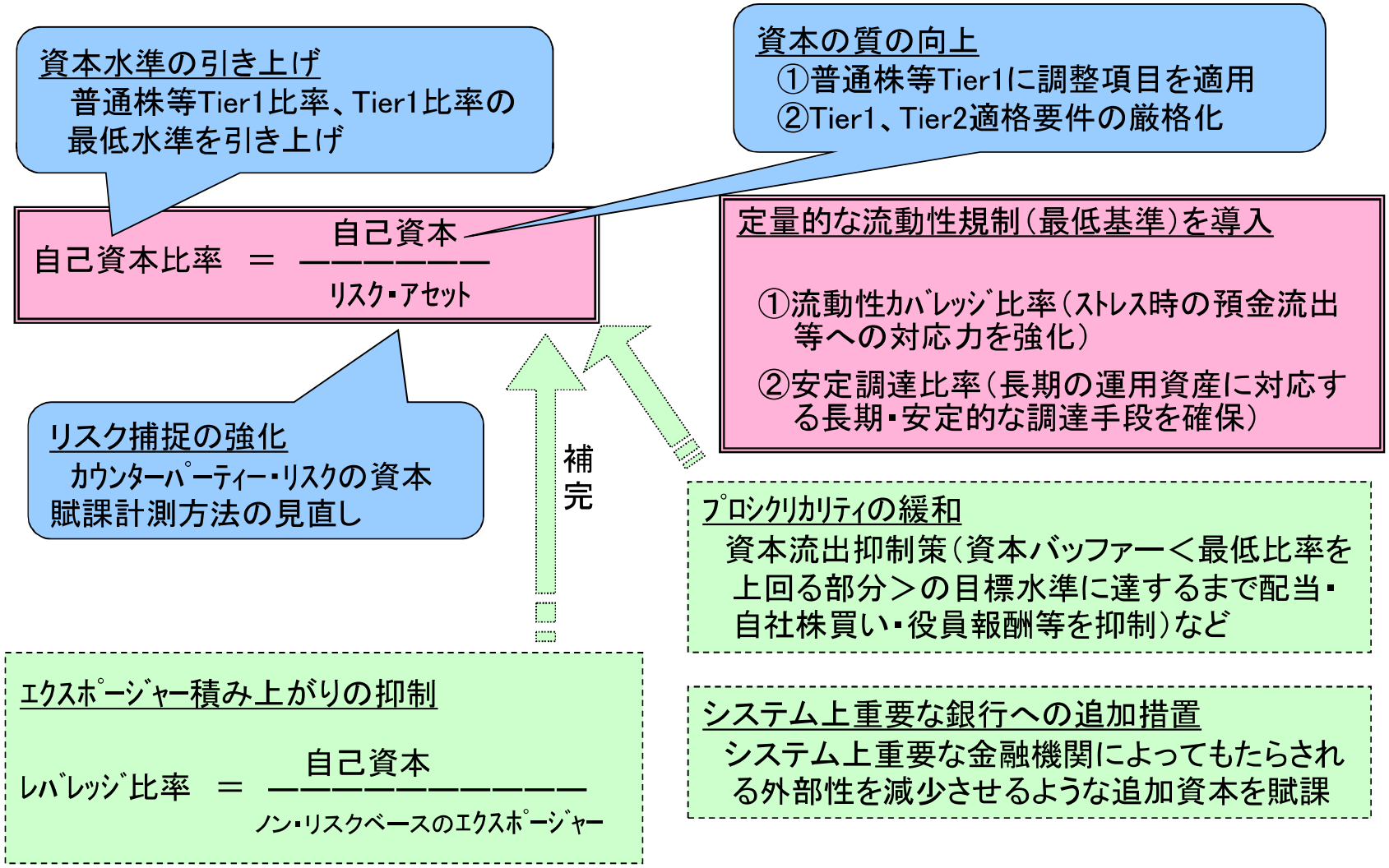

バーゼル3における自己資本の量の強化

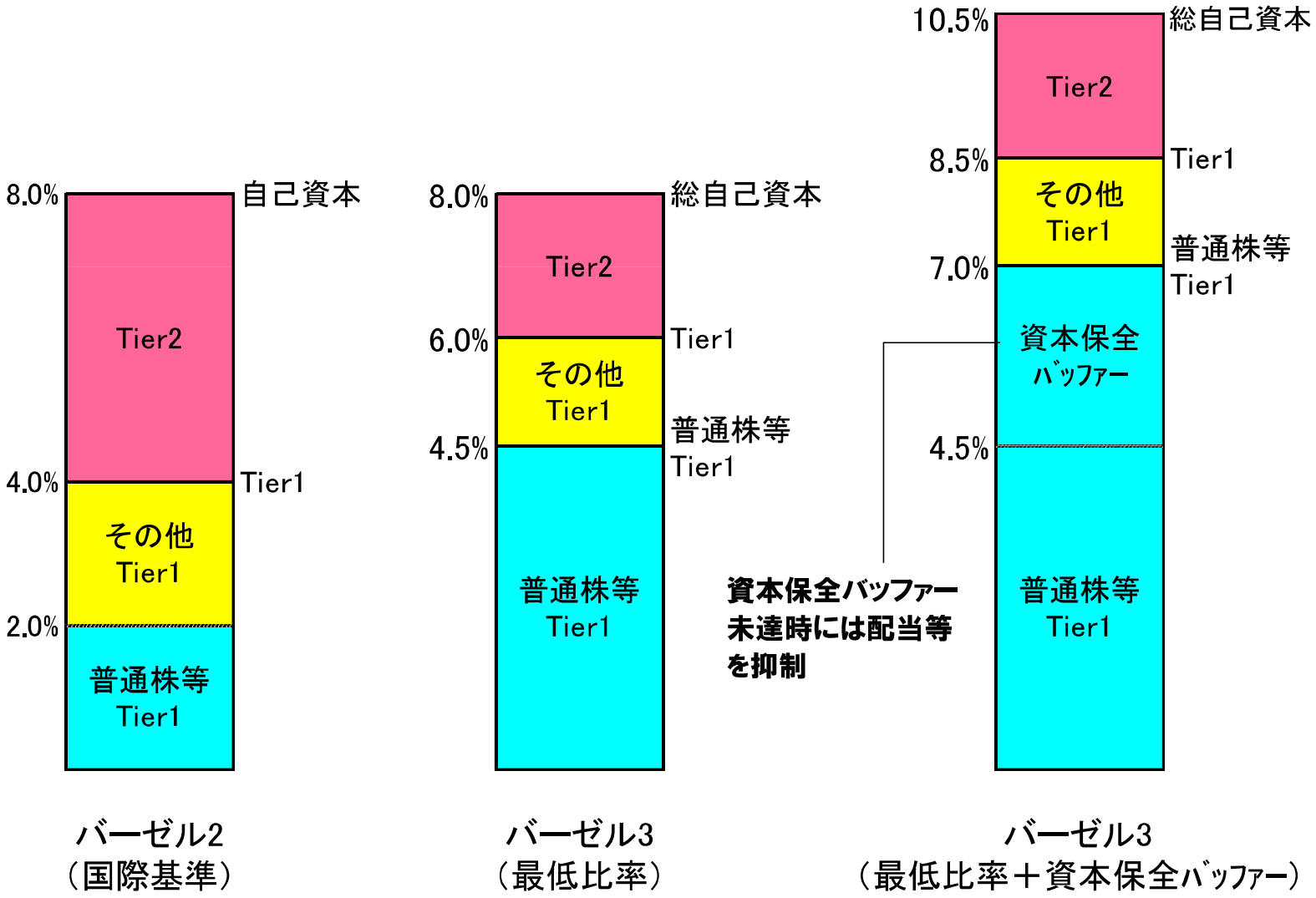

バーゼル3の段階適用

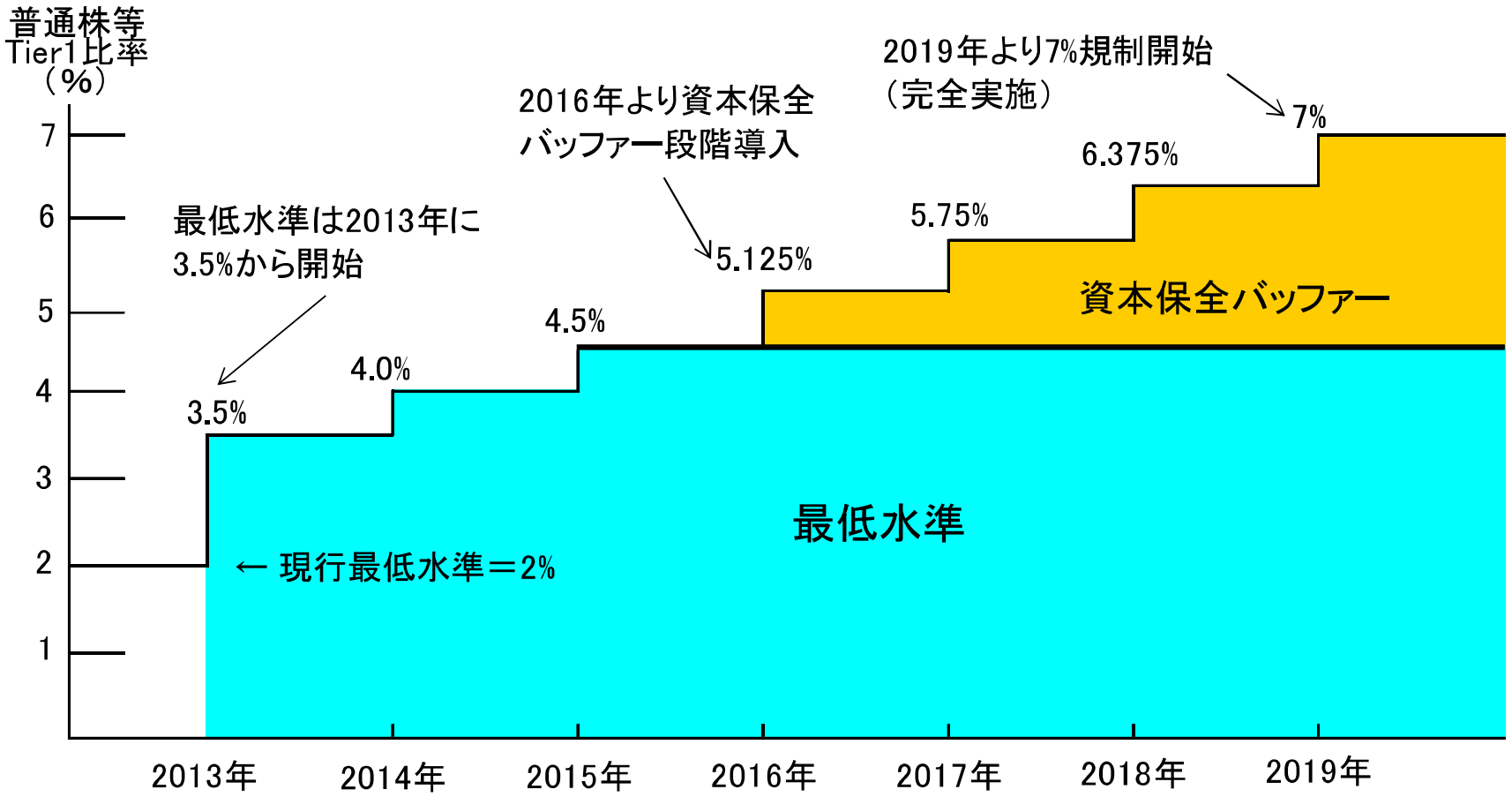
普通株等
Tier1比率
（%）
7
6
5
4
3
2
1
最低水準は2013年に
3.5%から開始
2016年より資本保全
バッファー段階導入
2019年より7%規制開始
（完全実施）
7%
6.375%
5.75%
5.125%
4.5%
4.0%
3.5%
資本保全バッファー
最低水準
← 現行最低水準＝2%
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年

バーゼル3における調整（控除）項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	（控除対象外）	全額控除
	前払年金費用	（控除対象外）	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier１部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier１部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier１部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

（注）普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

資料９－５－３

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準（バーゼル3） （2013年3月期から適用）

［対象金融機関・・・海外営業拠点（海外支店又は海外現地法人）を有する預金取扱金融機関］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

$$\left(\text{Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 6\% \right.$$

$$\left. \text{普通株式等Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4.5\% \right)$$

（参考） 1． **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本（普通株式、内部留保等）をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

（注）その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益（OCI）については、普通株式等Tier1に算入。

2． **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。

3． Tier2とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等をいう。

4． また、上乗せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」（2.5%）、「カウンターシクリカル・バッファー」（最大2.5%）及び「G-SIFIsサーチャージ」（最大2.5%）が、2016年より追加で求められる。

5． リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（信用リスク）、資産の市場変動リスク相当額（マーケット・リスク）及び種々の事故リスク相当額（オペレーショナル・リスク）の和をいう。

6． リスク・ウェイトの例

日本国債、地方債、現金等・・・0%
政府関係機関等・・・10%
金融機関・・・20%
抵当権付住宅ローン・・・35%
中小企業・個人・・・75%
事業法人・・・格付に応じ、20%～150%（大宗は100%）

○ 新国内基準 （2014年3月期から適用）

［対象金融機関・・・海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関］

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

（参考）1． **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金（信用リスク・アセットの1.25%が算入上限）等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

2． その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

本邦における自己資本比率規制（国際統一基準・国内基準）

国際統一基準

バーゼル2（2007年3月期～）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1＋Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク（事務事故リスク）を追加

⇩

バーゼル3（2013年3月期～）

$$\frac{\text{普通株式等Tier1資本}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4.5\%$$

（最低水準）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1 + Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 8\%$$

段階的な最低水準の引き上げ及び上乗せ基準の導入

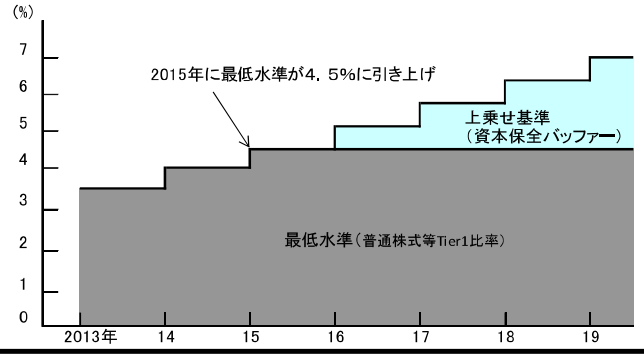

国内基準

バーゼル2（2007年3月期～）

$$\frac{\text{総自己資本（Tier1＋Tier2）}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

⇩

新国内基準（2014年3月期～）

$$\frac{\text{コア資本　※}}{\text{リスク・アセット}} \geqq 4\%$$

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保
＋　強制転換条項付優先株式　※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
＋　優先出資（協同組織金融機関のみ）　※優先的に配当を受けることができる出資
+/-　調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
  ・我が国の実情を十分踏まえること
  ・金融機関の健全性を確保すること
  ・金融仲介機能が発揮されること
  を念頭に置いて、検討を行った。
  ※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。

- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（４％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。

- 2014年３月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

資料９－５－４

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成 26 事務年度）

１．信用リスク

（１）先進的内部格付手法【１持株会社及び１行】

・三井住友トラスト・ホールディングス

・三井住友信託銀行

２．オペレーショナル・リスク

（１）粗利益配分手法【４行】

・住信 SBI ネット銀行

・十六銀行

・西京銀行

・愛媛銀行

資料９－５－５

レバレッジ比率

（目　的）

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本の額（Tier１資本の額）}}{\text{総ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰの額（ｵﾝﾊﾞﾗﾝｽ資産の額＋ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引の額＋レポ取引等の額＋ｵﾌﾊﾞﾗﾝｽ取引の額）}}$$

（基準の見直し）

- 2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。（本邦は2015年3月末より。）
- 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

流動性規制の導入

①　流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）

（目的）

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産（以下、「適格流動資産」）を保有することを求めるもの。

（基準の概要）　2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geqq 60\% \Rightarrow 100\%$$

（2015年）　（2019年）

②　安定調達比率（NSFR: Net Stable Funding Ratio）

（目的）

- 売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達（負債・資本）をすることを求めるもの。

（基準の概要）　2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）}}{\text{所要安定調達額（資産×流動性に応じたヘアカット）}} \geqq 100\%$$

（※ 段階的適用なし）

資料９－６－１

経営健全化計画履行状況報告
（集計ベース）

平成26年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそな3行	2,226	1,194	2,320	2,768	1,696	1,930	1,968	1,222	1,210
新生	※299	※195	※422	377	212	280	365	194	280
あおぞら	457	253	495	512	366	420	416	282	390

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそなHD	14.33	13.71	14.10
新生	13.58	13.81	10.22
あおぞら	15.13	14.95	14.40

（参考）　（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそなHD	22,785	21,759	26,576	158,968	158,708	188,357
新生	8,176	8,130	7,235	60,168	58,869	70,745
あおぞら	5,289	5,539	4,807	34,956	37,038	33,366

（注）27/3健全化計画はバーゼルⅡ（国内基準）ベース、26/3実績及び26/9実績はバーゼルⅢ（国内基準）ベース

リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそなHD（注）	41	42	46	14,948	15,241	15,080	136,550	66,219	131,000	129,039	65,483	128,600
新生	9	9	9	2,030	2,164	2,210	21,590	11,766	25,100	31,141	15,876	34,300
あおぞら	11	11	16	1,581	1,685	1,700	17,978	8,772	19,100	11,512	5,555	12,600

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
316,915	156,245	315,000
65,622	34,932	72,800
34,559	16,392	37,100

（注）りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注1）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそなHD （注2）	742	364	858	742	364	858	19	19	21	－	－	－	421	415	427
新生	176	88	200	175	88	200	40	40	40	－	6	－	482	477	495
あおぞら	203	109	245	203	109	245	33	35	29	55	38	―	490	489	520

(注1)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。
(注2)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。
(注3)26/9実績の平均役員（常勤）報酬・賞与は年換算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	26年9月期 実績（対前期比）	27年3月期 計画(対前期比)	26年9月期 実績（対前期比）	27年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	1,372	7,050	1,481	150
新　生	▲ 330	9,570	352	100
あおぞら	70	742	329	150

（注）インパクトローンを除くベース。

不良債権額（単体ベース）

（億円）　　（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績
りそな3行	591	569	3,098	2,866	1,144	1,010	4,833	4,446	216	28
新生	132	87	1,467	970	49	45	1,647	1,102	3	▲ 14
あおぞら	36	5	567	403	199	113	802	520	▲ 1	▲ 84

剰余金の状況

（単位：億円）

	剰余金の状況（26/9期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注2）
りそなHD（注1）	11,395	31,280	1,280
新生	1,858	4,166	2,500
あおぞら（注3）	2,053	3,200	1,477

（注1）HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金1,952億円（26/9期）を有している。

（注2）公的資金注入額ベース

（注3）あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え（減資）を行い、その他資本剰余金2,024億円（26/9期）を有している。

資料９－６－２

経営健全化計画履行状況報告

平成27年６月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	※299	※420	※423	377	446	479	365	420	457

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	13.58	14.55	14.86

（参考）

（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	8,176	8,337	8,419	60,168	57,280	56,619

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）　　（百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）			人件費＋物件費（参考）		
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	9	9	9	2,030	2,200	2,186	21,590	25,000	24,488	31,141	32,600	32,142	65,622	72,000	70,740

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	176	200	174	175	200	174	40	40	39	－	6	6	482	495	495

（注）使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	27年3月期 計画(対前期比)	27年3月期 実績(対前期比)	27年3月期 計画(対前期比)	27年3月期 実績(対前期比)
新　生	453	566	100	171

（注）インパクトローンを除くベース。

○不良債権額（単体ベース）

（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績
新生	132	43	1,467	521	49	45	1,647	609	3	▲ 49

○剰余金の状況

（単位：億円）

	剰余金の状況（27/3期）	【参考】公的資金注入額（優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注）
新生	2,121	4,166	2,500

（注） 公的資金注入額ベース

資料９－６－３

金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要

（平成26年11月19日（水）決定）

	釧路信用組合（北海道釧路市）
預金残高 (26/3末)	８２６億円
貸出金残高 (26/3末)	４５９億円

１．資本参加の概要

資本参加額	８０億円※
優先受益権の配当率	Tibor（12ヶ月）+0.89%

自己資本比率（27/3末見通し）	２８．７%程度

※　信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

２．経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期（26/3末）	計画の終期（29/3末）	始期比
コア業務純益	173百万円	203百万円	＋30百万円
業務粗利益経費率	72.57%	70.79%	▲1.78%
中小企業向け貸出残高	286億円	309億円	＋23億円
中小企業向け貸出比率	33.26%	34.06%	＋0.80%
経営改善支援先割合	2.46%	2.68%	＋0.22%

【参考】資本参加スキーム

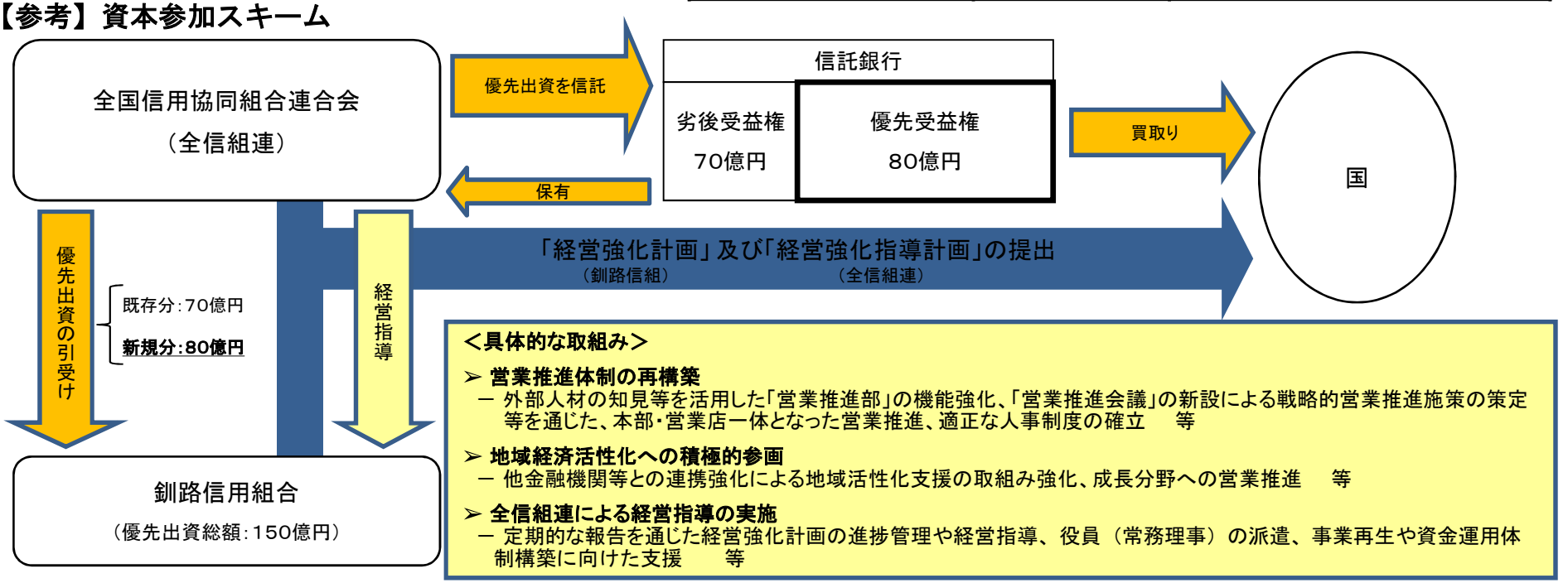

＜具体的な取組み＞

➢ **営業推進体制の再構築**
　― 外部人材の知見等を活用した「営業推進部」の機能強化、「営業推進会議」の新設による戦略的営業推進施策の策定等を通じた、本部・営業店一体となった営業推進、適正な人事制度の確立　等

➢ **地域経済活性化への積極的参画**
　― 他金融機関等との連携強化による地域活性化支援の取組み強化、成長分野への営業推進　等

➢ **全信組連による経営指導の実施**
　― 定期的な報告を通じた経営強化計画の進捗管理や経営指導、役員（常務理事）の派遣、事業再生や資金運用体制構築に向けた支援　等

資料９－６－４

金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要

（平成26年11月19日（水）決定）

	滋賀県信用組合（滋賀県甲賀市）
預金残高 (26/3末)	１，２１０億円
貸出金残高 (26/3末)	５９０億円

１．資本参加の概要

資本参加額	９０億円※
優先受益権の配当率	Tibor（12ヶ月）+1.05%
自己資本比率（27/3末見通し）	１６．４%程度

※　信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

２．経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期（26/3末）	計画の終期（29/3末）	始期比
コア業務純益	193百万円	208百万円	＋15百万円
業務粗利益経費率	76.20%	74.80%	▲1.40%
中小企業向け貸出残高	345億円	366億円	＋21億円
中小企業向け貸出比率	27.59%	28.83%	＋1.24%
経営改善支援先割合	29.02%	29.32%	＋0.30%

【参考】資本参加スキーム

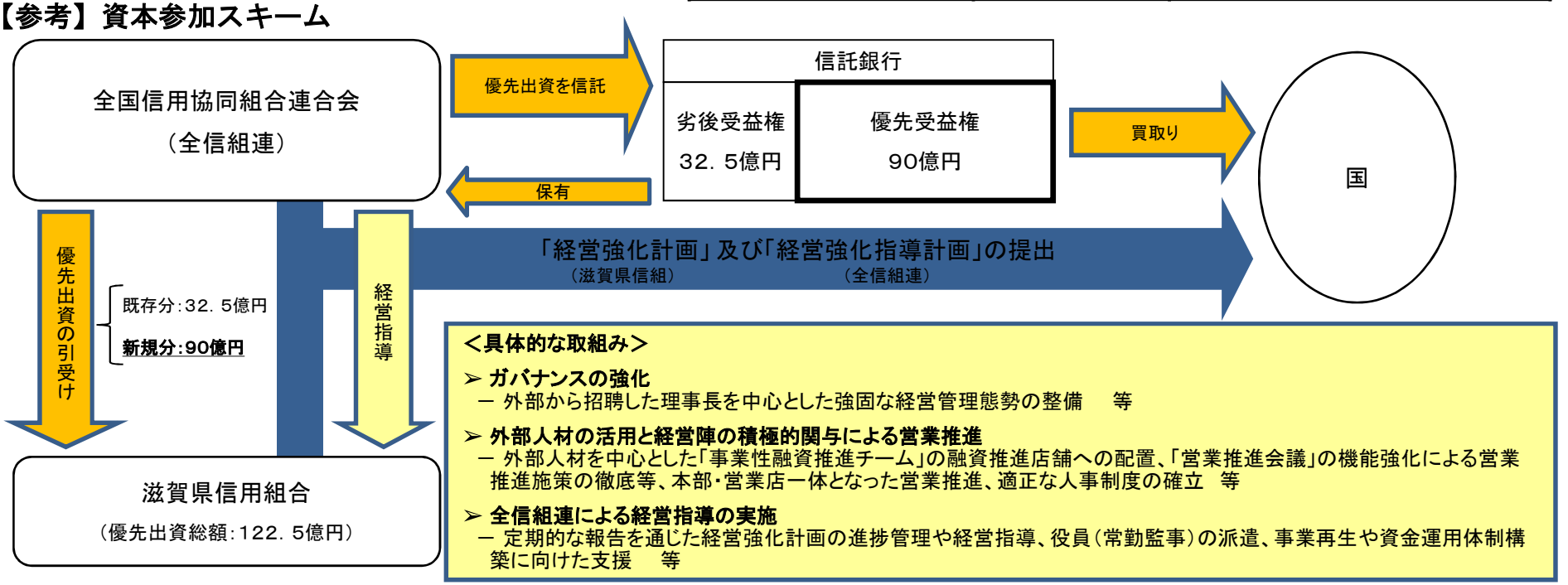

資料９－６－５

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜中央信用組合		１９０億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（平成20年12月改正）に基づく経営強化計画
平成26年3月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1）コア業務純益 又は コア業務純益ROA（選択制）

（単位：億円、%）

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	0.35	0.48	**0.35**	＋ 0.00	▲ 0.13	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	50	**42**	＋ 4	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	54	**58**	▲ 6	＋ 4	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第　三	67	60	**41**	▲ 26	▲ 19	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	23	30	**17**	▲ 6	▲ 13	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	106	100	**113**	＋ 7	＋ 13	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等預り資産の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	34	35	**29**	▲ 4	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	36	25	**36**	＋ 0	＋ 11	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	24	**26**	＋ 3	＋ 2	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	9	9	**5**	▲ 3	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊　和	32	32	**32**	＋ 0	＋ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	1.08	0.65	**0.70**	▲ 0.38	＋ 0.05	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	3.62	1.47	**1.52**	▲ 2.10	＋ 0.05	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注）福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	64.39	60.65	**64.08**	▲ 0.31	＋ 3.43	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.45	57.06	**56.61**	▲ 0.84	▲ 0.45	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	65.81	**69.80**	▲ 1.48	＋ 3.99	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	61.15	60.35	**58.71**	▲ 2.44	▲ 1.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	57.59	51.18	**59.31**	＋ 1.72	＋ 8.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東　和	63.17	61.51	**58.99**	▲ 4.18	▲ 2.52	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が役務取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	66.79	67.03	**65.77**	▲ 1.02	▲ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北　都	67.13	71.44	**64.06**	▲ 3.07	▲ 7.38	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益及び株式等売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	64.74	**62.97**	▲ 0.46	▲ 1.77	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい（信用組合）	79.06	77.78	**78.11**	▲ 0.95	＋ 0.33	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊　和	53.21	53.14	**52.47**	▲ 0.74	▲ 0.67	業務粗利益が役務取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	79.31	89.03	**92.51**	＋ 13.20	＋ 3.48	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却損の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	74.13	85.87	**81.65**	＋ 7.52	▲ 4.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
			計画	実績			
福邦	残高	1,585	1,640	**1,588**	＋ 3	▲ 51	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.92	**35.33**	▲ 1.37	▲ 1.59	
南日本	残高	2,724	2,774	**3,016**	＋ 292	＋ 242	ＡＢＬ、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.89	**41.40**	＋ 1.56	＋ 1.51	
みちのく	残高	4,201	4,202	**4,315**	＋ 114	＋ 113	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.00	**21.19**	＋ 0.47	＋ 0.19	
第三	残高	5,750	5,810	**5,880**	＋ 129	＋ 69	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.21	**30.85**	▲ 0.41	▲ 0.36	
山梨県民（信用組合）	残高	1,729	1,779	**1,780**	＋ 50	＋ 1	経営コンサルタントの指導による営業体制の見直しや強化に加え、新規先開拓や既存先の資金需要の掘り起こしに積極的に取組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.40	**42.68**	＋ 1.45	＋ 1.28	
東和	残高	5,768	5,955	**6,161**	＋ 393	＋ 206	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.97	**31.68**	＋ 0.15	▲ 0.29	
高知	残高	3,421	3,440	**3,565**	＋ 144	＋ 125	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.18	**35.54**	▲ 0.44	▲ 0.64	
北都	残高	2,858	2,858	**2,911**	＋ 53	＋ 52	貸出残高は地域で成長が期待できる事業（再正可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	**22.69**	▲ 0.81	▲ 0.81	
宮崎太陽	残高	2,164	2,199	**2,236**	＋ 72	＋ 37	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.86	**36.23**	▲ 0.51	▲ 0.63	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	988	1,020	**1,018**	＋ 30	▲ 1	貸出金残高は新規先の開拓や介護等の成長分野等への貸出金増強に努めたものの、合併後の営業体制の再構築の遅れにより、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.10	28.34	**29.01**	＋ 0.91	＋ 0.67	
豊和	残高	2,107	2,190	**2,192**	＋ 85	＋ 2	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	38.68	**38.98**	＋ 0.81	＋ 0.30	
東京厚生（信用組合）	残高	191	189	**185**	▲ 6	▲ 3	「営業推進本部」を設置し体制整備を図るとともに、新規開拓等の推進に努めたものの、想定以上の期限前償還が発生したことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	32.09	32.74	**32.27**	＋ 0.18	▲ 0.47	
横浜中央（信用組合）	残高	655	696	**713**	＋ 57	＋ 17	貸出残高は営業推進の専担部署を明確化して掘り起こしを行ったこと等から、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	53.76	54.62	**50.58**	▲ 3.18	▲ 4.04	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	**実 績**			
福　邦	3.98	4.99	**5.61**	＋　1.63	＋　0.62	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.69	**2.94**	＋　1.41	＋　1.25	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.51	**11.14**	＋　2.97	＋　2.63	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	1.55	1.59	**2.02**	＋　0.47	＋　0.43	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やＡＢＬに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	4.61	4.94	**6.13**	＋　1.52	＋　1.19	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士と連携した経営改善計画書の策定等の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	6.71	6.77	**8.99**	＋　2.28	＋　2.22	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	2.02	2.06	**2.54**	＋　0.52	＋　0.48	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	5.02	5.09	**7.84**	＋　2.82	＋　2.75	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.80	**20.26**	＋　5.81	＋　5.46	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	6.71	7.83	**12.41**	＋　5.70	＋　4.58	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、経営相談会の開催などにより、新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	4.45	4.47	**5.82**	＋　1.37	＋　1.35	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ＡＢＬ等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	3.06	4.60	**5.18**	＋　2.12	＋　0.58	「事業支援室」を設置し体制整備を図ったほか、担保等に依存しない融資や新事業支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	6.14	6.62	**6.62**	＋　0.48	＋　0.00	経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続し、計画どおりの実績となった。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
七十七銀行	２３年１２月２８日	２００億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した5地域銀行の経営強化計画
平成 26 年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	七十七銀行（宮城県仙台市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）			
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23年9月）	300億円（24年12月）	350億円（23 年9月）	200億円（23 年 12 月）	100億円（24 年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・仙台銀行が 25 年 10 月に「地元企業応援部本業支援室」を、きらやか銀行が 25 年 4 月に「本業支援推進部」等を新設し、復興支援と両行連携を強化		・地域振興に向けた組織的な取組みを強化するため、25年4月に営業本部内に「地域振興部」を、関連会社内にシンクタンク部門を新設	・審査部に常駐する外部コンサルタントを 6 名に増員し、事業再生支援に対する取組みを強化	・新規融資に係る審査体制の充実を図るため、「融資統括部」を「融資部」「融資管理部」に改組
② 具体的な取組み		・被災者との接点を拡充するため、津波により被災した宮城県南三陸町の店舗を新築移転するとともに、巡回型移動店舗の営業を継続（仙台銀行） ・「仙台法人営業部」と新設した「本業支援推進部仙台分室」が連携し、震災復興に向けた取引先の事業ニーズや販路拡大等に積極的に対応（きらやか銀行） ・グループ経営方針を「本業支援」に統一のうえ連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献（仙台銀行・きらやか銀行）		・地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて地域経済の活性化に継続して貢献 ・「食」「ものづくり」「海外販路」「観光」を主要テーマとしたビジネス交流会や商談会を開催し、販路拡大、マッチング等の支援を継続実施 ・抜本的な事業再生支援として、資本性借入金（DDS）の積極的な活用 ・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供	・住宅再建ニーズに迅速に対応するため、住宅融資部を新設するとともに、集団移転専用住宅ローンの取扱いを継続 ・被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組むとともに、地元商工会議所等が開催する商談会にも協力 ・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を18名が取得 ・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分に係る資金需要への対応を継続	・アグリビジネス関連事業者に対して、各種商談会や「とうぎんマルシェ」の開催、個別商談機会の提供等を通じ生産・流通体制の再構築を支援 ・「ビジネスマッチングサービス」の提供により、事業者の経営課題解決を支援 ・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 ・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行
	被災者向け新規融資 事業性	3，122先／970億円	1，272件／337億円	18，359件／2，102億円	6，769件／2，805億円	2，815件／ 705億円
	被災者向け新規融資 消費性	1，067先／111億円	104件／ 16億円	6，422件／ 271億円	10，413件／1，459億円	265件／ 39億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／152億円	607件／188億円	3，460件／ 860億円	1，849先／1，481億円	1，038件／ 182億円
	被災者向け条件変更 消費性	221先／ 27億円	101件／ 17億円	174件／ 16億円	1，558先／ 202億円	75件／ 9億円
	【参考】26/3 期の貸出金残高	5，750億円	9，438億円	1兆5，478億円	4兆78億円	5，192億円
	産業復興機構の活用	決定24先／検討中 2先	—	決定9先／検討中 2先	決定60先／検討中22先	決定51先／検討中 9先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定41先／検討中13先	決定5先／検討中1先	決定10先／検討中13先	決定119先／検討中77先	決定49先／検討中16先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立35件／検討中22件	成立2件	—	成立169件／検討中33件	成立16件／検討中 7件

※ 計数は平成 26 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 6 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成 26 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24 年 2 月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年 2 月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年 2 月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年 2 月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
① 実施体制の整備		・鍬ケ崎支店・河南支店を本店へ、みなみ支店を駅前支店へそれぞれ統合を決定	・事業承継支援の強化・体制整備のため、事業承継検討会を設置	・信金中央金庫「ABL 導入サポートプログラム」を活用した ABL 業務の取組強化	・店舗特性に対応した新規開拓専門の営業担当職員等の配置
② 具体的な取組み		・取引先の販路開拓支援を目的とした、東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北 2014」（26 年 11 月開催）への出展支援			
		・宮古市産業支援センターとの連携による同市誘致企業の独立開業に係る設備・運転資金の融資実行 ・（独）中小企業基盤整備機構東北本部より講師を招聘し、若手経営者に対して事業承継・相続に関する勉強会を開催	・公益法人と連携し設立した基金による利子補給・企業家・産業復興支援制度を開始 ・投資事業組合など外部機関と連携したファンドを活用し資本供給等を実行	・石巻専修大学との連携により観光等をテーマとした「石巻地域観光シンポジウム」を開催 ・新産業を創業・起業する企業家の育成・支援を目的とした「いしのまきイノベーション企業家塾」を設立	・定期的な移動相談会を開催（常設相談所と合わせ 23 年4月から合計 13,775 件の相談を受付） ・事業再開支援策として、公益法人と連携し設立した基金を活用した融資を実行
	被災者向け新規融資 事業性	595先／ 80億円	1，098先／255億円	661先／280億円	658先／224億円
	被災者向け新規融資 消費性	348先／ 23億円	188先／ 13億円	527先／ 42億円	208先／ 26億円
	被災者向け条件変更 事業性	115先／ 71億円	115先／ 60億円	192先／ 89億円	375先／203億円
	被災者向け条件変更 消費性	69先／ 5億円	281先／ 10億円	100先／ 13億円	439先／ 34億円
	【参考】26/3 期の貸出金残高	297億円	469億円	634億円	636億円
	産業復興機構の活用	決定20先／検討中 1先	決定24先／検討中 1先	決定25先／検討中13先	決定 4先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定35先／検討中 7先	決定21先／検討中10先	決定35先／検討中23先	決定 5先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立 7件／検討中 2件	成立23件／検討中15件	成立32件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成 26 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 6 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成 26 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24 年 1 月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24 年 1 月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24 年 3 月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①実施体制の整備		・25年11月に五城信用組合と合併し、経営基盤強化を図るとともに、被災者からの相談に対応するため、旧五城信用組合の営業店においても休日相談会を実施	・福島県中小企業団体中央会と連携した中小企業に対する更なる経営支援体制の整備に向け、同中央会と協議を開始	・中小企業・小規模事業者の経営課題等にきめ細かく対応するために設立された「とちぎ未来創造カンパニー」の構成機関として参画し、経営支援体制を強化
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センターの専門家を派遣し、経営改善計画の策定等を支援（30先） ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施（延滞解消1,235先） ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施（震災以降、相談所と合わせて2,423件の相談を受付） ・取引先の事業承継支援に向け、（独）中小企業基盤整備機構と連携し、26年3月に事業承継セミナーを開催	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援（143 件：66 先） ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、引き続き、復興事業への資金供与を実施（計 121 件、3,669 百万円） ・取引先に対し、25 年 10 月から一斉FAXによる補助金や助成金等の情報提供を開始 ・取引先の販路拡大のため、26 年 3 月にビジネスマッチング交流会を開催	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、積極的に取引先の経営改善計画の策定等を支援（86先） ・業務提携をした中小企業診断士や専門家を取引先に派遣して、事業再生等を支援（8先） ・販路拡大を希望する取引先に対し、県内金融機関が後援した商談会や、全信中協主催の物産展への出展を支援 ・取引先の事業承継に対する支援の一環として、25年10月に事業承継セミナーを開催
	被災者向け新規融資 事業性	365先／122億円	135先／166億円	1，926件（438先）／161億円
	被災者向け新規融資 消費性	150先／ 20億円	56先／ 8億円	58件（42先）／ 1億円
	被災者向け条件変更 事業性	272先／ 88億円	203先／224億円	1，607件／202億円
	被災者向け条件変更 消費性	183先／ 15億円	67先／ 8億円	66件／ 9億円
	【参考】26/3 期の貸出金残高	306億円	993億円	371億円
	産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定2先	決定3先／検討中6先	決定3先／検討中1先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立1件	成立2件／検討中6件	—

※ 計数は平成 26 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 6 月末時点）

資料９－６－６

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜中央信用組合		１９０億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（平成20年12月改正）に基づく経営強化計画
平成26年9月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1）コア業務純益

（単位：億円）

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	15	3	**4**	▲ 6	＋ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	20	**19**	▲ 3	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	33	**32**	＋ 1	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
第　三	67	38	**32**	▲ 2	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	106	53	**51**	▲ 3	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
高　知	34	16	**14**	▲ 4	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	36	18	**18**	＋ 1	＋ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	13	**13**	＋ 3	＋ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊　和	32	13	**11**	▲ 9	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注）「始期比」は、26年9月期（半期）の実績を2倍し、「計画始期の水準」（通期）と比較

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位:%）

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	64.08	72.42	**71.72**	＋ 7.64	▲ 0.70	業務粗利益が役務取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	60.84	**61.01**	＋ 4.40	＋ 0.17	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	62.31	**66.57**	▲ 4.71	＋ 4.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	61.15	60.25	**60.18**	▲ 0.97	▲ 0.07	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東　和	63.17	60.45	**62.03**	▲ 1.14	＋ 1.58	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高　知	66.79	68.55	**68.15**	＋ 1.36	▲ 0.40	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
北　都	67.13	67.90	**63.56**	▲ 3.57	▲ 4.34	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金及び国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	63.63	**62.68**	▲ 0.75	▲ 0.95	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊　和	53.21	57.91	**54.78**	＋ 1.57	▲ 3.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位:億円、%）

		計画始期の水準	26年9月期 計画	26年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
福　邦	残高	1,588	1,591	**1,606**	＋　18	＋　15	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.43	**35.23**	▲　0.10	▲　0.20	
南日本	残高	3,016	3,041	**3,109**	＋　93	＋　68	「WIN-WINネット業務」を通じた顧客の実態把握やニーズの発掘に努め、ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	41.91	**42.01**	＋　0.61	＋　0.10	
みちのく	残高	4,201	4,217	**4,397**	＋　196	＋　180	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	20.78	**21.14**	＋　0.42	＋　0.36	
第　三	残高	5,750	5,825	**5,892**	＋　141	＋　66	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.22	**30.42**	▲　0.84	▲　0.80	
山梨県民（信用組合）	残高	1,729	1,799	**1,767**	＋　38	▲　32	貸出残高は重点推進地区へのローラー活動や成長分野への営業推進に取り組んだものの、顧客ニーズに対応した商品開発の遅れなどから、新規開拓の深耕が図れず、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	41.23	41.43	**42.41**	＋　1.18	＋　0.98	
東　和	残高	5,768	6,005	**6,282**	＋　514	＋　277	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.83	**31.41**	▲　0.12	▲　0.42	
高　知	残高	3,421	3,443	**3,541**	＋　120	＋　98	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.21	**35.09**	▲　0.89	▲　1.12	
北　都	残高	2,858	2,860	**2,941**	＋　82	＋　81	貸出残高は地域で成長が期待できる事業（再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.51	**22.07**	▲　1.43	▲　1.44	
宮崎太陽	残高	2,164	2,206	**2,268**	＋　104	＋　62	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.78	**36.00**	▲　0.74	▲　0.78	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	988	1,020	**1,003**	＋　15	▲　17	専担者を配置し、成長分野に特化した営業推進等に取り組んだものの、既存取引先の回収による減少をカバーすることができなかったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.16	**28.06**	▲　0.04	▲　0.10	
豊　和	残高	2,107	2,208	**2,199**	＋　92	▲　9	貸出残高は信用保証協会と連携した新商品の推進により小口資金ニーズの獲得に努めたものの、資金ニーズの掘り起こし不足等により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	38.17	38.74	**38.79**	＋　0.62	＋　0.05	
東京厚生（信用組合）	残高	191	191	**179**	▲　12	▲　12	重点推進先の見直し・選定による既存取引先及び新規開拓の推進等に努めたものの、不良債権（債権売却）の積極的な処理や想定以上の期限前償還の発生等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	32.09	32.09	**30.73**	▲　1.36	▲　1.36	
横浜中央（信用組合）	残高	655	708	**832**	＋　177	＋　124	既存分野への営業推進等を通じた取引先の裾野拡大や、成長分野である医療・介護、環境事業者などに対する積極的な営業活動等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	54.78	**56.98**	＋　3.22	＋　2.20	

2）経営改善支援先割合

（単位:%）

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	5.61	5.66	**6.63**	＋　1.02	＋　0.97	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.04	**4.86**	＋　1.92	＋　1.82	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や事業再生型の「WIN-WINネット業務」による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.46	**11.09**	＋　2.92	＋　2.63	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	1.55	1.60	**2.09**	＋　0.54	＋　0.49	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	4.61	5.07	**5.12**	＋　0.51	＋　0.05	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士と連携した経営改善支援や経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	6.71	6.72	**8.29**	＋　1.58	＋　1.57	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	2.02	2.07	**2.98**	＋　0.96	＋　0.91	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	5.02	5.15	**7.36**	＋　2.34	＋　2.21	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.90	**19.39**	＋　4.94	＋　4.49	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	6.71	8.26	**11.20**	＋　4.49	＋　2.94	外部専門家との連携による経営改善支援や、経営相談会を開催し、創業・新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	4.45	4.75	**8.70**	＋　4.25	＋　3.95	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	3.06	4.81	**11.13**	＋　8.07	＋　6.32	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画の策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	6.14	6.98	**7.53**	＋　1.39	＋　0.55	地方公共団体等との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
七十七銀行	２３年１２月２８日	２００億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した5地域銀行の経営強化計画
平成 26 年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	七十七銀行（宮城県仙台市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）			
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23 年9月）	300億円（24 年 12 月）	350億円（23 年9月）	200億円（23 年 12 月）	100億円（24 年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・グループの長期的戦略である「本業支援」を更に強化するため、26 年 10 月に持株会社へ「本業支援戦略部」を設置	・復興支援策の実効性を高めるため、営業店での人材育成の強化や融資審査の迅速化を目的として、26年8月に臨店する「移動審査役」を設置	・審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、事業再生支援に対する取組みを継続実施	・成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うため、「地域応援部」を設置
② 具体的な取組み		・地元企業応援部を本店のほか宮城県内 4 か所に分室を設置し、被災者の状況に応じた支援を継続して展開。26 年 5 月に県南地区の支援拠点を大河原分室に移設 （仙台銀行） ・「仙台法人営業部」と「本業支援推進部仙台分室」が連携し、震災復興に向けた取引先の事業ニーズや販路拡大等に積極的に対応（きらやか銀行） ・グループの長期的戦略である「本業支援」の取組み態勢を更に強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献（仙台銀行・きらやか銀行） ・「宮城と山形をつなぐキャンペーン」を実施し、県境を越えた取引状況や今後の事業ニーズの実態把握調査を実施（じもと HD・仙台銀行・きらやか銀行）	・地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献 ・被災地域の面的な活性化に貢献するため、「食」・「ものづくり」・「海外販路」・「観光・サービス」を主要テーマとしたビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施 ・抜本的な事業再生支援として、資本性借入金（DDS）の積極的な活用 ・事業者の経営課題の発掘のため、事業性融資先全先への訪問によるモニタリングを継続実施	・集団移転専用住宅ローンの取扱いを継続し、住宅再建ニーズに対応 ・地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣契約を締結し、事業再生支援にかかる態勢を強化 ・事業性評価に基づく融資として、ABLを活用するなど、震災復興資金を推進 ・外部機関との連携を進め、創業・新事業に係る支援態勢を強化 ・被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組むとともに、商工会議所等が開催する商談会にも協力	・地域活性化に取り組む事業者支援のため、4つの新商品（「創業支援」・「雇用拡大」・「医療・介護福祉」・「農林水産業・6次産業化」向け商品）の取扱いを開始 ・水耕栽培設備事業、再生可能エネルギー関連事業など幅広い分野でABLを活用した融資を展開 ・アグリビジネス関連事業者に対して、各種商談会や「とうぎんマルシェ」の開催の提供等を通じ、生産・流通体制の再構築を支援 ・事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供
	被災者向け新規融資 事業性	3，581先／1，135億円	1，297件／ 358億円	19，667件／2，241億円	6，982件／2，949億円	2，962件／ 736億円
	被災者向け新規融資 消費性	1，386先／ 125億円	105件／ 16億円	6，993件／ 337億円	11，880件／1，725億円	292件／ 44億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／ 152億円	614件／ 189億円	3，574件／ 901億円	1，984先／1，554億円	1，051件／ 184億円
	被災者向け条件変更 消費性	241先／ 29億円	101件／ 17億円	175件／ 16億円	1，639先／ 212億円	75件／ 9億円
	【参考】26/9 期の貸出金残高	5，908億円	9，649億円	1兆5，708億円	4兆609億円	5，138億円
	産業復興機構の活用	決定25先	—	決定12先	決定66先／検討中15先	決定53先／検討中10先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定49先／検討中 8先	決定 7先	決定14先／検討中11先	決定137先／検討中68先	決定51先／検討中19先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立38件／検討中19件	成立 3件	—	成立189件／検討中15件	成立17件／検討中 2件

※ 計数は平成 26 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 12 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成 26 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24 年 2 月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年 2 月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年 2 月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年 2 月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
① 実施体制の整備		・顧客からの融資や資産運用等の相談に対応するため、駅前支店 2 階に「みやしん駅前相談プラザ」を開設（26 年 10 月）	・経営改善・事業再生等支援に係る専担部署として企業支援課を設置（26 年 9 月）	・取引先の販売力支援を強化するため、「被災地域発食品加工企業イノベーションプロジェクト」に参画（26 年 8 月）	・新規事業等の開拓支援の機能強化のため、新たに日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結（26 年 7 月）
② 具体的な取組み		・東北を中心に35の信金が協賛し開催した「よい仕事おこしフェア」（26 年 8 月）を通じた取引先の販路開拓支援 ・東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北 2014」（26 年 11 月）への出展支援			
		・（独）中小企業基盤整備機構等の外部専門家派遣制度を活用し、経営改善を支援 ・26 年 9 月に仙台市の創業スクエアから講師を招聘し、マーケティングや商品デザインについてのセミナーを開催	・26 年 10 月より（一社）気仙沼地域住宅生産者ネットワークと連携し、休日金融相談会を 4 回開催するなど、相談機能を強化 ・宮城県信用保証協会や外部専門家等と共同で「創造期支援制度説明会・個別相談会」を開催し、創業支援を実施	・「しんきん復興支援相談会」（24 年 3 月より開催）について、融資に関する数多くの相談があることから、27 年 3 月までの延長を決定 ・信金中央金庫および信金中央金庫の子会社である信金キャピタル（株）が共同出資したファンドを活用し支援を実施	・定期的な移動相談会を開催（常設相談所と合わせ 23 年 4 月から合計 15,053 件の相談を受付） ・事業再開支援策として、公益法人と連携し設立した基金を活用した融資を実行（167 件、70 億円）
	被災者向け新規融資 事業性	682先／96億円	1，235先／280億円	803先／322億円	781先／283億円
	被災者向け新規融資 消費性	372先／27億円	203先／ 16億円	608先／ 54億円	246先／ 33億円
	被災者向け条件変更 事業性	119先／72億円	118先／ 60億円	199先／ 97億円	378先／204億円
	被災者向け条件変更 消費性	71先／ 5億円	283先／ 10億円	101先／ 13億円	440先／ 34億円
	【参考】26/9 期の貸出金残高	299億円	461億円	631億円	676億円
	産業復興機構の活用	決定20先／検討中 1先	決定26先／検討中 1先	決定30先／検討中10先	決定 5先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定38先／検討中 5先	決定23先／検討中 6先	決定40先／検討中21先	決定 5先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立 9件	成立24件／検討中16件	成立33件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成 26 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 12 月末時点）

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成 26 年 9 月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24 年 1 月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24 年 1 月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24 年 3 月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
①実施体制の整備		・取引先支援及び営業体制等の更なる充実を図るため、基幹店舗を中心に渉外担当を14名増員（26年4月）	・福島県中小企業団体中央会と「中小企業者の経営支援に関する覚書」を締結し、中小企業者に対する経営支援体制を強化（26年7月）	・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化（26年12月）
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センター等の専門家を派遣し、経営改善計画の策定等を支援（26年度：28先） ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施（23年4月以降の延滞解消：1,249先） ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、同相談会に併せ個別訪問活動を実施（23年4月以降の相談受付：2,899件） ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を27年3月末まで延長	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援（26 年度：52 先） ・各種補助金の申請をサポートするため、26 年 7 月に福島県中小企業団体中央会と合同で個別相談会を開催したほか、申請書作成セミナーを実施（26 年 7 月） ・取引先の販路拡大のため、取引先交流会を開催（26 年 9・11 月） ・地域における創業・新事業支援のためのセミナーを増強（年 1 回開講→年 3 回開講）	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援（26年度：23先） ・業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援（26年度：8先） ・取引先の販路拡大のため、県内金融機関が協賛して「ものづくり企業展示・商談会」を開催（26年11月） ・新たに設置された「栃木県よろず支援拠点」（26年6月）及び「栃木県事業引継ぎ支援センター」（26年11月）と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援
	被災者向け新規融資 事業性	420先／147億円	157先／189億円	2，156件（441先）／186億円
	被災者向け新規融資 消費性	193先／ 29億円	59先／ 9億円	67件（49先）／ 1億円
	被災者向け条件変更 事業性	316先／ 97億円	203先／225億円	1，785件／224億円
	被災者向け条件変更 消費性	185先／ 15億円	67先／ 8億円	79件／ 10億円
	【参考】26/9 期の貸出金残高	315億円	1，003億円	372億円
	産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定2先	決定6先／検討中3先	決定3先／検討中2先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立1件	成立3件	—

※ 計数は平成 26 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 12 月末時点）

資料９－８－１

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

平成26年２月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年６月に公表。同年12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、 その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待

＜ 掲載事例（３５事例（26年12月改訂後））＞

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の４項目で構成

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（１９事例）

〇経営者保証を求めなかった事例

〇経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

適切な保証金額の設定（４事例）

〇経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

既存の保証契約の適切な見直し（７事例）

〇保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例

〇経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例　等

保証債務の整理（５事例）

〇中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例

〇事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例　等

資料９－８－２

平成 27 年３月２日
金　　融　　庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現することが重要です。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

（２）財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援すること。

（３）必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

（４）「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

（５）上記（１）から（４）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以　上

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年 1 月 20 日
金融庁

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」への新たな事例の追加について

金融庁では、平成 14 年に、書替えが継続している手形貸付等（「短期継続融資」）について、正常運転資金を超える部分は不良債権に当たるかどうかの検証が必要、との考え方を金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（事例 19）でお示ししました。

これを受け、一部の金融機関においては、正常運転資金の範囲内での融資であっても、「短期継続融資」による対応を差し控え、長期融資（多くは担保・保証付）で対応する動きも見られてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、今般、金融庁では、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例（事例 20）を追加し、以下の趣旨を明確化することといたしました。

１．正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ない。

２．「短期継続融資」は、無担保、無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得る。

３．正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」とされているが、業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要である。

本日付で別紙のとおり新たな事例を金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に追加し、各財務（支）局及び沖縄総合事務局へ発出いたしました。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
検査局審査課調査室（内線 2592）

（別紙１）「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（新旧対照表）
（別紙２）「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（全体版）

（事例２０）

✓ ***概況***

債務者は、当行メイン先（シェア 100%、与信額：平成 26 年３月決算期 900 百万円）。５年前まで住宅建材の製造業者であったが売上不振により転業、現在は地元のホームセンターを中心に組立て式家具の製造・卸をしている業者である。

当行与信 900 百万円の内訳は、正常運転資金 500 百万円（「短期継続融資」・書替え継続中）と旧事業に係る残債務 400 百万円（長期融資・分割返済中）である。

✓ ***業況***

転業後、債務者の製品は安定的な人気を得て、業況も安定していた。旧事業に係る債務 400 百万円が残っているため、返済負担が重く債務超過に陥っているものの、期間損益は小幅ながら黒字を確保しており、当行では転業後、正常運転資金 500 百万円（手形貸付：期間１年）に応需し、期日に書替えを繰り返してきた。

しかし昨年、アジア製の廉価品に押され、前期決算（平成 26 年３月決算期）では売上高が前々期比 40%減程度まで落ち込み、決算書上の数値から機械的に算出される正常運転資金（売上債権＋棚卸資産－仕入債務）も 300 百万円に減少している。

当行では、平成 26 年７月の正常運転資金の書替えに当たり、売上減少に伴う減額書替えを検討したものの、債務者によれば、廉価品に比べた債務者の製品の質の良さが見直され、売上は回復しており、今期は前々期並の売上を確保できる見通しであり、正常運転資金についても昨年と同額での書替えを希望している。

当行は、債務者から提出を受けた直近の試算表や、今期の業績予想、資金繰り表、受注状況を示す注文書を確認・検証するとともに、債務者の製造現場や倉庫の状況を調査し、製造ラインや原材料・製品在庫の管理に問題がないこと及びホームセンターでの販売状況を調査し、債務者の製品に優位性が認められることを確認している。その結果、当行は、債務者の今期の売上回復については確度が高く、前々期と同程度の正常運転資金を必要としていると判断し、500 百万円での書替えに応じることにした。

✓ ***自己査定***

当行では、債務者は引続き債務超過の状態で、旧事業の残債の返済負担が重いものの、継続して黒字を維持していることから、債務者区分は引続き要注意先としている。

正常運転資金 500 百万円については、前期決算書の数値から機械的に算出される正常運転資金額を大幅に上回る金額での書替えとなったものの、債務者の実態や足元のキャッシュフローの状況に鑑みて、正常運転資金の範囲内の書替えであり、貸出条件緩和債権には該当しないとしている。

（検証ポイント）

正常運転資金を供給する場合の融資形態及び正常運転資金の範囲

（解説）

１．「短期継続融資」は金融機関の目利き力発揮の一手法となり得る

金融機関にとっては、債務者の業況等を踏まえた融資が行えるよう目利き力を発揮することが重要である。

その手法は様々であるが、例えば、正常運転資金について、債務者のニーズを踏まえた上で、無担保・無保証の短期融資（１年以内）で応需し、書替え時に債務者の業況や実態を適切に把握して、その継続の是非を判断することは、目利き力発揮の一手法となり得る。（注１）

一般的に、債務者の製品の質が劣化し、競争力を失った結果、売上高が大幅に減少しているならば、今後の業況回復も危ぶまれると考えられる。

しかしながら、本事例では、「短期継続融資」の書替えの可否を判断するに当たって、試算表、業績予想、資金繰り表の検証や注文書による受注状況の確認及び製造・販売の現場の実地調査等により、債務者の業況や実態（今後の事業の見通しを含む）をより詳細に把握することで、正常運転資金に対するよりきめ細かい融資対応が行われている（金融機関による目利き力の発揮）。（注２）

（注１）中小・零細企業の資金ニーズに適切に応えるための融資手法に関しては、各金融機関が創意工夫を発揮し、それぞれの経営判断で柔軟に対応すべきものであり、その判断が尊重されることは、言うまでもない。

（注２）債務者の業況や実態を把握するための資料徴求や実地調査については、本事例に記載した資料・調査等が一律に求められるものではなく、債務者の規模や与信額に応じた対応となる。例えば、債務者が小規模で詳細な資料がない場合等においては、必ずしも本事例で例示した資料全てについて、確認が必要なわけではない。

２．正常運転資金の範囲は債務者の業況や実態に合わせて柔軟に検討する必要がある

債務者が正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金（正常運転資金）に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題なく、妥当な融資形態の一つであると認められる。

正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」であるとされている（金融検査マニュアル・自己査定別表１）。本事例の場合、平成 26 年３月決算期の数値に基づいて算出される正常運転資金の金額は、売上高が大幅に減少しているため、この算定式を機械的に適用すれば、大幅に減額することにもなり得る。

しかしながら、平成 26 年３月決算期の数値は、過去の一時点の数値であり、現時点の正常運転資金の算出については、債務者の業況や実態の的確な把握と、それに基づく今後の見通しや、足元の企業活動に伴うキャッシュフローの実態にも留意した検討が重要である。

３．*本事例の結論*

本事例では、前期決算の数値に基づく正常運転資金の金額は大幅に減少することになるものの、「短期継続融資」の書替えの検討に当たり、前期決算以降の状況の変化を踏まえて、債務者の業況や実態を改めて確認した結果、売上高の回復が見込まれること、足元のキャッシュフローにおいて従来程度の金額の正常運転資金が必要と認められることから、500 百万円で書替えを実行しても、正常運転資金の範囲内として貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

資料９－８－４

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆　貸付条件の変更等の状況（平成27年3月末時点）

（単位：件）

	申込み	実行 （Ａ）	謝絶 （Ｂ）	実行率 [Ａ／(Ａ＋Ｂ)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計（1459）	6,606,401	6,254,523	149,566	97.7%
【住宅ローン】 金融機関合計（1459）	422,992	349,106	30,294	92.0%

（注）上記金融機関（1459）は、銀行（141）、信用金庫（268）、信用組合（155）、労働金庫（14）、系統金融機関（881）の合計。

資料９－８－５

日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断

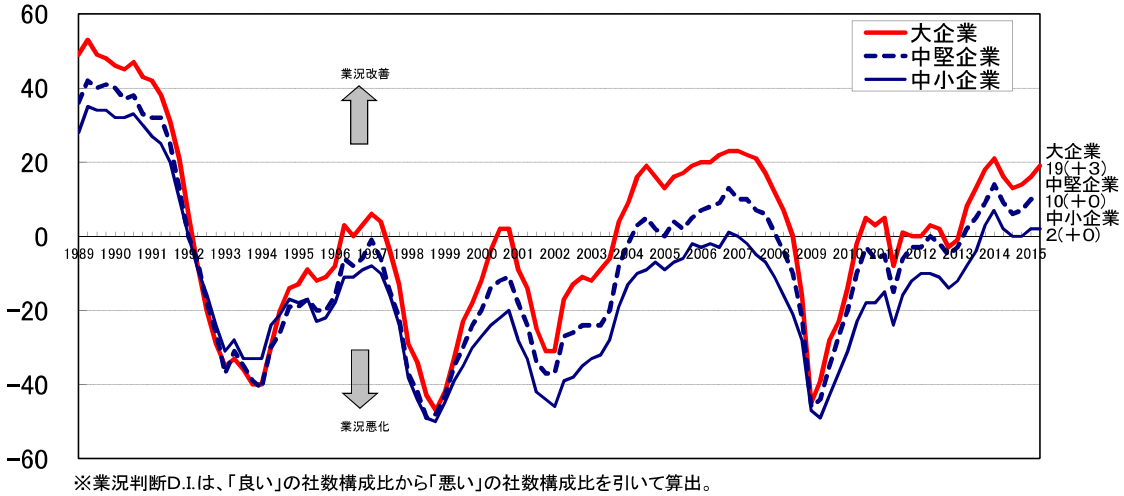

※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断

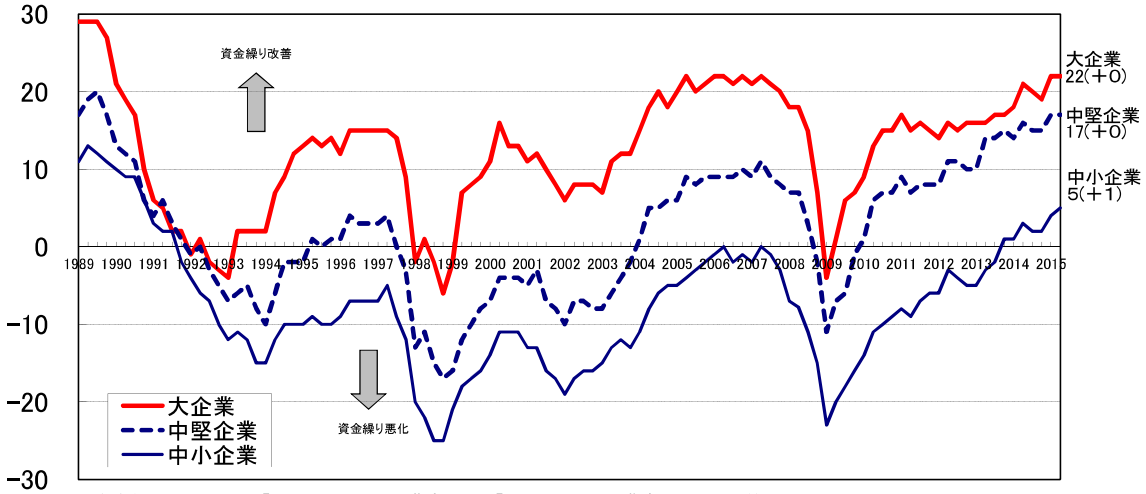

※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断

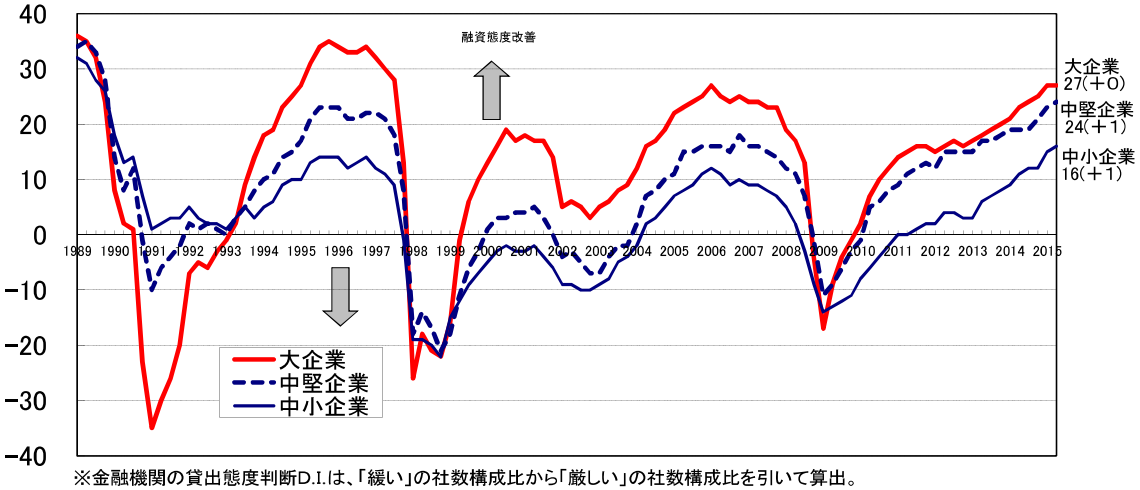

※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）数字は2015年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2015年３月）との比較）

資料９－８－６

（　参　考　）

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

１．中小企業の業況の「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

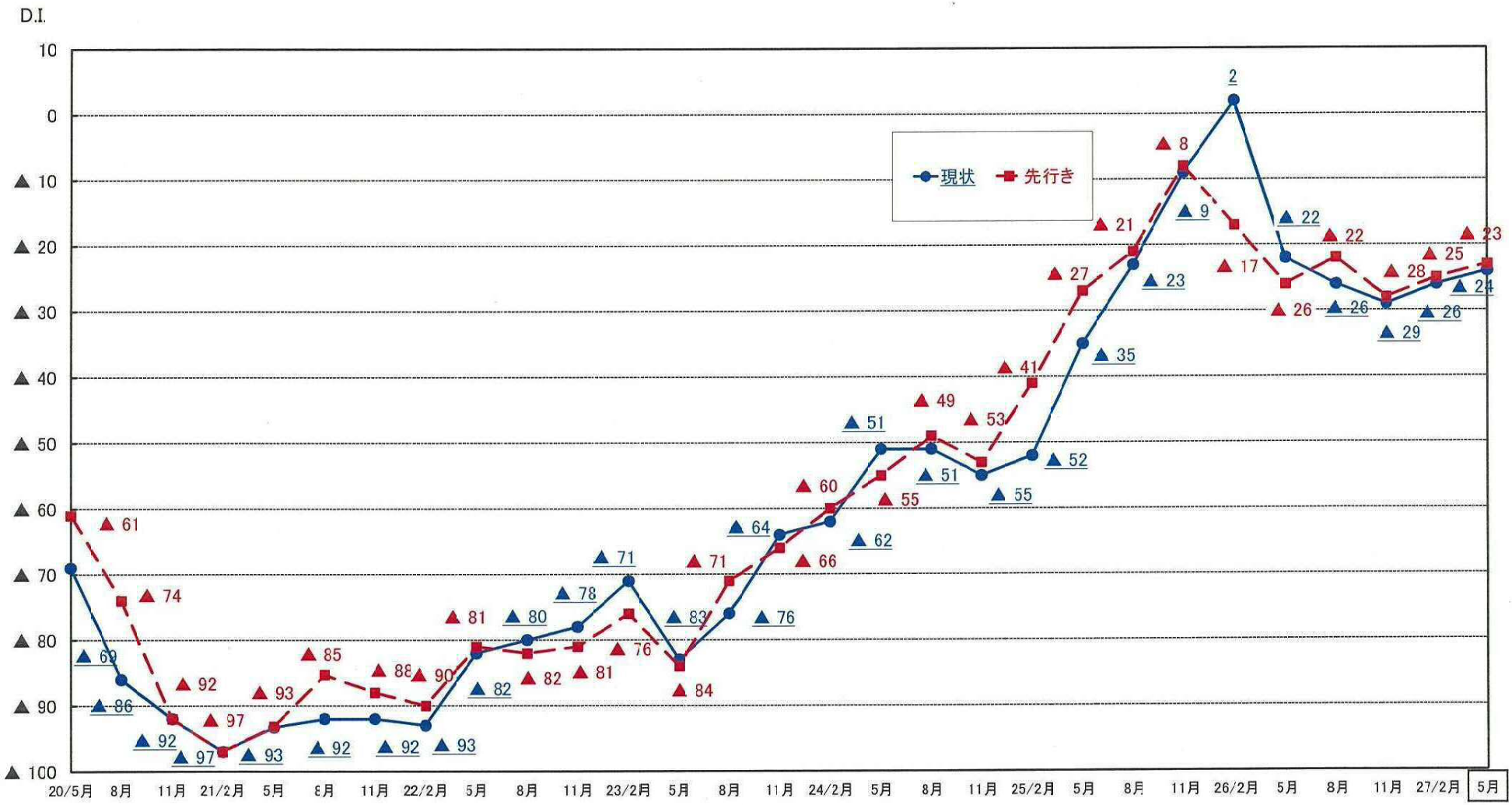

2. 中小企業の資金繰りの「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

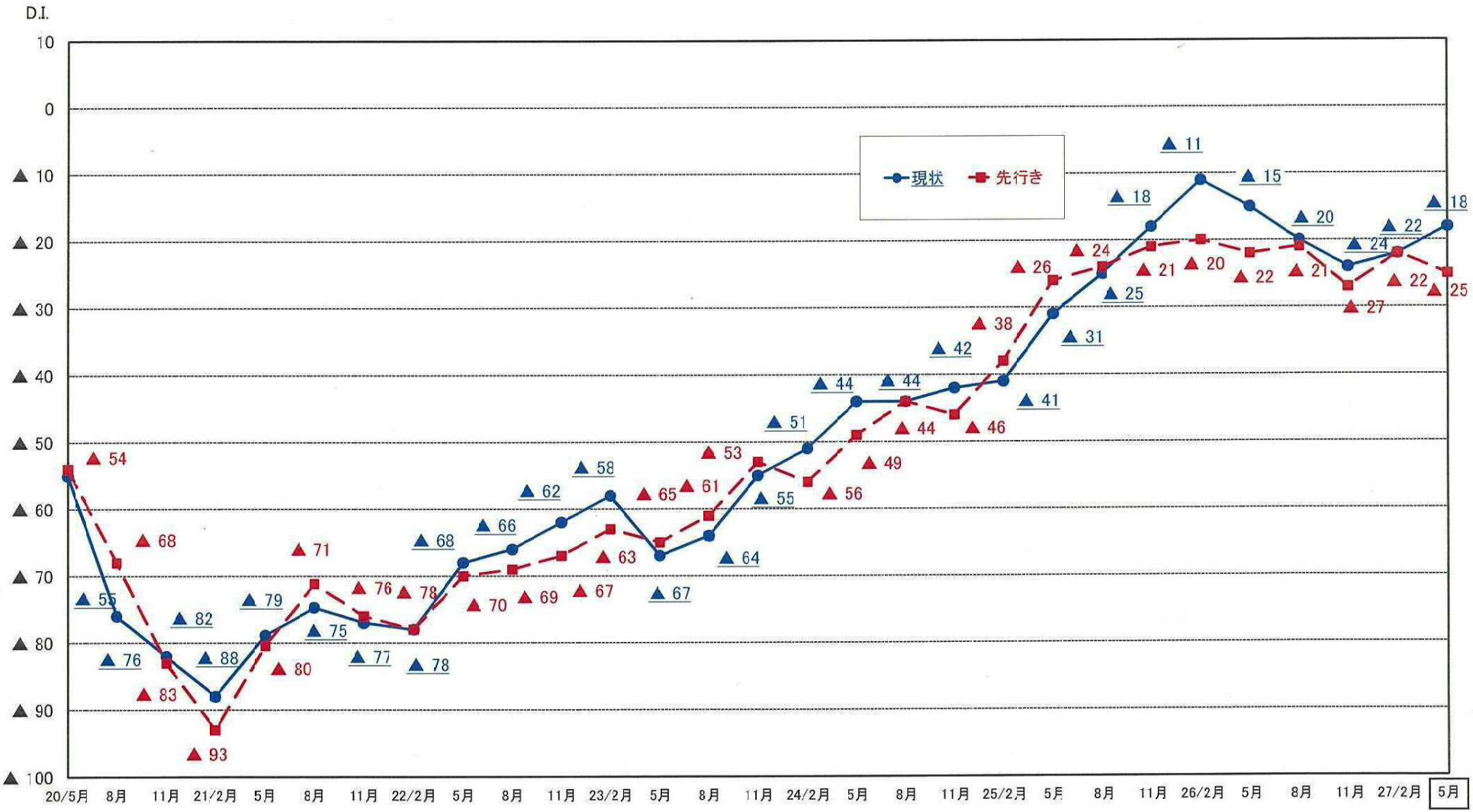

資料９－８－７　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1
2013.07	271.8	2.2	167.9	0.7	103.9	4.8
2013.08	271.9	2.4	168.6	1.4	103.3	3.9
2013.09	276.3	2.0	171.6	0.5	104.7	4.5
2013.10	272.0	2.0	168.5	1.2	103.5	3.3
2013.11	274.4	2.6	170.3	2.1	104.1	3.3
2013.12	278.9	2.2	173.8	1.9	105.1	2.8
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.6	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1
2014.07	277.1	2.0	170.9	1.7	106.3	2.3
2014.08	277.7	2.1	171.7	1.8	106.1	2.7
2014.09	282.5	2.2	175.2	2.1	107.3	2.5
2014.10	279.0	2.6	172.1	2.1	106.9	3.3
2014.11	282.3	2.9	173.7	2.0	108.6	4.4
2014.12	287.4	3.1	177.5	2.1	109.9	4.6
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.1	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.7
2015.03	289.1	3.0	179.8	2.4	109.3	4.0
2015.04	283.6	2.6	175.4	2.9	108.2	2.2
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.0	2.7	177.0	3.2	109.1	2.0

（出典）日本銀行「現金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。

〇「中小企業」：資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

資料９－８－８

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

１．主要行の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	24年度末	25年度末	26年度末
動産・債権譲渡担保融資	6,221	6,598	5,556
うち動産担保融資	2,733	2,949	2,700
うち債権譲渡担保融資	3,488	3,649	2,856
財務制限条項を活用した融資	525,758	570,776	632,673

（注１） 主要行： 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の９行。

（注２） 24年度末はデータ制約上、一部25年４月末残高の計数を含む。

２．地域金融機関の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	24年度末	25年度末	26年度末
動産・債権譲渡担保融資	5,048	7,677	12,941
うち動産担保融資	2,041	3,785	7,057
うち債権譲渡担保融資	3,007	3,892	5,884
財務制限条項を活用した融資	130,827	140,743	150,632

（注） 地域金融機関： 地方銀行106行、信用金庫267金庫、信用組合154組合の計527金融機関。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年８月 28 日
金融庁

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙１～４－３のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- ■ 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年４月から平成 27 年３月
- ■ 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年２月から平成 27 年３月
- ■ 盗難通帳犯罪：平成 15 年４月から平成 27 年３月
- ■ インターネットバンキング犯罪：平成 17 年２月から平成 27 年３月

概要

１．被害発生状況

（注）「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数　（単位：件）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	482	905	308	253	5,802
盗難キャッシュカード	5,351	3,892	3,473	2,848	52,199
盗難通帳	183	144	126	88	3,117
インターネットバンキング	162	148	1,955	1,372	4,297

○平均被害額　（単位：万円）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	70	77	29	43	92
盗難キャッシュカード	54	47	45	43	52
盗難通帳	114	86	71	74	176
インターネットバンキング	244	102	113	158	132

２．金融機関による補償状況

（注１）預貯金者保護法の施行は、18 年２月 10 日です。

（注２）補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

（注３）「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

〇偽造キャッシュカード　（単位:件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23 年度	480	458	(95.4%)	22	(4.6%)
24 年度	897	857	(95.5%)	40	(4.5%)
25 年度	304	288	(94.7%)	16	(5.3%)
26 年度	214	207	(96.7%)	7	(3.3%)
対象期間計	5,663	5,433	(95.9%)	(注 1)230	(4.1%)
（平成 12 年 4 月～平成 27 年 3 月）			(注 2) (98.7%)		

（注１）金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等（111 件）」、「預貯金者に重大な過失がある（27 件）」などでした。

（注２）処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

〇盗難キャッシュカード　（単位:件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23 年度	5,336	2,676	(50.1%)	2,660	(49.9%)
24 年度	3,881	1,645	(42.4%)	2,236	(57.6%)
25 年度	3,446	1,274	(37.0%)	2,172	(63.0%)
26 年度	2,455	908	(37.0%)	1,547	(63.0%)
対象期間計	51,673	27,962	(54.1%)	(注 1)23,711	(45.9%)
（平成 17 年 2 月～平成 27 年 3 月）			(注 2) (81.6%)		

（注１）金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等（7,736 件）」、「遺失等による不正払戻し（4,263 件）」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し（2,771 件）」などでした。

（注２）処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難通帳　（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23 年度	179	109	(60.9%)	70	(39.1%)
24 年度	140	90	(64.3%)	50	(35.7%)
25 年度	123	84	(68.3%)	39	(31.7%)
26 年度	69	47	(68.1%)	22	(31.9%)
対象期間計 （平成 15 年 4 月～平成 27 年 3 月）	2,937	1,180	(40.2%)	1,757	(59.8%)
			(注) (51.4%)		

（注）処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○インターネットバンキング　（単位：件）

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23 年度	160	109	(68.1%)	51	(31.9%)
24 年度	147	104	(70.7%)	43	(29.3%)
25 年度	1,937	1,762	(91.0%)	175	(9.0%)
26 年度	1,172	975	(83.2%)	197	(16.8%)
対象期間計 （平成 17 年 2 月～平成 27 年 3 月）	4,054	3,411	(84.1%)	643	(15.9%)
			(注) (92.8%)		

（注）処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

お問い合わせ先

金融庁　Tel：03－3506－6000（代表）
監督局　銀行第１課（内線 3323、3324）
銀行第２課（内線 3365、3367）
協同組織金融室（内線 3381、3736）
郵便貯金・保険監督参事官室（内線 2612、2615）

（別紙１）偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙２）盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙３）盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）
（別紙４－１）インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）
（別紙４－２）インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）
（別紙４－３）インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙1）

（単位：件、百万円）

時期＼業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	処理方針決定済 計	処理方針決定済 補償	処理方針決定済 補償しない	調査・検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	426	414	12	9
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	88	80	8	16	32	26	482	337	70	480	458	22	2
24年度	662	465	136	138	33	29	74	68	905	701	77	897	857	40	8
25年度	296	85	8	2	1	0	3	1	308	89	29	304	288	16	4
4月～6月	65	15	1	0	1	0	1	0	68	16	23	66	62	4	2
7月～9月	88	23	1	0	-	-	-	-	89	23	26	88	84	4	1
10月～12月	67	20	4	1	-	-	1	0	72	22	31	72	69	3	-
1月～3月	76	25	2	1	-	-	1	0	79	26	34	78	73	5	1
26年度	220	92	26	18	1	0	6	4	253	115	45	214	207	7	39
4月～6月	55	25	1	0	1	0	1	0	58	25	44	54	51	3	4
7月～9月	61	23	1	0	-	-	-	-	62	24	38	60	57	3	2
10月～12月	66	28	24	18	-	-	5	4	95	51	54	75	74	1	20
1月～3月	38	14	-	-	-	-	-	-	38	14	37	25	25	-	13
計	3,813	3,393	1,222	1,268	387	351	380	370	5,802	5,383	92	5,663	5,433	230	139
構成比	65.7%	63.0%	21.1%	23.6%	6.7%	6.5%	6.5%	6.9%	100.0%	100.0%		100.0%	95.9%	4.1%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.8%（3,605件/3,765件）、地方銀行97.6%（1,133件/1,161件）、第二地方銀行96.0%（362件/377件）、信金等92.5%（333件/360件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙2）

（単位：件、百万円）

時期＼業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				
													補償			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額	75%又は一部	補償しない	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,995	1,643	1,825	1,055	389	172	711	347	6,920	3,219	46	6,889	3,338	969	2,582	31
19年度	3,465	1,355	1,154	620	209	89	497	219	5,325	2,285	42	5,323	2,127	852	2,344	2
20年度	3,504	1,571	994	520	178	120	435	207	5,111	2,420	47	5,106	1,811	908	2,387	5
21年度	4,229	1,863	1,069	624	213	153	532	301	6,043	2,943	48	6,032	1,774	1,517	2,741	11
22年度	4,452	2,402	1,160	871	304	207	694	480	6,610	3,961	59	6,598	1,654	2,084	2,860	12
23年度	3,694	1,770	918	641	216	144	523	333	5,351	2,890	54	5,336	1,216	1,460	2,660	15
24年度	2,858	1,202	612	397	119	78	303	183	3,892	1,861	47	3,881	803	842	2,236	11
25年度	2,747	1,134	458	284	73	35	195	121	3,473	1,576	45	3,446	585	689	2,172	27
4月～6月	721	297	103	35	19	10	40	16	883	359	40	880	162	163	555	3
7月～9月	753	303	107	85	12	4	46	32	918	426	46	917	142	152	623	1
10月～12月	712	299	148	99	26	16	61	42	947	457	48	931	154	201	576	16
1月～3月	561	233	100	64	16	4	48	30	725	332	45	718	127	173	418	7
26年度	2,199	838	391	202	67	45	191	151	2,848	1,237	43	2,455	431	477	1,547	393
4月～6月	656	272	110	46	24	14	52	31	842	364	43	825	143	186	496	17
7月～9月	682	221	94	54	18	9	40	31	834	315	37	803	154	127	522	31
10月～12月	543	188	104	48	15	6	49	42	711	285	40	601	105	115	381	110
1月～3月	318	156	83	53	10	14	50	46	461	271	58	226	29	49	148	235
計	34,367	16,328	10,571	6,659	2,179	1,322	5,082	2,963	52,199	27,275	52	51,673	17,296	10,666	23,711	526
構成比	65.8%	59.9%	20.3%	24.4%	4.2%	4.8%	9.7%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	33.5%	20.6%	45.9%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等43.1%（14,721件/34,118件）、地方銀行74.1%（7,706件/10,393件）、第二地方銀行74.6%（1,610件/2,158件）、信金等78.4%（3,925件/5,004件）。

（別紙3）

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	101	144	60	42	10	7	12	14	183	209	114	179	109	70	4
24年度	75	37	49	73	8	1	12	12	144	124	86	140	90	50	4
25年度	73	49	30	23	5	3	18	13	126	90	71	123	84	39	3
4月～6月	17	14	7	9	-	-	1	0	25	24	96	25	18	7	-
7月～9月	23	21	5	0	2	2	3	1	33	26	80	33	20	13	-
10月～12月	17	10	14	11	2	0	8	1	41	24	59	38	25	13	3
1月～3月	16	3	4	1	1	0	6	10	27	15	56	27	21	6	-
26年度	53	28	22	12	1	0	12	24	88	65	74	69	47	22	19
4月～6月	9	2	7	5	-	-	2	0	18	8	48	16	11	5	2
7月～9月	19	14	6	3	-	-	3	1	28	18	66	26	18	8	2
10月～12月	18	6	5	2	-	-	4	20	27	29	107	19	14	5	8
1月～3月	7	4	4	1	1	0	3	2	15	9	61	8	4	4	7
計	1,451	3,373	1,157	1,463	149	226	360	452	3,117	5,515	176	2,937	1,180	1,757	180
構成比	46.6%	61.2%	37.1%	26.5%	4.8%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.2%	59.8%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%（633件/1,389件）、地方銀行32.2%（349件/1,084件）、第二地方銀行44.8%（60件/134件）、信金等41.8%（138件/330件）。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙4-1）

（単位：件、百万円）

時期＼業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	160	109	51	2
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	147	104	43	1
25年度	1,870	1,941	66	191	14	76	5	4	1,955	2,213	113	1,937	1,762	175	18
4月～6月	173	153	4	6	1	3	-	-	178	163	91	177	153	24	1
7月～9月	469	390	8	31	2	5	1	0	480	427	89	479	442	37	1
10月～12月	584	602	26	53	4	14	1	1	615	671	109	612	563	49	3
1月～3月	644	795	28	100	7	53	3	2	682	951	139	669	604	65	13
26年度	1,095	1,211	139	407	23	173	115	387	1,372	2,180	158	1,172	975	197	200
4月～6月	459	477	54	175	5	51	19	80	537	784	146	526	441	85	11
7月～9月	294	227	15	133	11	101	7	23	327	485	148	307	255	52	20
10月～12月	213	264	22	35	2	1	8	15	245	317	129	215	181	34	30
1月～3月	129	241	48	64	5	18	81	267	263	592	225	124	98	26	139
計	3,786	4,010	292	889	59	315	160	498	4,297	5,713	132	4,054	3,411	643	243
構成比	88.1%	70.2%	6.8%	15.6%	1.4%	5.5%	3.7%	8.7%	100.0%	100.0%		100.0%	84.1%	15.9%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等85.6%（3,147件/3,676件）、地方銀行77.0%（177件/230件）、第二地方銀行35.9%（14件/39件）、信金等67.0%（73件/109件）。

（別紙4-2）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
	24年度	139	136	5	4	-	-	1	1	145	141	97
	25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	4	1	1,864	1,969	105
	4月～6月	164	140	3	5	-	-	-	-	167	146	87
	7月～9月	458	381	6	29	1	4	1	0	466	414	89
	10月～12月	566	581	23	33	2	2	1	1	592	619	104
	1月～3月	620	764	16	22	1	2	2	0	639	789	123
	26年度	1,065	1,085	103	180	7	11	39	80	1,214	1,358	111
	4月～6月	439	388	28	67	2	1	9	15	478	471	98
	7月～9月	288	198	5	14	-	-	3	4	296	218	73
	10月～12月	209	256	22	35	1	0	2	3	234	294	125
	1月～3月	129	241	48	64	4	10	25	57	206	373	181
計		3,099	3,242	185	323	12	23	54	91	3,350	3,681	109
構成比		92.5%	88.1%	5.5%	8.8%	0.4%	0.6%	1.6%	2.5%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（別紙4-3）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	100	10	66	1	2	91	243	267
	4月～6月	9	13	1	0	1	3	-	-	11	16	152
	7月～9月	11	9	2	2	1	1	-	-	14	12	89
	10月～12月	18	21	3	19	2	11	-	-	23	52	227
	1月～3月	24	30	12	78	6	50	1	2	43	162	376
	26年度	30	126	36	226	16	161	76	306	158	821	520
	4月～6月	20	89	26	108	3	49	10	65	59	312	529
	7月～9月	6	28	10	118	11	101	4	19	31	267	863
	10月～12月	4	8	-	-	1	1	6	12	11	22	206
	1月～3月	-	-	-	-	1	8	56	209	57	218	383
計		97	224	65	382	35	278	90	372	287	1,259	438
構成比		33.8%	17.8%	22.6%	30.4%	12.2%	22.1%	31.4%	29.6%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年８月 28 日
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 27 年３月末）について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 27 年３月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁　Tel：03－3506－6000(代表)
監督局　銀行第１課（内線 3323、3324）
銀行第２課（内線 3365、3367）
協同組織金融室（内線 3381、3736）
郵便貯金・保険監督参事官室（内線 2612、2615）

（別添）偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 27 年３月末）

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成27年3月末）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成27年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
- 主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- 埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- パーセントは小数第二位を四捨五入。
- 集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。

［調査結果］

1．基本情報

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,247	118,236
地銀	65	65	65	39,013	111,550
第二地銀	41	41	41	11,920	29,329
その他の銀行	16	22	31	53,969	181,574
信用金庫	267	264	265	19,825	51,286
信用組合	135	62	58	2,258	5,163
労働金庫	13	13	13	1,880	8,346
計	546	475	481	154,112	505,484
農漁協等	845	844	716	12,489	21,929
総計	1,391	1,319	1,197	166,601	527,413

2．キャッシュカードに関すること

（ICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑥	⑥/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑦	⑦/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑧	⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	24,567	97.3%	30,288	25.6%
地銀	65	65	100.0%	36,437	93.4%	25,179	22.6%
第二地銀	41	39	95.1%	9,156	76.8%	5,500	18.8%
その他の銀行	16	7	43.8%	53,963	100.0%	57,597	31.7%
信用金庫	267	207	77.5%	15,648	78.9%	7,681	15.0%
信用組合	135	45	33.3%	959	42.5%	456	8.8%
労働金庫	13	13	100.0%	1,880	100.0%	11	0.1%
計	546	382	70.0%	142,610	92.5%	126,712	25.1%
農漁協等	845	843	99.8%	12,320	98.6%	10,009	45.6%
総計	1,391	1,225	88.1%	154,930	93.0%	136,721	25.9%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑨	⑨/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑩	⑩/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑪	⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	21,522	85.2%	22,255	18.8%
地銀	65	50	76.9%	22,349	57.3%	11,641	10.4%
第二地銀	41	9	22.0%	2,556	21.4%	667	2.3%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,265	50.5%	46,202	25.4%
信用金庫	267	79	29.6%	5,869	29.6%	2,010	3.9%
信用組合	135	11	8.1%	346	15.3%	169	3.3%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	546	156	28.6%	79,907	51.8%	82,944	16.4%
農漁協等	845	133	15.7%	1,904	15.2%	32	0.1%
総計	1,391	289	20.8%	81,811	49.1%	82,976	15.7%

3．インターネットバンキングに関すること

（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	22	18	81.8%
信用金庫	264	262	99.2%
信用組合	62	27	43.5%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	434	91.4%
農漁協等	844	844	100.0%
総計	1,319	1,278	96.9%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑬	⑬/②	パスワード生成機⑭	⑭/②	電子メール・アプリケーション⑮	⑮/②
主要行等	7	87.5%	8	100.0%	2	25.0%
地銀	34	52.3%	41	63.1%	26	40.0%
第二地銀	18	43.9%	26	63.4%	23	56.1%
その他の銀行	12	54.5%	8	36.4%	5	22.7%
信用金庫	251	95.1%	167	63.3%	5	1.9%
信用組合	4	6.5%	23	37.1%	19	30.6%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	339	71.4%	286	60.2%	80	16.8%
農漁協等	0	0.0%	844	100.0%	715	84.7%
総計	339	25.7%	1,130	85.7%	795	60.3%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯	⑯/③	（可変パスワード導入未済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑰	⑰/③
主要行等	8	5	62.5%	3	37.5%
地銀	65	60	92.3%	5	7.7%
第二地銀	41	31	75.6%	10	24.4%
その他の銀行	31	24	77.4%	4	12.9%
信用金庫	265	253	95.5%	11	4.2%
信用組合	58	9	15.5%	26	44.8%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	481	382	79.4%	72	15.0%
農漁協等	716	716	100.0%	0	0.0%
総計	1,197	1,098	91.7%	72	6.0%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑱	⑱/③	パスワード生成機⑲	⑲/③	電子メール・アプリケーション⑳	⑳/③
主要行等	0	0.0%	8	100.0%	1	12.5%
地銀	18	27.7%	43	66.2%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	23	56.1%	5	12.2%
その他の銀行	6	19.4%	18	58.1%	3	9.7%
信用金庫	243	91.7%	7	2.6%	1	0.4%
信用組合	3	5.2%	6	10.3%	1	1.7%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	278	57.8%	105	21.8%	22	4.6%
農漁協等	0	0.0%	716	100.0%	0	0.0%
総計	278	23.2%	821	68.6%	22	1.8%

資料10－２－１

信託会社等の新規参入状況

平成27年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	18	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	11	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	156	60	17	2	11	22	8	7	11	9	7	2
うち　みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	199	90	28	2	11	22	8	7	11	9	9	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は７社）

資料11－２－１

生命保険会社の平成27年３月期決算の概要
（かんぽ生命を除く）

（単位：億円、％、ポイント）

	25年３月期	26年３月期	27年３月期	前期比
基礎収益	414,409	405,004	436,507	31,503
保険料等収入	315,873	298,726	327,007	28,281
資産運用収益	79,383	79,676	84,349	4,673
基礎費用	387,509	374,372	403,426	29,054
保険金等支払金	210,144	236,192	256,344	20,152
資産運用費用	3,422	3,151	3,023	▲ 128
事業費	38,365	38,764	39,844	1,080
基礎利益	26,899	30,631	33,081	2,450
キャピタル損益	▲ 2,028	2,672	4,592	1,920
臨時損益	▲ 4,502	▲ 6,920	▲ 7,514	▲ 594
危険準備金繰入額	2,458	5,154	3,970	▲ 1,184
経常利益	20,368	26,383	30,159	3,776
特別損益	▲ 4,682	▲ 5,621	▲ 5,282	339
価格変動準備金繰入額	3,922	4,821	2,825	▲ 1,996
当期純利益（純剰余）	10,376	13,710	14,509	799
総資産	2,545,357	2,634,939	2,823,432	188,493
有価証券含み損益	194,689	199,313	346,389	147,076
公表逆ざや額	▲ 2,632	▲ 1,433	▲ 1,200	233
ソルベンシー・マージン比率	807.5	870.9	974.0	103.1

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前期比
新契約高＋転換純増(兆円)	72	67	68	1
解約失効高(兆円)	52	51	49	▲ 2
保有契約高(兆円)	933	924	918	▲ 6
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	22,894	22,006	24,864	2,858
うち第三分野	4,693	4,829	5,189	360
保有契約ベース	213,330	215,958	220,247	4,289
うち第三分野	51,971	53,108	54,473	1,365

（注１）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注２）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
（注３）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注４）算出会社（25年３月期：42社、26年３月期：42社、27年３月期：41社）

資料11－２－２

損害保険会社の平成27年３月期決算（速報）の概要

（52社ベース）

（単位：億円）

	25年３月期	26年３月期	27年３月期	前期比
正味収入保険料	76,343	80,221	80,637	416
正味支払保険金	49,044	46,768	45,413	▲ 1,355
保険引受利益	▲ 550	▲ 1,367	1,411	2,778
資産運用粗利益	5,139	5,983	6,254	271
経常利益	3,838	4,171	7,276	3,105
特別損益	▲ 960	▲ 738	▲ 1,417	▲ 679
当期利益	1,711	2,111	3,739	1,628
総資産	290,384	294,778	315,794	21,016
有価証券含み損益	40,801	45,835	65,665	19,830

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・マージン比率	572.4	661.3	709.0	47.7

（注１）24・25年度は53社ベース。26年度は52社ベース。
（注２）「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。
（注３）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11－２－３

生命保険会社一覧表 （平成27年6月30日現在42社）

生命保険会社 39社

		会社名
（22社）	相互会社5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		ハートフォード生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		ネオファースト生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		SBI生命保険株式会社
		株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社（損保50%以上）（5社）		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系（外資50%以上）（13社）		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスミューチュアル生命保険株式会社
		メットライフ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		プルデンシャル生命保険株式会社
		プルデンシャル　ジブラルタ　ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		アクサダイレクト生命保険株式会社
		エヌエヌ生命保険株式会社
		マニュライフ生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社（再掲）

外国生命保険会社 3社

支店形態（3社）	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	ｱﾒﾘｶﾝﾌｧﾐﾘｰﾗｲﾌｱｼｭｱﾗﾝｽｶﾝﾊﾟﾆｰｵﾌﾞｺﾛﾝﾊﾞｽ（アフラック）
	ﾁｭｰﾘｯﾋ･ﾗｲﾌ･ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ

資料11－２－４

損 害 保 険 会 社 一 覧 表

（平成27年6月30日現在52社）

損害保険会社　30社

	会　　社　　名
（20社）	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 （外資50%以上） （７社）	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ＡＩＵ損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
生保系子会社 （生保50%以上）	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 （２社）	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等　21社

アメリカ （4社）	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギリス （3社）	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド
フランス （2社）	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイス （2社）	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルクセンブルク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノルウェー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
インド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
ドイツ （3社）	エイチディーアイ-ゲーリング・インドゥストゥリー・フェアジッヒャルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベルギー	ユーラーヘルメス・エスエー
オランダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

免許特定法人（特定損害保険業免許）　1社

イギリス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

資料11－２－５

保険持株会社一覧表

（平成27年6月30日現在9社）

	保険持株会社名
（9社）	アニコム　ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル･ホールディング･オブ･ジャパン株式会社

資料11－2－6

生命保険会社の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年6月末現在
生命保険会社	43社	40社	40社	40社	39社	39社
＋　免　　許 ▲　廃　　止		※合併 ＋NKSJひまわり （23年10月） ▲損保ジャパンひまわり ▲日本興亜 ※合併 ＋三井住友海上あいおい （23年10月） ▲三井住友海上きらめき ▲あいおい ※合併 ＋ジブラルタ （24年1月） ▲ジブラルタ ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター ＋メットライフアリコ （24年2月）			※合併 ＋東京海上日動あんしん （26年10月） ▲東京海上日動あんしん ▲東京海上日動フィナンシャル ＋アクサジャパンホールディング （26年10月）(注) ※合併 ＋アクサ （26年10月） ▲アクサジャパンホールディング ▲アクサ	
外国生命保険会社	4社	4社	3社	3社	3社	3社
＋　免　　許 ▲　廃　　止			▲アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー （24年5月）			
合　　計	47社	44社	43社	43社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注）26年10月のアクサの合併等については、同日付（26年10月１日）で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、
②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

資料11－２－７

損害保険会社の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年6月末現在
損害保険会社	29社	29社	30社	31社	30社	30社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	※合併（22年10月） +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 （23年１月） +au損害保険 （23年２月）	※合併（23年５月） +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット （24年３月） →アイペット損害保険へ社名変更（24年３月）	+AIU損害保険 （24年10月）	+アメリカンホーム医療・損害保険 （25年11月）	※合併（26年９月） +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険	
外国損害保険会社等 免許特定法人	23社	24社	24社	23社	22社	22社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	+ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン（22年６月） +ｽｲｽ･ﾘｰ･ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ･ｴｽｲｰ（23年２月）	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（23年４月） +ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド（24年１月） +スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー（24年３月）		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー（25年４月） +ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシェーション（ヨーロッパ）リミテッド（26年２月） ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・シティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（バミューダ）リミテッド（26年３月）	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー（26年４月） +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー（26年６月） →ユーラーヘルメス・エスエーへ社名変更（26年11月） ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト（26年７月）	
合 計	52社	53社	54社	54社	52社	52社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11－３－１　保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

保険持株会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	26. 9. 16	－
	27. 2. 27	27. 5. 29
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	26. 9. 16	－
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	26. 9. 16	－
	27. 2. 27	27. 5. 18

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

生命保険会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
かんぽ生命保険	26. 9. 8	26. 12. 17
日本生命保険	26. 9. 16	27. 6. 24
	27. 4. 21	27. 6. 3
第一生命保険	26. 9. 16	27. 6. 26
明治安田生命保険	26. 9. 16	27. 6. 23
住友生命保険	26. 9. 16	27. 6. 25
大同生命保険	26. 9. 16	－
メットライフ生命保険	26. 9. 16	－
アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス	26. 9. 16	－
マニュライフ生命保険	26. 9. 16	－
東京海上日動あんしん生命保険	26. 9. 16	－
三井住友海上あいおい生命保険	26. 9. 16	－
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	26. 9. 16	－
オリックス生命保険	26. 9. 16	－
エヌエヌ生命保険	26. 9. 16	－
ＡＩＧ富士生命保険	26. 9. 16	－

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

損害保険会社名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上日動火災保険	26. 9. 16	―
三井住友海上火災保険	26. 9. 16	―
あいおいニッセイ同和損害保険	26. 9. 16	―
損害保険ジャパン日本興亜	26. 9. 16	―
富士火災海上保険	26. 9. 16	―
ＡＩＵ損害保険	26. 9. 16	―
朝日火災海上保険	26. 9. 16	―
	27. 4. 2	27. 6. 30
大同火災海上保険	26. 9. 16	―
	26. 12. 17	27. 3. 25
日新火災海上保険	26. 9. 16	―
	27. 2. 27	27. 5. 29
共栄火災海上保険	26. 9. 16	―
セコム損害保険	26. 9. 16	―
エース損害保険	26. 9. 16	―
セゾン自動車火災保険	27. 2. 27	27. 5. 18

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

金融庁
Financial Services Agency

平成 27 年６月 26 日
金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、結果の概要を取り纏めましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

Ⅰ．経緯

平成 23 年５月、第１回目の「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」（以下「フィールドテスト」）を公表した。

平成 26 年６月、第２回目のフィールドテストの実施を公表するとともに、全保険会社（生保 43 社、損保 53 社）に試行を依頼した。

今般、その集計及び分析の結果が取りまとまったことから、概要を公表するものである。

Ⅱ．目的

全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債等の計算の実施を要請し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握すること。

Ⅲ．結果概要

１．概要

（１） 今回のフィールドテストは、複数の手法を用いた試算など、前回よりも多岐にわたるものであったが、対象としたすべての会社から計算結果等についての回答があった。また、引き続き各社においては経済価値ベースのソルベンシー規制やリスク管理に対する関心が高く、また、体制整備も進んでいることが確認された。

（２） 一方で、各社のアンケートからは、実際の導入に当たっては今後十分な準備期間が必要であり、システム構築や実務負荷等の観点から解決すべき課題が多いことなどの意見も見受けられたところ。また、内部モデルの使用なども含め、各社の対応体制等の違いを踏まえた仕組みの構築を求める声もあった。

２．経済価値ベースの保険負債評価について

（１） 経済価値ベースの保険負債については、現在の低金利状況下にあっても、現行の保険負債と比べてそれほど大きく乖離することはなかった。しかしながら、保有する保険契約の構造等の違いにより各社で傾向の違いが見られ、今後割引率の設定方法等が保険負債に与える影響については、引き続き十分に検討する必要がある。

（２）保証とオプションのコストについては、今回全社に対して計算を求めたが、

確率的手法を用いていること、金利シナリオの作成手法の複雑さなどが理由となって、特に内部モデルを用いた場合には比較可能性が大きな問題になることが認識された。今後どのような手法が適切かといった点について、検討が必要であると考えられる。

３．リスク量について

（１） 今回のフィールドテストでは、99.5%VaR を用いているが、
・99.5%VaR という水準の適切性
・TVaR など VaR 以外の手法との比較
といった問題について、今後も検討が必要である。

（２） リスクの計測手法については「各社の商品内容・保有ポートフォリオ・リスク管理手法といった実態を踏まえたリスク量の計測」と「簡明性・比較可能性」はトレードオフの関係になることが多く、内部モデルの取扱いを含め、どのように両者のバランスを取っていくのかという点については、引き続き検討課題であると考えられる。

Ⅳ．今後の検討の方向性

１．上記のとおり、今回のフィールドテストでは前回に引き続いて様々な課題が認識されたところであり、その結果を踏まえつつ、経済価値ベースのソルベンシー規制について、今後更に具体的な制度策定に向けた検討を進める必要がある。

２．国際的にも、IAIS において ICS のフィールドテストが実施中であること、欧州においてはソルベンシーⅡの導入に向けた準備が進んでいることなど、経済価値ベースのソルベンシー規制における議論は進展しているところである。また、会計制度においても、国際会計基準審議会(IASB)において、IFRS 第４号「保険契約」の検討が進められている。このような状況において、さらにはわが国の保険市場の特性なども踏まえながら、わが国にふさわしい規制内容を構築することが重要であると考えられる。

３．経済価値ベースのソルベンシー規制の導入は、これまでの保険会社における経営管理手法やリスク管理手法に相応の見直しを伴うものである。したがって、今後の円滑な制度導入に向け、様々な場面において関係者との対話を重視し、着実に新たな枠組み作りを進めていきたいと考えている。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局保険課
(内線 3770)

資料11-8-1

少額短期保険業者登録一覧

（平成27年6月30日現在：83業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ＬＡ少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	ＳＢＩ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社アソシア
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	ＮＰ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Ａライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	エース賃貸少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もっとぎゅっと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	ＡＢＣ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミア少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	ＪＭＭ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	ｅ－Ｎｅｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社ＦＩＳ
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ･エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	チケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第58号	平成23年6月20日	アイアイ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第62号	平成25年4月18日	ウイズネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社ＳＡＮＫＯ少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社ＦＰＣ
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
	四国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成26年5月14日	あんしんペット少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

資料11-9-1

認可特定保険業者一覧
（財務局等所管分）

（平成27年6月30日現在：7法人）

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人　あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人　ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人　JMC厚生会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会

資料12－3－1

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移

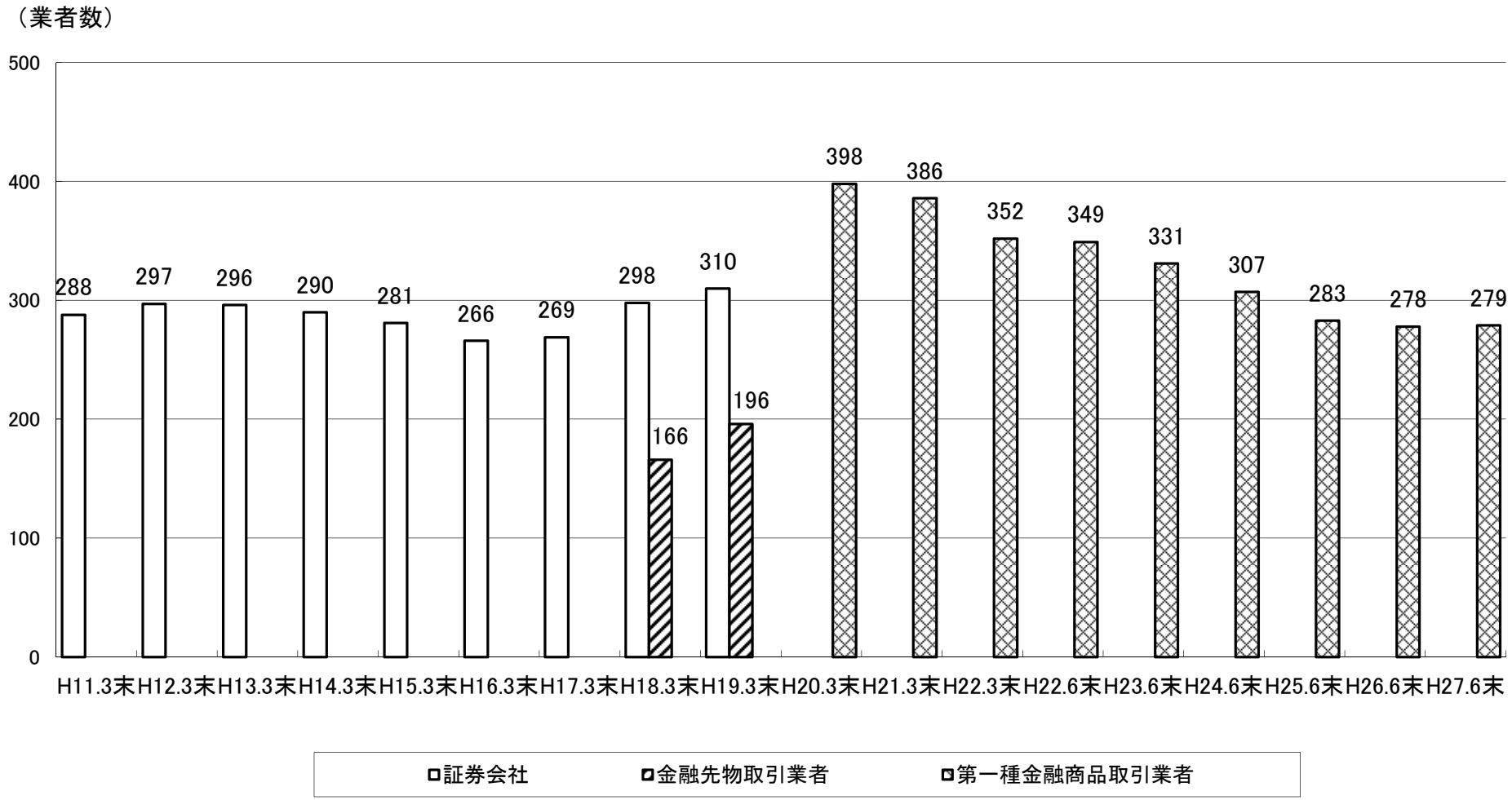

注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

資料12－3－2

国内証券会社の平成26年度決算概況

（単位：億円）

	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(A)/(B)
会社数	234社	234社	―
営業収益	**40,905**	**40,125**	**102%**
受入手数料	22,511	24,038	**94%**
委託手数料	6,847	8,610	**80%**
引受け・売出し手数料	1,616	1,700	**95%**
募集・売出しの取扱手数料	4,653	5,137	**91%**
トレーディング損益	12,351	11,020	**112%**
金融収益	5,597	4,576	**122%**
販売費・一般管理費	**27,689**	**25,804**	**107%**
取引関係費	**7,113**	**5,790**	**123%**
人件費	**10,986**	**10,771**	**102%**
経常損益	**10,109**	**11,719**	**86%**
当期純損益	**7,214**	**9,031**	**80%**

（注）日本証券業協会調べ。

資料12－３－３

株式市況と証券会社の損益の推移

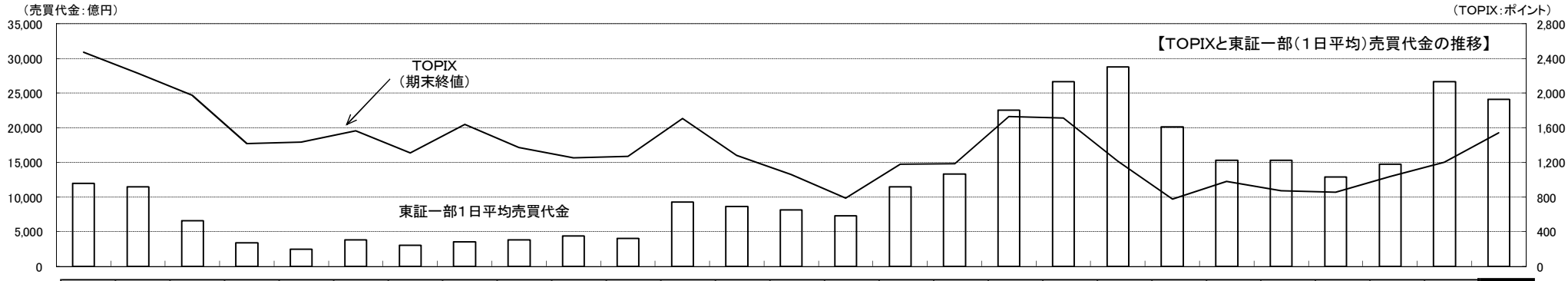

	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期
売買代金	11,954	11,438	6,585	3,410	2,440	3,806	3,019	3,538	3,823	4,359	4,021	9,280	8,658	8,124	7,290	11,452	13,287	22,521	26,631	28,790	20,079	15,299	15,324	12,854	14,720	26,632	24,072
TOPIX	2,469	2,227	1,971	1,419	1,432	1,563	1,308	1,637	1,373	1,252	1,267	1,706	1,277	1,060	788	1,179	1,182	1,728	1,714	1,213	774	979	869	854	1,035	1,203	1,543

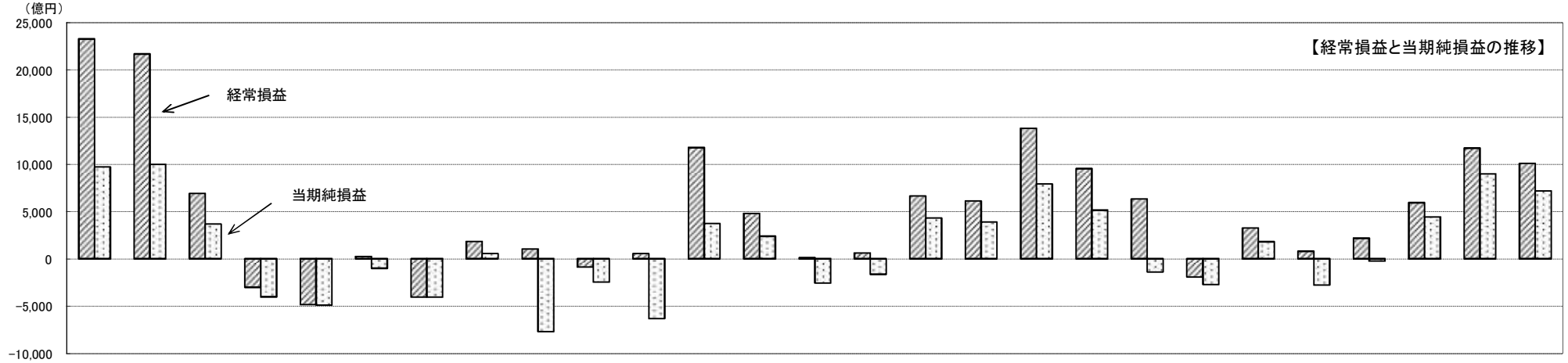

	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期
経常損益	23,276	21,674	6,928	−3,006	−4,827	279	−4,045	1,849	1,061	−861	561	11,792	4,816	151	642	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	−1,907	3,279	831	2,200	5,970	11,719	10,109
当期純損益	9,712	10,039	3,708	−3,995	−4,888	−994	−4,040	552	−7,695	−2,469	−6,312	3,723	2,414	−2,557	−1,622	4,329	3,918	7,921	5,165	−1,374	−2,697	1,801	−2,764	−220	4,447	9,031	7,214

（注）１．日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
　　２．元年３月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を２倍した。

資料12－３－４

投 資 者 保 護 基 金 の 概 要

名称	日 本 投 資 者 保 護 基 金
会員数	会 員 証 券 会 社 数（平成27年６月30日現在） 国内証券会社　235社 外国証券会社　14社 計　249社
役員	理　事　長　　増 井 喜 一 郎
基金規模	平成27年３月31日現在　約564億円
補償実績	・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－　補償額　約59億円（うち破産管財人からの返還額　約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （H19. 6）－　補償額　約２億円 （H19.10）－　補償額　約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （H24.3）－　補償額　約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14 年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12－4－1

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移

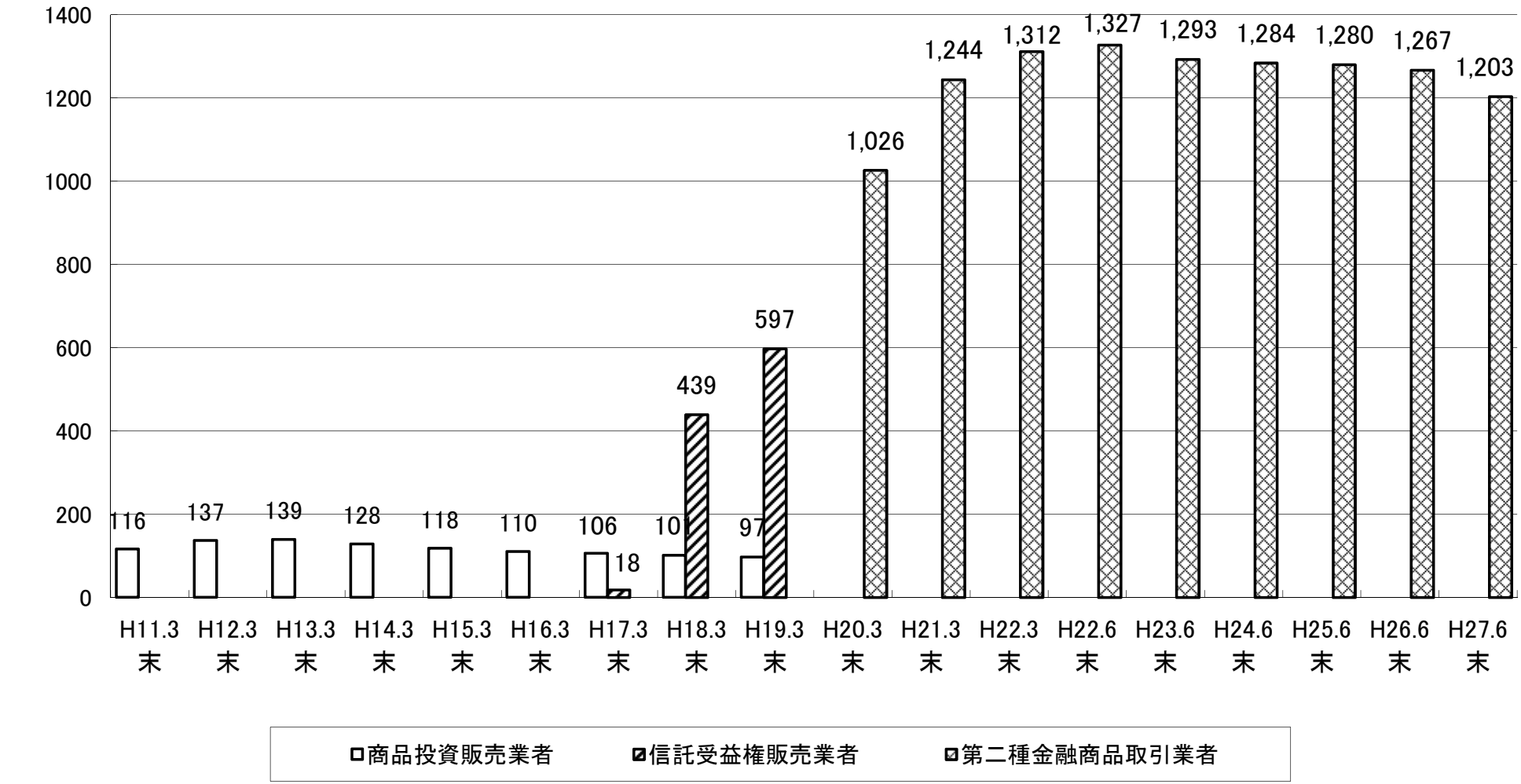

注：平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12－5－1

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移

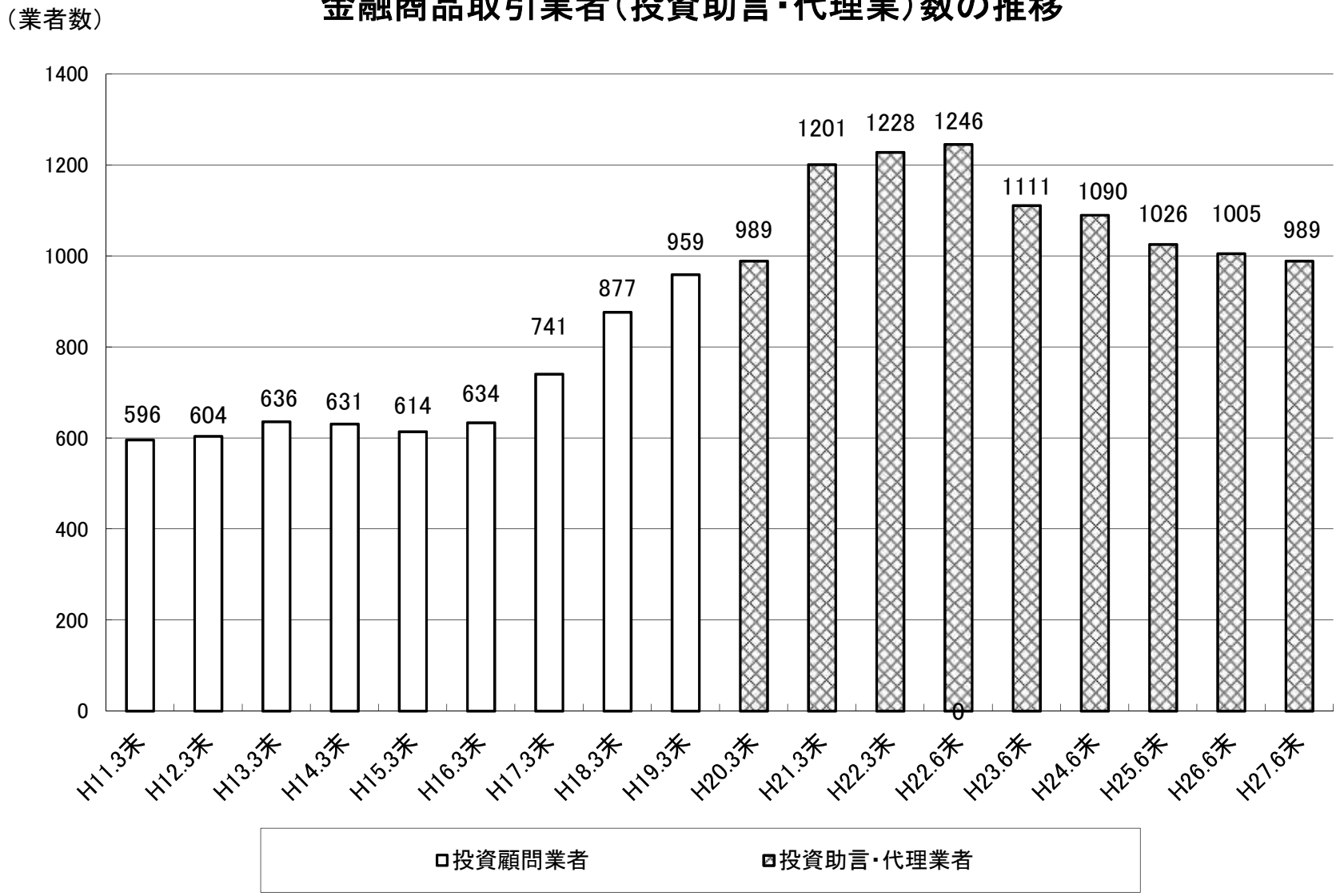

注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12－6－1

金融商品取引業者（投資運用業）数の推移

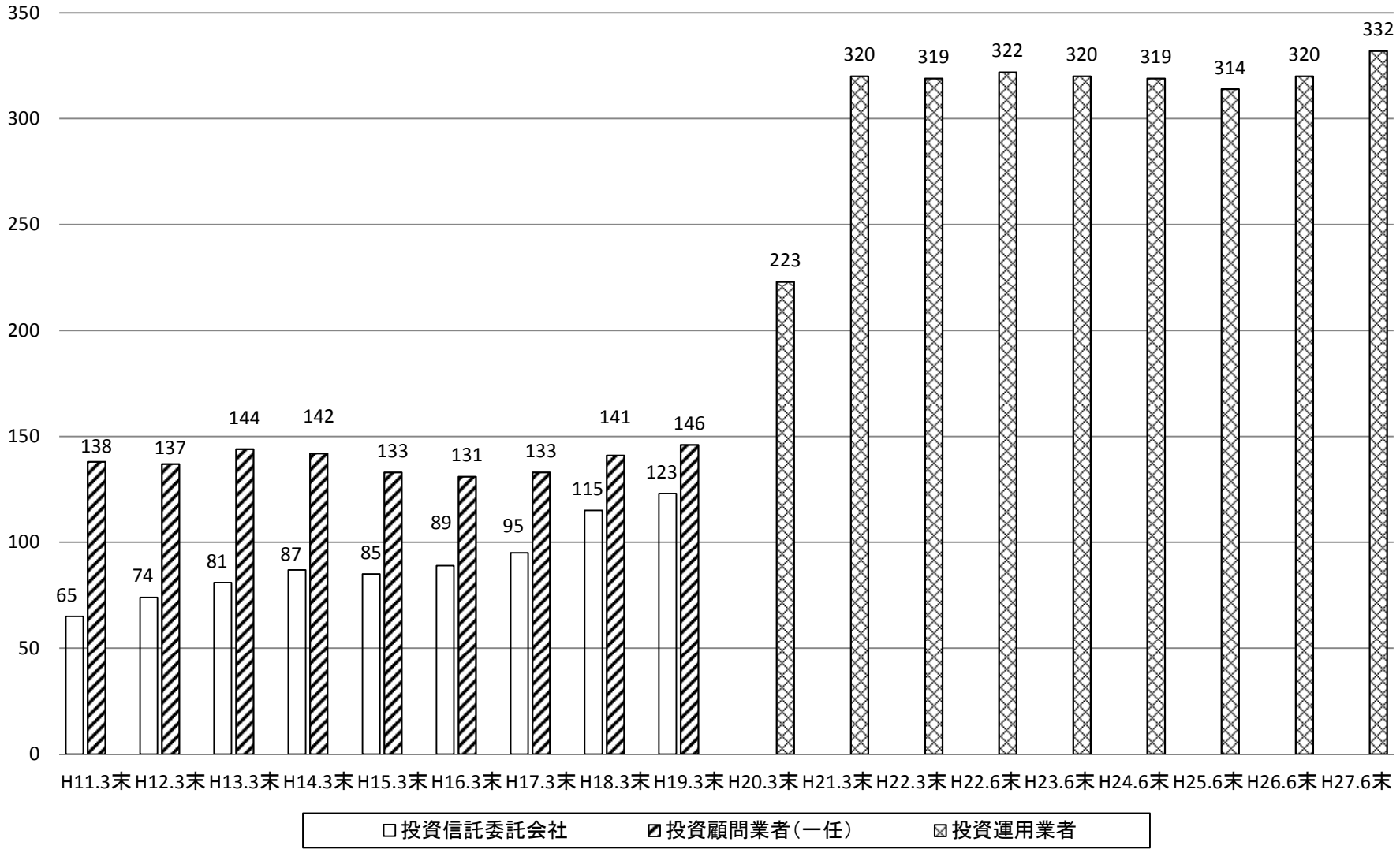

資料12－６－２

投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	日本ヘルスケア投資法人	H26.11.5	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
2	トーセイ・リート投資法人	H26.11.27	トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
3	積水ハウス・リート投資法人	H26.12.3	積水ハウス投資顧問株式会社
4	ケネディクス商業リート投資法人	H27.2.10	ケネディクス不動産投資顧問株式会社
5	ヘルスケア&メディカル投資法人	H27.3.19	ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
6	サムティ・レジデンシャル投資法人	H27.6.30	サムティアセットマネジメント株式会社

資料12－６－３

投資信託の純資産総額の推移

（単位：億円）

年（月）末	株式投信		公社債投信			合　計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	―	2,275	―	―	11,357	―
45年	6,551	―	6,033	―	―	12,584	―
50年	19,345	―	14,280	―	―	33,625	―
55年	40,293	―	20,226	―	―	60,519	―
56年	40,063	―	32,231	―	―	72,294	―
57年	47,818	―	45,458	―	―	93,276	―
58年	61,513	―	79,372	―	―	140,885	―
59年	80,127	―	102,851	―	―	182,978	―
60年	103,787	―	95,936	―	―	199,722	―
61年	191,183	―	129,570	―	―	320,753	―
62年	306,143	―	123,001	―	―	429,144	―
63年	392,525	―	136,448	―	―	528,973	―
平成　元年	455,494	―	130,999	―	―	586,493	―
２年	350,722	―	109,218	―	―	459,940	―
３年	285,624	―	135,001	―	―	414,738	―
４年	211,031	―	221,975	―	54,137	433,006	―
５年	195,475	―	311,900	―	110,781	507,375	―
６年	174,515	―	259,568	―	91,731	434,083	―
７年	146,817	―	332,755	―	120,018	479,572	―
８年	127,798	―	358,883	―	142,191	486,681	―
９年	99,866	―	306,630	―	115,631	406,495	―
10年	114,961	―	312,432	―	142,799	427,393	―
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年１月	1,235,249	458,522	181,062	17,698	19,556	1,416,311	476,220
２月	1,269,047	476,510	184,564	18,530	19,543	1,453,611	495,040
３月	1,293,799	491,004	186,570	19,089	19,964	1,480,369	510,093
４月	1,315,671	497,235	193,785	20,584	19,752	1,509,456	517,819
５月	1,355,681	510,897	201,814	22,024	19,508	1,557,495	532,921
６月	1,347,748	516,504	199,774	22,390	19,352	1,547,522	538,894

出典：（社）投資信託協会公表資料

資料12－7－1

登録金融機関数の推移

（業者数）

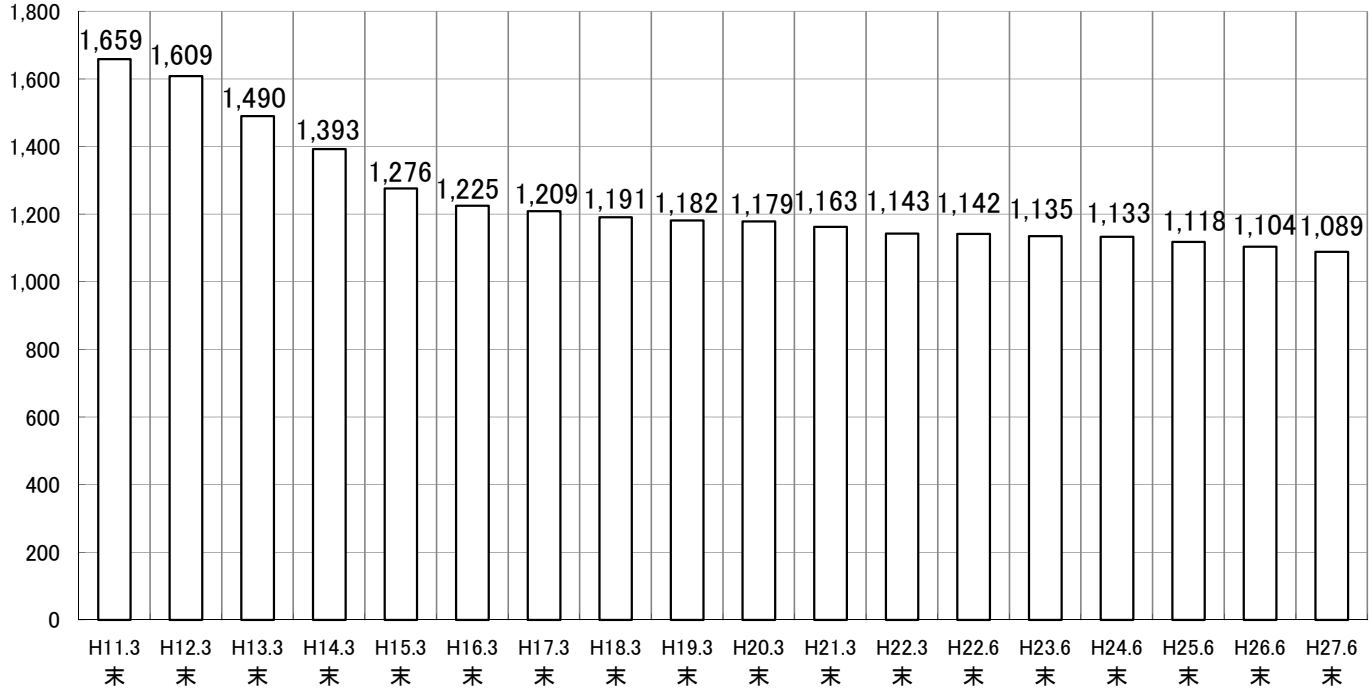

金融商品仲介業者数の推移

（業者数）

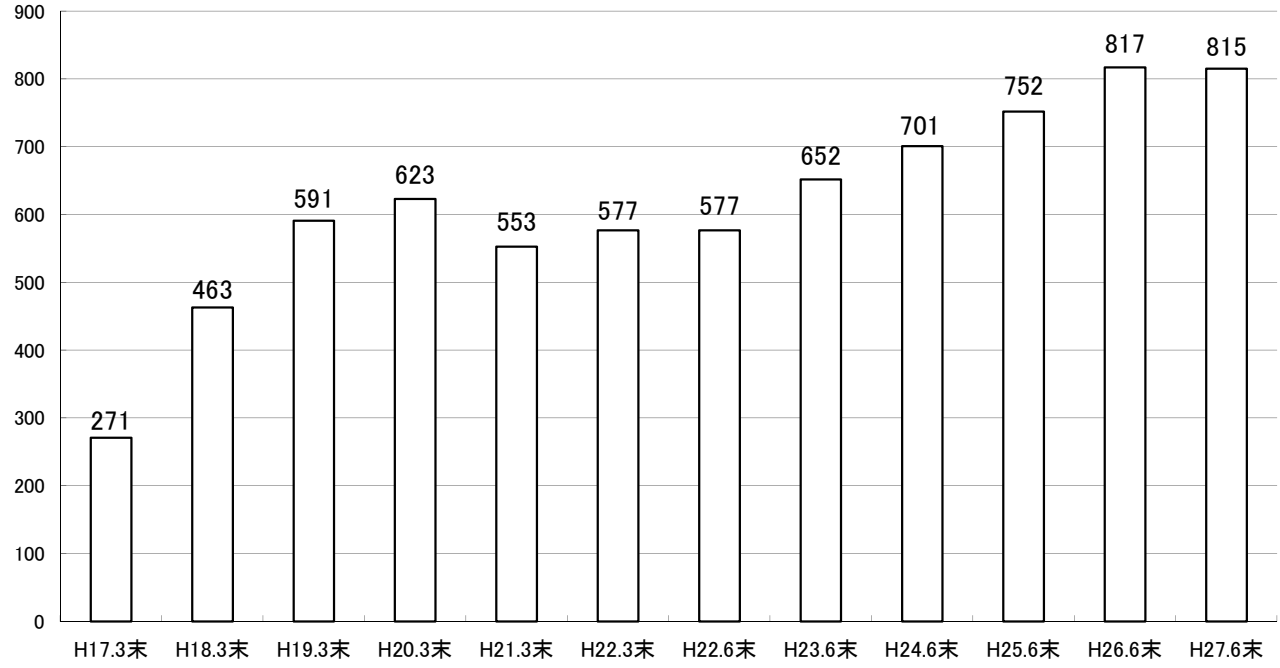

注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

資料12－7－2

取引所取引許可業者一覧

（国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第１項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者）

平成27年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード３、シティバンクタワー、25階ユニット2506-8

資料12－8－1

信用格付業者登録一覧

（平成27年6月末日現在　7社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第5号	平成22年9月30日	スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官（格付）第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官（格付）第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード＆プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

資料13－２－１

貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

（単位：人）

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合　計
	第1回試験（平成21年8月30日実施）	第2回試験（平成21年11月22日実施）	第3回試験（平成21年12月20日実施）	第4回試験（平成22年2月28日実施）	第5回試験（平成22年11月21日実施）	第6回試験（平成23年11月20日実施）	第7回試験（平成24年11月18日実施）	第8回試験（平成25年11月17日実施）	第9回試験（平成26年11月16日実施）	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	150,185
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	135,148
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	69,703
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	51.6
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	

資料13－６－１

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関(※)	うち保険会社	うち証券会社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

資料13－９－２　政策金融機関等に対する金融モニタリングの実施状況

（平成27年6月30日現在）

政策金融機関等名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
日本政策金融公庫	27. 4. 20	27. 6. 22

（注）モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図

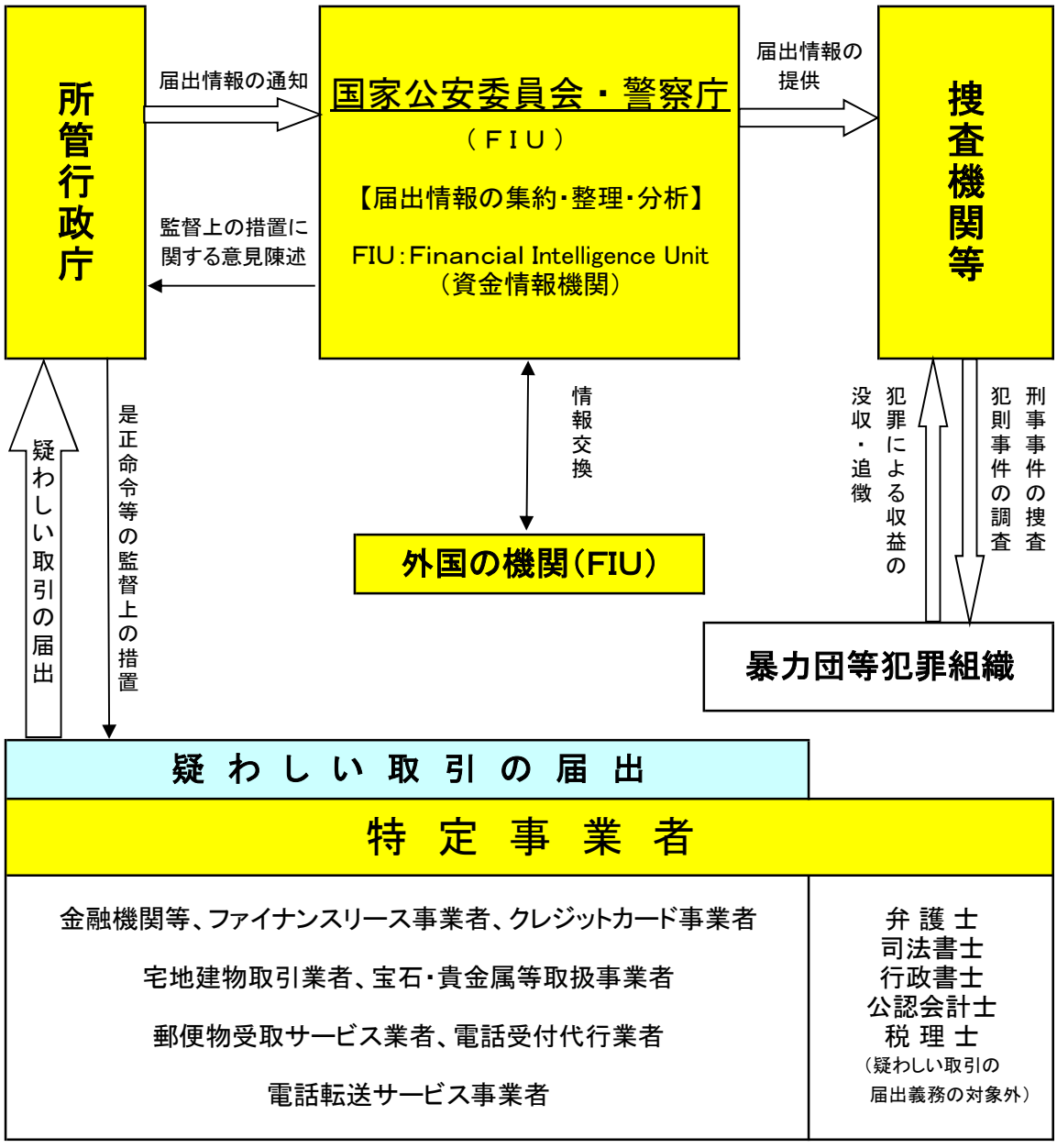

資料 17－１

調査から課徴金納付命令までの流れ

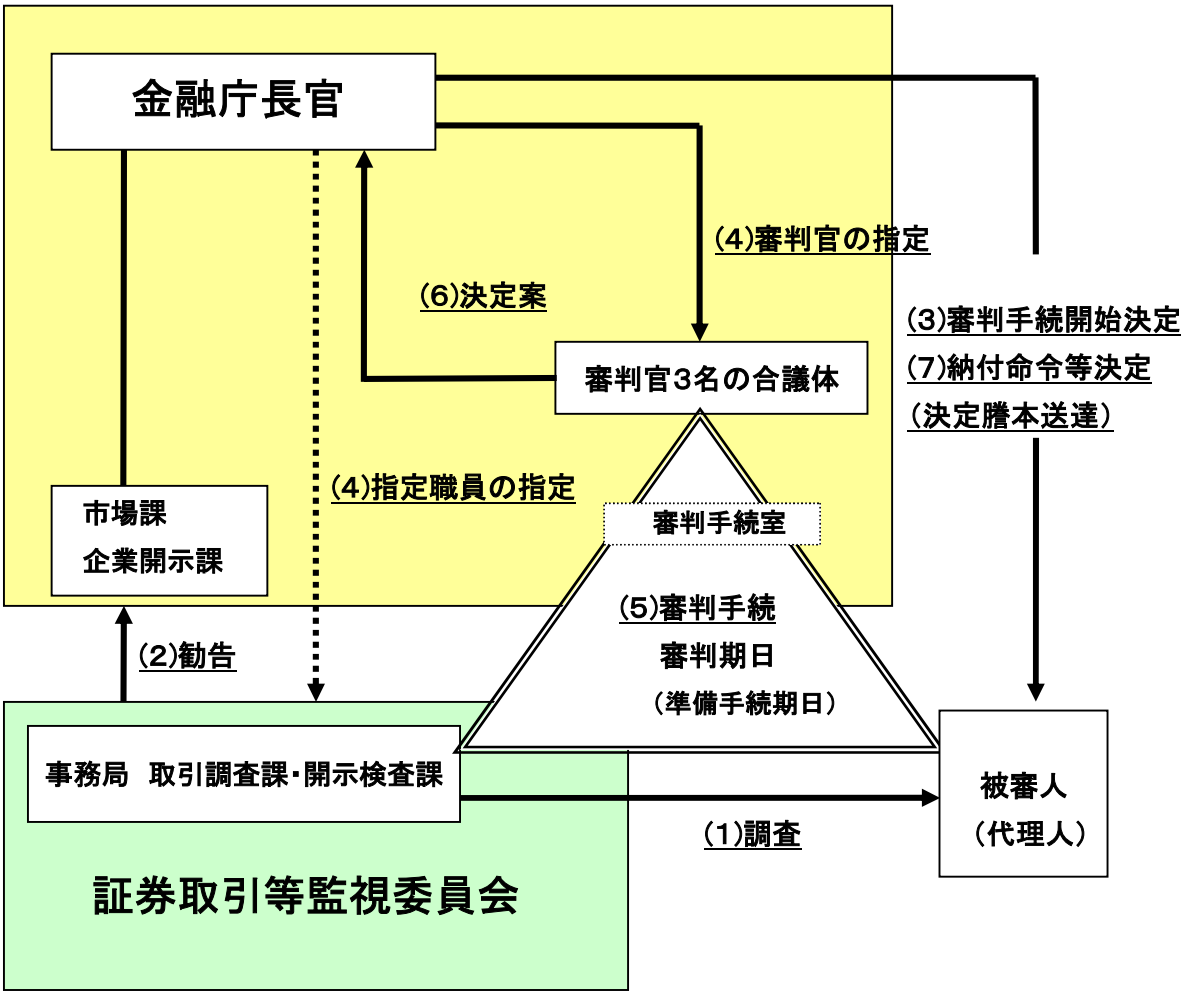

（注）指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※　公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※　番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

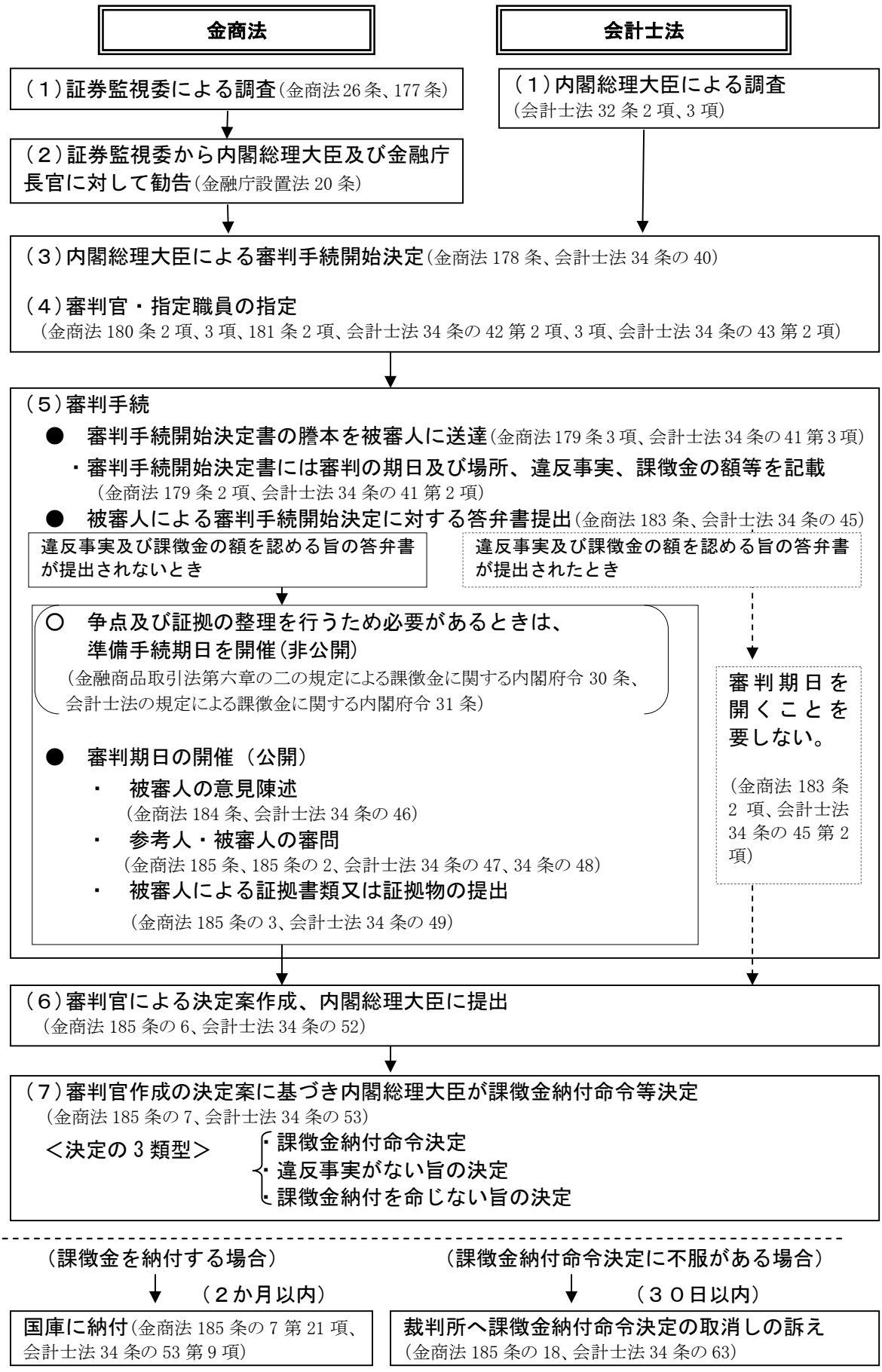

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている（金商法194条の7、会計士法49条の4）
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

資料17－２

課徴金納付命令の実績

（平成26事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱三栄建築設計に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第10号）	大量保有者の所有株式数を過小に記載して、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱三栄建築設計	平成26年6月5日	平成26年7月1日	7896万円
2	㈱三栄建築設計株式に係る変更報告書の虚偽記載 （平成26年度第11号）	㈱三栄建築設計株式に係る大量保有者は、㈱三栄建築設計が発行する株券について、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	個人	平成26年6月5日	平成26年7月1日	41万円
3	㈱アイレックスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第13号）	架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱アイレックス	平成26年6月19日	平成26年7月18日	1500万円
4	日本アセットマーケティング㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第14号）	売上を過大に計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	日本アセットマーケティング㈱	平成26年6月19日	平成26年7月18日	1億915万円
5	公開買付者との契約締結者の職員によるアイ・エム・アイ㈱株式に係る内部者取引 （平成26年度第15号）	公開買付け等事実（KTC㈱が、アイ・エム・アイ㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	21万円
6	公開買付者との契約締結者の職員からの情報受領者によるアイ・エム・アイ㈱株式に係る内部者取引 （平成26年度第16号）	公開買付け等事実（KTC㈱が、アイ・エム・アイ㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について契約締結先の職員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	42万円
7	公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者によるローヤル電機㈱株式に係る内部者取引 （平成26年度第17号）	公開買付け等事実（㈱小田原エンジニアリングが、ローヤル電機㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてアドバイザリー契約の履行に関して知った契約締結者の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	242万円
8	㈱ＲＩＳＥ株式に係る相場操縦 （平成25年度第14号）	㈱RISEの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド	平成25年7月31日	平成26年8月1日	4億3118万円
9	フィンテックグローバル㈱株式に係る相場操縦 （平成25年度第48号）	フィンテックグローバル㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年3月11日	平成26年8月21日	614万円
10	㈱ノジマとの契約締結者による内部者取引 （平成26年度第1号）	重要事実（㈱ノジマが、株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について法律顧問契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成26年4月22日	平成26年8月21日	39万円
11	㈱メディアクリエイト株式に係る相場操縦 （平成26年度第19号）	㈱メディアクリエイトの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成26年7月29日	平成26年8月21日	71万円
12	日本風力開発㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成24年度第41号）	重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	日本風力開発㈱	平成25年3月29日	平成26年8月28日	3億9969万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	インスパイアー㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第20号）	架空の資産を計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	インスパイアー㈱	平成26年9月2日	平成26年10月3日	4336万円
14	技研興業㈱役員による内部者取引 （平成26年度第23号）	重要事実（技研興業㈱における売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年9月9日	平成26年10月3日	22万円
15	ホクシン㈱株式に係る相場操縦 （平成26年度第22号）	ホクシン㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年9月9日	平成26年10月17日	4367万円
16	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第30号）	㈱スタッツインベストメントマネジメント役員は、重要事実（国際石油開発帝石㈱が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受け、投資一任契約に基づく運用として、各ファンドの計算において、国際石油開発帝石㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	㈱スタッツインベストメントマネジメント	平成25年12月2日	平成26年10月30日	54万円
17	川口化学工業㈱株式に係る相場操縦 （平成26年度第25号）	川口化学工業㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成26年10月10日 （勧告） 平成26年10月14日 （開始決定）	平成26年10月30日	93万円
18	㈱ＴＡＳＡＫＩ株式に係る相場操縦 （平成26年度第18号）	㈱TASAKIの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年7月29日	平成26年11月6日	172万円
19	長期国債先物に係る相場操縦 （平成26年度第21号）	長期国債先物につき、その取引を誘引する目的をもって、その取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の取引及び委託をした。	個人	平成26年9月5日	平成26年11月6日	33万円
20	夢の街創造委員会㈱社員からの情報受領者による内部者取引 （平成26年度第24号）	重要事実（夢の街創造委員会㈱が㈱薩摩恵比寿堂を子会社化することについての決定をした事実）を職務に関し知った夢の街創造委員会㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年10月10日 （勧告） 平成26年10月14日 （開始決定）	平成26年11月6日	256万円
21	㈱田中化学研究所との契約締結者の社員による内部者取引 （平成25年度第43号）	重要事実（㈱田中化学研究所が住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱田中化学研究所とパナソニック㈱との間の購買取引基本契約の履行に関して知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年12月4日	68万円
22	㈱田中化学研究所との契約締結者の社員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第44号）	重要事実（㈱田中化学研究所が住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、パナソニック㈱社員から伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年12月4日	50万円
23	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるチムニー㈱株式に係る内部者取引 （平成26年度第26号）	公開買付け等事実（㈱やまやが、チムニー㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について当該公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉に関し知った者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年11月11日 （勧告） 平成26年11月12日 （開始決定）	平成26年12月4日	44万円
24	伊勢化学工業㈱株式に係る相場操縦 （平成26年度第27号）	伊勢化学工業㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年11月11日 （勧告） 平成26年11月12日 （開始決定）	平成26年12月4日	105万円
25	ＪＡＬＣＯホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第28号）	連結子会社において実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等で売上等を過大に計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	ＪＡＬＣＯホールディングス㈱	平成26年11月21日	平成26年12月16日	1億5150万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	日本板硝子㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 （平成25年度第29号）	MAM PTE. LTDのファンドマネージャー.は、重要事実（日本板硝子㈱が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関し知った証券会社の社員より伝達を受け、投資一任契約に基づく運用として、ファンドの計算において、日本板硝子㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	MAM PTE. LTD.	平成25年12月2日	平成26年12月26日	804万円
27	公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者による㈱日立メディコ株式に係る内部者取引 （平成26年度第30号）	公開買付け等事実（㈱日立製作所が、㈱日立メディコの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について㈱日立メディコの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月5日 （勧告） 平成26年12月8日 （開始決定）	平成27年1月15日	44万円
28	㈱ワイヤレスゲート役員からの情報受領者による内部者取引 （平成26年度第31号）	重要事実（㈱ワイヤレスゲートが、株式の分割を行うことについての決定をしたこと）について㈱ワイヤレスゲートの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月12日	平成27年1月15日	52万円
29	㈱加地テック社員による内部者取引 （平成26年度第34号）	重要事実（㈱加地テックにおける売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年2月20日 （勧告） 平成27年3月2日 （開始決定）	平成27年3月18日	71万円
30	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（１） （平成26年度第36号）	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 （勧告） 平成27年3月27日 （開始決定）	平成27年4月23日	76万円
31	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（２） （平成26年度第37号）	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 （勧告） 平成27年3月27日 （開始決定）	平成27年4月23日	76万円
32	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（３） （平成26年度第38号）	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 （勧告） 平成27年3月27日 （開始決定）	平成27年4月23日	38万円
33	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（４） （平成26年度第39号）	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 （勧告） 平成27年3月27日 （開始決定）	平成27年4月23日	9万円
34	株式会社ＳＪＩに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成26年度第40号）	流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しないなど、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱SJI	平成27年3月27日	平成27年4月23日	1億9426万円
35	㈱三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成26年度第41号）	重要事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	24万円
36	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（１） （平成26年度第42号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	503万円
37	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（２） （平成26年度第43号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	39万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（３） （平成26年度第44号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	313万円
39	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（４） （平成26年度第45号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	54万円
40	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（５） （平成26年度第46号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	20万円
41	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引（１） （平成26年度第47号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	162万円
42	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引（２） （平成26年度第48号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	625万円
43	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引（３） （平成26年度第49号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	178万円
44	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者の社員による内部者取引 （平成26年度第50号）	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	54万円
45	㈱トラスト株式に係る相場操縦 （平成27年度第2号）	㈱トラストの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年4月17日	平成27年5月18日	170万円
46	日神不動産㈱役員からの情報受領者による内部者取引 （平成26年度第32号）	重要事実（日神不動産㈱における剰余金の配当について予想値に差異が生じたこと）について、日神不動産㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月19日	平成27年6月25日	104万円
47	㈱エナリス役員からの情報受領者による内部者取引 （平成27年度第3号）	重要事実（㈱エナリスにおける売上高及び経常利益について予想値に差異が生じたこと）について、㈱エナリスの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年5月29日	平成27年6月25日	257万円
48	㈱フィスコ役員からの情報受領者による同社株式ほか1銘柄に係る内部者取引 （平成27年度第4号）	重要事実（㈱ネクス及び㈱フィスコにおける売上高について予想値に差異が生じたこと）について、㈱フィスコの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年5月29日	平成27年6月25日	225万円

資料18－１－１

金融モニタリングレポートの概要

2015年7月

本レポートの目的

○　金融モニタリング基本方針（2014年公表）に基づき行った1年間の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの。

概要の内容

１．金融セクターを取り巻く経済・市場動向

２．預金取扱金融機関の経営動向

３．３メガバンクグループ

４．地域銀行

５．取締役会の機能発揮

６．投資運用業者の運用態勢

７．投資信託販売態勢

８．サイバーセキュリティ管理態勢

本資料は、金融モニタリングレポートの概要をとりまとめたものであり、詳細については、同レポート本体を御参照下さい。

1．金融セクターを取り巻く経済・市場動向

－　世界経済は、先進国を中心に回復傾向。リーマン・ショック前と比べると経済成長率は低下。世界的な低金利環境下、リスク性資産価格は上昇。

－　市場構造の変化等を受けて、債券市場の流動性が低下との指摘。これまで低下傾向であった資産価格のボラティリティが足下でやや上昇傾向。

各国10年国債金利の推移

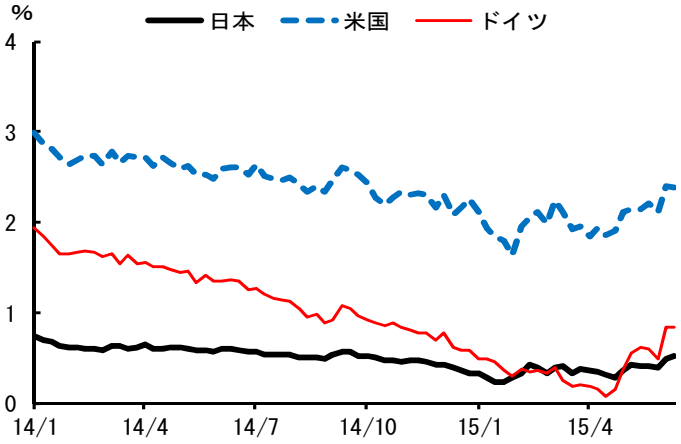

（資料）Bloomberg

各国株価の推移

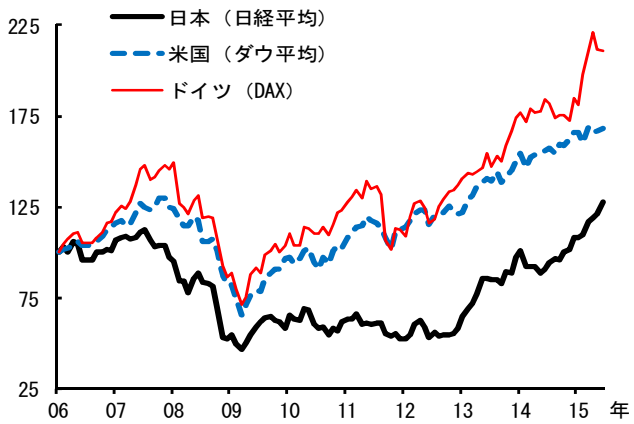

（資料）Bloomberg

各国債券先物のボラティリティ

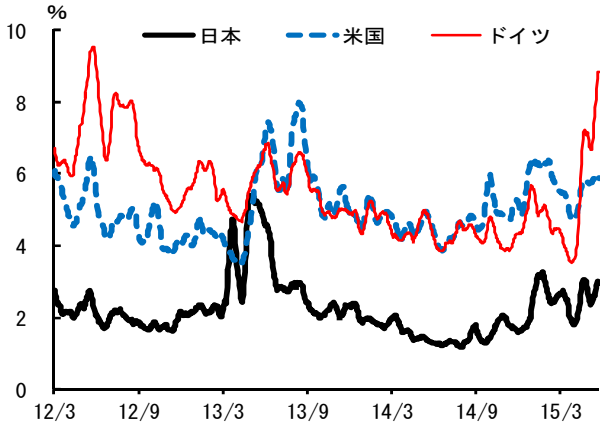

（資料）Bloomberg

－　今後、一部の先進国における金融政策の正常化もにらんで、市場のボラティリティの更なる上昇や、新興国の負債の増加がもたらす影響に留意。また、ギリシャの債務問題を巡る動向や地政学的リスク等の不安定要素にも留意。

－　我が国経済は、政府・日本銀行が一体となったデフレ脱却へ向けた取組の下で、緩やかな回復基調。

－　国債金利は、低水準で推移する中、一時的にボラティリティが上昇。
　株式市場は、好調な企業決算、信託銀行・海外投資家の買い越し等を背景に、上昇傾向が継続。

－　不動産は、東京市場を中心として価格・取引量が上昇・増加傾向。不動産業向け貸出は、緩やかながら伸び率が上昇。海外投資家等による投資も増加しており、今後の動向には注視が必要。

買主セクター別不動産売買額

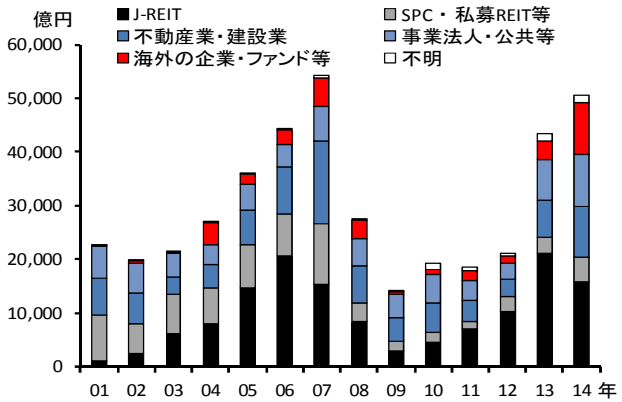

（資料）都市未来総合研究所「不動産売買実態調査」

不動産業向け貸出金（前年比）

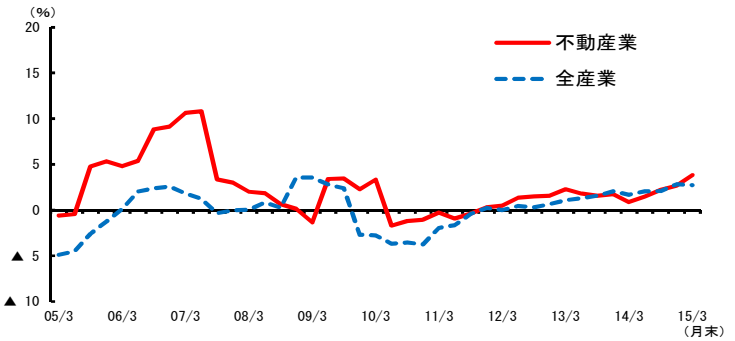

（注1）国内銀行及び信用金庫の合計（中央政府向けを含まず）。
（注2）地方公共団体向け、個人向け、海外円借款及び国内店名義現地貸を除く。
（資料）日本銀行

2. 預金取扱金融機関の経営動向

― 預金取扱金融機関の健全性は総じて維持。

― 当期純利益は低水準の信用コストや有価証券売却益等が寄与し、高水準を確保。

預金取扱金融機関の決算

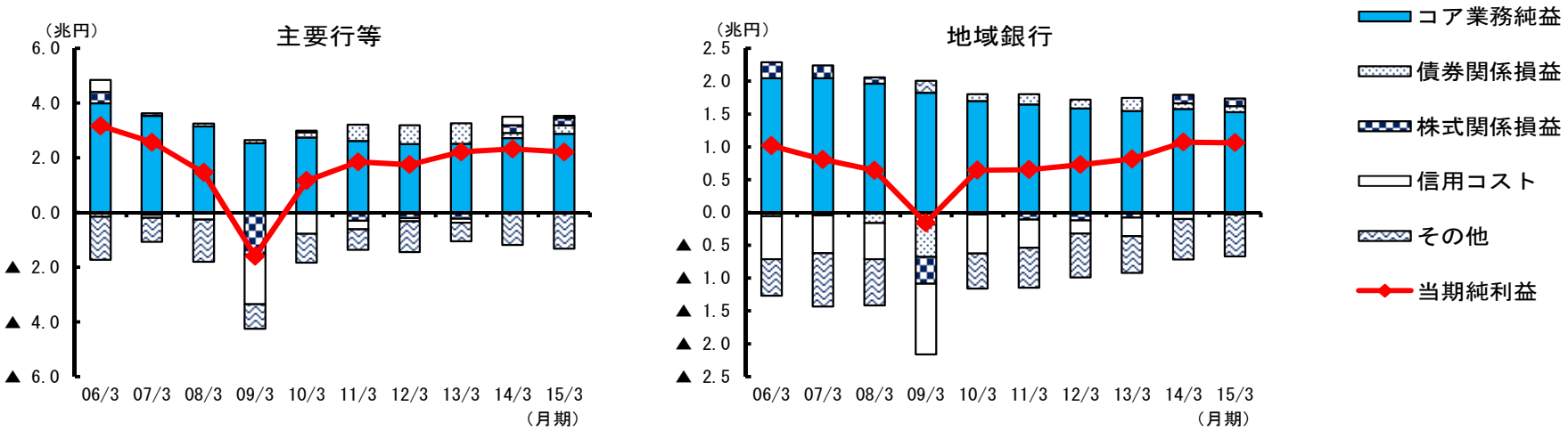

（資料）金融庁

－　円金利リスクは、主要行等・地域銀行は足下横ばい。信用金庫・信用組合は、有価証券の平均残存年数が幾分長期化し、上昇傾向。

－　貸倒引当率は、企業倒産が減少する中にあって、将来のリスク顕在化に備えた引当方法の見直しを行う先もみられ、総じてみれば概ね横ばい。

－　円金利リスクの管理等が重要。

円金利リスク指標

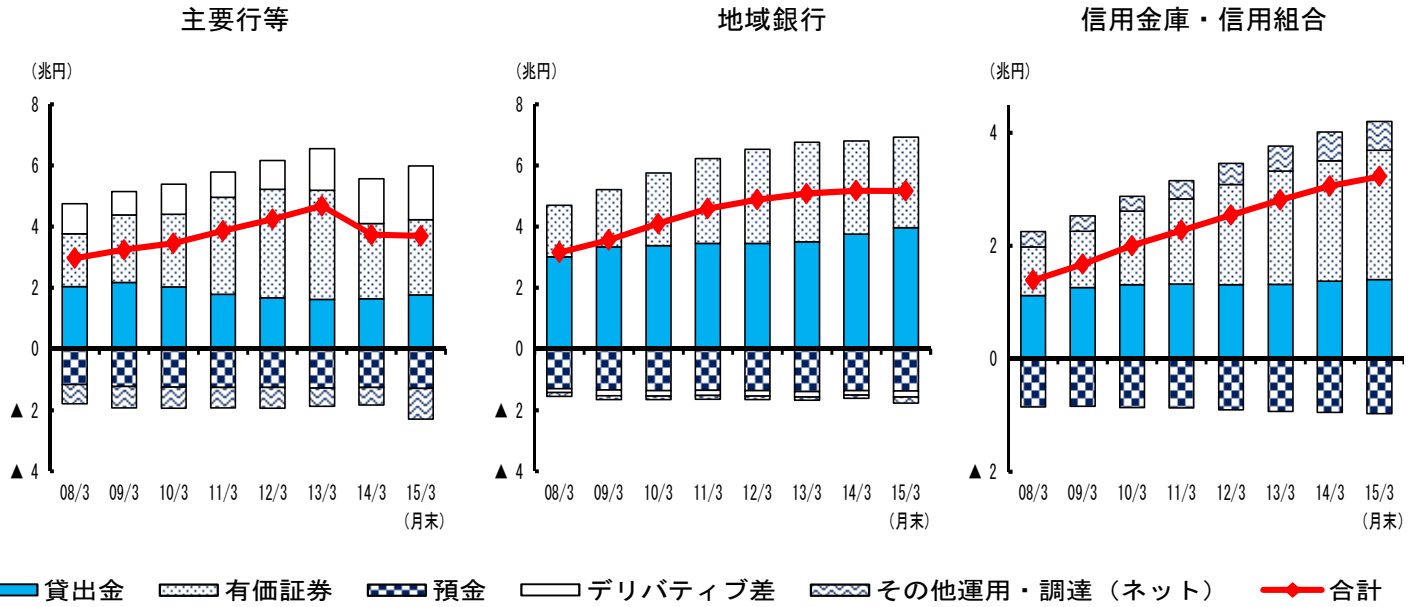

（注）金利がパラレルシフトで1%上昇したと仮定した場合における現在価値（Net Present Value）の変化の動向を示す。
（資料）金融庁

貸倒引当率

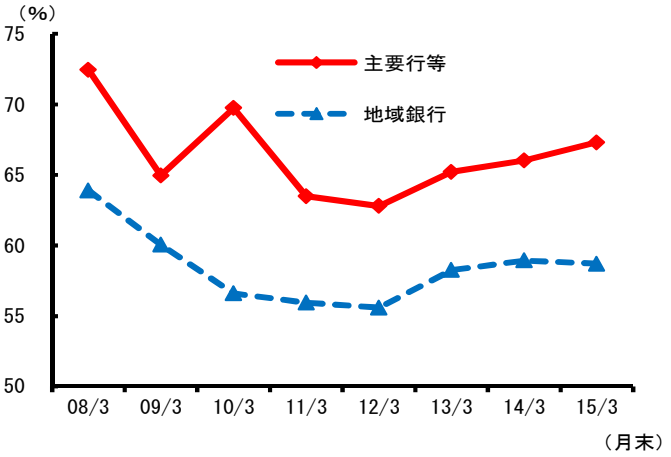

（注）破綻懸念先債権Ⅲ分類額に対する貸倒引当率。
（資料）金融庁

３．３メガバンクグループ

３メガバンクグループの海外業務、株価変動リスクについて水平的レビューを実施。

（１）海外業務

－　海外業務は、外貨貸出を中心に引き続き積極的に拡大（特にアジア）。

－　外貨建貸出の急速な増加に応じた、安定的な外貨調達や外貨流動性リスク管理の高度化等が重要。

－　海外の業容拡大に見合う、グローバルガバナンスの高度化、与信管理の強化、コンプライアンス要員などのローカル人材の確保・育成が課題。

国際部門収益の推移

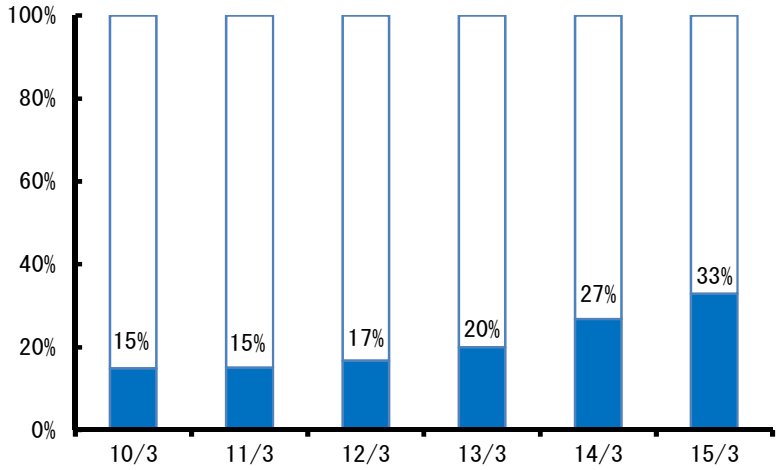

（注）MUFGはFG営業純益、SMFGは銀行連結業務純益、MHFGは銀行業務純益に占める国際部門の割合。
（資料）各社公表資料

外貨貸出金･預金

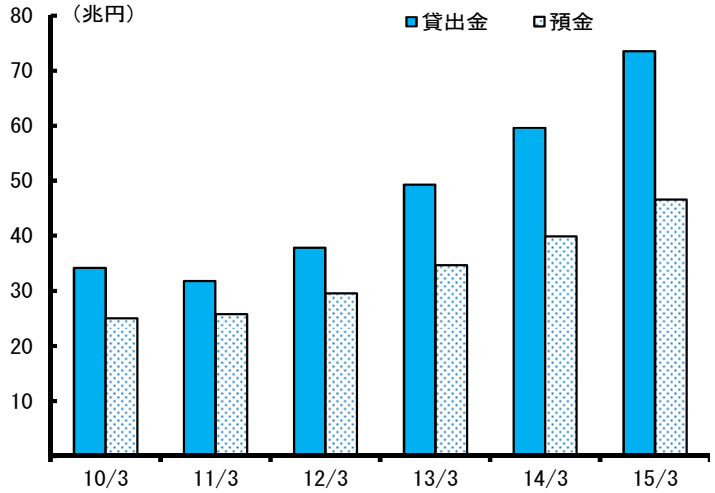

（注1）海外貸出金については、MUFGは海外業務部門の貸出金平残（銀行と信託の合算）、SMFGは国際業務部門の貸出金平残（銀行）、MHFGは国際部門の貸出金平残（銀行）
（注2）外貨建預金については、MUFGは国際業務部門の預金平残（銀行）、SMFGは社内管理ベース海外預金等残高（銀行）、MHFGは社内管理ベースの外貨顧客性預金残高（銀行）。また、SMFGとMHFGは1ドル100円として円貨に換算。
（資料）各社公表資料

（２）株価変動リスク

－　3メガバンクグループは、欧米G-SIFIsに比べ、政策保有株式の自己資本に対する保有割合が高く、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は無視できない状況。

－　現状の自己資本は、欧米G-SIFIsに匹敵する充実度であるが、これには保有株式の含み益が寄与。

－　過去には、経済・市況の悪化が株価下落等を通じて、金融機関の財務状況にも影響を与え、金融機能の十分な発揮を制約した経緯（プロシクリカリティの発生）。

－　経済・市況の変動に対する耐性を高め、困難な時期における企業の経営支援ニーズの高まりにも十分対応できるよう、株価変動リスクの縮減を含め財務基盤のさらなる強化が必要。

株式保有比率（欧米との比較）

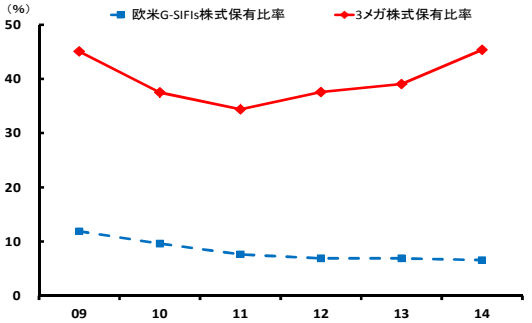

（注）株式保有比率：株式保有残高（時価）÷ Tier1（各期末時点）
（資料）各社公表資料

普通株式等Tier1比率（欧米との比較）

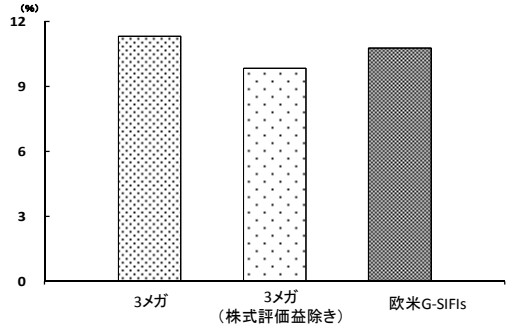

（注1）普通株式等Tier1比率は、完全実施ベースによる試算値
（2014年度末、一部の欧米G-SIFIsを除く）
（注2）株式評価益除きの普通株式等Tier1 比率は、その他有価証券で時価のある内国株式の評価益がゼロとなる場合の試算値。
（資料）金融庁、各社公表資料

日経平均株価と純資産比率

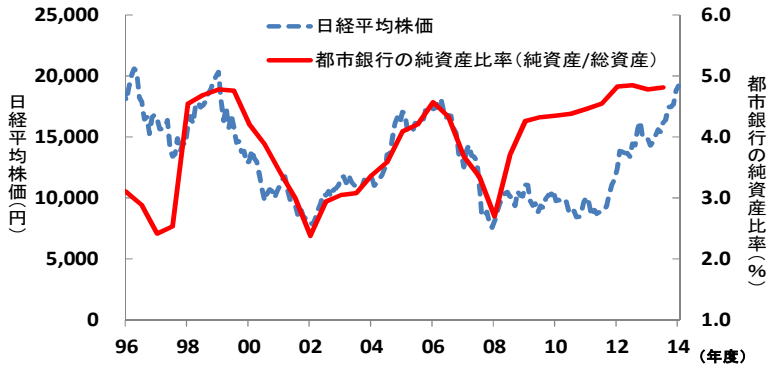

（資料）Bloomberg、全国銀行協会

貸出態度判断と純資産比率

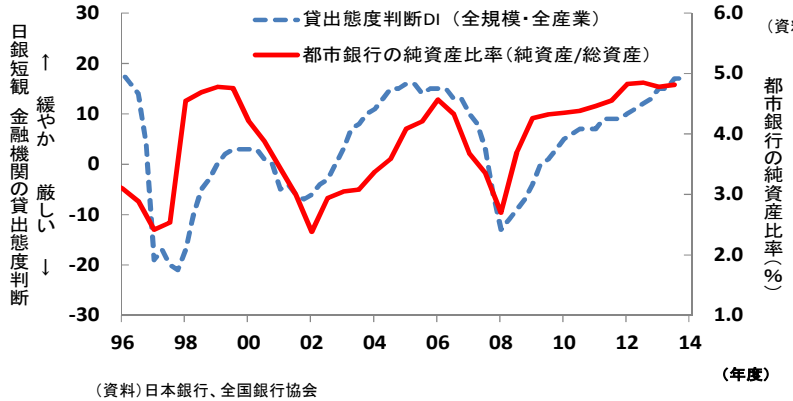

（資料）日本銀行、全国銀行協会

4. 地域銀行

（1）ビジネスモデルの中長期的な持続可能性

人口の減少等が予想される中、5～10年後を見据えた中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築について、モニタリングを実施。

－　貸出金利回りの低下により、貸出に関する収益性は全体として低下が継続。一方、有価証券運用が経営に及ぼす影響は増加傾向。

－　金利低下に応じ、比較的利回りの高い貸出が順次償還され、低金利の新規貸出に置き換わる傾向。この傾向が続くと仮定し将来（2018年3月期）の経常利益を機械的に試算すると、2割程度の地域銀行が現状（2014年3月期）の半分以下の水準に。

－　貸出金利回りの低下幅は銀行によって差異。ビジネスモデルの違いにより相応の金利水準を維持している銀行もある。

地域銀行の貸出金利回り等の推移

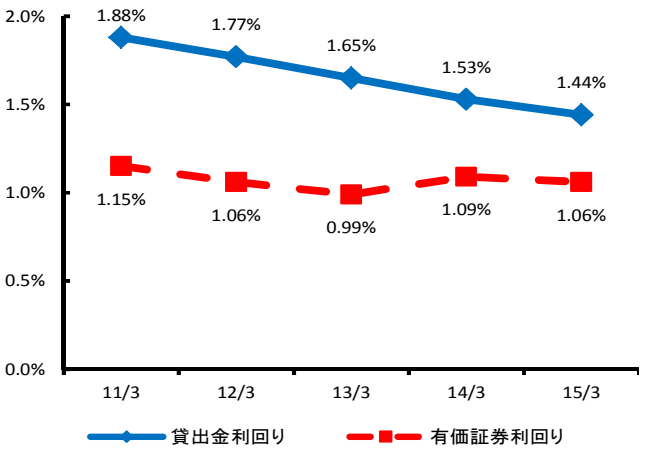

（資料）金融庁

地方銀行の貸出約定平均金利の推移

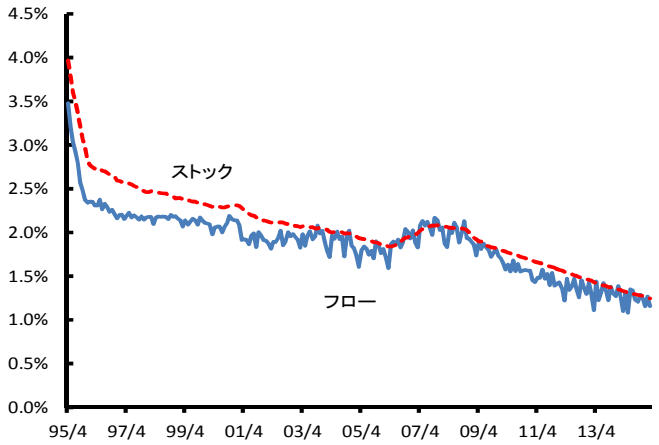

（資料）日本銀行

地域銀行の経常利益の増減率※の分布（試算）

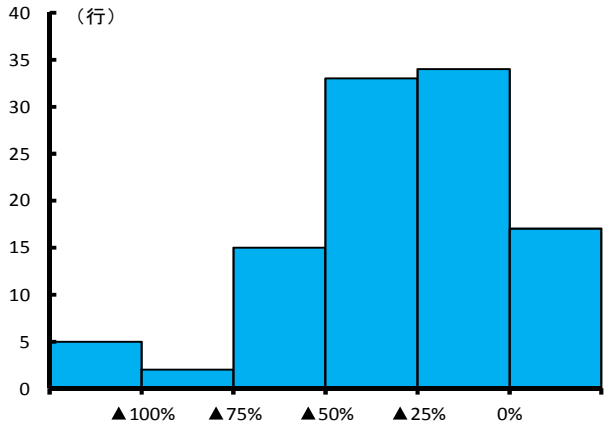

※試算値（2018/3）の実績値（2014/3）に対する増減率（資料）金融庁

－　貸出規模と経費は強い相関関係にあり、かつ、規模の利益が作用。
一方、貸出規模と貸出収益率の関係をみると、比較的規模が小さい銀行において、収益率の分布に拡がり。

－　規模の利益を指向する経営戦略がある一方、規模の拡大によらず、ビジネスモデルで差別化を図る経営戦略もある。

地域銀行の貸出金残高と経費の関係

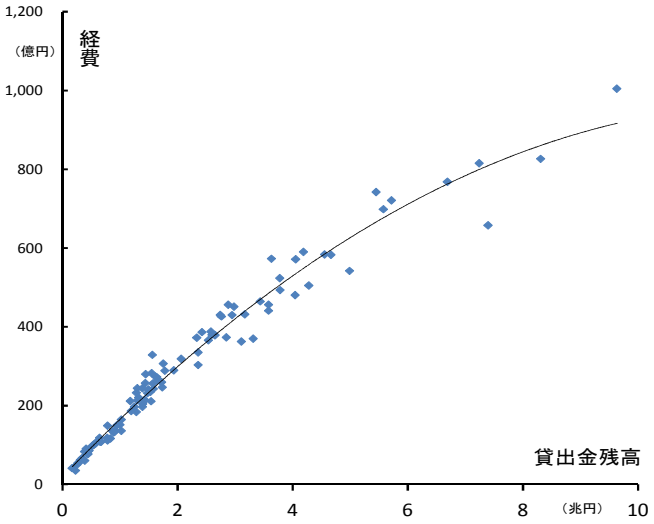

（注）15年3月期。貸出金は平均残高
（資料）金融庁

地域銀行の貸出金残高と
貸出収益率の関係

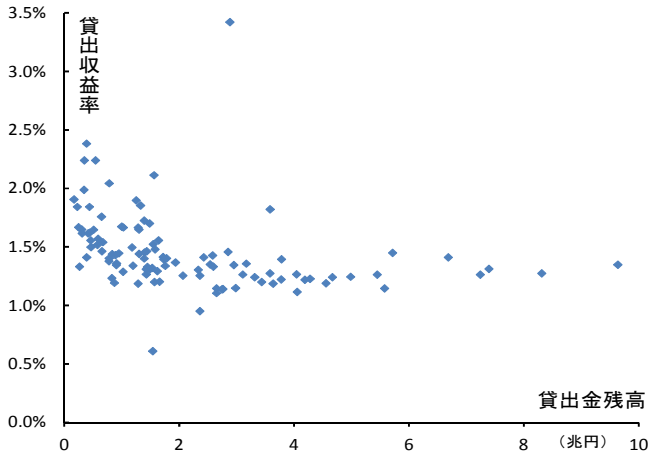

（注）貸出収益率
＝（貸出金利息－貸出金引当繰入額－貸倒償却）÷貸出金残高
15年3月期。貸出金は平均残高
（資料）金融庁

地域銀行における貸出金利回りの
変化幅の分布状況（11/3～15/3）

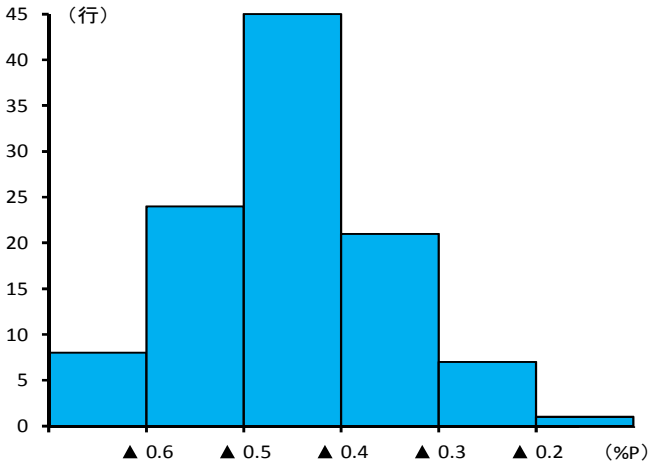

（資料）金融庁

（２） 事業性評価

企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価（事業性評価）を踏まえた解決策の検討・提案、実行支援をどのように行っているかについて議論。

－ 事業性評価について、経営陣の強力なコミットメントの下、経営戦略と一貫性のある施策の立案、管理態勢の構築、営業現場への浸透、といった銀行全体として組織的に取り組んでいる好事例も確認。

（事例1）	（事例2）
数値目標の達成度ではなく、営業の実行プロセスに主眼を置いて、営業店の業績評価を行う仕組みを構築した事例。 従来の数値目標が、営業姿勢を短期的な成果追求の方向に傾斜させ、必ずしも顧客の側に立った営業、顧客を理解することにつながっていないと自己分析。 一部営業店で、よりプロセス（営業店の担当者が顧客の事業を理解し、顧客の課題を見つけて適切な解決策を提案しているかといった点）を重視して評価するようにしたところ、結果として、数値目標も達成。 こうした成果を踏まえ、この取組を全営業店に拡大。	**取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識し、そのための事業性評価手法を自ら開発した事例。** 地元主力産業から絶対に逃げないという経営方針を掲げ、それを実現するために、取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識。次のような事業性評価手法を自ら開発。 ① 取引先の経営計画の策定支援にあたり、100～1,000項目の定性面に着目した専門的なヒアリングの実施。 ② 取引先とのコミュニケーションツールとして活用するための簡易な定性面のヒアリングの実施。 ③ 地域経済への影響が大きい主力産業の裾野企業群の定性分析。

５．取締役会の機能発揮

改正会社法や「コーポレートガバナンス・コード」等を踏まえ、取締役会の構成、社外取締役の導入・機能発揮状況等について検証。

－　3メガバンクグループを中心に大手金融機関では、取締役会の適切な機能発揮に向けた動き。

・経営上の重要事項について取締役会における議論の充実。
・社外取締役の増員、社外取締役へのサポートの充実。
・社外取締役が過半数を占める指名委員会等における審議の充実（求める人材像の明確化、経営トップ等の後継者計画の検討）。

－　地域銀行においては、ガバナンスの向上に向けて以下の取組が重要。

・社外取締役の意見に真摯に耳を傾けて経営に反映させようとするトップの姿勢。
・経営課題の克服に資する専門性や経験・知見を有した社外取締役の選任。
・地方には社外取締役の人材が少ないとの認識が根強い中で、期待する役割の明確化や社外の人的ネットワークの活用など、選任に当たっての工夫。

６．投資運用業者の運用態勢

資産運用等に携わる金融機関が、その役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を十全に果たしているかとの観点から、ガバナンス、商品開発、人材育成等について検証。

－　日系の投資運用業者の多くが販売会社の系列会社として設立。
そのため、投資運用業者は販売会社と強い結びつき。
・社長、取締役、監査役の多くが系列の販売会社出身。
・系列の販売会社経由で販売された投資信託の比率が高い状況。
・商品開発のプロセスにおいて、顧客ニーズの調査や商品設計などで販売会社が関与。

－　販売会社にとって売りやすい投資信託や、高い販売手数料を得られる投資信託の提供が少なからずみられる。

－　顧客の利益に真に適う商品が組成されるよう、経営の独立性確保に向けた取組（資産運用業務に精通したプロフェッショナル人材の経営陣への登用、独立社外取締役選任などの牽制機能強化等）に期待。

7. 投資信託販売態勢

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、経営目標や業績評価の在り方、営業推進態勢、販売手数料体系について検証。

－「安全性の高さ」を重視する顧客が多い一方、実際の売れ筋商品はリスクの比較的高い商品が主流。販売会社の中には、分散投資を推奨すべく、コンサルティング営業に注力し、バランス型商品が売れ筋に挙がる先もある。

－　手数料に不満を持つ顧客が多い一方、販売手数料率の平均値は年々上昇傾向（複雑な仕組の投資信託販売が増加）。

販売会社は、手数料に見合ったサービスを提供しているか、改めて確認する必要。

日本の売れ筋投資信託（純増ベース）

主な投資対象	分配頻度	純増額（億円）	販売手数料上限（税込）
国内外の特定セクター株式	年2回	1,049	3.24%
アジア・オセアニア株	毎月	713	3.24%
アジアリート	毎月	568	3.78%
米国リート	毎月	359	3.78%
海外株（通貨選択）	毎月	349	4.32%
新興国債券	毎月	332	3.24%
国内株式（株式や為替のオプション付）	毎月	310	3.24%
新興国株式	毎月	273	3.24%
国内外債券・株式への分散投資	年1回	272	3.24%
海外リート	毎月	252	3.24%

（注1）2015年3月月間純増額
（注2）対象投資信託は、3月の新規設定銘柄を除いた公募株式投資信託（ETF等は除く）。
（資料）QUICK

日本の販売手数料率推移
（残高加重平均）

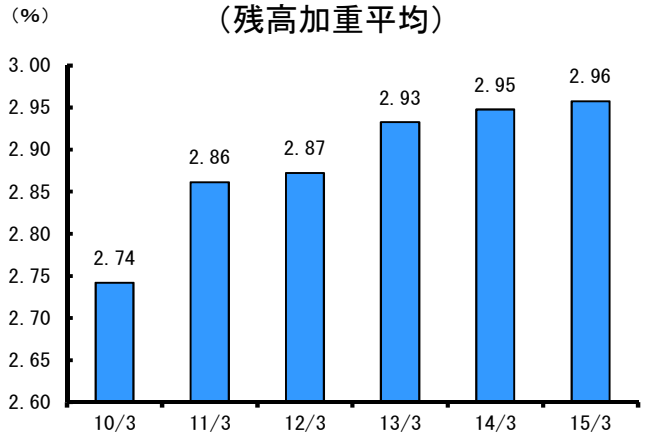

（注）対象投資信託は、公募株式投資信託（ETF等は除く）。
（資料）QUICK

８．サイバーセキュリティ管理態勢

サイバー空間を取り巻く脅威はボーダレスに進行し、急速に巧妙化。
金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢について検証。

－　3メガバンクでは、G-SIFIs等の先進的な取組についての調査を踏まえ、管理態勢を整備。単体のみならず、グループ全体としてサイバーセキュリティ管理態勢の実効性を強化していくことが重要。

－　他の業態についても、金融機関間の情報共有を含め、管理態勢の高度化を図っていくことが重要。

－　具体的には、情報の重要度に応じた管理、多層防御（入口のみならず、システム内部、出口を含む多段階の対策の組み合わせ）、訓練による攻撃に対する初動対応の習得が重要。

－　サイバー攻撃の手口は常に進化しており、経営陣の積極的な関与の下での不断の取組が必要。

本概要で使用される金融機関の分類の定義

- **預金取扱金融機関**：国内銀行、その他の銀行、シティバンク銀行、SBJ銀行、信用金庫、信用組合
- **国内銀行**：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行
- **都市銀行**：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
- **主要行等**：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- **3メガバンクグループ**：みずほフィナンシャルグループ（MHFG）、三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）、三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）
- **G-SIFIs**：本概要は3メガバンクグループを除いた海外のG-SIBs ※を指す。 ※グローバルなシステム上重要な銀行
- **地域銀行**：地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行

資料 18－3－1

平成 26 年9月 25 日
金融庁検査局

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概　要

◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。

◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。

いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。

◇ 今般、平成 25 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

◇ アンケートは、以下の2種類について、「1（妥当）」「2（概ね妥当）」「3（あまり妥当ではない）」及び「4（妥当ではない）」の4肢択一方式で回答していただくものです。

＜アンケート①＞　検査執行状況等に関する事項

＜アンケート②＞　検査結果通知に関する事項

（参考）対象先、回収率

＜アンケート①＞

対象先：251 先（25 年7月以降 26 年6月末日までの間に立入検査を終了した先）

回収率：100.0%（251 先）

＜アンケート②＞

対象先：268 先（25 年7月以降 26 年6月末日までの間に検査結果を通知した先）

回収率：99.3%（266 先）

アンケート①結果（総括）

アンケート結果（別紙参照）は、項目全体として、「1（妥当）」とする割合が 66.9%（前事務年度 65.8%）、「2（概ね妥当）」とする割合が 31.8%（同 32.5%）となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.7%（同 98.3%）となりました。

アンケート①結果（項目ごとの状況）

アンケート結果を項目別にみると、29 項目の全てにおいて「１（妥当）」と「２（概ね妥当）」を合わせた割合が 90%を超えています（「３（あまり妥当ではない）」と「４（妥当ではない）」を合わせた割合が 10%未満）。

「３」と「４」を合わせた割合が高い項目は、以下のとおりとなっています。【割合が高い順に5項目記載】

◇ 「検査の時期」・・・「３」と「４」を合わせた割合 9.6%（前事務年度 12.8%）

金融機関から、「検査の時期が決算期や株主総会などの繁忙期と重なり負担感を感じた」などの意見がありました。

◇ 「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・4.4%（3.3%）

金融機関から、「準備すべき資料に対して、資料の提出期限が短く事務負担であった」などの意見がありました。

◇ 「検査期間」・・・3.2%（4.0%）

金融機関から、「金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長かった」などの意見がありました。

◇ 「執務時間の考慮」・・・2.4%（4.5%）

金融機関から、「検査官の退出時間が遅い日が多く、考慮が不足していた」などの意見がありました。

◇ 「準備期間」・・・2.4%（2.0%）

金融機関から、「予告から立入開始までの期間が短かった」などの意見がありました。

これらのご意見に対しては、

- 検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、金融機関の負担にできるだけ配慮するとともに、
- オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施していくこととし、

内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。

自由記載欄におけるご意見について

◇ 自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。

- 金融モニタリング基本方針の策定について、「モニタリング手法の見直しの方向性は適切」など評価する意見が6先からあり、「具体的な運用方法を早期に確定させてほしい」など改善を求める意見が2先からありました。

・ 検査マニュアルについて、「内部管理態勢の構築やリスクカテゴリー毎の着眼点を把握する上で、役立っている」など評価する意見が 23 先からあり、「規模・特性を踏まえ、一層弾力的なものにしてほしい」など改善を求める意見が 10 先からありました。

・ 検証範囲や資料の提出等について、「検証範囲や深度が、規模・特性を踏まえ適切だった」、「内部資料の活用で、事務負担が軽減されていた」など評価する意見が 34 先からあり、「金融モニタリング基本方針に基づく検査の進め方が不明瞭」、「提出資料の準備に負担を感じる」など改善を求める意見が 23 先からありました。

・ 双方向の議論等について、「双方向の議論の中で、様々な有効な方策が示された」、「本質的な改善に繋がる原因分析ができた」など評価する意見が 59 先からあり、「双方向の議論について若干時間が不足していた」など改善を求める意見が 12 先からありました。

アンケート②結果（検査結果通知書について）

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1（理解しやすい）」とする割合が 81.6%（前事務年度は 70.4%）、「2（概ね理解しやすい）」とする割合が 18.4%（同 28.0%）となり、「1」と「2」を合わせた割合は、100%（同 98.4%）となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1（適当）」とする割合が 78.9%（同 74.2%）、「2（概ね適当）」とする割合が 18.8%（同 23.9%）となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.7%（同 98.1%）となりました。

終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（ 以　　上 ）

照会先：
検査局総務課検査モニター・意見申出係
Tel：03-3506-6000（内線 2771、2530）

オフサイト検査モニター集計結果
（アンケート式①）

別紙

（単位：件数、%）

区分		アンケート項目		回答内容	全業態	回答割合
検査運営	1	準備期間	1	妥当なものであった	151	60.6
			2	概ね妥当なものであった	92	36.9
			3	あまり妥当なものではなかった	6	2.4
			4	妥当なものではなかった	－	－
			5	未回答	2	－
	2	検査期間	1	妥当なものであった	145	58.2
			2	概ね妥当なものであった	96	38.6
			3	あまり妥当なものではなかった	8	3.2
			4	妥当なものではなかった	－	－
			5	未回答	2	－
	3	検査の時期	1	適切なものであった	131	52.6
			2	概ね適切なものであった	94	37.8
			3	あまり適切なものではなかった	24	9.6
			4	適切なものではなかった	－	－
			5	未回答	2	－
	4	執務時間の考慮	1	考慮されたものであった	152	60.6
			2	概ね考慮されたものであった	93	37.1
			3	あまり考慮されていなかった	6	2.4
			4	考慮されていなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	5	検査官人員数	1	適当なものであった	199	79.3
			2	概ね適当なものであった	50	19.9
			3	あまり適当なものでなかった	2	0.8
			4	適当なものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	小計			1	778	62.3
				2	425	34.0
				3	46	3.7
				4	－	－
				5	6	－
検査重要事項等	6	重要事項等の説明	1	十分理解できた	218	86.9
			2	概ね理解できた	33	13.1
			3	一部で分かりにくいところがあった	－	－
			4	分かりにくかった	－	－
			5	未回答	－	－
資料の提出	7	資料の提出方法 （既存資料の活用等）	1	十分活用できた	105	41.8
			2	概ね活用できた	141	56.2
			3	あまり活用できなかった	5	2.0
			4	活用できなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	8	資料の作成内容	1	全て検査内容に応じたものであった	143	57.0
			2	概ね検査内容に応じたものであった	108	43.0
			3	あまり検査内容に応じたものではなかった	－	－
			4	検査内容に応じたものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	9	資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1	十分配慮したものであった	105	41.8
			2	概ね配慮したものであった	135	53.8
			3	あまり配慮されなかった	11	4.4
			4	配慮されなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	小計			1	353	46.9
				2	384	51.0
				3	16	2.1
				4	－	－
				5	－	－
実地調査	10	資料の提出を求める際の承諾	1	必ず承諾を得ていた	158	89.3
			2	概ね承諾を得ていた	19	10.7
			3	一部承諾を得ていなかった	－	－
			4	承諾を得ていなかった	－	－
			5	未回答	74	－
	11	業務に関係ないものに係る閲覧等	1	業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	172	96.1
			2	業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	6	3.4
			3	業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	1	0.6
			4	業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	－	－
			5	未回答	72	－
	12	責任者等の立会い	1	必ず立会いの下で行われた	163	95.3
			2	概ね立会いの下で行われた	8	4.7
			3	一部立会いの下で行われなかった	－	－
			4	立会いは行われなかった	－	－
			5	未回答	80	－
	小計			1	493	93.5
				2	33	6.3
				3	1	0.2
				4	－	－
				5	226	－

オフサイト検査モニター集計結果
（アンケート式①）

別紙

（単位：件数、%）

区分		アンケート項目		回答内容	全業態	回答割合
検査の執行状況等	13	内部監査を前提とした検査の実施	1	行われた	176	70.1
			2	概ね行われた	70	27.9
			3	あまり行われなかった	5	2.0
			4	行われなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	14	重要なリスクに焦点をあてた検証	1	行われた	180	71.7
			2	概ね行われた	71	28.3
			3	あまり行われなかった	－	－
			4	行われなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	15	検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1	実態を踏まえ、柔軟に対応していた	163	65.7
			2	概ね実態を踏まえた対応であった	81	32.7
			3	一部で機械的・画一的な運用が認められた	4	1.6
			4	機械的・画一的な運用であった	－	－
			5	未回答	3	－
	16	マニュアル別冊（中小企業融資編）に基づいた検証	1	別冊に基づいた検証であった	127	67.2
			2	概ね別冊に基づいた検証であった	62	32.8
			3	一部で別冊に基づかない検証があった	－	－
			4	別冊に基づかない検証であった	－	－
			5	未回答	62	－
	17	検証にあたっての双方向の議論	1	行われた	185	73.7
			2	概ね行われた	64	25.5
			3	あまり行われなかった	2	0.8
			4	行われなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	18	深度ある原因分析・解明	1	行われた	166	66.1
			2	概ね行われた	85	33.9
			3	あまり行われなかった	－	－
			4	行われなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	19	根拠の提示	1	十分根拠が示された	157	62.5
			2	概ね根拠が示された	91	36.3
			3	一部で根拠が示されないところがあった	3	1.2
			4	根拠は示されなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	20	より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1	明確に示された	173	68.9
			2	概ね明確に示された	78	31.1
			3	あまり明確に示されなかった	－	－
			4	明確に示されなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	21	金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1	資するものであった	172	68.5
			2	概ね資するものであった	79	31.5
			3	あまり資するものではなかった	－	－
			4	資するものではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	22	検証結果に関する真の理解（「納得感」）	1	十分納得のいくものであった	141	56.2
			2	概ね納得のいくものであった	107	42.6
			3	一部で納得のいかないところがあった	3	1.2
			4	納得のいかないものであった	－	－
			5	未回答	－	－
	23	前回検査との比較	1	同一の目線で検査が実施された	107	50.2
			2	概ね同一の目線で検査が実施された	103	48.4
			3	一部、合理的でない目線の違いが認められた	2	0.9
			4	全く異なる目線で検査が実施された	1	0.5
			5	未回答	38	－
	24	検査官の態度	1	常に穏健冷静な態度であった	178	70.9
			2	概ね穏健冷静な態度であった	72	28.7
			3	あまり穏健冷静な態度ではなかった	1	0.4
			4	穏健冷静な態度ではなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	25	検査を実施する上での知識	1	十分有していた	163	64.9
			2	概ね有していた	88	35.1
			3	あまり有していなかった	－	－
			4	有していなかった	－	－
			5	未回答	－	－
	小計		1		2,088	66.1
			2		1,051	33.3
			3		20	0.6
			4		1	0.0
			5		103	－

オフサイト検査モニター集計結果
（アンケート式①）

別紙

（単位：件数、％）

区分		アンケート項目		回答内容	全業態	回答割合
エグジットミーティング	26	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1	十分確認できた	190	78.5
			2	概ね確認できた	51	21.1
			3	一部で確認できないところがあった	1	0.4
			4	確認できなかった	－	－
			5	未回答	9	－
オンサイトモニター	27	実施時期	1	適当な時期であった	183	73.2
			2	概ね適当な時期であった	63	25.2
			3	あまり適当な時期ではなかった	4	1.6
			4	適当な時期ではなかった	－	－
			5	未回答	1	－
	28	オンサイトモニターの実施について	1	全件実施すべきである	190	75.7
			2	金融機関の希望により実施すべきである	61	24.3
			3	実施すべきではない	－	－
			5	未回答	－	－
	小計		1		373	74.5
			2		124	24.8
			3		4	0.8
			4		－	－
			5		1	－
検査評定制度	29	評定結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1	十分納得のいくものであった	94	55.3
			2	概ね納得のいくものであった	75	44.1
			3	一部で納得のいかないところがあった	1	0.6
			4	納得のいかないものであった	－	－
			5	未回答	81	－

合　　計			
1	4,587	66.9
2	2,176	31.8
3	89	1.3
4	1	0.0
5	426	－

（注）「回答割合」は未回答分を分母に含めずに算定している。

資料18－４－１

意見申出実績

○　申出機関数　　（平成27年6月末現在）

	銀　行	協同組織金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～23 事務年度	22	10	2	5	2	41
24　事務年度	0	0	0	0	0	0
25　事務年度	0	0	0	0	0	0
26　事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

（注1）事務年度は7月～翌年6月（検査実施日ベースで計上）
（注2）その他：前払式証票発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○　申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～26 事務年度合計	24 事務年度	25 事務年度	26 事務年度
預金等受入金融機関	345	0	0	0
評定段階	5	0	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢 －基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	0	0	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計	379	0	0	0
（うち金融機関意見採用） ※金融機関意見採用率約 42%	(161)	(0)	(0)	(0)

（注）申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。

資料 18－５－１

金融庁
Financial Services Agency

金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

○　金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関に関する情報を広く一般から収集しています。

○　金融庁及び財務局等のウェブサイト（ホームページ）上に掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関一覧は、こちらをクリック。

○　また、当該ウェブサイト（ホームページ）上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。

○　なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口に情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注）　二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関／金融モニタリング情報収集窓口

- 金融庁（及び財務局等）
- 北海道財務局
- 東北財務局
- 関東財務局
- 北陸財務局
- 東海財務局
- 近畿財務局
- 中国財務局
- 四国財務局
- 九州財務局
- 福岡財務支局
- 沖縄総合事務局

【注意事項】

(1)　情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
　なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。

(2)　金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。

(3)　情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。

(4)　ご提供いただいた情報については、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。

(5)　ご提供いただいた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。（なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。）

(6)　金融機関名は、十分な情報収集を実施するため、一定期間、ウェブサイト（ホームページ）に掲載することとしています。

資料20－１－１

バーゼル銀行監督委員会機構図

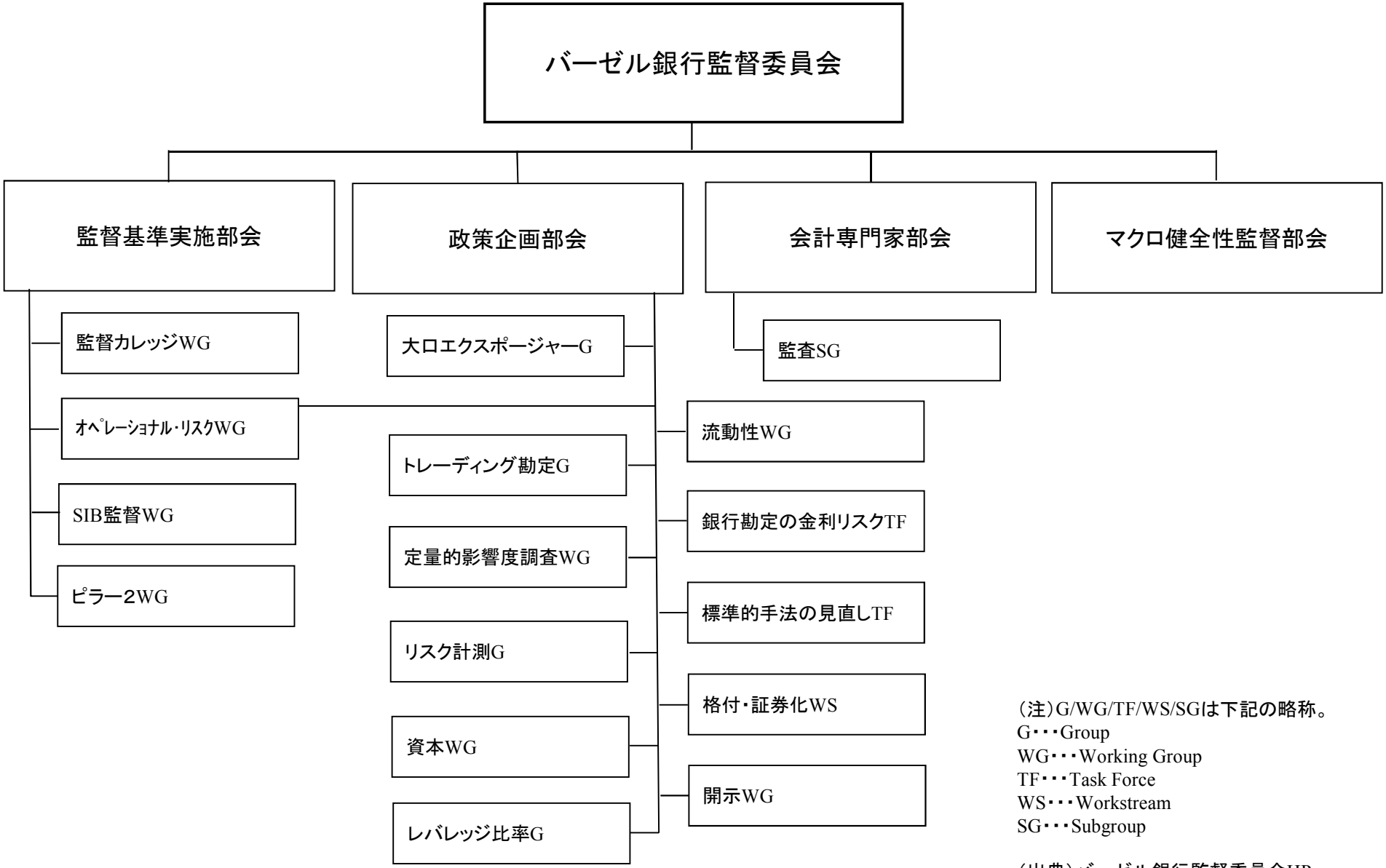

（注）G/WG/TF/WS/SGは下記の略称。
G・・・Group
WG・・・Working Group
TF・・・Task Force
WS・・・Workstream
SG・・・Subgroup

（出典）バーゼル銀行監督委員会HP

資料 20－２－１

証券監督者国際機構（IOSCO）組織図

（2015 年 7 月現在）

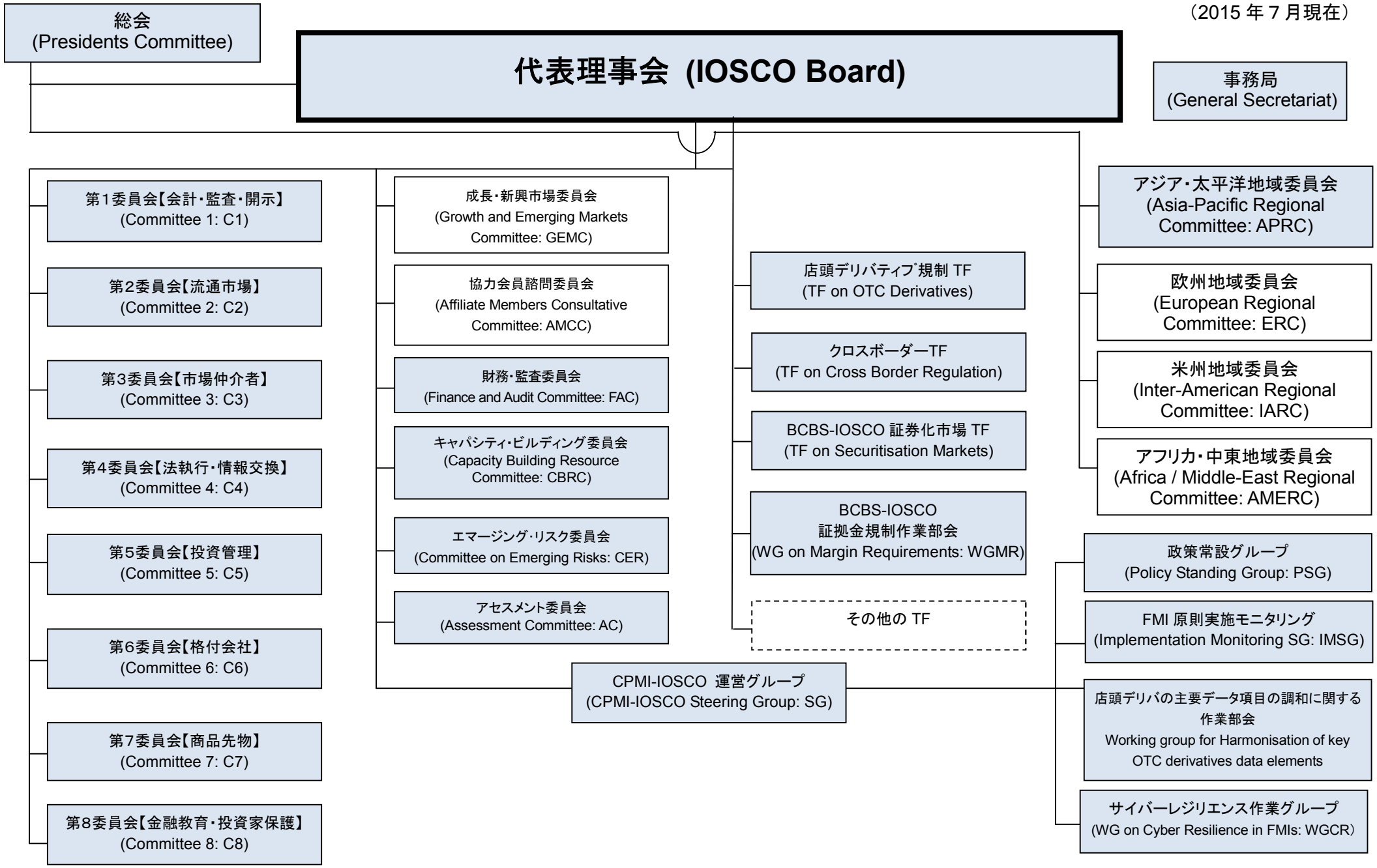

資料20－４－１

保険監督者国際機構（IAIS）の組織図

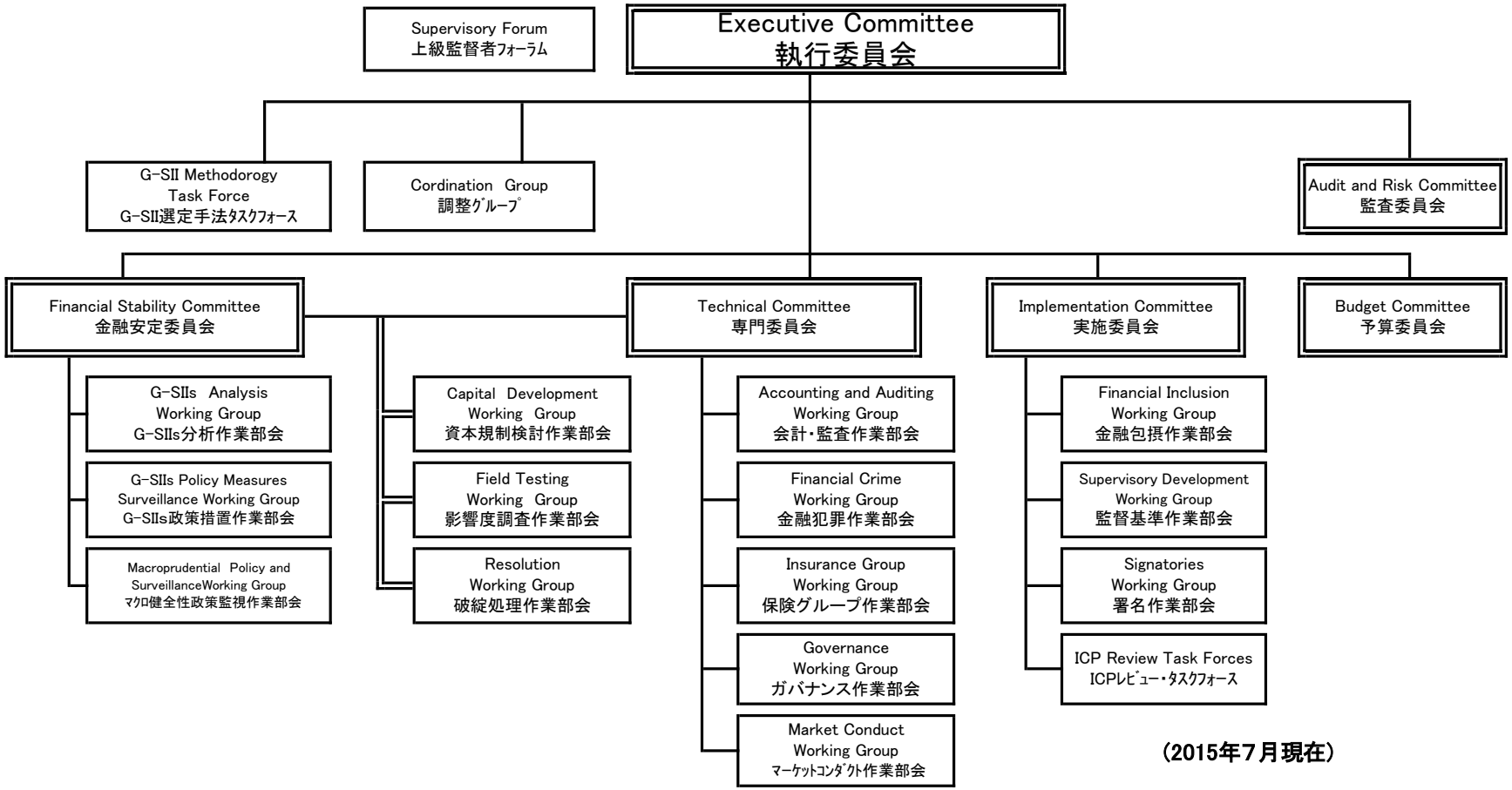

（2015年７月現在）

2015 年６月現在

経済連携協定（EPA）締結・交渉状況

発効済	シンガポール	・2001 年 1 月交渉開始 ・2002 年 1 月署名 ・2002 年 11 月発効 ・2006 年 6 月再交渉開始 ・2007 年 9 月発効
	メキシコ	・2002 年 11 月交渉開始 ・2004 年 9 月署名 ・2005 年 4 月発効 ・2008 年 9 月再交渉開始 ・2012 年 4 月発効
	マレーシア	・2004 年 1 月交渉開始 ・2005 年 12 月署名 ・2006 年 7 月発効
	チリ	・2006 年 2 月交渉開始 ・2006 年 9 月大筋合意 ・2007 年 3 月署名 ・2007 年 9 月発効
	タイ	・2004 年 2 月交渉開始 ・2005 年 2 月大筋合意 ・2007 年 4 月署名 ・2007 年 11 月発効
	インドネシア	・2005 年 7 月交渉開始 ・2006 年 11 月大筋合意 ・2007 年 8 月署名 ・2008 年 7 月発効
	ブルネイ	・2006 年 6 月交渉開始 ・2006 年 12 月大筋合意 ・2007 年 6 月署名 ・2008 年 7 月発効
	ASEAN 包括	・2005 年 4 月交渉開始 ・2007 年 8 月大筋合意 ・2008 年 4 月署名 ・2008 年 12 月発効
	フィリピン	・2004 年 2 月交渉開始 ・2004 年 11 月大筋合意 ・2006 年 9 月署名 ・2008 年 12 月発効
	スイス	・2007 年 5 月交渉開始 ・2008 年 9 月大筋合意 ・2009 年 2 月署名 ・2009 年 9 月発効
	ベトナム	・2007 年 1 月交渉開始 ・2008 年 9 月大筋合意 ・2008 年 12 月署名 ・2009 年 10 月発効
	インド	・2007 年1月交渉開始 ・2010 年 9 月大筋合意 ・2011 年 2 月署名 ・2011 年 8 月発効

発効済	ペルー	・2009 年 5 月交渉開始 ・2010 年 11 月大筋合意 ・2011 年 5 月署名 ・2012 年 3 月発効
	オーストラリア	・2007 年 4 月交渉開始 ・2014 年 4 月大筋合意 ・2014 年 7 月署名 ・2015 年 1 月発効
交渉中	ASEAN （投資・サービス）	・2005 年 4 月交渉開始
	環太平洋パートナーシップ協定（TPP）	・2010 年 3 月交渉開始 （日本は 2013 年 7 月の交渉から参加）
	モンゴル	・2012 年 6 月交渉開始 ・2014 年 7 月大筋合意 ・2015 年 2 月署名
	コロンビア	・2012 年 7 月交渉開始
	カナダ	・2012 年 11 月交渉開始
	中国・韓国（日中韓EPA）	・2013 年 3 月交渉開始
	EU	・2013 年 4 月交渉開始
	RCEP	・2013 年 5 月交渉開始
	トルコ	・2014 年 12 月交渉開始
交渉中断	韓国	・2003 年 12 月交渉開始 ・2004 年 11 月以降交渉中断
	湾岸協力理事会（GCC）	・2006 年 9 月交渉開始 ・2007 年 1 月以降交渉中断

巻末資料１

この１年の主な出来事

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
平成26年 ７月	1　「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表	1　「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		
	〃　「「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」」を公表			
	〃　「「平成26年度金融庁政策評価実施計画」の策定について」を公表			
	2　「株式会社三栄建築設計株式に係る変更報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	〃　「株式会社三栄建築設計に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	3　「「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）」を公表	3　「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表		
	〃　「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表	〃　ジースリー株式会社に対する行政処分		
	〃　「店頭デリバティブ取引規制関連について」を公表			
	4　「平成26年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案」を公表	4　「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表	4　「金融モニタリングレポート」を公表	
		〃　「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）」を公表		

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			4	「銀行法施行規則等の一部改正案及び監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果について」を公表				
	8	「「子ども見学デー」のお知らせ」を公表						
	〃	「監査法人の処分について」を公表						
	〃	「フィンテックグローバル株式会社株式に係る相場操縦事件の第１回審判期日」開催						
	〃	「株式会社ＲＩＳＥ株式に係る相場操縦事件の第１回審判期日」開催						
	14	「「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	17	「日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事件の第１回審判期日」開催						
	22	「株式会社アイレックスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「日本アセットマーケティング株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「公開買付者との契約締結者の職員によるアイ・エム・アイ株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「公開買付者との契約締結者の職員からの情報受領者によるアイ・エム・アイ株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	22	「公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者によるローヤル電機株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	25	「株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引事件の第１回審判期日」開催						
	28	「「金融庁業務継続計画」の改定について」を公表						
	〃	「国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事件の第１回審判期日」開催						
	29	「アジア金融連携センターによる開講式の開催について」を公表						
					30	「金融検査結果事例集」を公表		
	31	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成26年４月１日～同年６月30日）」を公表	31	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年４月末）」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「流動性カバレッジ比率に係る告示案」を公表				
			〃	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
８月	1	「「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	1	「認定個人情報保護団体の認定について」を公表				
	7	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第１回）」を開催						
	8	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表	8	「平成26年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）について」を公表				
			〃	「経営強化計画の承認について」を公表				
			〃	「経営強化計画等の履行状況（平成26年３月期）について」を公表				
			〃	「信用事業強化計画等の履行状況（平成25事業年度）について」を公表				
			〃	株式会社コンサルティング・アルファに対する行政処分				
	11	「平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案」を公表	11	「「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表				
	15	「「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	15	「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」を公表				
	〃	「多重債務者相談強化キャンペーン2014の実施について」を公表						
	20	「「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	22	「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表						
	〃	「株式会社メディアクリエイト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「フィンテックグローバル株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	25	「産業競争力強化法の「企業実証特例制度」に基づく新たな規制の特例措置について」を公表						
	27	「「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	27	「損害保険会社の合併について」を公表				
			〃	「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成26年３月末）について」を公表				
			〃	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
	28	「「多重債務者相談強化キャンペーン2014」における相談会の開催予定等について」を公表	28	國民銀行在日支店に対する行政処分				
	29	「平成27年度予算、機構・定員要求について」を公表	29	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年５月末）」を公表				
	〃	「平成27年度歳出概算要求書について」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	29	「金融庁の平成27年度税制改正要望について」を公表						
	〃	「平成25年度実績評価書」等を公表						
	〃	「日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社ＲＩＳＥ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「店頭デリバティブ取引情報」を公表						
	〃	「「金融庁防災業務計画」の改正について」を公表						
	〃	「「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
９月	2	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト（第２回）」を公表						
	4	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第２回）」を開催						
	5	「株式会社日本取引所グループの産業競争力強化法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について」を公表	5	ＦＸコーポレーション株式会社に対する行政処分				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
					11	「平成26事務年度　金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）について」を公表		
	12	「「連結財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）」を公表	12	「証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正（案）」等を公表			12	ＡＳＥＭ財務大臣会合（伊・ミラノ）
	〃	「ＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果」を公表	〃	「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	16	「株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引事件の第１回審判期日」開催	16	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			17	「「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	18	「公認会計士の懲戒処分について」を公表						
	19	「「信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令等」に対するパブリックコメントの結果等」を公表						
	〃	「「銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件」の一部を改正する件について」を公表						
	〃	「日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事件の第２回審判期日」開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
							20	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～21、豪州・ケアンズ）
					25	「オフサイト検査モニターの集計結果」を公表		
	26	「無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について」を公表	26	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	〃	「第33回金融審議会総会・第21回金融分科会合同会合」開催	〃	「生命保険会社の合併について」を公表				
	〃	不正に個人情報を取得しようとする電話やメールについて注意喚起						
			29	「銀行持株会社の設立認可について」を公表			29	第187回（臨時会）開会
			〃	「株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について」を公表				
			〃	「生命保険業の免許について」を公表				
	30	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第３回）」を開催	30	「株式会社十六銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について」を公表				
	〃	「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表	〃	「株式会社山口銀行及び株式会社北九州銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	30	「「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	30	「貸金業関係資料集の掲載について」を公表				
	〃	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第２条の２第１項第１号に基づき届出を行った者の一覧」を公表	〃	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年６月末）」を公表				
	〃	銀行を名乗る者等による預金の勧誘について注意喚起						
10月	1	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について」を公表	1	「「経営者保証に関するガイドライン」Ｑ＆Ａの一部改定について」を公表				
			3	株式会社財コンサルティングに対する行政処分				
	6	「インスパイアー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「技研興業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
			7	「ファンドモニタリング調査の集計結果について」を公表				
	9	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第１回）を開催	9	「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表			9	Ｇ20財務大臣・中央銀行総裁会議、ＩＭＦ・世銀総会（～11、米国・ワシントンＤＣ）
	10	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第１回）を開催	10	「「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の一部改正について」を公表				
	〃	「「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」の改正（案）」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	14 「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について」を公表	14 原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請		
	17 「平成25年金融商品取引法等改正（１年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	17 「「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	20 「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第４回）」を開催			
	〃 金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第２回）を開催			
	〃 「ホクシン株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			
	〃 「産業競争力強化法の「企業実証特例制度」に基づく新たな規制の特例措置について」を公表			
				21 ＡＰＥＣ財務大臣会合（～22、中国・北京）
	23 「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	23 「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表		
	24 金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第２回）を開催	24 株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する行政処分		
	27 「「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案」を公表			
	28 「企業会計審議会総会」を開催			

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	29 金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第３回）を開催			
	〃 「監査法人の処分について」を公表			
	30 シンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方（大阪）」を開催			
	〃 「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表			
	31 「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第５回）」を開催	31 「貸金業関係資料集の更新について」を公表		
	〃 「国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年７月末）」を公表		
	〃 「川口化学工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃 「流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成26年７月１日～同年９月30日）」を公表	〃 「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表		
11月	6 金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第３回）を開催			
	〃 金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（第４回）を開催			
	7 「株式会社ＴＡＳＡＫＩ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表			

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	7	「長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	10	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」を公表					10	金融安定理事会（ＦＳＢ）が市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力の充実」を公表
	11	「第４回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催						
	12	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第６回）」を開催						
	14	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
							15	G20ブリスベン･サミット（～16、豪州・ブリスベン）
	18	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（第５回）を開催						
	19	「「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等（案）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	19	「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	19	「「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	20	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（金沢）」を開催						
	21	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第４回）を開催					21	第187回（臨時会）閉会
	〃	「「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	〃	「平成26年金融商品取引法等改正（６ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	25	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第７回）」を開催	25	年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請				
	26	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（札幌）」を開催						
	27	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（第６回）を開催						
	〃	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム（福岡）」を開催						
	28	「「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	28	「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			28	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年８月末）及び過去（平成26年７月末）に公表した計数の訂正について」を公表				
12月			1	「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等」を公表				
	4	「第48回金融トラブル連絡調整協議会」を開催						
	5	「株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	5	「主要行等の平成26年９月期決算の概要について」を公表				
	〃	「公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるチムニー株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「地域銀行の平成26年９月期決算の概要」を公表				
	〃	「伊勢化学工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「主要生損保の平成26年９月期決算の概要」を公表				
	8	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（第７回）を開催						
	9	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第３回）について」を公表						
	11	「金融庁の１年（平成25事務年度版）」を公表	11	「流動性規制に関するＱ＆Ａ」を公表				
	12	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第８回）」を開催						

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	12 「店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成26年９月末）」を公表			
	15 「企業会計審議会第１回会計部会」を開催			
	16 金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（第８回）を開催	16 「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を公表		
	〃 金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第５回）を開催	〃 株式会社ＮＥＸＴ　ＴＲＵＳＴに対する行政処分		
	17 「ＪＡＬＣＯホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	17 「レバレッジ比率に係る告示案」等を公表		
	〃 「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）≪コーポレートガバナンス・コード原案≫～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を公表			
	〃 「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表			
		19 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表		
		〃 株式会社Cashwell Asset Managementに対する行政処分		
	22 「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表			

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			24	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付業の説明事項に係るグループ指定）の制定（更新）について」を公表			24	第188回（特別会）開会 第３次安倍内閣発足、麻生副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、デフレ脱却担当
			25	「「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）」を公表			25	赤澤内閣府副大臣（栄典、情報公開・個人情報保護審査会、迎賓館、国際平和協力業務、官民人材交流及び再就職等監視、防災、死因究明等の推進、規制改革、官民競争入札・公共サービス改革、公益法人行政、公文書管理、少子化対策、共生社会政策、子どもの貧困対策、アルコール健康障害対策、男女共同参画、特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等、金融関係事項、拉致問題、海洋政策・領土問題、国土強靭化、女性活躍、行政改革、内閣官房・内閣府の業務見直し及び総合的な子ども・子育て支援のための組織のあり方検討　担当）就任
							〃	越智内閣府大臣政務官（栄典、情報公開・個人情報保護審査会、迎賓館、国際平和協力業務、官民人材交流及び再就職等監視、規制改革、官民競争入札・公共サービス改革、公益法人行政、公文書管理、少子化対策、共生社会政策、子どもの貧困対策、アルコール健康障害対策、男女共同参画、特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等、女性活躍、行政改革、内閣官房・内閣府の業務見直し及び総合的な子ども・子育て支援のための組織のあり方検討　担当）就任
	26	「外国監査法人等の廃業等の届出について」を公表	26	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年９月末）」を公表			26	第188回（特別会）閉会
	〃	「日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
１月			13	「保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額（平成十八年金融庁告示第十七号）の一部を改正する件（案）」を公表				
	14	「平成27年度予算及び機構・定員について」を公表						
	〃	「平成27年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」を公表						
	16	「無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について」を公表	16	プリベントホールディングス（株）及びプリベント少額短期保険（株）に対する行政処分	16	「「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」の英語版の一部改訂について」公表		
	〃	「公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者による株式会社日立メディコ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	アルパリジャパン株式会社に対する行政処分				
	〃	「株式会社ワイヤレスゲート役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について」を公表						
	19	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第６回）を開催						
					20	「「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」への新たな事例の追加について」を公表		
	21	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第９回）を開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	22	「ＡＤＢＩ・ＯＥＣＤ・日本　ハイレベル・グローバル・シンポジウムー金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進ー」を開催						
	23	「公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会　当面のアクションプランの改訂について」を公表						
	〃	「「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	26	「金融審議会委員、臨時委員の任命について」を公表					26	第189回（常会）開会
	27	「公認会計士の懲戒処分について」を公表						
	28	「金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告書」を公表	28	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表				
			〃	「第134回自動車損害賠償責任保険審議会」を開催				
	〃	「「適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	30	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成26年10月１日～同年12月31日）」を公表	30	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年10月末）」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			30	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				
２月	4	「金融に関する知識・判断力を身に付けるためのシンポジウム（熊本）」を開催	4	「平成26年度地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について」を公表				
	〃	「ＮＩＳＡの日（２月13日）に係る広報活動について」を公表	〃	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況」を公表				
	〃	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）」等を公表						
	5	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第10回）を開催						
	6	「金融に関する知識・判断力を身に付けるためのシンポジウム（高松）」を開催	6	「流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表	6	「流動性カバレッジ比率規制に係る「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）」を公表		
			〃	「平成26年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）について」を公表				
			〃	「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表				
							9	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～10、トルコ・イスタンブール）
	10	「平成26年３月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について」を公表	10	「経営強化計画等の履行状況（平成26年９月期）について」を公表				
	〃	「平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について」を公表	〃	「信用事業強化計画等の履行状況（平成26事業年度半期）について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	13	「平成26年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等」を公表	13	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」を公表	13	「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）」を公表		
			〃	アルパリジャパン株式会社に対する行政処分（延長）				
	17	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）」を公表						
	18	「平成26年改正保険業法（２年以内施行）に係る政府令・監督指針案」を公表	18	「保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）の一部を改正する件（案）」を公表				
	20	「企業会計審議会委員の任命について」を公表						
	〃	「2014年度金融知識普及功績者表彰について」を公表						
			24	「「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」を公表				
			27	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年11月末）」を公表				
			〃	「経営健全化計画の見直しについて」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			27	「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
３月	2	金融庁職員を装った電子メールについて注意喚起	2	年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について要請				
	3	「第34回金融審議会総会・第22回金融分科会合同会合」を開催						
	4	「店頭デリバティブ取引情報」を公表						
	5	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第９回）」を開催						
	〃	「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について」公表						
	10	「ＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果（速報値）」を公表						
	12	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第４回）について」を公表	12	「認定経営革新等支援機関一覧」を公表				
			〃	「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			13	日本産業復興基金株式会社に対する行政処分				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	16	「株式会社ウェッジホールディングス株式に係る偽計事件の第１回審判期日」開催						
	19	「株式会社加地テック社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	24	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第11回）を開催	24	「「保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額（平成十八年金融庁告示第十七号）の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	26	「金融商品取引法第六十七条の十八第四号の規定に基づき金融庁長官の指定する有価証券を定める告示案」を公表	26	「流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	26	「流動性カバレッジ比率規制に係る「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
			〃	「自己資本比率規制に関する告示等の一部改正について」を公表				
			27	「経営健全化計画の見直しについて」を公表				
			〃	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	30	「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	30	「「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	31	「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について（平成27年３月期版）」を公表	31	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成26年12月末）」を公表				
	〃	「有価証券報告書レビューの実施について（平成27年３月期以降）」を公表	〃	「経営健全化計画の見直しについて」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	31	「保険業法施行規則及び資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令について」を公表	31	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「「保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
			〃	「レバレッジ比率等に関するＱ＆Ａ等」を公表				
４月	1	「「金融庁国民保護計画」の変更について」を公表	1	「所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う監督指針及び事務ガイドラインの一部改正について」を公表				
	〃	「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令について」を公表	〃	「「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	3	「外国監査法人等の廃業等の届出について」を公表						
	6	「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案」を公表						
	15	「企業会計審議会第２回会計部会」を開催	15	「株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について」を公表				
	〃	「ＩＦＲＳ適用レポート」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
							16	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（～17、米国・ワシントンD.C.）
			21	「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	21	「「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表		
	22	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」（第12回）を開催						
	24	「ＮＩＳＡ口座の利用状況について」を公表						
	〃	「大陽日酸株式会社の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「大陽日酸株式会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「大陽日酸株式会社の社員からの情報受領者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「株式会社ＳＪＩに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	〃	「公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による株式会社トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
	28	「平成27年度 金融庁における国家公務員採用試験からの女性の採用状況について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	28	金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ･グループ」中間整理を公表						
	〃	「「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	30	「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成27年１月１日～同年３月31日）」を公表	30	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年１月末）」を公表				
			〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
			〃	「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」を公表				
			〃	「証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果」を公表				
５月	1	「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（案）」を公表						
	〃	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表						
							3	ＡＳＥＡＮ+３　財務大臣・中央銀行総裁会議（アゼルバイジャン・バクー）

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	8	「公認会計士の懲戒処分について」を公表						
	12	「平成26年金融商品取引法等改正（１年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	14	「日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引事件の第１回審判期日」開催						
	15	「無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について」を公表	15	「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表				
			〃	「レバレッジ比率に係る告示の一部改正案」等を公表				
	18	「第５回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催						
	19	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング･グループ」（第１回）を開催						
	〃	「株式会社トラスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						
			22	「「平成26年改正保険業法（２年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」等の一部改正（案）」を公表				
	26	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング･グループ」（第２回）を開催	26	カブドットコム証券株式会社に対する行政処分				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	27	「「平成26年改正保険業法（２年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表					27	Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議（～29、独・ドレスデン）
							〃	「金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立
	28	「「金融商品取引法第六十七条の十八第四号の規定に基づき金融庁長官の指定する有価証券を定める告示案」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	29	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）」を公表	29	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年２月末）」を公表				
	〃	プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者に関して注意喚起	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
	〃	「株式会社高田工業所株式に係る相場操縦事件の第１回審判期日」開催						
６月	3	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表						
	〃	「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表						
			4	日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止について要請				
			5	「主要行等の平成27年３月期決算の概要について」を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
			5	「地域銀行の平成27年３月期決算の概要について」を公表				
			〃	「主要生損保の平成27年３月期決算の概要について」を公表				
							7	Ｇ７エルマウ城・サミット（～８、独・エルマウ城）
	9	「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」」を公表	9	「生命保険会社の合併について」を公表				
	10	「店頭デリバティブ取引情報」を公表	10	ウリィ銀行東京支店に対する行政処分				
	〃	「ＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果」を公表	〃	中小企業銀行東京支店に対する行政処分				
	11	「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第５回）について」を公表						
	12	「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表						
	15	「「信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件」等の一部を改正する件について」を公表						
	〃	「第49回金融トラブル連絡調整協議会」を開催						

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	16 金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング･グループ」（第３回）を開催	16 株式会社タップジャパンに対する行政処分		
	〃 「官報公示漏れ事案の再発防止策等について」公表			
		17 預金口座開設の勧誘に関して注意喚起		
	18 「「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）」を公表			
	19 「監査法人の処分について」を公表			
		22 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表		
	23 「地域の成長マネー供給促進フォーラム（福岡）」を開催	23 株式会社プログレスマインドに対する行政処分		
	24 「金融・資本市場活性化有識者会合意見書の概要」を公表			
	〃 「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表			
	25 「「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表	25 「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」を公表		

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	25	「「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」を公表						
	26	「地域の成長マネー供給促進フォーラム（大阪）」を開催	26	「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を公表	26	「金融検査結果事例集」を公表		
	〃	「日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要について」を公表				
	〃	「株式会社エナリス役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について」を公表				
	〃	「株式会社フィスコ役員からの情報受領者による同社株式ほか１銘柄に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表	〃	「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果について」を公表				
	〃	「監査法人の処分について」を公表	〃	「レバレッジ比率に係る告示の一部改正案等に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	29	「第24回政策評価に関する有識者会議」を開催						
	〃	金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング･グループ」（第４回）を開催						
	〃	「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会の報告書を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	30	「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表	30	「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成27年３月末）」を公表	30	「「保険検査マニュアル」の一部改定（案）」を公表		
	〃	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第２条の２第１項第１号に基づき届出を行った者の一覧」を公表	〃	「経営健全化計画の履行状況報告について」を公表				
	〃	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表	〃	「特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準」を公表				
	〃	「公認会計士の懲戒処分について」を公表	〃	「貸金業関係資料集の更新について」を公表				
	〃	「監査法人及び公認会計士の懲戒処分について」を公表						
	〃	「「子ども見学デー」のお知らせ」を公表						

巻末資料２

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
27 年 189 国会 （常会）	金融商品取引法の一部を改正する法律	適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもの。	27．６．３	公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日。

巻末資料３

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成 26 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年７月４日 （26 年７月 31 日適用）	■　自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正
26 年 10 月 17 日 （26 年 12 月１日適用）	■　大口信用供与等規制に係る改正
27 年３月 12 日 （27 年３月 31 日適用）	■　レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正
27 年３月 26 日 （27 年３月 31 日（一部６月 30 日）適用）	■　流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正
27 年４月１日	■　銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正
27 年４月 30 日	■　証券化リスク・リテンション規制に係る改正
27 年６月 26 日 （27 年６月 30 日適用）	■　レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年７月４日 （26 年７月 31 日適用）	■　自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加したことに伴う改正
26 年 10 月 17 日 （26 年 12 月１日適用）	■　大口信用供与等規制に係る改正
27 年３月 12 日 （27 年３月 31 日適用）	■　レバレッジ比率の開示規制の導入に伴う改正
27 年３月 26 日 （27 年３月 31 日（一部６月 30 日）適用）	■　流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正
27 年４月１日	■　銀行本体によるイスラム金融の取扱いに係る改正
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスク及びインターネットバンキングに係る改正
27 年４月 30 日	■　証券化リスク・リテンション規制に係る改正
27 年６月 26 日 （27 年６月 30 日適用）	■　レバレッジ比率に関する告示の一部改正に伴う改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年９月 16 日	■　保険募集態勢・システムリスク管理態勢に関する改正

26 年 11 月 28 日	■　保険業法及び同府令改正に伴う改正及び「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえた改正
27 年４月 21 日 （27 年 4 月 22 日適用）	■　システムリスクに係る改正
27 年４月 30 日	■　証券化リスク・リテンション規制に係る改正
27 年５月 27 日 （28 年５月 29 日適用予定）	■　平成 26 年改正保険業法（２年以内施行）に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年９月 16 日	■　少額短期保険業者の代理店監査等に係る着眼点の拡充及び少額短期保険主要株主の承認審査基準の明確化等に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
26 年９月 17 日 （一部 26 年 12 月１日適用）	■　金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成 25 年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（１年半以内施行）等を踏まえた改正
26 年 11 月 19 日 （27 年９月１日適用）	■　平成 24 年金融商品取引法改正（３年以内施行）を踏まえた改正
27 年３月 26 日 （27 年３月 31 日（一部６月 30 日）適用）	■　流動性カバレッジ比率規制の導入に伴う改正

27 年４月１日	■　所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスクに係る改正
27 年４月 30 日	■　証券化リスク・リテンション規制に係る改正
27 年５月 12 日 （27 年５月 29 日適用）	■　平成 26 年金融商品取引法改正（１年以内施行）を踏まえた改正

信用格付業者向けの監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスクに係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスクに係る改正

事務ガイドライン　第三分冊:金融会社関係

公表日	改　正・策　定　内　容
27 年４月１日	■　所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正（特定目的会社関係）
27 年４月 21 日 （27 年４月 22 日適用）	■　システムリスクに係る改正

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
27年４月21日 （27年４月22日適用）	■　システムリスクに係る改正

金融庁の所在地等

平成 27 年 10 月 30 日現在

金融庁

〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100－8922　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100－8905　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

（地下鉄）

- 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩５分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩５分
- 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩５分

http://www.fsa.go.jp/
Financial Services Agency